教育委員会定例会事項書

令和5年9月21日(木) 9:30~ 教育委員室

1 開会宣言

議事録署名者 冨樫委員

- 2 前回定例会審議結果の確認(別紙参照)
- 3 請 願

請願の処理について

4 議 題

議案第 20号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条の規定に基づく職務権 限の特例に関する条例の一部を改正する条例案に対する意見について

5 報告題

報告 1 令和6年度三重県公立学校教員採用選考試験第2次選考試験の実施状況について

報告 2 三重県いじめ問題対策連絡協議会委員の任命について

報告 3 「三重県教育ビジョン(仮称)」中間案について

報告 4 「三重県人権教育基本方針」の改定に係る中間案について

報告 5 「三重県部活動ガイドラインおよび新たな地域クラブ活動方針」

▼□ 3 中間案について

報告 6 令和5年度全国高等学校総合体育大会等の結果について

- 報告 7 令和5年度三重県中学校総合体育大会の結果について
- 報告 8 第45回東海中学校総合体育大会の結果について
- 報告 9 令和5年度全国中学校体育大会の結果について
- 報告 10 指定管理者が行う公の施設の管理状況について
- 6 閉会宣言

۲,

ł

د

前回定例会の審議結果

1 日 時

令和5年9月4日(月) 開会 9時30分 閉会 10時40分

2 場 所

教育委員室

3 出席者及び欠席委員の氏名

出席者 福永教育長、大森委員、北野委員、栗須委員、冨樫委員 議事録署名者 栗須委員

- 4 採択議案の件名
 - 議案第17号 職員の懲戒処分について
 - 議案第18号 懲戒処分の指針の一部改正について
 - 議案第19号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条の規定に基づく職務権限 の特例に関する条例の一部を改正する条例案
- 5 請願陳情の付議の結果

該当なし

- 6 諸般の報告
 - 報告1 令和6年度三重県立高等学校入学者選抜実施要項及び三重県立特別支援学校入学者 募集要項について
 - 報告2 令和6年度使用県立高等学校及び県立特別支援学校教科書の採択について
 - 報告3 令和6年度使用小学校用教科用図書の各採択地区における採択について
 - 報告4 紀南地域新高等学校について
- 7 その他会議において必要と認めた事項

該当なし

. · · · · · •

請願3

上げ馬神事廃止に関する請願について

請願について、別紙のとおり提出する。

令和5年9月21日提出

三重県教育委員会教育長 福永 和伸

·

∢ K		しせ た動	
教育委員会		に運営されて 1場にありま うる調査はい ませんので、 たい。	
	۲. m	にてて自主的 廃止させる1 廃まったる1 をしません。 あしません。 探打といたし	; ;
	教育長の意見	多度大社上げ馬神事は、地域の祭礼として自主的に運営されて いるものであり、県教育委員会は行事を廃止させる立場にありませ ん。 また、県教育委員会は、文化財の保存・継承にかかる調査はいた しますが、動物虐待や賭博に関する捜査権限はありませんので、動 物虐待・賭博について調査を行う立場にありません。 以上のことから、本請願については不採択といたしたい。	
表	. •		
請願文書	請願者	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~	
	件名及び要旨	(件名) 上げ馬神事廃止に関する 諸願について (要旨) ・上げ馬神事と称する三重県 の度大社の行事を廃止する こと ・動物虐待を放置したこと、 及び闇賭博の疑いを調査す ること	
	受付年月日	令和5年6月16日	
-	受付番号		

三重县教育委員会長 殿

上げ馬神事廃止に関する請願書また苦情申し出

この度、上げ馬神事と称する三重県多度大社の行事の廃止を請願いたします。 また、危険で一般市民の精神を乱し、動物虐待を放置した事への苦情と調査を 申し出ます。

1 請願の理由

上げ馬神事の写真、動画、ニュースを見て以来、精神的ショックを受け、トラウマになりました。 度々、苦しく、精神的に不安定な気持ち、不快感そして落ち込みます。 この行事がなぜここまで放置されてきたのか、一般市民がここまでショックを受ける動物虐待を、 長年声が上がり、指導もしていたのに変えられないのか、激しく憤っています。

家には 12 歳の乗馬が大好きな子供がおります。やはり今回の映像を見て、数日トラウマで沈み 込んでしまいました。そして、なぜこんな酷いことを馬にしているのか、絶対辞めさせるように頼ん でくれと泣きながら言いました。

子供の学校では、当たり前ですが弱いもの、動物にやさしく、と教育しています。

SDG、環境、正しい伝統、マナー、どれも大事な事と教わっています。

子供の教育においても、三重県はどれだけ悪影響を広めているかわかりますか。

また、私本人も長年乗馬をしており、自分の馬も長年持っています。そのうちの一頭はサラブレッドでした。ですので、今回の蛮行を見たときは怒りと悲しさで精神的に参りました。 馬は臆病で繊細な、坂を登る蹄は持っていない動物です。私の馬は 22 歳まで幸せに大事に生きました。この祭の犠牲になった馬たちはなんて悲しい命だったことか。

2 請願の内容

他の嘆願書にもある通り、まずこの祭りの問題は

無形文化財を受けている、伝統部分と、馬を坂上げして高い壁にぶつける、最近変化した部分は別物である。広くこれは認識されている。

1/3

- ② 馬はサラブレッドで、急な坂からの2メートルの高い壁を跳ぶのは不可能である、 オリンピックでも平地から1・6メートルである。馬は障碍専門の外国馬、熟練選手であるのに 対し、上げ馬はサラブレッドと普段馬に乗らない経験1月の若者である
- ③ 馬を脅して壁の爪掛けにかけて、前身が引っかかっている馬にロープをかけて 引っ張りあげている。人馬一体という言葉の使い方の真逆であり、日本語を誤用していること に強く抗議する。
- ④ 三重県警は馬も人もこれほど無謀、無茶、危険な行為を警備の前に調査、捜査、指導、取締 りをすべきところを、伝統の名で放置している。桑名の協議委員会が正しく機能しているか調 査すべきである。

キリがないが、無形文化財、伝統というのに競馬の賭け表が出回っており、周りの氏子も素行の 悪い者も多く、暴力、飲酒で書類送検もされている。馬に酒を飲ませる、殴る虐待も極悪である。 しかし今回、馬を叩く行為に注意していく、という記事が先週あり、それ以前にこの坂上げが後か ら出来た虐待行為そのものなので、叩く云々にすり替えられないよう、そちらは今は主にあえてし ない。

ただ、賭け票の出回りもあり、闇賭博の疑いもあるので、そちらの調査はすべきである。 無形文化財の名の下に庇護されながら、ふざけた賭け票があるのはふさわしくないどころではなく、 責任はどこにあるか明白にすべきである。

これだけ長年、問題なのに改善がないのは癒着、脅し、内部から改善の声が上がっても、潰され ると内部告発でもあるからである。

重ねて、桑名警察署の協議委員会のメンバーは、長年氏子、大社の宮司が務めており、自浄作 用がなく、第三者機関がいない。

また、これについて広く共有された情報が世界的に広まっている。動物愛護団体はもとより、ドイ ツの国営放送も取り上げている。特にヨーロッパは馬社会であり、意識が高く、日本全体が三重 県により恥をかいている。このような国に馬術競技の馬は輸出しないと言い出している厩舎もある。 日本全体のモラルが問われている。もちろん、国内でも三重県への見方は厳しくなる一方である。

海外からの投稿文を引用する。

•This is just heart breaking ,Japan should be banned from the Olympics until this ends. Horses are incredibly eager to please and very stoic. They have hearts of lions and this just breaks my heart * Sickening and it still goes on. Are there no people of compassion in Japan?

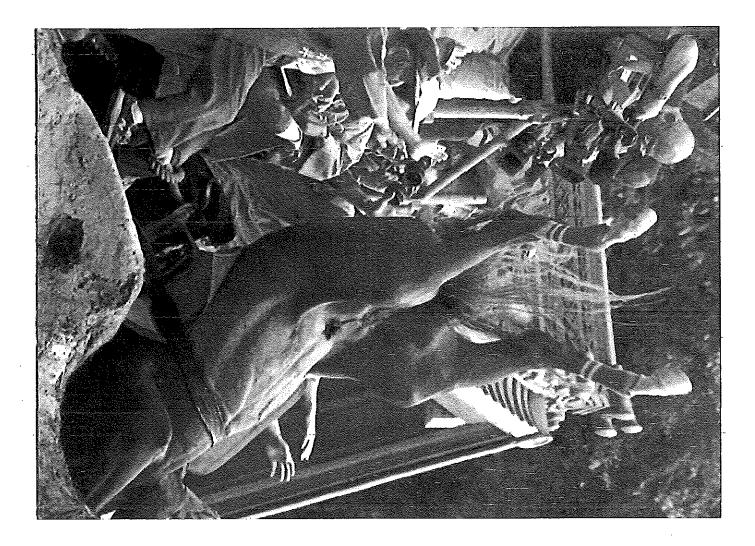
•Whats wrong with the people in Asia, why are they so cruel to animals in all those countries?

-What is this horrendous abomination?!!! How can human beings do this! My heart weeps endlessly for these poor beautiful horses. I can't believe this.

これを以て請願と苦情申立てとする。

藤森明子		

令和5年6月12日



T この字更は、欧米でも教多く共存とれている。

別資料 1/7 5 1/7

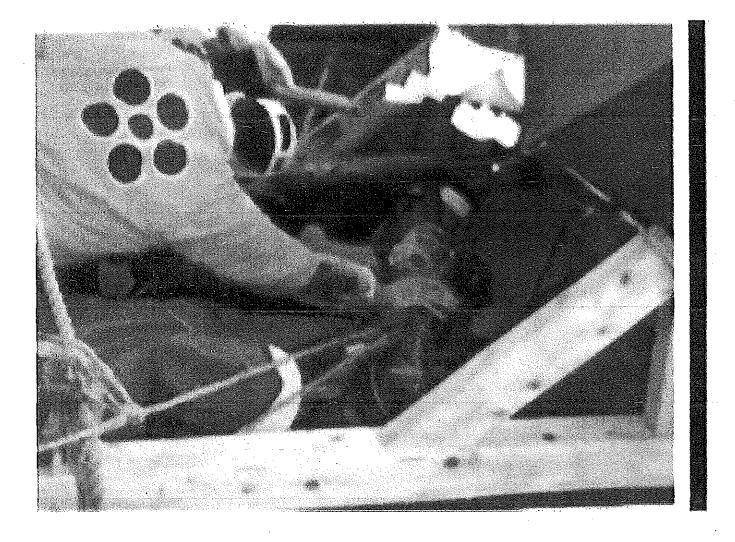


1、ハ,カ、カ、、7-馬え、何本ものローフ。ごひ,レチリンゲ ている。し、「アや尻てかしこんでいる。



* 愛打して、出面しているのにあったとうないとれているメレスによう。

3/7



~ 自今の大事 マスペットや、子枝の、、 î ſ Ĵ (ファイルビリハミをしている井村を、 これは国にあったら、と桃物したち、 コロナン大前)、 見の口に、弦をひりやり この安夏も、赤の王涯の どれていけ むいしゃく、わかるしてう、。 このたて生況、中華とない、通 フィントで食ませている。 日を欲うた特である。 トラウマである。(対反の)いた)の くがを下げてなれ) とという、これて、あて、あいる 4/7



、いかかり、体が宿、頭が下の馬。 これも月を疑う見せ物である。 この写真も、海外で多く茨存されている。

5/7 9

200 × 21				「「「「「」」の「「」」の「「」」の「「」」の「「」」の「」」の「」」の「」」	安樹村日月	The mathematical sector of												ы М М	- 1. * • • * • * • * • * • * • * • * • * •		s E							
		- 3 - 4 - 3 - 4 - 5 - 5 - 5 - 5 - 5 - 5 - 5 - 5 - 5 - 5			े भ ्म अ	and the second s				r จั		キンション	体の認識が	4	() ()	キュート			くシュージャッ	キャンズ	パン・シーン	14 10 14 14	なンテンズへ	С; ()•	(X)	常司司術	「「「「「「」」」を行う。「「「」」」を行う。「「」」を行う。「」」の「」」を行う。「」」の「」」を行う。「」」の「」」を行う。「」」の「」」の「」」の「」」の「」」の「」」の「」」の「」」の「」」の	
	and a subscription of the			5. X	1 8 3	ううかう きんき いちいいのかう 法			The second se			マン学校を認	「前川宮崎のおね。									· 伊 · · · ·	スト かけやや			kr Si	「「「「「「「」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」	
ай. 	and states a second state of the second states and second states and second states and second states and second			N N N N	* *	and the second s	in the Color 2001 Demonstration Contractor)))) () ()	、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、) .=4	18 11 18 18 18 18 18	「「日本」「「日本」」		- - 19 - 19	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	14 19 18	\$10000 = 100 \$10000 = 100 \$10000 = 10000						リレル・目録) (i	[1] 容		
and the second se		•	5	ж ж	a K	- 通行法病			12月 創業	57 - 12								の時にの			112				73 199 19	1	「離空目」は、「「」」」	

、とれかい、三重県の膨形文行関で、 70の年の伝がたり、? 命をうそうを険な行事に、このようで 心、红けに跳け来、荒气的名、 台南にてよるない、お祝のてもい 東小さけてい

6/7

.*********** 10/10/10/00/10/10/10 (5 -1 N 012-4138.88 L-13 1 ×. × EM. A.S - 01.24 1 × **WWWMDWWAD** M3 332 11 () 0 533 terioutia tara **》**讖 feci**n**estej est キロキへにく ×. 18-1-10-1 AB **ム**綱 V 3 V V M. ~ a# =###?? einge CARTER SERVER NOR NO N NOR 'N I (e de la constante de la consta V + 4 1 1 + * **** S. **** 1 ノーネンタキ . N 48 8 18 16 81 ආ SULL VILLE くいひゅくりぐう × × a P ノーから王 NATORIO I ŵ r s s s TVXU annaw 舟 \mathbf{x} h 20 の対応調整にある

水、物土を朝時ないからたなとげでな していてよい。 していてよい。 シメントもふくごけており、といこかく 随来の文に見てか、1月う。

7/711

. · · · · -. •

議案第20号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条の規定に基づく職務権限の 特例に関する条例の一部を改正する条例案に対する意見について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条の規定に基づく職務権限の特例に関す る条例の一部を改正する条例案に対する意見について、別紙のとおり提案する。

令和5年9月21日提出

三重県教育委員会教育長 福永 和伸

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条の規定に基づく職務権限の特例に関 する条例の一部を改正する条例案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第23条第2項の規定により、三重県議会議長から意見を求められたので提示する必要が ある。

なお、このことは三重県教育委員会権限委任規則第1条第20号の規定により教育委員 会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

١

.

۲.,

.

,

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条の規定に基づく職務権限の 特例に関する条例の一部を改正する条例案に対する意見(案)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条の規定に基づく職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例案について、適当と認める。

令和5年9月21日

三重県教育委員会教育長 福永和伸



三·議第 128 号 令和5年9月19日

博

三重県教育委員会教育長 様

•		
三重県議会議長	.中 . · ·	森



地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第2項の規定に基づく条例案に対す る意見について

令和5年第2回定例会において、知事から提出された下記の議案について、地方教育行政の 組織及び運営に関する法律第23条第2項の規定により、貴委員会の意見を求めます。

記

議案第18号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十三条の規定に基づく職務権 限の特例に関する条例の一部を改正する条例案

事務担当 議会事務局議事課 長谷川,

電話 059-224-2874 FAX 059-229-1931

怨案理由 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十三条第一項の規定に基づき、三重県教 育委員会の職務権限のうち知事が管理し、及び執行することとする事務に文化に関するこ とを加える必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

この条例は、 公布の日から施行する。

雲 m.

	改	旧	後		•					镹		臣	, .	前			
地方数育行	政の組	織及び	oা」	に関	する法		푌뉷	く教	管行	习	<u></u> С %	「徳」	炎れ	○瀆⇒	[[]]	民气	る浜
律 (昭和三十	一年语	霍罵百	<u>i</u> (+11	崳)	紙门十	筆	(盟	桰	叶十	1 H	书说	範細	н К Т П	<u></u> κ+	110)紙	114
三条第一項の	規定に	基づき	次に	掲げ	る教育	11	条裡	£	項の	麲	足に	憲人	一步	、 回 人	東第	1 0/2	に規
に関する事務	、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	暈が管	理し、	及び	執行す	迥	for K	ЭK	*~	》.	ご関	for N	う神	務 (1	<u> 予校</u>	行移	ける
RUNANTIO	°.					秗	育家	2関	for No	11)-	Λ %	透く	/° .) だ.	困	₩ 後	管理
						د	Ŕ	X7	製作	: for)	0 I)	د رد ا	J.	۱Q°.		:	
T K#-	ッに関	するこ	心(釥	枚に	おける		·					ξ	,	•			
体育に関	するこ	とを除	√°)	0				• •	>		•					•	
1 सर्वेग्रे	関する	·) ۲۲ (۱	文化时	の硢	酸に関				,		÷						
TO ROLLA	を除く	°).°	-	•	•		,						•				•

関する条例(平成二十四年三重県条例第三号)の一部を次のように改正する。 **次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正** 4~ 10°

・地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十三条の規定に基づく職務権限の特例に

例に関する条例の一部を改正する条例

三重県知事 ・「・ 見 鄹 N 地方数育行政の組織及び運営に関する法律第二十三条の規定に基づく職務権限の特

令和五年九月十九日

右 提 出する。

く職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例案

驗案第十八号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十三条の規定に基づ

Ҝ

安正する条例

一部名

の規定に基づく職務権限の特例に関する条例の

三条 +11

る法律第

開

Ū

地方教育行政の組織及び運営|

叱 20 20 胀 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条の規定に基づく 職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項の規定に基づき、 三重県教育委員会の職務権限のうち知事が管理し、及び執行することとする事 務に文化に関することを加える必要がある。

2 改正内容

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項の規定に基づき、 同項第3号に規定する文化に関すること(文化財の保護に関することを除 く。)は、知事が管理し、及び執行することとする。

3 施行期日

公布の日から施行するものとする。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条の規定に基づく職務権限の 特例に関する条例の一部を改正する条例案について(改正点)

R5. 9. 21

	改正概要
地方教育行政の)組織及び運営に関する法律第23条第1項の規定に基づき、
三重県教育委員会	の職務権限のうち知事が管理し、及び執行することとする事務
に文化に関するこ	とを加える必要があるため、改正するものである。

〇参考

【地方教育行政の組織及び運営に関する法律 抜粋】

(教育委員会の職務権限)

- 第二十一条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、 次に掲げるものを管理し、及び執行する。
 - 一 教育委員会の所管に属する第三十条に規定する学校その他の教育機関(以下「学校その他の教育機関」という。)の設置、管理及び廃止に関すること。
 - 二 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の用に供する財産(以下 「教育財産」という。)の管理に関すること。
 - 三 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員 の任免その他の人事に関すること。
 - 四 学齢生徒及び学齢児童の就学並びに生徒、児童及び幼児の入学、転学及び 退学に関すること。
 - 五 教育委員会の所管に属する学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指 導及び職業指導に関すること。
 - 六 教科書その他の教材の取扱いに関すること。
 - 七 校舎その他の施設及び教具その他の設備の整備に関すること。
 - 八 校長、教員その他の教育関係職員の研修に関すること。
 - 九 校長、教員その他の教育関係職員並びに生徒、児童及び幼児の保健、安全、 厚生及び福利に関すること。
 - + 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の環境衛生に関すること。
 - 十一 学校給食に関すること。
 - 十二 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。

- 十三 スポーツに関すること。
- 十四 文化財の保護に関すること。
- 十五 ユネスコ活動に関すること。
- 十六 教育に関する法人に関すること。
- 十七 教育に係る調査及び基幹統計その他の統計に関すること。

- 十八 所掌事務に係る広報及び所掌事務に係る教育行政に関する相談に関す ること。
- 十九 前各号に掲げるもののほか、当該地方公共団体の区域内における教育に 関する事務に関すること。

(長の職務権限)

- 第二十二条 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する事務のほか、次に掲げ る教育に関する事務を管理し、及び執行する。
 - 一 大学に関すること。
 - 二 幼保連携型認定こども園に関すること。
 - 三 私立学校に関すること。
 - 四 教育財産を取得し、及び処分すること。
 - 五 教育委員会の所掌に係る事項に関する契約を結ぶこと。
 - 六 前号に掲げるもののほか、教育委員会の所掌に係る事項に関する予算を 執行すること。

(職務権限の特例)

- 第二十三条 前二条の規定にかかわらず、地方公共団体は、前条各号に掲げる もののほか、条例の定めるところにより、当該地方公共団体の長が、次の各 号に掲げる教育に関する事務のいずれか又は全てを管理し、及び執行するこ ととすることができる。
- 一図書館、博物館、公民館その他の社会教育に関する教育機関のうち当該 条例で定めるもの(以下「特定社会教育機関」という。)の設置、管理及び 廃止に関すること(第二十一条第七号から第九号まで及び第十二号に掲げ る事務のうち、特定社会教育機関のみに係るものを含む。)。
- 二 スポーツに関すること(学校における体育に関することを除く。)。
- 三 文化に関すること(次号に掲げるものを除く。)。
- 四文化財の保護に関すること。
- 2 <u>地方公共団体の議会は、前項の条例の制定又は改廃の議決をする前に、当</u> 該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

(教育委員会の意見聴取)

第二十九条 <u>地方公共団体の長は</u>、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係 る部分その他特に教育に関する事務について定める<u>議会の議決を経るべき事</u> <u>件の議案を作成する場合に</u>おいては、<u>教育委員会の意見をきかなければなら</u> <u>ない</u>。 令和6年度三重県公立学校教員採用選考試験第2次選考試験の実施状況について

令和6年度三重県公立学校教員採用選考試験第2次選考試験の実施状況について、別紙の とおり報告する。

令和5年9月21日提出

. 3.

三重県教育委員会事務局 教職員課長

· · · · · ·

· ·

· · · ·

,

ň

. · . . .

₽ .

· · ·

· · · · ·

. .

			第2次選考試驗	実施状況		三重県教育委員	会 '
	校種等・教	科・科目	採用見込数	申込者数	第1次選考試験 受験者数	第1次選考試驗 合格者数	第2次選考試驗 受験者数
	小学校	教諭	約248名	745	705	620	582
	国	語	約21名	90	· 85	63	58
	社	会	約21名	141	130	63	59
ф	数	学	約22名	107	103	67	63
	理	科	約17名	41	36	28	25
学	音	楽	約8名	52	42	25	25
校	美	術	約6名	23	. 21	18	16
教	保	健体育	約15名	`176	167	51	49
	技	術	約4名	11	10	9 '	9
諭	家	庭	約3名	. 9	7	5	5
ſ	英	語	約24名	111	90	71	56
ſ	小	計	約141名	761	691	400	365
	E	語	約7名	53 ·	43	22	21
	地理歴史	世界史	約2名	55	50	12	12
	地理证文	日本史	約2名		50	14	12
高	数	学	約7名	70	68	22	19
ſ		物理	約3名				
等	理 科	化 学	約4名	54	51	29	26
1		生 物	約3名				·
学	保	健体育	約3名	106	95	10 ,	10
	家	庭	約4名	8	8	8	6
校		機 械 系	約4名	11	11	9	8
	工業	電気・電子系	約3名	8	4	2	2
教		土木系	約2名	3.	2	2	2
	商	業	約5名	20	17	15	14
諭	英	語	約7名	41	35	21	17
	水產	海 洋	約1名	· 3	3	2	2
	小座	機関	約1名	2	0	0	0
	小	<u>ة</u>	約58名	434	387	154	139
学特	小	学部	約14名	44	43	40	38
校別 教支	中学部・高等部	保健体育	約2名	23	23	6	6
諭援	小	計	約16名	67	66	46	44
ſ	養護	教諭	約12名	178	169	41	38
	栄養	教諭	約4名	43	39	13	13
	合	A1	約479名	2, 228	2,057	1, 274	1, 181

令和6年度三重県公立学校教員採用選考試験 第2次選考試験実施状況

※申込者数・第1次選考試験受験者数・第1次選考試験合格者数には、教職経験者等を対象とした特別選考[1](1次試験のすべてを免除)を含む。

-1-

1

•

報告2

三重県いじめ問題対策連絡協議会委員の任命について

三重県いじめ問題対策連絡協議会委員の任命について、別紙のとおり報告する。

令和5年9月21日提出

三重県教育委員会事務局 生徒指導課長

• • ł

-

(別紙)

三重県いじめ問題対策連絡協議会委員の任命について

三重県では、いじめの防止等に関係する機関及び団体が、いじめ防止対策におい て連携が図れるよう、それぞれの取組について情報交換等を行うため、三重県いじ め問題対策連絡協議会を条例により設置しています。

三重県いじめ問題対策連絡協議会の次期委員の任命を別紙名簿のとおり行います。

1 根拠法令

いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)第14条第1項 三重県いじめ問題対策連絡協議会条例

(平成26年3月27日 三重県条例第6号)

2 委員数 15人以内(三重県いじめ問題対策連絡協議会条例 第3条)
 3 任期 1年(三重県いじめ問題対策連絡協議会条例 第4条第2項)

1

4 設置日 平成26年7月1日

(別紙名簿)

三重県いじめ問題対策連絡協議会委員

任期: 令和5年10月1日~令和6年9月30日

	団体名等	委員名	役職等	新規
	学識経験者	波邊 賢二	皇學館大学教授	
有識者	三重弁護士会	伊藤 正朗	南新町法律事務所 弁護士	
	三重県公認心理師会 三重県臨床心理士会	橋本 景子	セントヨゼフ女子学園 スクールカウンセラー	
	三重県 小中学校長会	水野 聡子	津市立神戸小学校長	
学	三重県 小中学校長会	大野智裕	四日市市立 富洲原中学校長	
校	三重県立 学校長会	< 。 *L** 久野 嘉也	県立いなべ総合学園 高等学校長	
	三重県 私学協会	まかじま よしのぶ 岡島 義信	青山高等学校長	
教育委	三重県 市町教育長会	たにぐち しゅういち	伊賀市教育委員会 教育長	
安員会	三重県 市町教育長会	称 亨	大台町教育委員会 教育長	新
児相	三重県 児童相談センター	**** ***	三重県児童相談センター 所長	
法務局	津地方法務局	横山 真弓	津地方法務局 人権擁護課長	
警察	三重県警察	門 由実也	県警察本部 生活安全部少年課長	
	三重県 子ども・福祉部	西崎 水泉	三重県 子ども・福祉部次長	
県	教育委員会事務局	ů の <ち またみっ 井ノロ 誠充	県教育委員会事務局 学校教育担当次長	

(参考)

いじめ防止対策推進法(一部抜粋)(平成25年9月28日施行)

第二章 いじめ防止基本方針等

(いじめ問題対策連絡協議会)

第十四条 地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図る ため、条例の定めるところにより、<u>学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地</u> <u>方法務局、都道府県警察その他の関係者</u>により構成されるいじめ問題対策連絡協議 会を置くことができる。

三重県いじめ問題対策連絡協議会条例(一部抜粋)(平成26年3月27日施行)

(組織)

第三条 協議会は、委員十五人以内で組織する。

(委員)

第四条 委員は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の職員並びにいじめの防 止等に関し学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

2 委員の<u>任期は、一年</u>とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間 とする。

3 委員は、再任されることができる。

. .

. . .

• • •

.

· · · · ·

「三重県教育ビジョン (仮称)」中間案について

「三重県教育ビジョン(仮称)」中間案について、別紙のとおり報告する。

三重県教育委員会事務局 教育政策課長

令和5年9月21日提出

}

. . .

• . .

「三重県教育ビジョン(仮称)」中間案について

現行の三重県教育ビジョンの計画期間が令和5年度で終了することや、新たな「三重県教 育施策大綱」の策定に向けた検討が進められていることから、「三重県教育ビジョン(仮称)」 の策定に向け、三重県教育改革推進会議におけるこれまでの審議等をふまえ、別添資料のと おり中間案を取りまとめました。

1「三重県教育ビジョン(仮称)」の概要

(1)構成について

はじめに

1	策定の趣旨	2	位置づけ	3	対象範囲
	⇒t ======+60 80	_			

4 計画期間 5 全体構成

第1章 総論

- 1 教育を取り巻く現状
- 2 子どもたちに育みたい力
- 3 教育施策の基本的な考え方
- 4 教育ビジョンを貫く視点

第2章 基本施策·施策

※ 6つの基本施策を具体的に推進するための 32 の施策、49 の K P I
 (現行の教育ビジョンは5つの基本施策、27 の施策、39 の数値目標)

	基本施策	施 策	•
		(1) 一人ひとりの自己肯定感を涵養する教育の推進	
		(2) 確かな学力の育成	
		(3) 幼児教育の推進	
1	未来の礎となる力	(4) 人権教育の推進	
	の育成	(5) 道徳教育の推進	
		(6)読書活動・文化芸術活動の推進	
		(7)健康教育・食育の推進	
		(8) 体力の向上と運動部活動改革の推進	
0	土東た高の生し社会	(1) キャリア教育の推進	·
2	未来を創造し社会 の担い手となる力	(2)グローカル教育の推進	
	の宿い手となる方の育成	(3)新たな価値を創り出す力の育成	
	** 13 194	(4) 主体的に社会を形成する力の育成	

3	特別支援教育の推	(1)一人ひとりに応じた切れ目のない教育の推進
	進	(2)特別支援学校における自立と社会参画に向けた教育の推進
		(1) いじめや暴力をなくす取組の推進
4	いじめや暴力のな	(2)いじめの認知と学校内外の教育相談体制の充実
	い学びの場づくり	(3) いじめに対する迅速・確実な対応の推進
		(4) いじめ対策に関する教職員の資質向上と支援体制の充実
		(1) 不登校の状況にある児童生徒への支援
5	誰もが安心して学	(2) 外国につながる児童生徒の自立を支える力の育成
Э	証もか安心して子 べる教育の推進	(3)防災教育・防災対策の推進
	「「「「「「「」」」「「「」」」「「」」「「」」」「「」」」「「」」」「」」「	(4)子どもたちの安全・安心の確保
		(5) 学びのセーフティネットの構築・学びの継続
		(1) 教職員の資質向上とコンプライアンスの推進
		(2)学校における働き方改革の推進
		(3) ICTを活用した教育の推進
6	学びを支える教育	(4)地域とともにある学校づくり
U	現境の整備	(5)学校の特色化・魅力化
	秋元。江田州	(6) 学校施設の整備
		(7)家庭での学びの応援
		(8)社会教育の推進と地域の教育力の向上
		(9)文化財の保存・活用・継承

第3章 教育ビジョンの実現に向けて

1 教育ビジョンの進行管理

2 多様な担い手との連携・協働

(2) 主な内容について

① 子どもたちに育みたい力(別添資料 27ページ)

今後の社会の変化や展望をふまえ、持続可能な社会の創り手の育成をめざし、子ど もたちに育みたい力として、自立する力、共生する力、創造する力の3つの力を示し ます。

② 教育施策の基本的な考え方(別添資料 29ページ)

新たな「三重県教育施策大綱」で示される教育施策の基本的な考え方を掲げ、同大 綱をふまえ、教育施策を推進していくことを示します。 ③ 教育ビジョンを貫く視点(別添資料 35ページ)

子どもたち一人ひとりの可能性を最大限に引き出す教育を実現する観点から、教育 ビジョンに掲げる教育施策を推進していく上で、大切にしたい4つの横断的な視点を 示します。

- ▽ 子どもたちの目線に立ち、個に応じた学びを大切にします
- ▽ 学年や校種を越えた連続性のある学びを実現します
- ▽ 家庭・地域と連携・協働して子どもたちを育む学校づくりを行います
- ▽ 教職員がやりがいを持って子どもたちと向き合える環境をつくります
- ④ 基本施策・施策(別添資料 37ページ)

子どもたちに育みたい力の育成にむけて推進していく、6つの基本施策と32の施 策を示します。また、各施策には、めざす姿、現状と課題、主な取組内容、KPI(重 要業績評価指標)を示します。

⑤ 教育ビジョンの実現に向けて(別添資料 165ページ)

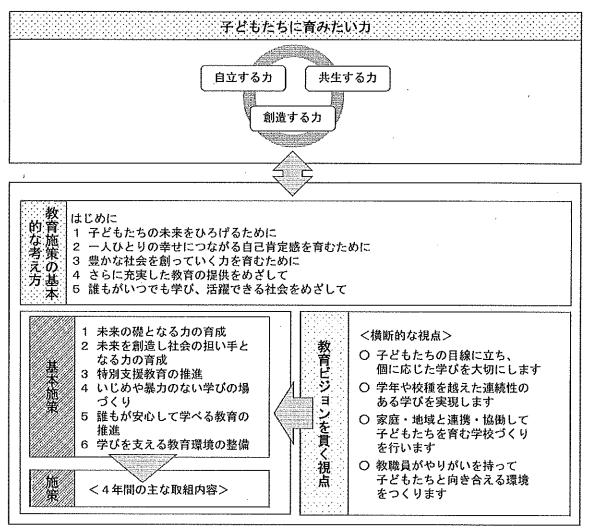
教育ビジョンの進行管理について、KPIの達成状況と評価を毎年公表し、次年度 以降に生かすことを示します。また、学校のみならず、家庭、地域・企業、行政など、 多様な担い手と連携・協働しながら教育施策を推進していくため、教育の当事者それ ぞれに期待される役割を示します。

---3----

2 今後の予定

令和5年10月5日 教育警察常任委員会(中間案)
10月上旬~11月上旬 パブリックコメント アンケート(児童生徒対象)
12月上旬 三重県教育改革推進会議
12月14日 教育警察常任委員会
令和6年2月 三重県教育改革推進会議(最終案)
3月 教育警察常任委員会(最終案) 教育委員会定例会(議案提出)

【ビジョン体系(イメージ図)】



第1章 総論

・子どもたちに育みたい力 ・教育施策の基本的な考え方 ・教育ビジョンを貫く視点

第2章 基本施策·施策 ·基本施策 ·施策

-4-

参え元郎フラン そ 4~8年度	やズ光海ノリンで悩める7つの装葺	(6)次代を担う子どち・昭者への支援・教育の充実	自己肯定級を育むために	自律した学習者を育てる学び	変化する社会の中で豊かに自っプローカル教育 ならし、キャスロペード生物	名を育てる教育	読録および文化記念活動	にたかのの戦活動		ー人のクリジャックにおくる「こうめやなくすために」とくの問題在後年はすいたがで	ゆの装置 していつけい入換信 「日本シャトラキャー」				(権が防む たかズ 計 一)		17-1 未来の語べな 離せかたの間及	る力の育成	i	14-2 社会の造い手 ノローカルを教育の准確 14-2 たなる力の背 新たな価値を到り出す力の質成		一人ひとりに応じためた国のない数官の知道 14-3 特別な撮数信 毎日を指すないたのにたいため自らの知道	1	こじめも隠せ	144 2040年の2012月の日本の出版・歳実なならの推進したのは、144の人の2012月の日本語であるに対するになるになるになる。	····· •	14-5 て学べる教育 外国につながる児童生徒の自立を支える力の育成の##	う理論 十八也に切り次出・次心の基本 と語言 大力のに加えたの基本		14-6 教育環境の整 IICTを活用した教育の推進 版	「「一」「「「「「「「」」」「「「」」「「「」」」「「」」「「」」「「」」」「「」」「「」」」「「」」」「「」」」「」」」「」」」「」」」「」」」」	2501CC0 F4 X5-1-CV	上の市を働きに 愛路数酒の歳へ肥田の酒の影画の指摘 12-1 他しと語れんの 1-1-(生日1-1-(4-1-1-1	「たんし、「十〇七七四辺沢の油は	15-2 幼児教育・保育の充実 幼児教育・保育サービスの充実	16-1 文化と生涯学文化財の保存・活用・総承	館の搬運	
通県教育ビジョン(仮称)年間浜 R 6~9年度	「海洋の鶴崎」(位置づけ	第1章 総協	教育を取り客く判決(1)社会情路の変化	・人口減少、少中・随常社化の紙行・・欧대球域の松方・・グローンら入たの紙服・おったしーニュキタを発展・・思想能学する、を放作・・ 当業をます	「防人へ」「「山谷の地域」では火火に対したが、「東京国人への」、「東京国人の人口集中・人材に状められる能力等に対する階級の姿化・東京国人の人口集中	1 (2) 子どもたち・学校を取り巻く現状	・確むな学力の商成 ・聴むないの商成 ・盛やむな呼客の商成 ・子だもたちの入橋・いじる事くの対応 ・多様な教育なニー人を有する子だもたちくの対応 ・もはなの運搬・な量	・数階直のなど ・ 学校における1 CT活用劣況 ・ 野型コロナウイリス感染症の野雄下における際人 ・ 基項における栄活の実況	。子どもたちに育みたいわ		▲ 2 数数部第一部 2 1 1 2 1 - 2 0 全文称引用して記述 大語から「はじめに」 2 1 - 5 0 全文称引用して記述	教育バジョンを知く込ん - レール・オート 「ロート・オート」 酒「ート・オート・スート」	> 十八も六しのう皿装て入し、「自己うつに中つら入とうこうます。 4 ア・針行を送めればれた前添和のものがら内に取っます。 1 位任・ままっざ声、きぎー・トン・オートも化されまし、これら、キャ	> 変は・うみり目だ・すぎり へようしょう ひゃまりょう くっちょう 3 とうちょう 3 を読置させつ ひょうない うちょう しょうちょう いちょう しょう しょう しょう くりょう	第2章 基本施策·施策	 ① 一人ひとりの自己肯定感を涵養する教育の推進 ○ 「 maintainainainainainainainainainainainainaina	- F		÷	⑤ 影響活動・文化法称活動の策度 ⑦ 一級振動音・会音の推進	-ii	10 本本を創造し社会の招い語 (2)	1 mil	1	特別支援	0 311.4419年4月11.4419月11.500 20	100 C 40 C		 「下室ないかいにあるご思生な、いいえぬ 「外国につながる児童生徒の直立を支える力の育成 	防災教育	 予どもた 	◎ 下しつちょう このまが、下のの路路	学校にお	ICTを活	● 1mgCCもにある子なノくり 6 学びを支える教育環境の路 ◎ 学校の特色化・魅力化		0 秋年での子ひの応援 ③ 社会教育の推進と地域の教育力の向上	
三重県教育施家大招(案) R5~8年歴	教育施策の基本的な考え方	ItConc	子どもたちは三重の宝	社会の変化を見据えた教育の重要性	三種に故ざした教育	社会能がかりでの教育	学校における学び	1 子どもたちの未来をひろげるために	いじめ問題の完眠	子がもたちの儲やかな成長の支援と困壊所じくり	諸もが安心して学べる環境づくり	学校安全の推進	2 一人ひとりの幸せにつながる自己肯定感を育むために	家庭教育の支援	幼児島における取組	学校における取組		。3 豊かな社会を創っていく力を育むために	学力等の資質・能力の育成	団 律 う 行 沖 昭 地 ら 弱 し く ひ	豊かな人間性の育成	主体的に社会の形成に参画する態度の育成	グローカル教育の准進	読書・文化芸術活動の推進	にたからの部活動		4 ほじってお来して没智い拡大作のほし こ	<u> 彩戦員の文嘆・形力の同上</u>	教職の魅力向上	「チームとしての学校」	I C T の活用	お残くの連載・協働		5 誰もかいしにも乎ひ、 液織できる社会をあじって	社会・地域のローズに対応した学び	自己実現に向けた学び	高等教育挽闾の役割	

「三重県教育施策大組(楽)」、「三連県教育ビション(10部)」中間条、「みえ元気ブラン」の関係

Ŀ

í

· · · . ---.

令和5年9月21日

三重県教育ビジョン (仮称)

<中間案>

令和5年10月 三重県・三重県教育委員会

<u>、</u> と
 ·
 - // \

はじめに 1 策定の趣旨.....1 位置づけ.....2 2 3 対象範囲......2 計画期間......2 4 全体構成......3 5 第1章 総論 教育を取り巻く現状.....5 1 2 教育施策の基本的な考え方..... 29 3 教育ビジョンを貫く視点......35 4 基本施策・施策 第2章 1 未来の礎となる力の育成 37 (1)未来を創造し社会の担い手となる力の育成 39 (2)

	(3)	特別支援教育の推進4	0
	(4)	いじめや暴力のない学びの場づくり4	1
	(5)	誰もが安心して学べる教育の推進 4	2
	(6)	学びを支える教育環境の整備4	3
2	施策		5
	基本施行	策1 未来の礎となる力の育成	
	(1) -	-人ひとりの自己肯定感を涵養する教育の推進4	7
		ぽかな学力の育成5	
	(3) 幼	り児教育の推進5	5
	(4) 人	、権教育の推進5	9
	(5) 遙	直徳教育の推進6	3
	(6)	読書活動・文化芸術活動の推進6	5
	(7)侹	健康教育・食育の推進6	9
	(8) 体	5:1000000000000000000000000000000000000	3

基本施策2 未来を創造し社会の担い手となる力の育成 (1)キャリア教育の推進
基本施泉3 特別又援執首の推進 (1)一人ひとりに応じた切れ目のない教育の推進
(2)特別支援学校における自立と社会参画に向けた教育の推進
またな笠 4 いじめや屋古のない営びの担づくい
基本施策4 いじめや暴力のない学びの場づくり (1)いじめや暴力をなくす取組の推進
(2) いじめの認知と学校内外の教育相談体制の充実 105
(3)いじめに対する迅速・確実な対応の推進109
(4)いじめ対策に関する教職員の資質向上と支援体制の充実 112
ままな姿に、またが穴心して営べる教育の批准
基本施策5 誰もが安心して学べる教育の推進 (1)不登校の状況にある児童生徒への支援115
(2) 外国につながる児童生徒の自立を支える力の育成 119
(3)防災教育・防災対策の推進
(4)子どもたちの安全・安心の確保125
(5)学びのセーフティネットの構築・学びの継続 129
基本施策6 学びを支える教育環境の整備
(1)教職員の資質向上とコンプライアンスの推進 133
(2)学校における働き方改革の推進
(3) ICTを活用した教育の推進
(4)地域とともにある学校づくり 145 (5)学校の特色化・魅力化 147
(6) 学校施設の整備151
(7)家庭での学びの応援155
(8) 社会教育の推進と地域の教育力の向上
(9)文化財の保存・活用・継承
第3章 教育ビジョンの実現に向けて

1	教育ビジョンの進行管理	165
2	多様な担い手との連携・協働	165

*

(

はじめに

1 策定の趣旨

- 平成 18(2006)年に「教育基本法」が改正され、地方公共団体が教育の振興に関する施策について基本的な計画を定めるよう努めることとなって以降、本県では、3次にわたる計画に沿って、具体的な施策を展開してきました。こうした取組を積み重ねた結果、子どもたちの自己肯定感や社会参画する力が向上したり、学校と地域との連携・協働が進んだりするなど、一定の成果につながりました。
- 少子化・人口減少や高齢化、グローバル化の進展、地球規模の課題、子どもの貧困 など社会経済的な課題、地域間格差など地域の課題、社会のつながりの希薄化など、 さまざまな社会課題が存在する中、Society 5.0¹を見据え、教育の重要性は高まっ ています。また、新型コロナウイルス感染症の流行以来、子どもたちの学習や心身にも 一定の影響が生じているとの指摘もなされているところです。一人ひとりの回復の ペースは同じではないという認識の下、誰一人取り残すことなく子どもたちの学びと 健康を支えるとともに、コロナ禍で再認識された学校の役割をふまえ、単にコロナ禍 前に戻るのではなく、これまで制限されてきた学校教育活動のうち真に必要なものの 回復やICTの活用などにより、新しい時代の学びを実現していくことが重要です。こう した社会の大きな変化を受け止めるとともに、今後の社会を展望し、新たな時代の要 請を取り入れた教育施策を明らかにすることが求められています。
- 子どもたち一人ひとりの豊かで幸せな人生と社会の持続的な発展に向けて、これからの時代における教育施策を総合的かつ計画的に推進することができるよう、「三重の教育宣言²」に込められた思いを引き続き大切にするなど、これまでの計画を発展的に継承しながら、本県の教育の新しい指針として、「三重県教育ビジョン」を策定します。

¹国の第5期科学技術・イノベーション基本計画等において「サイバー空間とフィジカル空間を高度に 融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会」として提唱 されました。

²「三重県教育ビジョン」(平成28(2016)年3月策定)において、県民一人ひとりが、それぞれの役割 や立場に応じて、主体的に三重の教育に関わっていくという決意をあらわすものとして示されまし た。「三重の教育宣言」の全文は参考資料に掲載しています。

2 位置づけ

- 本ビジョンは、本県の総合計画である「強じんな美し国ビジョンみえ」³、「みえ元気プ ラン」⁴で示された理念をふまえ、教育分野の施策を推進していくための計画です。ま た、本ビジョンは、三重の教育のめざす姿とその実現に向けた取組内容および目標を 示す中期計画です。
- 本県の教育施策の基本的な考え方などを示す「三重県教育施策大綱」は、就学前教 育、学校教育から社会人の教育に至るまで人の生涯にわたる教育全体を対象として います。そのため、主として公立学校教育を対象とする本ビジョンは、「三重県教育施 策大綱」をふまえて策定することとします。
- 本ビジョンは、教育基本法第17条第2項に基づいて策定する、本県の「教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として位置づけます。

3 対象範囲

- 本ビジョンの対象範囲は、次のとおりとします。
 - ① 公立学校教育、学校スポーツ、社会教育に関すること
 - ② 上記①と密接な関係を有し、市町、家庭、地域などとの連携・協働のもとに、推進 を働きかけることのできる分野(例:地域と学校の連携・協働の推進、家庭教育応 援の推進)

4 計画期間

○ 令和6(2024)年度から令和9(2027)年度までの4年間とします。

³ 長期的な視点から、おおむね 10 年先の三重の姿を展望し、政策展開の方向性や県政運営の基本 姿勢を示す長期ビジョンです。

⁴「強じんな美し国ビジョンみえ」を着実に推進するための取組内容をまとめた、令和4(2022)年度か ら令和8(2026)年度までの5年間の中期の戦略計画です。

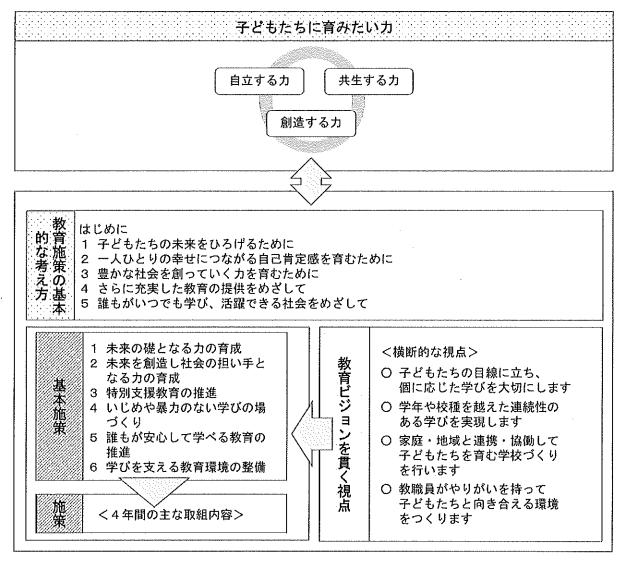
5 全体構成

- 第1章の「総論」では、本県の教育がめざすべき方向性を「子どもたちに育みたい力」 として示すとともに、その実現に向けて「教育施策の基本的な考え方」と「教育ビジョン を貫く視点」を明らかにします。「教育施策の基本的な考え方」は、「三重県教育施策 大綱」で示され、本ビジョンに基づく取組を推進する考え方として重要な意義を持つも のです。また、「教育ビジョンを貫く視点」は、「子どもたちに育みたい力」の育成に向け て、全ての施策を推進する上で大切にしたい横断的な視点です。
- 第2章の「基本施策・施策」では、「子どもたちに育みたい力」の育成を実現するため、
 6の基本施策と32の施策を体系化して示すとともに、それぞれの基本施策において
 「めざす姿」と「基本的な考え方」を、また、それぞれの施策において「めざす姿」や「現状と課題」、「主な取組内容」、「KPI(重要業績評価指標)」を示します。

口基本施策	
めざす姿	計画期間が終了する令和9(2027)年度末にこの基本施策が目標としている 姿を記述します。
基本的な考え方	この基本施策の背景や意義、めざす方向性などを記述します。
口施 策	
めざす姿	計画期間が終了する令和9(2027)年度末にこの施策が目標としている姿を 記述します。
現状と課題	子どもたちの現状、子どもたちを取り巻く社会状況、教育行政の現状等に関す る問題点・課題などを記述します。
主な取組内容	この施策で実施する主な取組の内容を記述します。
KPI(重要業績評 価指標)	KPIはKey Performance Indicatorの略で、目標の達成度を評価する指標です。本ビジョンでは、各施策の「めざす姿」を実現するための過程を計測する中間指標として設定します。

 ○ 第3章の「教育ビジョンの実現に向けて」では、進行管理や多様な担い手との連携・ 協働について記述します。

【ビジョン体系(イメージ図)】



第1章 総論 ・子どもたちに育み

··.·.

YIIIIII)

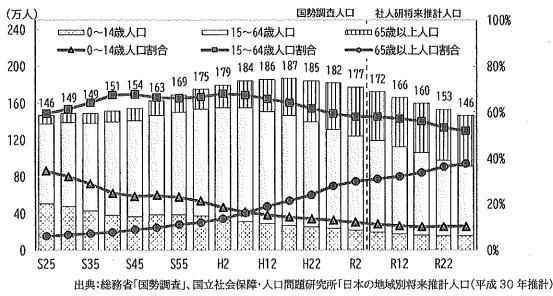
・子どもたちに育みたい力 ・教育施策の基本的な考え方 ・教育ビジョンを貫く視点

第2章 基本施策・施策 ・基本施策 ・施策

第1章 総論

- 1 教育を取り巻く現状
- 中長期的な視点から本県教育のめざすべき方向性を示すにあたり、教育を取り巻く
 社会潮流を概観します。
 - (1) 社会情勢の変化
 - 人口減少、少子・高齢社会の進行
 - 少子高齢化の進行により、令和2(2020)年に約 103 万人であった本県の生産年齢人口(15~64歳)は、令和 22(2040)年には約 79 万人と、約4分の3にまで減少する見込みです。生産年齢人口の減少による地域への影響として、身近な施設やサービスが縮小するなど生活に不便が生じることが懸念されるとともに、地域コミュニティ活動を行う担い手が不足することで住民同士の交流が滞るリスクが高まることなどが想定されます。

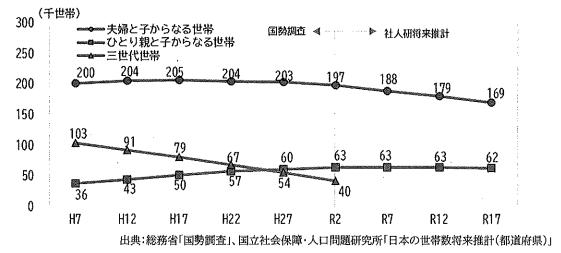
▼年齢3区分別人口の推移(三重県)

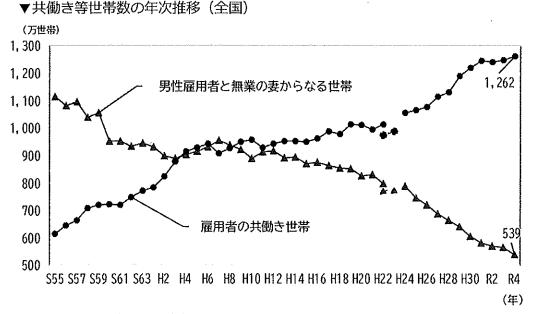


② 家庭環境の変化

○ 平成7(1995)年以降における本県の世帯数を家族類型別にみると、「夫婦と 子からなる世帯」は横ばいで推移する一方で、「ひとり親と子からなる世帯」は増 加し、「三世代世帯」は減少しています。また、全国の共働き等世帯数の推移をみ ると、「雇用者の共働き世帯」は増加し、「男性雇用者と無業の妻からなる世帯」 は減少しています。家庭形態の多様化や、地域のつながりの希薄化などにより、 子育て家庭が社会から孤立し、子育てに悩む保護者が増えることが懸念され、地 域全体で家庭教育を支える重要性が高まっています。

▼家族類型別一般世帯数の推移(三重県)





※「男性雇用者と無業の妻からなる世帯」とは、平成29年までは、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者(非労働力 人口および完全失業者)の世帯。平成30年以降は、就業状態の分類区分の変更に伴い、夫が非農林業雇用者で、妻 が非就業者(非労働力人口および失業者)の世帯。

※「雇用者の共働き世帯」とは、夫婦ともに非農林業雇用者の世帯。

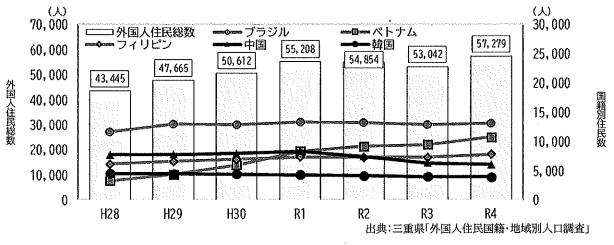
※平成22年および平成23年は、岩手県、宮城県および福島県を除く全国の結果。

出典:厚生労働省「令和5年版厚生労働白書」

③ グローバル化の進展

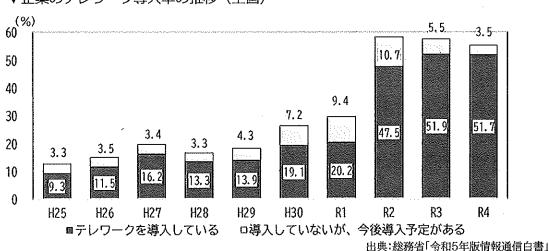
〇 令和4(2022)年12月時点の本県の外国人住民数は57,279人で、過去最 多となりました。県内総人口に占める外国人住民の割合は3.2%となり、総人口 に占める外国人の割合が大きい都道府県で、本県は全国4位です。言葉の壁や 文化の違いなどから外国人住民が孤立することなく、地域社会の一員として受け 入れられるよう、多文化共生の取組を進めることが必要です。

▼外国人住民数の推移(三重県)



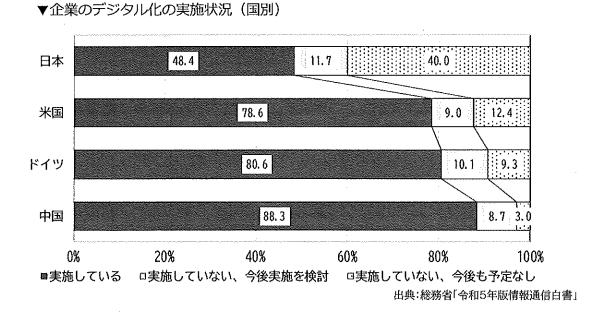
④ 超スマート社会の進展

○ IoT、ロボット、人工知能(AI)、ビッグデータといった技術が発展・普及し、超ス マート社会に向けた動きが加速しています。近年、民間企業では、テレワークの導 入が急速に進むとともに、約6割の企業がデジタル化を実施または実施を検討し ています。一方で、諸外国と比べると、デジタル化の実施が遅れており、デジタル 化を進める上での課題・障壁として、「人材不足」と回答した割合が多くなってい ます。デジタル化を進める上での課題や障壁に対応し、社会全体でICTの利活 用の推進を図ることが重要です。

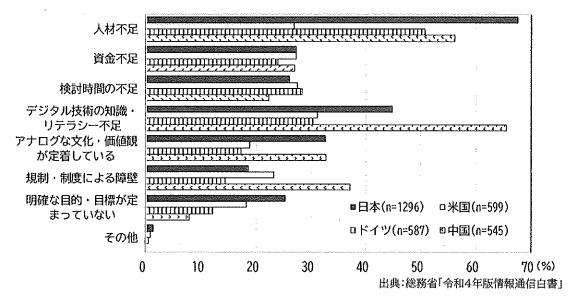


7

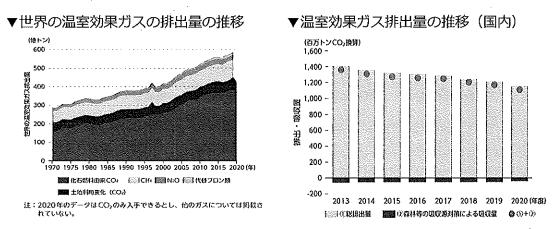
▼企業のテレワーク導入率の推移(全国)



▼企業におけるデジタル化を進める上での課題や障壁(国別)



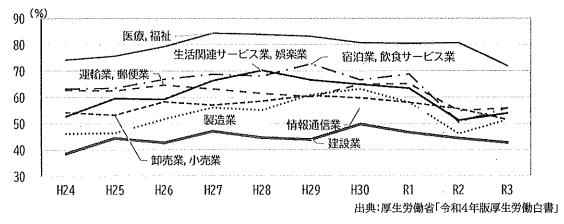
- ⑤ 脱炭素社会への移行
- ○気候変動による自然災害の増加や農業・水産業への影響が懸念される中、脱炭素社会の実現に向けた動きが加速しています。地球環境の持続可能性に対する国際的な危機感が高まっていることから、脱炭素社会の実現や環境に関わるさまざまな課題の解決に資するよう、持続可能な社会の創り手の育成が求められています。



出典:環境省「令和4年版環境白書·循環型社会白書·生物多様性白書」

- ⑥ 労働の状況
- 働き方のニーズの多様化や急速な技術革新・産業構造の変化によって、就業者と事業所の双方において中途採用のニーズが高まっています。中途採用実績がある企業の割合は、平成 24(2012)年以降、平成 30(2018)年までは緩やかな上昇傾向にありました。こうした雇用環境の変化を見据えた就労支援の充実が必要です。

▼中途採用実績のある企業割合の推移(全国)



- ⑦ 人材に求められる能力等に対する需要の変化
- 人工知能(AI)やロボットの発達により、産業構造の転換が加速していき、問題 発見力や的確な予測、革新性などが働く人に将来一層求められる能力等となる との予測があり、社会・雇用市場のあり方や必要とされるスキルについて、今後、 変化していくことが見通されています。
 - ▼「意識・行動面を含めた仕事に必要な能力等」に対する需要の推計(全国)

2015 年]	2050 年	
注意深さ・ミスがないこと	1.14] \	問題発見力	1.52
責任感・まじめさ	1.13		的確な予測	1.25
信頼感・誠実さ	1.12		革新性※	1.19
基本機能(読み、書き、計算、等)	1.11		的確な決定	1.12
スピード	1.10		情報収集	1.11
柔軟性	1.10		客観視	1.11
社会常識・マナー	1.10		コンピュータスキル	1.09
粘り強さ	1.09		言語スキル:口頭	1.08
基盤スキル※	1.09		科学・技術	1.07
意欲積極性	1.09	1	柔軟性	1.07
•	:]		
※其般スキル・広くさまざまかことを	正確に		※萬新姓・新たなモノ サービス	, 古法

56の能力等に対する需要

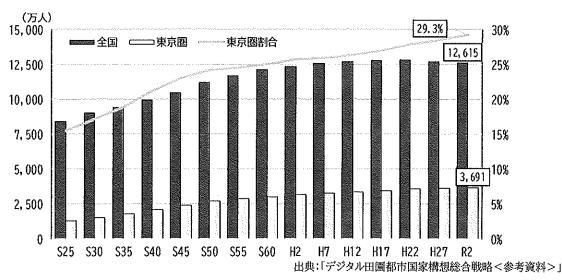
※基盤スキル:広くさまざまなことを、正確に、 早くできるスキル

※革新性:新たなモノ、サービス、方法 等を作り出す能力

※各職種で求められるスキル・能力の需要度をあらわす係数は、56項目の平均が1.0、標準偏差が0.1になるよう調整。 出典:経済産業省「未来人材ビジョン」(令和4年5月)

⑧ 東京圏への人口集中

○ 全国的な出生数の減少に加え、地方圏から東京圏(東京都、千葉県、埼玉県、 神奈川県)へ人の流れが続いており、全国の人口に占める東京圏の割合は増加 傾向にあります。人口減少下における地域社会のあり方について検討を行い、取 組を実施することで選ばれる三重につなげていくことが求められています。



▼全国の人口に占める東京圏の割合

- (2)子どもたち・学校を取り巻く現状
 - ① 確かな学力の育成
 - 令和5(2023)年度における本県の「全国学力・学習状況調査」の「教科に関す る調査」の平均正答率は、1教科(中学校数学)で全国の平均正答率を上回りま した。また、国際調査における日本の平均得点は、数学的リテラシー・科学的リテ ラシーでは世界トップレベル、読解力では OECD 平均より高得点のグループに 位置しています。

▼全国学力・学習状況調査の平均正答率の全国平均との差の推移(三重県)

オケエリ			小学校			中学校						
教科	H30	R1	R3	R4	R5	H30	R1	R3	R4	R5		
国語A	▲0.6	0.4	A0 (A 1 1	40.2	▲0.8	411	A1 (▲0.8	▲ 1.1		
国語B	▲1. 1	0.4	▲0.6	▲ 1.1	▲ 0.3	▲1.5	▲1.1	▲ 1.6	A U.0			
算数A·数学A	▲0.7	0.1		A 1 0	1 0 T	0.5	0 0	٥	0.5			
算数B·数学B	▲1.4	0.1	▲0.9	▲1.0	▲0.7	▲1.2	0.5	0.5	0.5	0.3		
理科	▲ 1.5			▲0.7		▲ 0.1			▲1.2			
英語							0.0			▲0.6		

※令和元年度から国語A・国語Bが国語に、算数A・算数Bが算数に、数学A・数学Bが数学に変更となっています。

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症による学校教育への影響を考慮し、実施されませんでした。 出典:文部科学省「全国学力・学習状況調査」

	読解力	平均得点	数学的リテラシー	平 均 得 点	科学的リテラシー	平 均 得 点
1.	エストニア	523	日本	527	エストニア	530
2	カナダ	520	韓国	526		529
3	フィンランド	520	エストニア	523	フィンランド	522
4	アイルランド	518	オランダ	519	韓国	519
5	韓国	514	ポーランド	516	カナダ	518
6	ポーランド	512	スイス	515	ポーランド	511
7	スウェーデン	506	カナダ	512	ニュージーランド	508
8	ニュージーランド	506	デンマーク	509	スロベニア	507
9	アメリカ	505	スロベニア	509	イギリス	505
10	イギリス	504	ベルギー	508	オランダ	503
11		504	フィンランド	507	ドイツ	503
12	オーストラリア	503	スウェーデン	502	オーストラリア	503
13	デンマーク	501	イギリス	502	アメリカ	502
14	ノルウェー	499	ノルウェー	501	スウェーデン	499
15	ドイツ	498	ドイツ	500	ベルギー	499
	OECD平均	487	OECD平均	489	OECD平均	489

▼OECD 生徒の学習到達度調査 2018 年調査(PISA2018)の結果(国別)

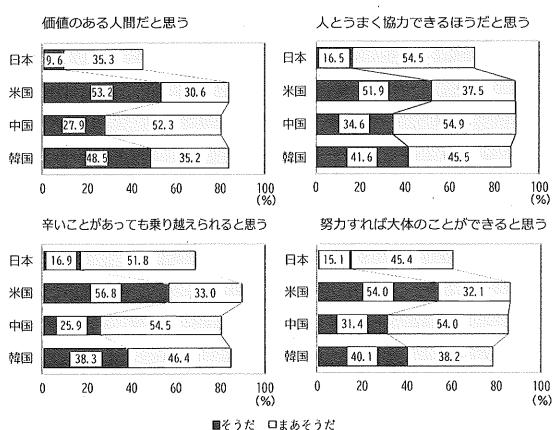
※OECD加盟国(37か国)における比較。

※同得点でも順位が異なるのは、小数点以下の数値の差異による。

出典:文部科学省・国立教育政策研究所「OECD 生徒の学習到達度調査 2018 年調査(PISA2018)のポイント」

② 豊かな心の育成

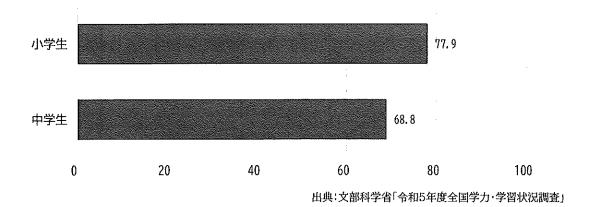
○ 日本の高校生は、諸外国の高校生に比べ、自己肯定感や挑戦心のいずれの項目においても、「そうだ」「まあそうだ」と回答した割合が低い状況にあります。また、本県における「地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがある児童生徒の割合」は、平成29(2017)年度と比べると小学生は10.1ポイント増加、中学生は11.8ポイント増加しました。



▼高校生の心と体の健康に関する意識調査(国別)

出典:国立青少年教育振興機構「高校生の心と体の健康に関する意識調査」(平成30年3月)

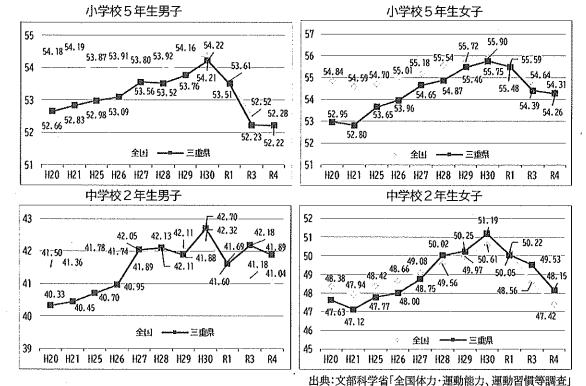
▼地域や社会をよくするために何かしてみたいと思う児童生徒の割合(三重県)



③健やかな身体の育成

○ 令和4(2022)年度における本県の「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」 の体力合計点と全国平均値との比較では、小学校男子・女子はやや下回りまし たが、中学校男子・女子では、ともに全国平均値を上回りました。

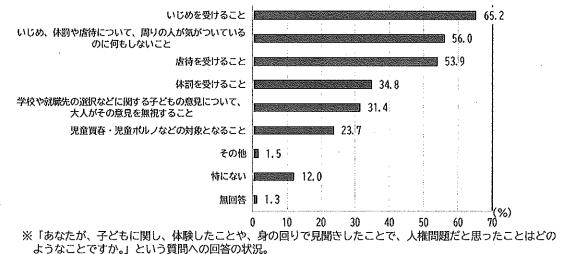




④子どもたちの人権

○ 18歳以上を対象とした世論調査によると、回答者の 65.2%が「いじめを受けること」を子どもの人権問題としてとらえています。子どもたちの人権が尊重されるよう、安心して学べる学校づくりを進める必要があります。

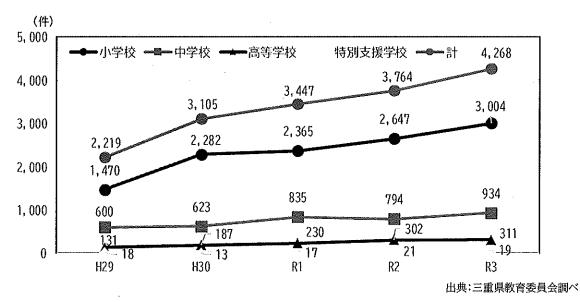
▼子どもに関する人権問題についての意識(全国)



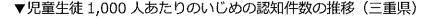
出典:内閣府「人権擁護に関する世論調査」(令和4年8月)

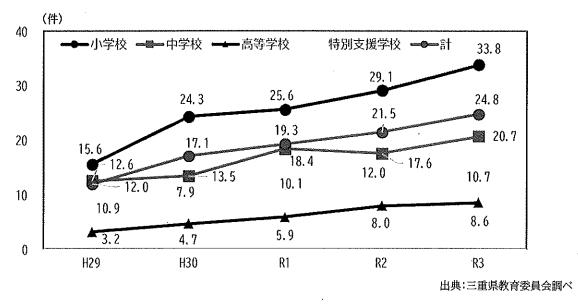
⑤ いじめ等への対応

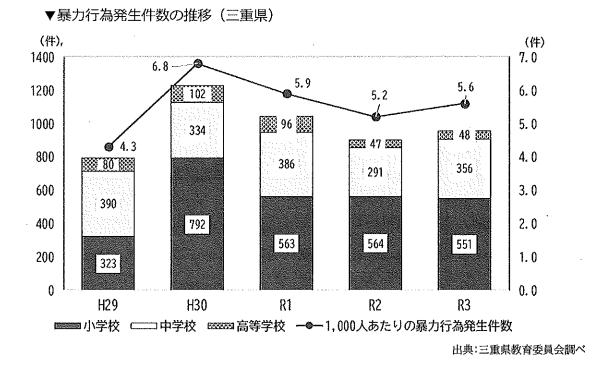
○ いじめの積極的な認知が進み、いじめの認知件数が年々増加しています。また、
 暴力行為も依然として発生しています。子どもたちのSOSを周囲の大人が受け
 止め、きめ細かく対応していく必要があります。



▼いじめの認知件数の推移(三重県)



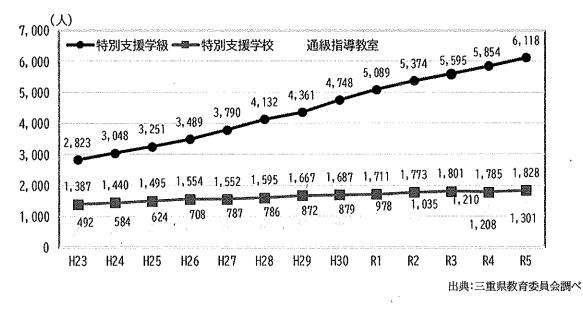




⑥ 多様な教育的ニーズを有する子どもたちへの対応

○ 特別な支援が必要な児童生徒や不登校の状況にある児童生徒、外国につなが る児童生徒などさまざまな支援を必要とする子どもたちの数が増加しています。 また、貧困、児童虐待、ヤングケアラーなど、子どもたちの抱える困難は多様化・ 複雑化しています。こうした中、一人ひとりの能力・可能性を最大限に引き出す教 育を実現する必要があります。

▼特別支援学校の児童生徒数・特別支援学級の児童生徒数・通級による指導を受けている児童生徒数の推移(三重県)



▼知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた通常の 学級に在籍する児童生徒数の割合(全国)

<小学校・中学校>

	推定值(95%信頼区間)
学習面又は行動面で著しい困難を示す	8.8% (8.4%~9.3%)
学習面で著しい困難を示す	6.5% (6.1%~6.9%)
行動面で著しい困難を示す	4.7% (4.4%~5.0%)
学習面と行動面ともに著しい困難を示す	2.3% (2.1%~2.6%)

<高等学校>

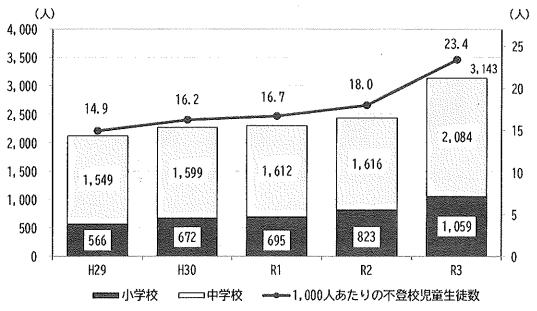
	推定値(95%信頼区間)			
学習面又は行動面で著しい困難を示す	2.2% (1.7%~2.8%)			
学習面で著しい困難を示す	1.3% (0.9%~1.7%)			
行動面で著しい困難を示す	1.4% (1.0%~1.9%)			
学習面と行動面ともに著しい困難を示す	0.5% (0.3%~0.7%)			

※学級担任等による回答に基づくもので、発達障がいの専門家チームによる判断や、医師による診断によるもの ではありません。

※標本児童生徒数 88,516 人のうち、74,919 人について回答が得られ、回収率は 84.6%。

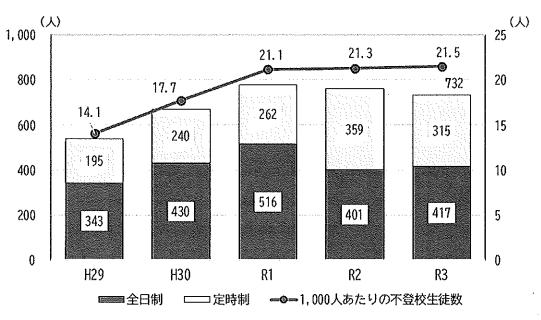
※「学習面で著しい困難を示す」とは、「聞く」、「話す」、「読む」、「書く」、「計算する」、「推論する」の1つあるい は複数で著しい困難を示す場合で、一方、「行動面で著しい困難を示す」とは、「不注意」「多動性-衝動性」、あ るは「対人関係やこだわり等」について1つか複数で問題を著しく示す場合です。

出典:文部科学省「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」(令和4年12月)

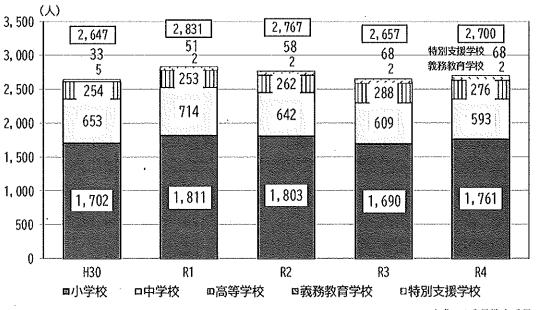


▼不登校児童生徒数(小学校・中学校)の推移(三重県)

出典:三重県教育委員会調べ



出典:三重県教育委員会調べ

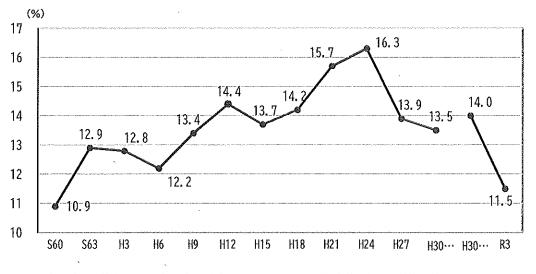


▼日本語指導が必要な外国人児童生徒数の推移(三重県)

▼不登校児童生徒数(高等学校)の推移(三重県)

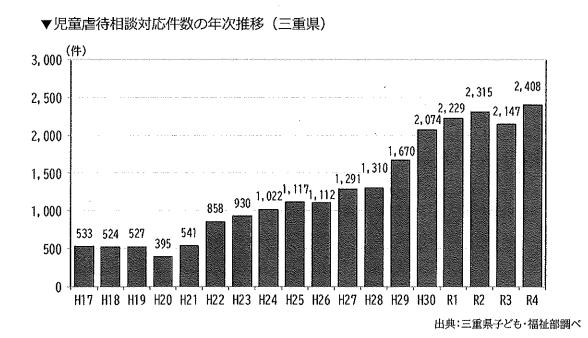
出典:三重県教育委員会調べ

▼子どもの貧困率の年次推移(全国)

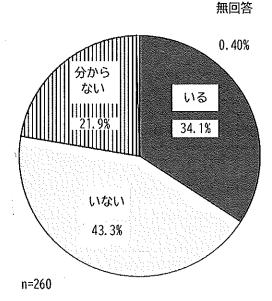


※平成 30 年の(新)は、平成 27 年に改定されたOECDの所得定義の新たな基準に基づくものです。 ※令和 3 年からは、新基準の数値です。

出典:厚生労働省「国民生活基礎調查」

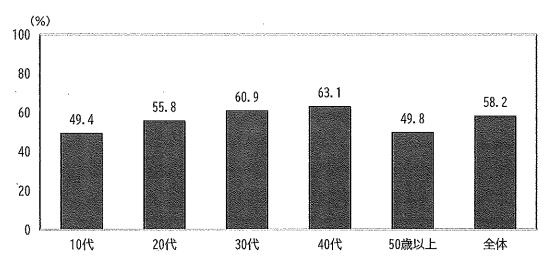


▼「ヤングケアラー」の定義に該当すると思われる子どもの有無(全国)



※小学校に対する「ヤングケアラーの定義をみて、現在、貴校にヤングケアラーと思われる(可能性も含めて) 子どもはいますか」という質問への回答の状況。

出典:株式会社日本総合研究所「ヤングケアラーの実態に関する調査研究報告書」(令和4年3月)



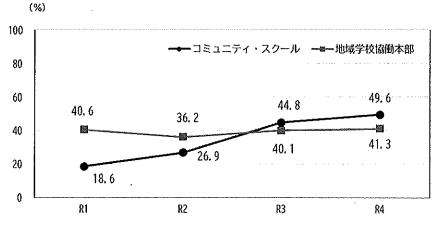
▼性的マイノリティの当事者がいじめを受けた経験(全国)

※小・中・高等学校の学校生活におけるいじめ被害の経験に関する質問への回答の状況。 ※LGBTをはじめとするセクシュアルマイノリティ当事者を対象とした意識調査(平成28年)に基づく。 ※有効回答数15,141件のうち、国内在住者15,064件の分析結果を使用。

出典:独立行政法人教職員支援機構「学校で配慮と支援が必要な LGBTs の子どもたち」より作成

⑦ 地域との連携・協働

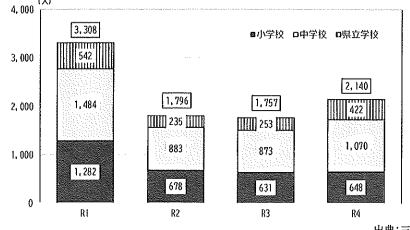
 ○ コミュニティ・スクール⁵や地域学校協働活動⁶など学校・家庭・地域の連携・協 働が進む中、地域全体で子どもたちを育む学校づくりを一層推進する必要があ ります。



▼コミュニティ・スクールの導入率と地域学校協働本部の整備率の推移(三重県)

- ⑧ 教職員の状況
- 教職員の長時間労働や教員採用選考試験申込者数の減少などが課題となる
 中、教職員が子どもたちと向き合う時間を確保し、やりがいを持つことができる
 環境を確保する必要があります。

▼時間外労働が月 45 時間を超える教職員数の月平均人数の推移(三重県)

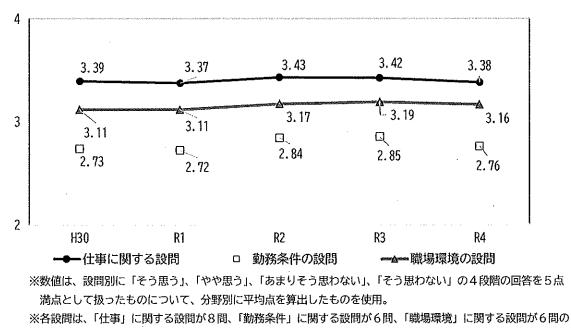


出典:三重県教育委員会調べ

出典:文部科学省「コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査」

⁵ 法律(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5)に基づき、学校と保護者や地域住 民等が共に知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、協働しながら子どもたちの豊か な成長を支え、「地域とともにある学校づくり」を進める仕組み。

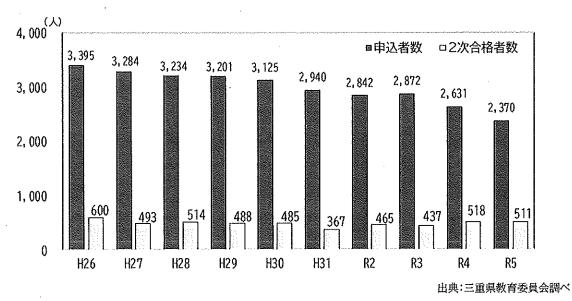
⁶ 幅広い地域住民や企業・団体等の参画により、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」をめざして、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行うさまざまな活動。



▼教職員の仕事・勤務条件・職場環境に関する満足度の推移(三重県)

3分野、計20問から構成。

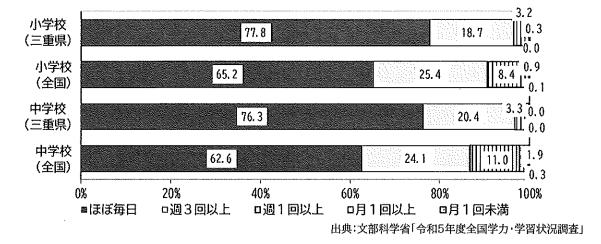
出典:三重県教育委員会調べ



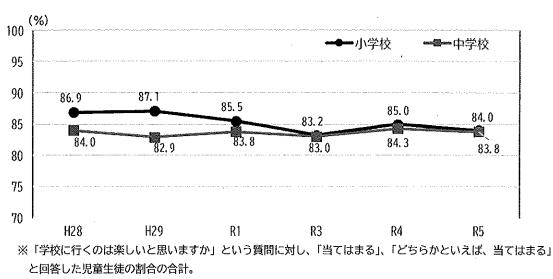
▼公立学校教員採用選考試験の申込者数と合格者数の推移(三重県)

⑨ 学校におけるICT活用状況

- GIGAスクール構想に基づくICT環境の整備が進展し、さまざまな学習場面で ICTが活用されています。これまでの実践とICTとを最適に組み合わせることで、 課題を解決し、教育の質の向上につなげていく必要があります。
 - ▼ICTを活用した授業頻度の割合(三重県)

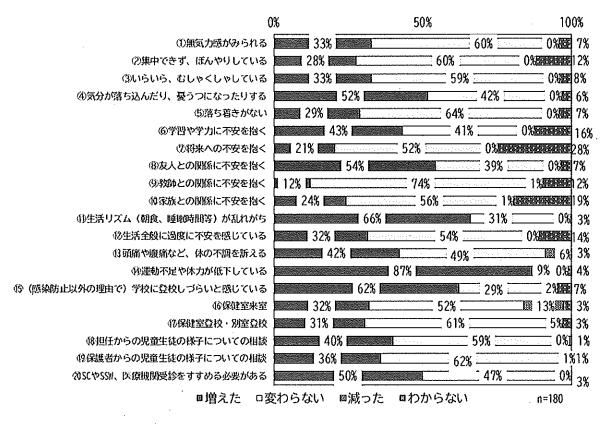


- 11 新型コロナウイルス感染症の影響下における変化
 - 学校生活において、新型コロナウイルス感染症の感染対策が行われる中、子どもたちは、コロナ禍前と異なる環境で過ごすことになりました。新型コロナウイルス感染症の影響下における変化等をふまえつつ、子どもたちの心身の健やかな育成を図る必要があります。



▼学校に行くのは楽しいと思う児童生徒の割合の推移(三重県)

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症による学校教育への影響を考慮し、調査が実施されませんでした。 出典:文部科学省「全国学力・学習状況調査」 ▼新型コロナウイルス感染症の影響と思われる児童生徒の変化・様子(三重県)

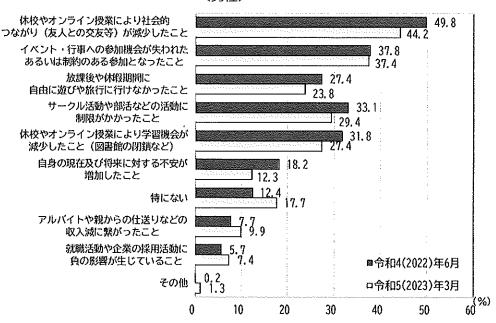


※数値は、コロナ禍前と比較した児童生徒の変化(「増えた」等)について、変化があると感じている養護教諭の 割合であり、変化がある児童生徒の割合ではありません。

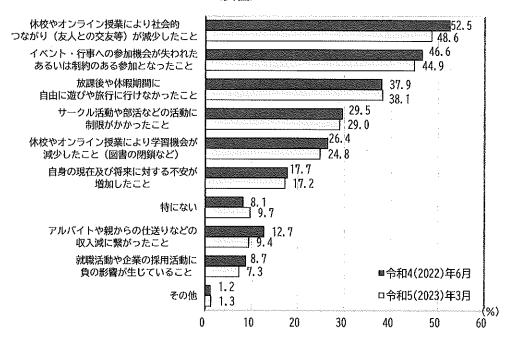
出典:三重県教育委員会調べ(令和4年度)

▼コロナ禍での不利益・不満(学生)(全国)









出典:三重県教育委員会調べ(令和4年度)

2

① 地域における学びの状況

 ○ 本県では、地域の児童生徒数に応じた学びが進められています。子どもたちに これからの時代に求められる学びを提供できるよう、地域と連携・協働しながら 魅力ある学校づくりを進める必要があります。

		R 1			, R 5			増減		
	地域名	単式	複式	計	単式	複式	計	単式	複式	計
小学校	北勢	1, 495	6	1, 501	1, 488	9	1,497	▲ 7	3	▲ 4
	津	476	10	486	448	19	467	▲28	9	▲ 19
	松阪	428	10	438	401	15	416	▲27	5	▲22
	南志	408	12	420	375	19	394	▲33	7	▲26
	伊賀	299	` 3	302	287		287	▲12	▲ 3	▲15
	紀北	54	17	71	45	18	63	▲ 9	1	▲ 8
	紀南	66	19	85	60	22	82	A 6,	3	▲ 3
	総合計	3, 226	77	3, 303	3, 104	102	3, 206	▲122	25	▲97
中学校	北勢	632		632	612	-	612	▲20	-	▲20
	津	187	1	188	182		182	▲ 5	▲ 1	▲6
	松阪	149		149	150	-	150	1		1
	南志	177	1	178	164	1	165	▲13	0	▲13
	伊賀	123		123	118	-	118	▲ 5		▲ 5
	紀北	28	1	29	25	*	25	▲ 3	▲ 1	▲ 4
	紀南	32	5	37	32	2	34	0	▲ 3	▲ 3
	総合計	1,328	8	1,336	1,283	3	1,286	▲45	▲5	▲50

▼公立小中学校における地域別学級数一覧(三重県)

出典:三重県教育委員会調べ

▼県立高等学校(全日制)学級数一覧(令和5年度第1学年)(三重県)

			1					
地域名	2学級	3学級	4学級	5学級	6学級	7学級	8学級	学校数
桑員			桑名工(工)	桑名北(普)		桑名西(普) いなべ総合(総)	桑名 (普理看)	5
四日市			菰野(普) 朝明(普福) 四郷(普)	四中工(工) 四日市農芸 (農家)	四日市商(商) 四日市西(普)	四日市工(工) 川越(普英)	四日市(普) 四日市南(普)	11
鈴鹿・ 亀山		石薬師(普)	飯野(他英) 稲生(普体)	亀山 (普情家)	白子(普家)	神戸(普理)		6
津	白山(普商)			久居(普)	津工 (工) 津商 (商) 久居農林 (農 家)	津東(普)	津(普) 津西 (普国)	8
松阪	飯南(総) 昴学園(総)		松阪商(商)	相可(普農家) 松阪工(工)			松阪(普理)	6
伊勢 志摩	南伊勢(普) 鳥羽(総) 志摩(普) 水産(水)		伊勢工(工) 明野(農家福)	宇治山田(普) 宇治山田商(商)		伊勢(普)		9
伊賀	あけぼの学園(総)		1	名張(総)	上野(普理) 名張青峰(普)	伊 賀 白 鳳 (工商農福)		5
東紀州	紀南(普)		木本(普総)	尾鷲(普商工)	,			3
学校数	9	1	10	11	8	8	6	53

※伊賀白鳳、尾鷲の2校は、35、30人学級を実施

※学科名略称:(普)普通科、(総)総合学科、(工)工業科、(農)農業科、(福)福祉科、(家)家庭科、(理)理数科 (看)看護科、(英)英語科、(国)国際科、(情)情報科、(水)水産科、(体)体育科、(他)その他(応用デザイン) 出典:三重県教育委員会調べ

26

2 子どもたちに育みたい力

- 現代は将来の予測が困難な時代であり、その特徴である変動性、不確実性、複雑性、 曖昧性の頭文字⁷を取って「VUCA」の時代とも表されます。これまで少子化・人口減 少や高齢化、グローバル化の進展、地球規模の課題、子どもの貧困などが社会の課 題として掲げられてきた中、新型コロナウイルス感染症の感染拡大やロシアのウクライ ナ侵略などは正に予測困難な時代を象徴する事態であったと言えます。今後、超ス マート社会の実現に向けた技術革新や脱炭素化等の変革に対応するなど、社会の変 化や展望をふまえた本県の教育のめざすべき方向性を明らかにするため、「子どもた ちに育みたい力」を明示します。
- 複雑で困難な社会課題が存在する中で、一人ひとりのウェルビーイング(Wellbeing)⁸を実現していくためには、この社会を持続的に発展させていくことが求めら れます。こうした社会の実現に向けては、一人ひとりが自分のよさや可能性を認識す るとともに、あらゆる他者の感性や考え方を尊重し、多様な人びとと協働しながら、豊 かな人生を切り拓き、「持続可能な社会の創り手」になることをめざすという考え方が 重要です。また、超スマート社会において求められる人材像をふまえ、個々人が自立 して自らの個性・能力を伸長するとともに、多様な価値観に基づいて新たな価値を生 み出していくために必要な力を備えていくことも重要です。

そこで、「持続可能な社会の創り手」を育成することをめざし、教育における不易と 流行を十分に見極めながら、「自立する力」、「共生する力」、「創造する力」を育んでい きます。

⁷ Volatility(変動性)、Uncertainty(不確実性)、Complexity(複雑性)、Ambiguity(曖昧性)。

⁸ ウェルビーイングとは身体的・精神的・社会的によい状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含むものです。また、個人のみならず、 個人を取り巻く場や地域、社会が持続的によい状態であることを含む包括的な概念です。ウェル ビーイングの捉え方は国や地域の文化的・社会的背景により異なりうるものであり、一人ひとりの置 かれた状況によっても多様なウェルビーイングの求め方があり得ます。

(自立する力)

- 社会の変化が加速し、複雑で予測が困難な時代にあって、幸せや生きがいを感じられる人生を切り拓くことをめざし、他者や地球環境などを含めた社会全体のウェルビーイングをふまえながら、主体的に学び、困難を乗り越え、自信と高い志を備えた、責任ある行動を取る力が求められます。
- 子どもたちが主体的に学びに向かうことができるよう、自ら定める目標の実現に向けて学ぶ内容や学ぶ方法を決定し、学びの状況を振り返りながら改善を行いつつ学び続けていく「自律した学習者⁹」としての力を身につけることが重要です。

(共生する力)

- 社会の多様化が進む中、誰一人取り残されることなく、誰もがいきいきとした人生を 享受することができる共生社会の実現をめざし、その実現に向けた社会的包摂を推進 する必要があり、また、一定の対立関係の中で、相手の立場に立って考えたり、より広 い視点で全体をとらえたりする、対立やジレンマに対処する力が求められます。
- 子どもたちが、他者と共に支え合って生きていくことができるよう、価値観や文化の多様性を認め合い、性別や年齢、障がいの有無に関わらず、あらゆる他者を価値のある存在として理解・尊重し、豊かな人間関係を築くとともに、他者への感謝や思いやり、規範意識、公共の精神、郷土に対する誇りや愛情等を心の土壌として持つことが重要です。

(創造する力)

- 社会の課題が多様化・複雑化する中、社会課題の解決と経済成長を結び付けるイノ ベーションを行ったり、新しいアイデアや解決策を生み出したりする、新たな価値を創造 する力が求められ、こうした力は、超スマート社会においてもAIやロボットによる代替が 困難な「人」の力であり、今後一層求められることが予測されます。
- 子どもたちが、既存のさまざまな枠を越えて活躍できるよう、どのような未来を創っていくのか、どのように社会や人生をよりよいものにしていくのかを考え、他者と協働しながら、主体的に学び、柔軟に発想することが重要です。学校教育は子どもたち同士の学び合いの中で行われる特質を持つことをふまえ、多様な感性や考え方に触れ刺激を受けつつ、一人ひとりがよりよい学びを生み出していけるようにすることが大切です。

⁹ 本ビジョンでは、子どもたちが社会で自立するためには、「自ら考え、判断・決定し、行動する力(自律する力)」や、「自分を律しながら学び続ける姿勢」が大切であるという想いを込め、「自律した学習者」としています。

3 教育施策の基本的な考え方

○ 本県では、教育施策の基本的な考え方を示す「三重県教育施策大綱」をふまえた教育を展開していきます。「三重県教育施策大綱」では、子どもたちへの教育を含む、全ての教育の方針を以下のように掲げています。

はじめに

(子どもたちは三重の宝)

- 今どもたちは、一人ひとりかけがえのない存在であり、生まれながらにして豊かに育つための権利があります。子どもたちには自ら育つ力と多くの可能性があり、一人ひとりが力を発揮して豊かに育つことができる社会をつくっていく必要があります。
- 本県の未来を明るいものとし、持続可能な地域とするためには、三重の未来を担う子 どもたちを守り健全な育成を図ることが重要です。子どもたちのかけがえのない命が、 児童虐待、いじめ等で奪われることのないよう、未然防止の取組を進めるとともに命の 尊さについて理解を深める必要があります。

(社会の変化を見据えた教育の重要性)

- 人口減少が進み、変化の激しい時代において、一人ひとりの豊かで幸せな人生と社会の持続的な発展を実現するために、教育の重要性はますます高まっています。
- 自ら学び、考え、多様な人びとと協働しながらさまざまな課題に主体的に向き合うことで、社会的変化を乗り越える力を育み、持続可能な社会の創り手となる教育の充実が求められます。
- グローバル化やデジタルトランスフォーメーションの進展等により、社会の変化が加速度を増しています。地球規模の課題についても、私たち一人ひとりの課題として捉え行動していくことが望まれるとともに、人ならではの感性を働かせ、よりよい解を生み出していく力が一層強く求められます。

(三重に根ざした教育)

- 三重は、古くから海・山の豊かな食材に恵まれた自然豊かで風光明媚な地域である「美し国」として、街道を通じた人、物、情報の交流により発展してきました。このように、三重では、多様な交流を通じて、異なる文化や優れた知見を積極的に取り入れてきた歴史があり、さまざまな交流の中で培われた「包容力」や「多様性」が県民の皆さんの持つ特質や優位性と言えます。こうした特質や優位性を生かした、三重に根ざした教育活動を進めます。
- 三重に根ざした教育の推進においては、将来世界で活躍する者にも、三重の地で生き 郷土の未来を担う者にも、心の根底に生まれ育ったふるさと三重に愛着やほこりを持ち、 社会や地域の成長・発展に貢献しようとする思いを育んでいきます。
 (社会総がかりでの教育)
- 一人ひとりの学びを支えていくという認識を学校・家庭・地域などが共有し、相互に 連携・協働しながら、子どもたちを育む学校づくりや子どもたちが安心して活動できる 居場所づくりに社会総がかりで取り組みます。

こ また、家庭の経済的な状況など子どもたちが生まれ育った環境にかかわらず、夢や希望をもって健やかに育つことのできる環境の整備や子どもたちが安心して学べる場づくりを進めるとともに、一人ひとりが生涯にわたって、あらゆる機会にあらゆる場所において学習することができ、その成果を発揮することができる社会の実現をめざし取り組んでいきます。

(学校における学び)

学校は、学習機会と学力を保障するという役割や全人的な発達・成長を保障する役割、
 居場所・セーフティネットとしての福祉的な役割を担っていくとともに、学校教育なら
 ではの協働的な学び合いやリアルな体験をとおした学びを大切にした活動を進めます。

1 子どもたちの未来をひろげるために

全ての人の人権が尊重され、誰もが個性や能力を発揮していきいきとした人生を送るこ とができる共生社会の実現に向けて、一人ひとりが自分のよさや可能性を認識するととも に、あらゆる他者を価値のある存在として尊重することが大切です。こうした中、一人ひ とりの教育的ニーズに応じ、全ての子どもたちの学びを保障することが重要です。

- (いじめ問題の克服)
- ○本県では、いじめの積極的な認知が進み、いじめの認知件数が年々増加していますが、 今なお、いじめを受けた子どもの心身に重大な影響を及ぼす事案が発生しています。い じめの問題は、大人社会のパワーハラスメントやセクシャルハラスメントなどの問題と 根底で重なるところがあり、いじめの問題への対応では、社会の教育力や成熟度が問わ れます。こうした認識の下、社会総がかりでいじめの問題を克服するため、子どもたち に関わる大人一人ひとりが、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為であ る」、「いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」との意識を持ってそれ ぞれの責務や役割を果たし、いじめの防止等に取り組みます。
- いじめ問題の克服に向けて、「いじめをしない、させない心」を育むとともに、多様性を認めたり、ルールを尊重したりする社会性を身につける取組を進めます。また、子どもたちが相談しやすい環境づくりを進めるとともに、子どもたちが示すSOSを見逃さないという姿勢を持ち、ささいな変化であってもいじめではないかとの疑いを持って関わることで、積極的な認知を一層進め、早期発見や早期対応、深刻化の防止につなげます。さらに、いじめの加害者への指導にあたっては、いじめは絶対に許さないという毅然とした対応を徹底し、自らの行為の責任を自覚させつつ、いじめの加害者が抱える問題の解決を図り、再発防止と成長支援につなげます。

(子どもたちの健やかな成長の支援と居場所づくり)

○ 学校、家庭、地域、企業、団体などのさまざまな主体が連携・協働し、子どもたちの 健やかな成長を社会全体で支えるとともに、家庭や学校とは異なる対人関係の中で豊か な人間性を育んだり、困難に直面した際に支援を求めたりできるよう、「子どもの居場所」 づくりを進めます。 (誰もが安心して学べる環境づくり)

○ 特別な支援を必要とする子どもたち、外国につながる子どもたち、不登校の状況にある子どもたちなど、一人ひとりの能力・可能性を最大限に伸ばすことができるよう、誰もが安心して学べる環境を整えます。また、貧困の連鎖を防ぐ取組を進めるほか、児童虐待、ヤングケアラーなど、支援を必要とする子どもたちの早期発見・対応などの対策を進めます。さらに、性的指向・性自認の多様性について、教職員の正しい理解を促進し、きめ細かな対応につなげます。

(学校安全の推進)

子どもたちの命を守り、子どもたちが安全・安心に学べるよう、防災教育や通学時の
 安全対策、防犯対策など学校安全の取組を推進します。

2 一人ひとりの幸せにつながる自己肯定感を育むために

子どもたち一人ひとりが自他のかけがえのない価値を認識しながら、多様な人びとと協働し、さまざまな分野に積極的に挑戦し、自分の可能性を伸ばすことができるようにして、いくためには、自己肯定感を高めることが重要です。そのためには、自らが受け容れられているという実感を持つことや自らの力の向上に向けて努力して達成感を得ること、自分と向き合ったり、互いに認め合ったりする経験を重ねることなどが大切です。

こうした自己肯定感は、人の役に立つ経験、人から認められる経験など、他者との関わり合いをとおして育むことが大切です。また、子どもたちのこだわりやここを見てほしいという思いを受け止め、その子どもの努力や工夫を丁寧に見取ることが重要です。

あわせて、子どもたちを支える保護者や教職員、地域住民等が、子どもたちのいきいき とした成長に関わることを通じて、自分たちの自己肯定感を高めることができるような関 係をめざすことが大切です。

(家庭教育の支援)

 家庭において、子どもたちが保護者等から受容され、他人に対する思いやり、規範意 識、自立心や自制心、社会的なマナーなどを身に付けられるよう、社会全体で家庭教育 や子どもの豊かな育ちを支えるとともに、地域のさまざまな主体と連携して、「教育の原 点」である家庭教育の支援の充実を図ります。

(幼児期における取組)

 幼児期には、家庭との緊密な連携の下、小学校以降の教育や生涯にわたる学習とのつ ながりを見通しながら、心身の調和の取れた発達の基礎を培えるよう、主体的な活動や 遊びの充実を図ります。

(学校における取組)

学校では、リアルな体験を通じて学ぶことの重要性にも留意し、子どもたちが達成感を味わい、自信ややる気にもつながる、「できた」、「分かった」という実感が得られる授業や、自分や他者のよさに気づくことにつながる仲間との交流や多様な人びととの協働の機会、子どもたちが主体的に学校生活をよりよくする活動などの充実を図ります。また、つまずきや思うようにいかない状況などをしなやかに受け止め、対応する力を育みます。

その際、学校が異なる立場や考え、価値観を持った人びとが集う場であるからこそ、
 お互いの考え方や感性等に触れて刺激し合う中で、一人ひとりのよさを生かしながら、
 より深い学びを生み出すことができるという視点を持って教育活動を進めます。

3 豊かな社会を創っていく力を育むために

社会が大きく変化する中、求められる資質・能力も変化しています。そのような社会で、 変化を前向きに受け止め、課題と主体的に向き合いながら、自ら学び、考えることや、多 様な人びとと協働することなどを通じて、持続可能な未来を創っていく力を身につけてい くことが大切です。

子どもたちには、「何を知っているか、何ができるか」だけではなく、「知っていること やできることをどのように使うか」や「どのように社会と関わり、よりよい人生を送るか」 という視点を重視しながら、知識・技能、思考力・判断力・表現力などの「確かな学力」、 規範意識や自尊感情、自他の命の尊重、いじめを許さない心といった「豊かな心」、体力の 向上、心身の健康などに支えられる「健やかな身体」を一体的・調和的に育むことが重要 です。また、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児期における教育のさらなる充実が求 められるとともに、小学校との円滑な接続に向けた取組を進めることが必要です。 (学力等の資質・能力の育成)

○ 資質・能力をバランスよく育成するため、個々の子どもの状態をより丁寧に把握し、 一人ひとりに応じた学びや協働的な学びの充実を図ります。子どもたちが学力を確実に 身につけることができるよう、子どもたちの学力や学習状況を把握・分析し、子どもや 学校の実態に応じて補充的な学習や発展的な学習を取り入れるなど、さらなる授業改善 や効果的な指導体制づくりの取組を進めます。あわせて、目標の達成に向けて粘り強く 取り組む力や、自己の感情や行動をコントロールする力、他者と協働する力などのいわ ゆる非認知能力を育成するという視点を持って教育活動を進めます。

(自律した学習者の礎づくり)

自ら定める目標に向けて必要な学習内容や方法を決定し、学習状況等を振り返りなが
 ら、必要に応じて改善を行い、学び続けていく「自律した学習者」の育成をめざします。
 子どもたちが生涯にわたり、能動的に学ぶ姿勢を身につけることができるよう、学ぶ意義や目的についての理解を促すとともに、自分なりの学び方を工夫できる力を育むための教育を進めます。

(豊かな人間性の育成)

〇 人権への理解と深め、自他の人権を守る実践行動ができるようにするとともに、自己 肯定感や命を大切にする心、他者を思いやる心、公共心、規範意識を高め、よりよく生 きようとする意欲と態度を身につけられるよう、人権教育や道徳教育、さまざまな体験 活動を進めます。

(主体的に社会の形成に参画する態度の育成)

将来自立した社会人となるための基盤をつくり、主体的に社会の形成に参画する態度
 を育み、よりよい社会の創り手の育成や本県の未来の創造に関わる意識の醸成につなげ
 ていくため、キャリア教育や主権者教育を進めます。

(グローカル教育の推進)

- 今どもたちがグローバルな視野や志を持ちながら、地域にあっても、世界にあっても
 活躍できる力を身につけるため、国際的な交流活動を進めるとともに、三重への愛着や
 誇りを育む郷土の伝統や文化、産業に関する教育を地域と連携して進めます。
 (読書・文化芸術活動の推進)
- 子どもの読書活動は、想像力を育み、感性を磨き、表現力等を高めるとともに、コミュニケーション能力の基礎を築きます。子どもの読書習慣を形成できるよう、学校図書館の整備充実や読書機会の確保、読書活動の普及啓発などの取組を進めます。また、文化芸術を通じて、子どもたちの豊かな心の育成を図るため、文化芸術に触れる機会や、郷土の文化等を学ぶ機会を充実させる取組などを進めます。
- (これからの部活動)
- 部活動は、体力や技能の向上に加え、好ましい人間関係の構築や、責任感、連帯感の 育成に資するなど人間形成の機会でもあることから、持続可能な運営体制の構築に向け て、効率的・効果的な活動や、部活動の地域連携・地域移行に向けた段階的・計画的な 環境整備など、部活動改革の取組を進め、子どもたちがスポーツ・文化芸術活動に親し むことができる機会の確保につなげます。
- 4 さらに充実した教育の提供をめざして

技術の発達や新たなニーズなど学校教育を取り巻く状況が変化する中、子どもたち一人 ひとりの可能性を伸ばすため、教職員の資質・能力の向上を図るとともに、子どもたちの 学びを支える環境を整えることが重要です。

(教職員の資質・能力の向上)

- 教職員が学校教育を取り巻く環境の変化を前向きに受け止め、自律的に新しい知識や 技能を学び続ける姿は、子どもたちにとって重要なロールモデルとなります。また、教 職員が子どもたち一人ひとりの力を最大限に引き出し、主体的な学びを支える伴走者と しての役割を果たすことは、子どもたち一人ひとりが自分自身のよさや強みを生かして 学びを深めることにつながります。このため、教職員が教職生活全体を通じて学び続け ることができるよう、多様な学びの機会を提供します。
- (教職の魅力向上)
- 教職は、子どもたちの人生に影響を与え、成長を実感できる喜びを感じられる仕事です。教職員の長時間労働が課題となる中、教職員が子どもと向き合う時間や授業改善に取り組む時間を確保し、日々の生活を充実しつつ教職人生を豊かなものにすることは、 自らの自己肯定感や人間性、創造性を高め、よりよい教育活動につながります。そこで、 教職員が限られた時間の中で専門性を生かした教育活動を持続的に行うことができるよう、教職員の業務負担の軽減などに取り組み、学校における働き方改革を進め、本県に おける教職の魅力の維持向上を図ります。

(「チームとしての学校」)

- 子どもたちが安全・安心に学ぶとともに、必要な資質・能力を身につけることができるよう、校長のリーダーシップの下、学校のマネジメントを強化し、教職員と各分野に専門性を有する多様な人材がそれぞれの役割を担い、連携して子どもたちを支援する「チームとしての学校」の体制整備を一層進めます。
- (ICTの活用)
- 全ての子どもたちの可能性を伸ばす一人ひとりに応じた学びと多様な人びとと協働した学びをより効果的に進めるため、ICTをこれまでの教育実践と適切に組み合わせて有効に活用するとともに、ICTを活用した校務の効率化の取組を進めます。また、ICTを使用することによる影響に留意しつつ、子どもたちがデジタルリテラシーを身につけ、自分で考え行動できる力を育みます。

(地域との連携・協働)

コミュニティ・スクールや地域学校協働活動、探究活動、キャリア教育・職業教育等
 を通じ、学校と地域との連携・協働を一層推進することにより、子どもたちの成長を支
 えるとともに、これからの地域社会や産業を担う人材の育成につなげます。

5 誰もがいつでも学び、活躍できる社会をめざして

人生 100 年時代をより豊かに生きるため、一人ひとりが生涯にわたって必要な学習を行い、個人の生活や地域・社会での活動に生かし、このことが生きがいとなって新たな学びへの意欲に結びつくような、学びと活動の持続的な好循環を実現していくことが重要です。 また、そのような大人の姿を見て、子ども自身も自律した学習者としてのイメージや自己の将来のイメージを持ち学習意欲が高まることも期待されます。

(社会・地域のニーズに対応した学び)

- 人生をより豊かにするための学び直しの機会であるリカレント教育や、義務教育を受ける機会を実質的に保障する夜間中学での学びなど、あらゆる世代の誰もが生涯を通じて主体的に学ぶことのできる学習基盤の充実を図るとともに、その学びを地域・社会に生かし続けることができる環境づくりを進めます。また、社会の持続的な発展を支える観点から、半導体やデジタル分野等における専門人材の育成などを進めます。
 (自己実現に向けた学び)
- イノベーション人材をはじめとする高度専門人材の不足や労働生産性の低迷が指摘される中、リカレント教育やリスキリングの重要性が指摘されています。
 - スキルを身につけることは自己実現にもつながると考えられます。デジタル化の進展 や産業構造の変化が加速する中、本県においても県内高等教育機関のリソースを活用し たリカレント教育に係る取組を促進するとともに、人びとが学び続ける機会を提供しま す。

(高等教育機関の役割)

高等教育機関は、高度な専門的知識を有する人材を地域に輩出するとともに、教育と
 研究の成果を社会に還元する地域貢献を実施することが求められています。

今後、人口が減少していく中で、高等教育機関の役割はさらに重要性を増していくと 考えられ、県内高等教育機関の特色を生かした地域との連携を促進し、地域の担い手の 育成・確保など地域の活力の維持・発展につなげていきます。

4 教育ビジョンを貫く視点

 ○ 一人ひとりの可能性を最大限に引き出す教育を実現する観点から、「子どもたちに 育みたい力」の育成に向けて施策を展開する上で、大切にしたい横断的な視点を明 示します。

▽ 子どもたちの目線に立ち、個に応じた学びを大切にします

子どもたちを自らの意見を持つ存在として尊重し、個々の子どもが抱える困難や 課題に向き合いながら、一人ひとりが主体的な自己を発揮して学びに向かうことが できるよう、子どもたちが「どのように学ぶか」や、子どもたちを「どのように支援する か」という視点を大切にしつつ、多様な子どもの状況に応じた学びの実現を図ります。

▽ 学年や校種を越えた連続性のある学びを実現します

子どもたちの資質・能力をバランスよく育むことをめざし、幼児教育から高等学校 教育までを通じて、子どもたちの学習状況に応じて補充的・発展的な学習指導を 行ったり、子どもたちが学習状況やキャリア形成を見通し振り返りながら学習活動を 充実していけるよう働きかけたりしながら教育活動を進めるとともに、学年や学校段 階を越えた子ども同士の学び合いの機会を充実するなど、連続性のある多様な学 びの実現に向けて取り組みます。

▽ 家庭・地域と連携・協働して子どもたちを育む学校づくりを行います

よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を家庭・地域と共有し ながら、学びの場を学校から広げ、社会のつながりの中で学ぶことで、子どもたちが 自分の力で人生や社会をよりよくできるという実感を持つことができるよう、学校・ 家庭・地域の連携・協働を推進し、地域全体で子どもたちを育む学校づくりを行いま す。

▽ 教職員がやりがいを持って子どもたちと向き合える環境をつくります

学校における働き方の改善により、教職員が学ぶ時間を確保し自らの授業を磨く ことなどを通じて、子どもたちによりよい教育を存分に行うことができるよう、教育に 関わる全ての者の総力を結集し、学校・教職員が担う業務の適正化や学校における 働き方改革の実効性の向上、持続可能な勤務環境の整備などの取組を進め、教職 員が志気高く誇りを持って子どもたちに向き合うことができる環境をつくります。 .

• • •

•

.

第2章 基本施策・施策

1 基本施策

 ○ 前章で掲げた「子どもたちに育みたい力」の育成に向けて、次の6つの「基本施策」を 推進します。

(1) 未来の礎となる力の育成

【めざす姿】

子どもたち誰もが、知識・技能、思考力・判断力・表現力などの「確かな学力」、規範 意識や自尊感情、自他の命の尊重、いじめを許さない心といった「豊かな心」、体力の 向上、心身の健康などに支えられる「健やかな身体」を育み、これからの時代を生きて いくための基礎となる力を身につけています。

【基本的な考え方】

上記の「めざす姿」を実現するために、「一人ひとりの自己肯定感を滋養する教育の推進」、「確かな学力の育成」、「幼児教育の推進」、「人権教育の推進」、「道徳教育の推進」、「読書活動・文化芸術活動の推進」、「健康教育・食育の推進」、「体力の向上と運動部活動改革の推進」の各施策に取り組みます。

- ○「一人ひとりの自己肯定感を涵養する教育の推進」にあたっては、ありのままの自 分が認められているという実感を持てるようにするとともに、多様な他者との関わ り合い等をとおして、自己肯定感や幸福感など一人ひとりのウェルビーイングの向 上をめざし、家庭教育支援や幼児教育、学びを支える指導の充実を図ります。
- ○「確かな学力の育成」にあたっては、知識・技能、思考力・判断力・表現力等の確 かな学力、生涯にわたって能動的に学び続ける態度を身につけられるよう、個別最 適な学びと協働的な学びを一体的に充実し、主体的・対話的で深い学びの実現に 向けた授業改善を推進します。
- ○「幼児教育の推進」にあたっては、安定した情緒の下で自己を十分に発揮し、遊び や生活の中での体験をとおして、生涯にわたる人格形成の基礎を培えるよう、幼稚 園等における教育・保育等の質向上を図るとともに、小学校教育への円滑な接続に 向けて、幼稚園等と小学校等が連携した取組を推進します。
- ○「人権教育の推進」にあたっては、人権問題の解決を自分の課題ととらえ、自他の 人権を守るための実践行動ができる力を身につけることができるよう、「三重県人 権教育基本方針」に基づき、教育活動全体を通じて総合的・系統的な取組を家庭・ 地域と連携しながら進めます。

- ○「道徳教育の推進」にあたっては、自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した一人の人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養えるよう、子どもたちの発達段階に応じ、「考え、議論する道徳」等を通じた道徳教育を推進します。
- ○「読書活動・文化芸術活動の推進」にあたっては、歴史や文学、科学、芸術など、さまざまな分野への関心を高め、感性や情緒を磨き、幅広い視野や知識を統合して考える力と豊かな人間性を身につけられるよう、社会全体で読書活動を推進するとともに、文化芸術に触れる機会の充実を図ります。
- ○「健康教育・食育の推進」にあたっては、生涯にわたって健康で充実した生活を送 るために必要な知識と、自ら必要な情報を収集して判断し実践する能力が身につ けられるよう、学校教育活動全体を通じ、健康教育の充実を図るとともに、健全な 食生活を送るための食育を推進します。
- ○「体力の向上と運動部活動改革の推進」にあたっては、積極的に運動やスポーツ に親しむことを通じて体力が向上するよう、運動機会の拡充を図ります。また、子ど もたちがスポーツに継続して親しむことができる機会を確保するため、地域の実情 に応じながら、運動部活動の段階的な地域連携・地域移行を進めます。

(2) 未来を創造し社会の担い手となる力の育成

【めざす姿】

子どもたちが、変化が激しく予測困難なこれからの社会において、変化をしなやか に前向きに受け止めて、失敗をおそれず挑戦する心や生涯をとおして学びに向かう姿 勢、社会の一員としての自覚と責任を持ち、他者との協働を大切にしながら、豊かな 未来を創っていく力を身につけています。

【基本的な考え方】

上記の「めざす姿」を実現するために、「キャリア教育の推進」、「グローカル教育の 推進」、「新たな価値を創り出す力の育成」、「主体的に社会を形成する力の育成」の 各施策に取り組みます。

- ○「キャリア教育の推進」にあたっては、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通し ながら、社会的・職業的自立に必要な資質・能力を身につけられるよう、教育活動 全体を通じて、子どもたちの発達段階に応じた組織的かつ計画的なキャリア教育を 推進するとともに、地域と連携した体験活動や校種を越えた学びの充実を図ります。
- ○「グローカル教育の推進」にあたっては、グローバルな視野と志を持ちながら、高い目標に向けて挑戦しようとする意欲を高め、地域にあっても、世界にあっても活躍できる力を身につけるため、多様な生き方、価値観、文化等に触れる機会の創出、英語教育の推進、地域の豊かな文化や歴史などに関する郷土教育を進めます。
- ○「新たな価値を創り出す力の育成」にあたっては、複雑化・困難化する社会課題の 解決や持続的な社会の発展に向け、主体的に学びに向かう姿勢や、新たな価値を 創り出す力を身につけられるよう、探究活動やSTEAM教育など教科横断的な学 習の充実を図るとともに、先端技術を積極的に活用した取組を進めます。
- ○「主体的に社会を形成する力の育成」にあたっては、主体的に社会の形成に参画 する態度を身につけることができるよう、主権者教育や消費者教育の充実を図りま す。また、地球規模の課題の解決に向けて、自ら考え、行動する力を育むため、持 続可能な開発のための目標の実現に貢献する教育を進めます。

(3) 特別支援教育の推進

【めざす姿】

インクルーシブ教育システムの理念をふまえ、特別な支援を必要とする子どもたち が、それぞれの教育的ニーズに応じた学びの場において、安全に安心して早期からの 一貫した指導・支援を受けることで、持てる力や可能性を伸ばし、将来の自立と社会 参画のために必要な力を身につけています。また、障がいの有無に関わらず、子ども たちが互いに交流することで、理解し、尊重し合いながら生きていく態度を身につけ ています。

【基本的な考え方】

上記の「めざす姿」を実現するために、「一人ひとりに応じた切れ目のない教育の推進」、「特別支援学校における自立と社会参画に向けた教育の推進」の各施策に取り 組みます。

- ○「一人ひとりに応じた切れ目のない教育の推進」にあたっては、特別な支援を必要 とする子どもたちが、持てる力や可能性を伸ばし、自立と社会参画のために必要な 力を身につけられるよう、インクルーシブ教育システムの理念をふまえ、一人ひとり のニーズに応じた学びの場において、早期からの一貫した指導・支援を推進します。
- ○「特別支援学校における自立と社会参画に向けた教育の推進」にあたっては、特別支援学校に在籍する子どもたちの自立と社会参画に向けて、組織的・計画的な キャリア教育や、障がいの有無に関わらず、共に学ぶための交流および共同活動を 推進します。また、施設の狭隘化・老朽化対策を進め、学校の環境整備を行います。

(4) いじめや暴力のない学びの場づくり

【めざす姿】

子どもたちはいじめ防止に向けて主体的に行動しています。各学校で、教職員によ る見守りや定期的な面談に加え、専門人材も活用して教育相談を丁寧に進めるとと もに、子どもたちの兆候や相談を受け止めていじめを迅速に認知し、いじめの内容に 応じた適切な対応を進めることで、子どもたちが安心を感じています。

【基本的な考え方】

上記の「めざす姿」を実現するために、「いじめや暴力をなくす取組の推進」、「いじ めの認知と学校内外の教育相談体制の充実」、「いじめに対する迅速・確実な対応の 推進」、「いじめ対策に関する教職員の資質向上と支援体制の充実」の各施策に取り 組みます。

- ○「いじめや暴力をなくす取組の推進」にあたっては、いじめの防止に向けて、主体的に考え、行動できる力を育むため、道徳教育や人権教育など教育活動全体を通じたいじめをなくすための取組や、社会総がかりでの取組を推進します。また、暴力行為の未然防止や暴力等により被害を受けた子どもの支援等を進めます。
- ○「いじめの認知と学校内外の教育相談体制の充実」にあたっては、子どもたちのさ さいな変化を見逃さず、いじめを早期に発見し、対応することができるよう、積極的 ないじめの認知を進めるとともに、学校内外において、専門人材も活用しながらい じめを訴えやすい環境づくりに取り組みます。
- ○「いじめに対する迅速・確実な対応の推進」にあたっては、いじめを早期に解決す るため、発見または情報を得た場合、迅速かつ正確に認知し、専門人材も含む組 織的な対応を進めます。また、いじめられた子どもに対しては、寄り添った支援を進 めるとともに、いじめた子ども等に対しては、再発防止に向けた取組を支援します。
- ○「いじめ対策に関する教職員の資質向上と支援体制の充実」にあたっては、いじめの積極的な認知や、迅速かつ正確な対応・支援に関して、教職員が対応力を高めることができるよう、研修を通じた危機管理の徹底や、組織的な対応を可能とする体制整備、専門人材を活用した支援体制の充実に取り組みます。

(5) 誰もが安心して学べる教育の推進

【めざす姿】

複雑化・多様化する教育的ニーズに対応し、不登校児童生徒や外国につながる児 童生徒など、一人ひとりの状況に応じた支援が適切に実施され、誰もが安心して学べ る環境が整い、将来の社会的自立に向けた力が育まれています。また、通学時の安 全を確保する取組等が進むとともに、非常時にあっても、安全・安心を確保しながら 学びを継続していくことのできる体制が整っています。

【基本的な考え方】

上記の「めざす姿」を実現するために、「不登校の状況にある児童生徒への支援」、 「外国につながる児童生徒の自立を支える力の育成」、「防災教育・防災対策の推進」、 「子どもたちの安全・安心の確保」、「学びのセーフティネットの構築・学びの継続」の各 施策に取り組みます。

- ○「不登校の状況にある児童生徒への支援」にあたっては、子どもたちの意思が尊重され、誰もが安心して学ぶことができるよう、「魅力ある学校づくり」に取り組みます。また、子どもたちの状況に応じた適切な支援を進めるとともに、多様な教育機会の確保を図り、社会的自立に向けた支援を推進します。
- ○「外国につながる児童生徒の自立を支える力の育成」にあたっては、外国につな がる児童生徒が、自己実現を果たし、社会の一員として自立するために必要な力を 身につけられるよう、日本語力や学力など、地域社会で生きていくための基礎を培 う指導・支援の充実を図るとともに、就学の促進や多文化共生の取組を推進します。
- ○「防災教育・防災対策の推進」にあたっては、自分の命は自分で守るとともに、災 害時には地域の一員として行動できる力を育むことができるよう、家庭・地域と連 携した実践的な防災教育を推進します。また、災害時における学校教育の早期復 旧を図るための体制整備や学校施設の防災・耐震対策を進めます。
- ○「子どもたちの安全・安心の確保」にあたっては、安全の確保に向け、主体的に判断し行動することができる力を身につけられるよう、安全に関する教育の充実を図るとともに、学校・地域・関係機関の連携・協働の下、地域社会全体で子どもたちの安全を守る取組を進めます。
- ○「学びのセーフティネットの構築・学びの継続」にあたっては、さまざまな事情により学びを必要とする人に対応するため、多様な学びの場の確保や支援の充実を図ます。また、家庭の経済状況に関わらず質の高い教育を受けられるよう、教育費負担を軽減する取組を進めます。

(6) 学びを支える教育環境の整備

【めざす姿】

学校と家庭・地域が目標や課題を共有し、協働して、教育活動が進められ、子ども たちの学びと育ちを地域全体で支える体制が整っており、学校の活性化も進んでい ます。また、教職員については、社会の変化に対応した専門性と、主体的に学ぶ子ど もたちの力を引き出す指導力が向上するとともに、学校における働き方改革が進んで います。

【基本的な考え方】

上記の「めざす姿」を実現するために、「教職員の資質向上とコンプライアンスの推進」、「学校における働き方改革の推進」、「ICTを活用した教育の推進」、「地域とともにある学校づくり」、「学校の特色化・魅力化」、「学校施設の整備」、「家庭での学びの応援」、「社会教育の推進と地域の教育力の向上」、「文化財の保存・活用・継承」の各施策に取り組みます。

- ○「教職員の資質向上とコンプライアンスの推進」にあたっては、教職員がコンプライアンス意識を高く持ち、主体的な学びを支援する力や多様な教育課題に対応できる専門的指導力を身につけられるよう、効果的な研修を実施します。また、教職の魅力発信と教職員の人材確保に向けた取組を推進します。
- ○「学校における働き方改革の推進」にあたっては、全ての教職員が安心して本来 業務に集中し、やりがいを持っていきいきと働き続けられるよう、学校における働き 方改革を一層進めます。また、さまざまなハラスメントがなく協力し合える職場環境 づくりに取り組むとともに、教職員の安全と健康の増進に向けた取組を推進します。
- ○「ICT を活用した教育の推進」にあたっては、急速に進展するデジタル社会で活躍できるよう、学校におけるICTの活用を一層進めることにより、効果的な学びにつなげます。また、子どもたちに情報モラルを含む情報活用能力の育成を図るとともに、教職員の ICT 活用指導力の向上を図ります。
- ○「地域とともにある学校づくり」にあたっては、地域全体で子どもたちの学びや育ちを支える体制を整えるため、保護者や地域の方々が学校運営に参画し、学校・家庭・地域が一体となった教育活動を進めるとともに、地域と学校をつなぐコーディネート機能を強化して、地域の特色や資源を生かした教育の充実を図ります。
- ○「学校の特色化・魅力化」にあたっては、各学校で目標に向かって意欲的に学べる よう、校種を越えた学校段階間の円滑な接続を推進します。また、自らの興味・関 心に応じて主体的に学び、豊かな人間性や社会性が育まれるよう、それぞれの地 域や学校の特性に応じた高等学校の特色化・魅力化に取り組みます。

○「学校施設の整備」にあたっては、安心して学校生活を送ることができるよう、計画的な老朽化対策や耐震対策を進めるとともに、防犯対策など安全管理に取り組みます。また、ユニバーサルデザイン等の考え方をふまえるとともに、木造化・木質化など自然環境を考慮した施設整備を進め、快適な学習環境づくりを推進します。

٢

- ○「家庭での学びの応援」にあたっては、家庭教育は全ての教育の原点であるとの 認識の下、豊かな情操や人を思いやる心を持ち、基本的な生活習慣や学習習慣等 を身につけられるよう、保護者と子どもの学びを応援する取組を進めるとともに、さ まざまな主体と連携して、子どもの豊かな育ちを支える取組の充実を図ります。
- ○「社会教育の推進と地域の教育力の向上」にあたっては、県民の皆さんが生涯に わたり、それぞれのニーズに応じて学習することができるよう、社会教育関係団体 や NPO、地域の方々のネットワークの構築・強化を図るとともに、社会教育施設等 において、多様なニーズに対応した学習機会を提供します。
- ○「文化財の保存・活用・継承」にあたっては、地域の宝である文化財が保存・活用・
 継承されるよう、文化財の調査と指定、修理・整備、保存・活用に取り組むとともに、
 子どもたちをはじめ多くの方が文化財について学び、親しみ、その価値について理 解を深める機会を確保します。

2 施策

○ 6の「基本施策」を具体的に展開するため、32の「施策」により、取組を進めます。

r

		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			
	基本施策	施 策			
		(1)一人ひとりの自己肯定感を涵養する教育の推進			
		(2)確かな学力の育成			
	, ,	(3)幼児教育の推進			
1	未来の礎となる力	(4)人権教育の推進			
	の育成	(5)道徳教育の推進			
		(6)読書活動・文化芸術活動の推進			
		(7)健康教育・食育の推進			
		(8)体力の向上と運動部活動改革の推進			
2	未来を創造し社	(1)キャリア教育の推進			
	会の担い手とな	(2)グローカル教育の推進			
	る力の育成	(3)新たな価値を創り出す力の育成			
		(4)主体的に社会を形成する力の育成			
3	特別支援教育の	(1)一人ひとりに応じた切れ目のない教育の推進			
	推進	(2)特別支援学校における自立と社会参画に向けた教育の推進			
4	いじめや暴力の ない学びの場づ	(1)いじめや暴力をなくす取組の推進			
		(2)いじめの認知と学校内外の教育相談体制の充実			
	<6)	(3)いじめに対する迅速・確実な対応の推進			
	< <u></u>	(4)いじめ対策に関する教職員の資質向上と支援体制の充実			
		(1)不登校の状況にある児童生徒への支援			
5	誰もが安心して学	(2)外国につながる児童生徒の自立を支える力の育成			
Ŭ	べる教育の推進	(3)防災教育・防災対策の推進			
		(4)子どもたちの安全・安心の確保			
		(5)学びのセーフティネットの構築・学びの継続			
		(1)教職員の資質向上とコンプライアンスの推進			
	学びを支える教 育環境の整備	(2)学校における働き方改革の推進			
6		(3)ICTを活用した教育の推進			
		(4)地域とともにある学校づくり			
		(5)学校の特色化・魅力化			
		(6)学校施設の整備			
		(7)家庭での学びの応援			
		(8)社会教育の推進と地域の教育力の向上			
		(9)文化財の保存・活用・継承			

施策体系

施策の見方

基本施策〇 〇〇〇〇

施策名 0000

めざす姿

※この施策を推進することにより、計画期間が終了する令和9(2027)年度末までに達成する 姿を記載しています。

現状と課題

※この施策に関する現状や課題、背景等を記載しています。

主な取組内容

※この施策で実施する主な取組を記載しています。

KPI(重要業績評価指標)		
	現状値 (令和 5 年度)	目標値 (令和9年度)
※「めざす姿」の実現に向けた施策の達成状 況を把握することができるKPIの項目を記 載しています。	※現在(最新の実 績)の数値を記 載しています。	※令和9(2027) 年度における目 標値を記載して います。

基本施策1 未来の礎となる力の育成

t	施	策	名	(1)一人ひとりの自己肯定感を涵養する教育の推進

めざす姿

子どもたちが、ありのままの自分が認められているという実感を持つとともに、学校なら ではの子どもたち同士や教職員と子どもたちとの関わり合いなど多様な他者と交わる活動 や多様な体験活動をとおして、自己肯定感や幸福感など一人ひとりのウェルビーイングが 向上しています。

現状と課題

- ① PISA等の国際調査において、日本の子どもたちの学力が高い水準にあることが示される一方で、自己肯定感については諸外国と比べて低いという調査結果があります。また、将来の予測が困難な時代においては、自らが社会を創り出していくという視点がより重要となり、子どもたち一人ひとりが持続可能な社会の創り手となり、課題解決などを通じて、社会を維持・発展させていくことが求められます。
- ② こうした中、子どもたちが自他のかけがえのない価値を認識しながら、多様な人びとと 協働し、さまざまな課題解決を主体的に担うことができる存在であるという認識を持っ て、自分の可能性を伸ばしていけるよう、自己肯定感の涵養を図ることが重要です。
- ③ 経済先進諸国では、経済的な豊かさのみならず、精神的な豊かさや健康までを含めて 幸福や生きがいをとらえる「ウェルビーイング(Well-being)」の考え方が重視されてき ており、自己肯定感や幸福感などがその要素として挙げられています。子どもたちを取り 巻く場や地域、社会がよい状態であることを含む概念であることもふまえ、教育をとおし てウェルビーイングの向上を図っていくことが求められます。
- ④ 基礎的・基本的な知識・技能の習得が重要であることは言うまでもなく、思考力・判断 力・表現力等や学びに向かう力等こそ、家庭の経済事情など、子どもを取り巻く環境を 背景とした差が生まれやすい能力であるとの指摘もあることに留意する必要がありま す。「主体的・対話的で深い学び」を実現し、一人ひとりの状況に応じた学びの動機づけ や、いわゆる非認知能力を含む幅広い資質・能力の育成に向けた効果的な取組が求め られています。
- ⑤ 人間関係で多くの子どもたちが悩みを持ち、学習面の不安だけでなく、心理面や進路 面での不安や悩みを抱えることも少なくありません。教育活動を通じて、子どもたちが社 会の中で自分らしく生きることができるよう支えていくことが求められます。

主な取組内容

家庭教育支援・幼児教育の充実

- 地域における多様な主体と連携し、保護者に対して、家庭教育に関する学習機会や必要な情報を提供することを通じて、子どもたちの豊かな成長や家庭教育を応援する取組を進めます。
- 幼児期の子どもたちが、安定した情緒の下で発達に必要な体験を重ね、生涯にわたる 人間形成の基礎を築くことができるよう、教職員と幼児との間に十分な信頼関係を築 き、幼児の主体的な活動を促しながら、よりよい教育環境をつくり出します。

② 多様な子どもの状況に応じた学びを支える指導の充実

- 学校においては、学級やホームルーム等が子どもたちの学習や生活の基盤であり、 個が集団に埋没してしまう危険性があることをふまえ、学校生活のあらゆる場面 で、子どもたちが「自分も一人の人間として大切にされている」と実感することに つながる指導を行うなど、一人ひとりの人格を尊重し、個性の伸長を図る教育活動 を一層推進します。
- 子どもを取り巻く環境や子どもの状況を多面的かつ客観的にとらえ、一人ひとりに対する理解を深めた上で、育成をめざす資質・能力やキャリア形成の方向性等をふまえながら、自己選択や自己決定を促し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、一人ひとりに応じた学習指導を進めます。
- 子どもたちが学ぶ楽しさ・わかる喜びを実感することにつながるよう、個々の学習状況 や興味・関心に応じた個別最適な学習と、多様な他者と関わり合う中で異なる考え方に 触れながら、課題を見いだし解決策を考えるなどの協働的な学習を適切に組み合わせ た授業づくりを推進します。
- 身近な地域や世界規模の課題を設定しその解決に向け深く考察し行動する探究活動 や、多様な考え方を持つ仲間との学びや個々の教科の学びを基礎とし教科横断的な学 びを行うSTEAM教育、地域の産業や特色を題材にした地域課題解決型学習を推進す るとともに、取組の前後に、資質・能力がどのように変化したかを把握し、取組の改善に つなげます。
- 子どもたち自身が学級や学校生活、人間関係をよりよいものにしていけるよう、皆で話し合い、皆で決めて、皆で協力して実践するなど、自発的・自治的な活動を促進したり、その効果を高める支援を行ったりしながら、子どもたちの教育環境を整えます。

- 学級や学校の中で役割を分担し、協力して取り組む機会や、部活動など異年齢交流を とおしてリーダーシップを発揮する機会など、子どもたちが他者や集団、社会のために役 立つことを実感できる取組を推進します。また、子どもたちが、さまざまな感性や考え方 等があることを認め合い、影響を与え合う機会を生み出し、人と人との関わり合いの中 で新たなアイデアが生まれ、新しい価値の創造につなげていくことをめざす取組を進め ます。
- 達成感や成功体験、課題に立ち向かう姿勢などを身につけるさまざまな体験活動(自然体験活動や集団宿泊体験、社会体験活動、文化芸術活動等)は、自己肯定感などの向上に資するものであり、その機会の充実を図ります。
- 自己肯定感の涵養に関する取組の趣旨が実現されるよう、研修等を通じて教職員で 共通理解を図りながら取り組みます。

③ 教職員の指導力の向上

- 教職員が子どもたちに対する受容的・共感的な態度を身につけ、その実態や発達の個別性や多様性を尊重する姿勢を持ち、丁寧な観察を通じて一人ひとりや集団の状態と心理を理解して対応する力を身につけるなど、子どもたちの自己肯定感を涵養することにつながる研修内容の充実を図り、子どもたち一人ひとりと信頼関係を構築する能力を備えた教職員の育成を進めます。
- 教職員が、子どもたちの人生に影響を与え、日々の成長に関わることを通じて、自己肯定感を高めることができるよう、学校の指導体制・運営体制の充実や学校における働き方改革の推進等により、学校を教職員にとっても幸せや生きがいを感じられる場所にすることをめざす取組を進めます。
- 子どもたちが、答えが一つではない道徳的な問題について、考え、議論し、自らの道徳 性を育むことができるよう、道徳教育アドバイザーの派遣等を通じて、教職員一人ひとり の指導力向上に関する取組を推進します。

KPI(重要業績評価指標)		
·····································	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和9年度)
普段の生活の中で、幸せな気持ちになることが ある子どもたちの割合 ※1	小学生 90.1% 中学生 87.9%	小学生 91.0% 中学生 90.0%
自分にはよいところがあると思う子どもたちの 割合 ※2	小学生 81.9% 中学生 80.9%	小学生 84.0% 中学生 82.0%

- ※1 「普段の生活の中で、幸せな気持ちになることはどれくらいありますか」という質問に対して、「よく ある」、「ときどきある」と肯定的な回答をした公立小中学生の割合(文部科学省「全国学力・学習状 況調査」)
- ※2 「自分には、よいところがあると思いますか」という質問に対して、肯定的な回答をした公立小中学 生の割合(文部科学省「全国学力・学習状況調査」)

基本施策1 未来の礎となる力の育成

ī策名 (2	2)確かな学力の育成
--------	------------

めざす姿

子どもたちが、主体的・対話的で深い学びを通じて、生きて働く知識・技能、未知の状況 にも対応できる思考力・判断力・表現力等の「確かな学力」、生涯にわたって能動的に学び 続ける態度を身につけています。

現状と課題

- ① 子どもたちに生きる力を育むことをめざし、基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得 させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等を育成 するとともに、生涯にわたって能動的に学び続けられるよう主体的に学習に取り組む態 度を養うため、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実し、主体的・対話的で深 い学びを実現する授業を実践する必要があります。さらに、個別最適な学びが「孤立し た学び」に陥らないよう、互いの感性や考え方等に触れ刺激し合う、協働的な学びの重 要性をあらためて認識する必要があります。
- ② 学習評価においては、「子どもたちにどういった力が身についたか」という学習の成果 を的確にとらえ、教職員が指導の改善に生かすとともに、子どもたちが自らの学習を振り 返って次の学習に向かうことができるようにすることが重要であり、教育課程や学習・指 導方法の改善と一貫性を持った形で改善を進める必要があります。
- ③ 子どもたちが、学習内容を確実に身につけることができるよう、指導方法や指導体制の 工夫・改善など、個に応じた指導の充実を、コロナ禍において整備の進んだICT環境も 活用しながら図っていく必要があります。
- ④「令和5年度全国学力・学習状況調査」の教科に関する調査において、平均正答率が 全国平均値を上回った教科は、小中学校あわせた5教科中1教科でした。調査全体を見 ると改善傾向にありますが、国語では文脈に即した漢字等を正しく使うことや、根拠を明 確に示すなどして自分の考えを書くこと、算数・数学では図形・割合に、課題がみられま す。
- ⑤ 児童生徒質問紙調査では、学習時間や読書時間が経年で見ると減少傾向にあり、全国平均値よりも短い状況が続いています。学習習慣・読書習慣等の改善に向け、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を認識し、一体となって取り組んでいく必要があります。

主な取組内容

①「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進

- 子どもたちが、学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりする活動、協働や 対話を通じて考えを広げ深める活動、知識を相互に関連づけてより深く理解したり、思 いや考えをもとに新たな価値を創造したりする活動を計画的に取り入れた授業改善を推 進します。
- 子どもたちが学ぶ楽しさ・わかる喜びを実感することにつながるよう、個々の学習状況 や興味・関心に応じた個別最適な学習と、多様な他者と関わり合う中で異なる考え方に 触れながら、課題を見いだし解決策を考えるなどの協働的な学習を適切に組み合わせ た授業づくりを推進します。(再掲)
- 市町等教育委員会が作成した「学力向上アクションプラン」に基づき、小中学校における授業改善や学習内容の理解・定着につなげる取組が一層進むよう、教育支援事務所と共に市町等教育委員会と連携し、市町や小中学校の求めに応じた研修への支援を進めます。
- 〇 学習評価が、教職員の指導の改善、子どもの学習改善につながるものになるよう、教 科担当者等を対象とした会議や研修で、学習評価の考え方を周知するとともに、実践事 例を交流するなど学習評価を充実させる取組を推進します。また、指導と評価の改善が 一体として進められるよう、教科の目標や指導事項をふまえた評価の観点を示した学習 指導案例の普及・活用を図ります。

② 一人ひとりに応じたきめ細かな指導の充実

- 小中学校において、「全国学力・学習状況調査」、「みえスタディ・チェック¹⁰」等の活用 を通じて、子どもたち一人ひとりが何を学び、どのような力を習得したかなど、学習の定 着状況を把握し、指導の改善や個に応じた指導を進めます。
- 小中学校において、子どもたちが、基礎的・基本的な知識・技能の習得も含め、学習内容を確実に身につけることができるよう、「みえスタディ・チェック」を実施します。また、CBTシステム¹¹を使用することで、設問ごとの定着状況に応じ、学習内容を遡った問題やさらに難しい問題を、実施後すぐに子どもたちの1人1台端末に提供するなど、ICTを効果的に活用して一人ひとりに応じた補充的な学習や発展的な学習を進めます。
- 学習内容の習熟の程度に応じた指導など、少人数指導の実践研究を進めるとともに、
 その成果をふまえた効果的な指導方法の工夫等を小中学校に水平展開するなど、少人
 数指導の質的向上を図ります。

¹⁰ 学習指導要領をふまえ、本県が重点的に実施している学力向上策の1つ。知識等の活用を中心とした問題を通じて、学習内容の定着状況を把握し、子どもたちが主体的に学習に取り組む意欲や、各学校における授業改善、子どもたち一人ひとりに応じた指導の充実等を促進する取組。

¹¹ Computer Based Testing の略称で、子どもたちが学習端末を用いて解答する調査方法。

○ 高等学校では、継続的に一人ひとりの学力の状況を把握し、学習方法や指導方法を改善することで、高校生に求められる学力の確実な習得と学習意欲の喚起に取り組みます。また、ICTを効果的に活用した実践事例等を、各学校に共有するなど、授業の質的向上に向けた取組を進めます。

学校・家庭・地域の連携

○ 小中学生の学習習慣・読書習慣等の確立に向け、「全国学力・学習状況調査」における 児童生徒質問紙調査や、「みえスタディ・チェック」の「学習や生活等に関する質問」か ら、学習習慣・読書習慣等の状況を継続的に把握するとともに、課題の改善に向け、子ど もたちの1人1台端末からダウンロードできるチェックシート等の活用を促進するなど、引 き続き、学校・家庭・地域が一体となった「みえの学力向上県民運動」の取組を進めま す。

KPI(重要業績評価指標)		
項目	現状値 (令和 5 年度)	目標値 (令和9年度)
「全国学力・学習状況調査」における本県の 子どもたちの学力の伸び ※1	小学生 97.1 中学生 98.4	小学生 101.0 中学生 102.0
授業で、課題の解決に向けて、自分で考え、 自分から取り組んでいると思う子どもたちの 割合 ※2	小学生 79.1% 中学生 81.6%	小学生 82.4% 中学生 87.4%

- ※1「全国学力・学習状況調査」において文部科学省が示す正答数分布の4階層(ABCD層)における AB層の公立小中学生の割合(全国を 100 とした場合の本県の値)(文部科学省「全国学力・学習 状況調査」)
- ※2 「授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいましたか」という質問に対し て、肯定的な回答をした公立小中学生の割合(文部科学省「全国学力・学習状況調査」)

. . .

.

, .

.

۰.

.

• •

. .

•

54

基本施策1 未来の礎となる力の育成

施策名((3)幼児教育の推進
------	------------

めざす姿

子どもたちが、安定した情緒の下で自己を十分に発揮し、遊びや生活の中での体験をと おして、健康な心と体、自立心、協同性、道徳性・規範意識の芽生え、社会と関わる意識、 思考力の芽生え、生命を尊重する気持ち、数量・文字等への関心、言葉で伝え合う力、豊 かな感性等を身につけています。

現状と課題

- ① 幼児期は、生活や遊びの中で具体的な体験をとおして、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる極めて重要な時期です。学びの充実が図られるにあたって、幼稚園・保育所・認定こども園(以下「幼稚園等」という。)といった施設類型や地域・家庭の環境に関わらず、全ての子どもたちに格差なく質の高い学びが保障されるよう、全ての幼稚園等における幼児教育・保育のより一層の質向上を図る必要があります。
- ② 幼稚園等と小学校・義務教育学校¹²(以下「小学校等」という。)は、その教育・保育の形態に大きな違いがあり、子どもたちが小学校等での学習や生活に戸惑うなど、さまざまな課題が指摘されています。幼児期の教育と小学校等以降の教育の理念は、連続性・一貫性をもって構成されるものであり、今後さらに、幼保小接続に関する取組の充実を図っていく必要があります。
- ③ 幼稚園等においては、子どもと共によりよい教育環境を創造するために、幼稚園教諭・ 保育教諭・保育士(以下「幼稚園教諭等」という。)の資質向上を図る必要があります。
- ④ 就学前の子どもたちの生活は、家庭を基盤として地域での触れ合いや体験を通じて広がっていきます。家庭や地域も一体となり、教育・保育活動の取組を進めるとともに、幼稚園等は地域の子育て支援の拠点としての機能の充実が求められています。

¹² 一人の校長の下、1つの教職員組織が置かれ、義務教育9年間の学校教育目標を設定し、9年間の 系統性を確保した教育課程を編成・実施する学校。

主な取組内容

① 幼稚園等における教育・保育活動の充実

- 幼児教育センターを核に、全ての幼稚園等において、幼稚園教育要領、保育所保育指 針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領で共通に示された「幼児期の終わりまでに 育ってほしい姿」を考慮した教育・保育の充実、幼稚園等と小学校等との連携の充実を 一体的・総合的に推進するための体制整備に取り組みます。
- 幼稚園等において、子どもたちの健康な心と体や自立心、規範意識の芽生え、生命を 尊重する気持ちなどの育成が図られるよう、幼児教育アドバイザー等の派遣を行うとと もに、優れた事例の普及を図ります。

② 小学校教育への円滑な接続に向けた取組の推進

- ○「三重県保幼小の円滑な接続のための手引き」等を活用した実践事例の普及や、幼稚 園等と小学校等とが共同した接続カリキュラムの編成・実施等を推進します。
- 子どもたちが、小学校等での生活・学習に期待をする気持ちを高め、安心してスタート できるよう、幼稚園等と小学校等との体験的な交流を推進します。
- 幼稚園教諭等と小学校等の教員が、幼稚園等と小学校等における教育活動や指導方 法等の違いについて理解を深め、指導に生かせるよう、相互に保育・授業を見学するな どの交流や合同研修等の取組を推進します。

③ 幼児教育・保育を担う人材の資質向上

- 幼稚園等の運営の改善や幼児教育・保育に係る諸課題の解決に向けた研修の実施を 通じて、園(所)長の指導力の向上を図ります。
- 幼稚園教諭等が各施設における指導内容や指導方法に関する相互理解を深められる よう、園内研修や他の幼稚園等との合同研修を実施し、幼稚園教諭等の専門性の向上 を図ります。

④ 家庭・地域との連携の推進

- 家庭・地域に対して、子どもたちの心身の成長における基本的生活習慣等の重要性に ついて周知を図ったり、「就学前の子ども向け生活習慣チェックシート」の活用を促した りすることなどを通じて、「早寝・早起き・朝ごはん」などの基本的な生活習慣や読書習 慣、運動習慣等の確立を図ります。
- 幼稚園等において、地域の人びとと触れ合ったり、地域の施設等を活用したりするな ど、多様な体験機会の充実を図ります。

 ○ 幼稚園等が、保護者同士の交流の機会を提供したり、子育てに関する相談対応・情報 提供を行ったりするなど、地域における幼児期の子育ての支援拠点としての役割を担え るよう、地域子育て支援センター等の関係機関との連携を推進します。

KPI(重要業績評価指標)		
項目	現状値 (令和 5 年度)	目標値 (令和9年度)
幼保小接続に関する研修等を実施した市町 の数 ※	21 市町 (R4)	29 市町

※「幼保小接続に関する研修等を実施しましたか」という質問に対して、「実施済み」と回答した市町の 数(三重県教育委員会調べ)

基本施策1 未来の礎となる力の育成

|--|

めざす姿

子どもたちが人権に関する理解を深め、自他の人権を守るための実践行動ができる力を身につけています。

現状と課題

① 新型コロナウイルス感染症によって社会が基大な影響を受ける中、学校が子どもたちの全人的な発達・成長を保障する役割や安心して過ごせる居場所としての役割を担っていることが再確認されたことをふまえて、多様な子どもたちが互いの人権を尊重する態度や自己実現に向けた意欲を身につけられるよう、自分や他者の価値を認め、共に安心して過ごせる環境をつくる必要があります。

② 社会にはさまざまな人権問題が存在しており、インターネット上で差別を助長する情報 等が流布されています。このような状況の中で、近年、「障害を理由とする差別の解消の 推進に関する法律」や「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組 の推進に関する法律」、「部落差別の解消の推進に関する法律」、「差別を解消し、人権 が尊重される三重をつくる条例」など、差別を解消するための法律や条例が相次いで定 められています。また、人権教育の理念と共通する内容が学習指導要領に新たに記載さ れるなど、学校における人権教育の重要性や必要性が高まっています。

- ③ 子どもたちの人権感覚の育成については、家庭や地域社会の影響が大きいことから、 保護者や地域住民等の間に人権尊重の意識が広まるよう、家庭・地域と協働し、人権教 育を進める必要があります。
- ④ 教職員一人ひとりが子どもを権利の主体として尊重するとともに、人権問題に関する 理解を深め、その解決に向けた使命感を持ち、確かな人権感覚や指導力を身につける 必要があります。

主な取組内容

- ① 一人ひとりの存在や思いが大切にされる学校づくり
 - 教育的に不利な環境の下にある子どもの支援をはじめ、障がいのある子どもへの合理 的配慮の提供、性的指向・性自認に係る子どもに対するきめ細かな対応など、子どもの 最善の利益を考慮し、安心して学べる学校づくりを進めます。

○ 子どもの意見や考えを尊重し、望ましい人間関係づくりに取り組み、一人ひとりの自尊 感情¹³を高め、自分らしく生きていこうとする態度を育む教育活動を進めます。

② 人権尊重の行動力を育てる教育の充実

- ○「三重県人権教育基本方針」に基づき、教育活動全体を通じて総合的・系統的に人権 教育を進めるため、学校における人権教育カリキュラムの活用や改善を進め、取組の質 の向上を図ります。
- 子どもの権利や個別的な人権問題に関する学習資料等の活用を図るとともに、必要な 資料の作成に取り組み、子どもたちが自らを権利の主体であると実感できる学習や、人 権問題の解決を自分の課題ととらえ、自他の人権を守るための行動力を身につけるた めの学習を進めます。

③ 家庭・地域との連携による人権教育の推進

- 〇 人権が尊重される社会をつくる主体者としての意識を育むため、学校・家庭・地域が人 権教育の内容等を共有・協議する人権教育推進協議会や子どもの育ちを支援する子ど も支援ネットワークの活性化を図り、保護者やその関係者等に授業公開を行うなど、地 域に開かれた教育活動を推進します。
- 子どもと保護者や地域住民が共に人権の視点に立った社会的活動等に取り組むとと もに、子どもたちが自他の人権について意見を表明する機会を創出し、子どもたちをは じめ家庭・地域に人権尊重の意識を広めます。

④教職員の人権意識や指導力の向上

- 全ての教職員が子どもの権利や人権問題に関する理解を深め、一人ひとりの人権擁 護や人権問題の解決につながる教育活動に必要な指導力を身につけられるよう、経験 年数や役割に応じ、効果的な研修や情報提供等を行います。
- 学校における人権教育を組織的・計画的に推進するため、管理職や人権教育推進担当者を対象に、「三重県人権教育基本方針」に基づく取組や人権教育カリキュラムのマネジメント等に関する研修を実施し、リーダーシップの向上を図ります。

¹³「自尊感情」は、一般的に「自己肯定感」とほぼ同義とされていますが、「三重県人権教育基本方針」 では「自尊感情」という語を用い、一人ひとりの自尊感情を高め、自己実現を可能にするため、自分 に誇りを持ち、自分らしく生きようとする意欲や態度を育む教育活動を進めています。

KPI(重要業績評価指標)		
項目	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和9年度)
学校における人権教育を通じて、人権を守る ための行動をしたいと感じるようになった子 どもたちの割合 ※	93.1% (R4)	100%

※ 県立学校の生徒を対象としたアンケート調査において、「差別をなくすために何かできることをした い」と思うかどうかを問う質問に「そう思った」、「やや思った」と回答した生徒の割合(三重県教育委 員会調べ)

基本施策1 未来の礎となる力の育成

施	策	名	(5)道徳教育の推進
---	---	---	------------

めざす姿

子どもたちが、生命を大切にする心や他者を思いやる心、人間関係を築く力、公共心、 規範意識を高め、個性を伸長し、他者と共によりよく生きようとする意欲と態度を身につけ ています。

現状と課題

- 答えが1つでない道徳的な課題を子どもたち一人ひとりが自分自身の問題としてとら え、深め合う、「考え、議論する道徳」への質的転換を推進するため、道徳科を要とした各 教育活動での道徳教育の改善および教職員の指導力の向上が求められています。
- ② 自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した一人の人間として他者と 共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うという道徳教育の目標を達成するため、道徳教育推進教師を中心とし、指導に際して全教職員が協力し合う指導体制の充 実を図る必要があります。

主な取組内容

①「考え、議論する道徳」への質的転換

- 子どもたちが、物事を多面的・多角的にとらえ、主体的に考えを深める中で自己を見つめ、他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことができるよう、「考え、 議論する道徳」の具体化に向けた指導方法の工夫改善を推進します。
- 子どもたちが、答えが1つではない道徳的な問題について、考え、議論し、自らの道徳
 性を育むことができるよう、道徳教育アドバイザーの派遣等を通じて、教職員一人ひとりの指導力向上に関する取組を推進します。(再掲)
- 小中学校等の教職員を対象とした授業公開を伴う研修会の実施や、指導資料等の活 用促進を通じて、教職員一人ひとりの指導力の向上を図ります。
- 子どもたちの発達段階に応じて、他者とともによりよく生きようとする意識や生命を大切にする心を育むため、道徳科を要として、各教科等の授業のほか、異学年との交流、ボランティア活動、地域での体験的な学習等の取組を推進します。
- 子どもたちが、いじめをなくす行動につながる道徳性を身につけることができるよう、
 関係機関と連携したいじめ予防プログラムを確立し、小中学校への普及を推進します。

- 家庭や地域と連携した道徳教育の充実に向けて、保護者等への道徳の授業公開や、 地域の人びとも参画できる体験活動をとおして道徳教育の意義について共通理解を図 ります。
- 高等学校においては、生徒が社会の形成者としての自覚を持ち、自立した大人として 行動できるよう、公民科の科目である「公共」および「倫理」ならびに特別活動を道徳教 育の中核的な指導の場面としつつ、教育活動全体を通じて主体的に考え、議論する活 動の充実に取り組みます。

② 指導体制の充実

- 各学校が定める教育方針の下、教育活動全体を通じた道徳教育が進められるよう、道 徳教育推進教師を中心とした推進体制の充実に取り組みます。
- 校長や道徳教育推進教師等を対象とした研修を実施し、校長の明確な方針の下、道徳 教育の充実が図られ、学校全体で道徳教育が進められるよう取り組みます。

KPI(重要業績評価指標)		
$oldsymbol{ar{\eta}}$, $oldsymbol{ar{H}}$	現状値 (令和 5 年度)	目標値 (令和9年度)
道徳の授業で、「考え、議論」している子ども たちの割合 ※	小学生 82.1% 中学生 87.3%	小学生 87.0% 中学生 90.0%

※「道徳の授業では、自分の考えを深めたり、学級やグループで話し合ったりする活動に取り組んでい ますか」という質問に対して、肯定的な回答をした公立小中学生の割合(文部科学省「全国学力・学 習状況調査」) 基本施策1 未来の礎となる力の育成

施	策	名	(6)読書活動・文化芸術活動の推進	
め	ざす	" 姿]	,

子どもたちが、読書活動や文化芸術の体験活動を通じて、歴史や文学、科学、芸術な ど、さまざまな分野への関心を高め、感性や情操を磨き、幅広い視野や知識を統合して考 える力と豊かな人間性を身につけています。

現状と課題

- ① 学校読書調査における全国の不読者¹⁴の割合は、小学生から高校生へと年齢が上がるにつれて高くなる状況です。また、新型コロナウイルス感染症の影響を受け実施された学校休校に伴う学校図書館利用の制限等により、子どもたちの図書離れが懸念される状況となっています。こうした中で、全ての子どもたちが、好きな本を選択し、好きな時間に、好きな場所で、主体的に読書活動を行えるよう、学校・家庭・地域が中心となり、社会全体で読書活動を推進する体制を構築するとともに、公立図書館や学校図書館、幼稚園、保育所等において、子どもたちの発達段階に応じた読書環境の整備を進める必要があります。
- ② 全国学力・学習状況調査における授業時間以外に平日10分以上読書をする本県の小 中学生の割合は、全国平均を下回る状況です。子どもの読書活動は、言葉を学び、感性 を磨き、表現力を高め、想像力を育み、探究心や人生を豊かにする力を身につけていく 上で大切であることから、子どもたちの読書習慣の形成を図るとともに、読書の機会を 拡充することが必要です。
- ③ 新型コロナウイルス感染症の影響により、学校や地域における子どもたちの文化芸術活動が制限されました。こうした中、オンラインを活用した取組など文化芸術活動の可能性が広がるとともに、リアルな体験による文化芸術活動の重要性が再認識されました。文化芸術活動を通じて、子どもたちに豊かな感性や情操を養い、生涯にわたって文化や芸術に親しみ、その継承や創造に寄与する態度や能力を育むことができるよう、美しいものや優れたもの、芸術的なもの、地域や我が国の伝統文化に触れる機会を充実させていく必要があります。

¹⁴ 学校読書調査において、調査前月の1か月間に読んだ本(教科書、参考書、雑誌、漫画を除 く。)が0冊の児童生徒。

④ 文化部活動については、生徒が文化、科学、芸術等の活動をとおして楽しさや喜びを 味わい、豊かな学校生活を経験する活動であるとともに、良好な人間関係などを培う場 として大きな役割を果たしています。「三重県部活動ガイドラインおよび新たな地域クラ ブ活動方針」に基づいた適切な運営と効果的な指導が求められており、将来にわたり子 どもたちが文化に継続して親しむことができるよう、持続可能な活動環境を整備し、中学 校における休日の文化部活動の段階的な地域連携・地域移行を進める必要がありま す。

主な取組内容

- ① 学校における読書活動の推進
 - 子どもたちの読書環境を整備するため、学校図書館図書標準¹⁵の達成や学校図書館 への新聞配備に向けた取組を進め、学校図書館の充実を図ります。また、いつ、どこにい ても読書に親しむことができるよう、電子図書を導入するなど読書機会の拡充を図りま す。
 - 司書・司書教諭や子どもたち、PTA、読書ボランティアといったさまざまな主体がチームとなって、学校図書館の課題を分析し、めざす姿を共有しながら快適な環境整備に取り組み、子どもたちが通いたくなるような交流とゆとりのある明るい空間を創出することで学校図書館の利活用を推進します。また、司書の資質向上を図るため、授業活用のための工夫や、子どもたちの自発的・主体的な学習活動を支援する学校図書館の活動などについて学ぶ研修を実施します。
 - 子どもたちが主体的に読書に興味・関心を持てるよう、子どもたちが学校図書館の運営に主体的に関わる機会を確保したり、読みたい本についての意見を聞き取ったりすることなどを通じて、子どもたちの目線に立った読書活動を推進するとともに、学校図書館を活用した授業やビブリオバトル等の多様な取組を進めます。

② 家庭における読書活動の推進

- 子どもたちの発達段階や多様な家庭状況に配慮し、学校や幼稚園、保育所、公立図書 館、PTA、子育て支援団体、子ども食堂、読書ボランティア、企業、行政等のさまざまな 機関と連携・協働して、家庭における読書活動を支援する体制を構築します。
- 保護者や子育て支援関係者が集う講座やホームページにおいて、幼児期からの読書の重要性や、子どもたちの発達段階に応じた効果的な読書活動の取組である「家庭読書(家読(うちどく))」についての普及啓発等を通じ、家庭における読書活動を促進します。

¹⁵ 平成5(1993)年度に策定された公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準。

③ 地域における読書活動の推進

- 各市町が策定した読書活動推進計画が計画的に進み、さまざまな機関が読書活動に 関する情報を相互にやり取りする体制の構築が図られるよう、図書や設備、運営方法等 について情報提供や助言等を行い、社会全体における読書活動の活性化を図ります。
- 公立図書館や地域の書店が、子どもたちや子育て家族にとって立ち寄りやすく、心地よい場所となるよう、関係機関と連携を図りながら、取組事例の情報収集や提供を行い、地域における読書活動の推進を図ります。

④ 文化芸術に触れる機会の充実

- 子どもたちの豊かな感性や情操を育み、生涯にわたり文化芸術に親しむ態度を養うため、国事業を活用し、芸術家を派遣するなど、本物の文化芸術に触れる機会を提供するとともに、子どもたちが作品等を通じて表現・発表する機会の拡充に取り組みます。
- 学校文化活動において、地域の方々との交流を進めるなど、三重の伝統や文化につい ての理解を深め、愛着や誇りを育む機会の充実を図ります。
- 子どもたちが本県の自然や文化等について興味を持って学び、ふるさと三重への愛着 や誇りを育むことができるよう、三重県総合博物館(MieMu)等の社会教育施設の機能 の充実を図ります。

⑤ 文化部活動の環境の整備

- 子どもたちが文化芸術に親しむことができる機会を確保するため、地域の実情に応じた適切な支援により、各市町が抱える課題の解決を図り、中学校における休日の部活動の段階的な地域連携・地域移行を推進します。
- 文化部活動指導者の派遣を推進するなど、学校の文化部活動における専門的な指導 の充実を図ります。

KPI(重要業績評価指標)		
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和9年度)
授業時間以外に読書をする子どもたちの割 合 ※1	小学生 57.2% 中学生 44.7%	小学生 60.0% 中学生 49.4%
高等学校の文化部活動で外部の専門家が実 技指導等を実施した回数 ※2	2,893 回 (R4)	3,325 回

- ※1 「学校の授業時間以外に、1日あたりどれくらいの時間、読書をしますか」という質問に対して、「10 分以上」と回答した公立小中学生の割合(文部科学省「全国学力・学習状況調査」)
- ※2 県立高等学校の文化部活動において、学校部活動振興事業を活用し、外部の専門家による実技 指導等を実施した回数(三重県教育委員会調べ)

基本施策1 未来の礎となる力の育成

	(7)健康教育・食育の推進	策名	
--	---------------	----	--

めざす姿

子どもたちが、生涯にわたり心身の健康の保持増進を図ることができるよう、学校教育 活動全体をとおして、学校・家庭・地域が連携・協働しながら、健康教育・食育に取り組み、 健康で充実した生活を送るために必要な知識と、自ら必要な情報を収集して判断し実践す る能力を身につけています。

現状と課題

① 肥満・痩身、アレルギー疾患、新型コロナウイルス感染症を含む感染症、メンタルヘルスの問題など、複雑化・多様化する子どもたちの現代的な健康課題への対応が求められています。加えて、社会における情報化の急速な進展により、健康情報や性・薬物等に関する情報の入手が容易になる中で子どもたちが情報等を正しく選択し、適切に行動できるようにすることが求められます。

また、がんが身近な病気であることや、がんの予防、早期発見・検診の大切さなど、が んについて正しく理解するとともに、がん患者に対する正しい認識を持つよう、がん教育 を一層推進する必要があります。

- ② 本県の献血率は全国平均より低い状況が続いていることから、高校生等への一層の 啓発が求められます。また、予期せぬ妊娠の防止や思春期における性感染症予防のた め、子どもたちが発達段階に応じた性に関する正しい知識を適切に理解し、自らの人生 や家族の大切さについて考え行動できる力を身につける必要があります。
- ③ 超スマート社会の進展・グローバル化など社会環境の変化や少子化など家庭における ライフスタイルの多様化等に伴い、子どもたちの食事・運動・睡眠等の基本的生活習慣の 確立が難しくなっています。また、生涯にわたり健康で豊かな生活を送るためには、歯と 口の健康づくりが重要です。本県の子どもたちの一人あたりの平均むし歯数は減少傾向 にあるものの、全国平均と比べ罹患率の高い状況が続いていることから、学校における 歯科保健の取組の一層の充実を図る必要があります。
- ④ 食育を推進する体制づくりが進んだ一方で、不規則な食事や朝食の欠食等が見られます。健全な食生活を送るためには、生活習慣の改善や生活習慣病の予防に取り組む必要があります。また、地域の自然や文化、産業等に関する理解を深めるとともに、食文化や農林水産業が次の世代へ維持・継承されるよう、学校給食等を活用した食育の推進が求められます。

主な取組内容

① 健康教育の充実

- 望ましい生活習慣の確立を図るとともに、複雑化・多様化する子どもたちの健康課題に 適切に対応するため、体育科・保健体育科や特別活動をはじめ、学校教育活動全体を 通じて、組織的・計画的な健康教育を推進します。
- がん教育の指導者向け研修会を医療関係者・がん経験者等と連携して実施するなど、
 子どもたちが、がんについて正しく理解したり、自他の健康と命の大切さについて考えを
 深めたりできるよう、がん教育の充実に取り組みます。
- 喫煙・飲酒・薬物乱用と健康との関わりについて、薬物乱用防止教室等を関係機関と 連携して開催するなど、子どもたちが早い時期から依存症等に対する理解を深めるとと もに、正しい知識を身につける取組を進めます。
- 学校における献血セミナーを関係機関と連携して計画的に実施することなどを通じて、 高校生が献血の意義や制度についての理解を深める取組を進めます。
- ライフデザインについて、保健体育科や家庭科を中心とした各教科や特別活動などの 指導や、講演会の実施により、子どもたちが家庭を築くことや子育ての意義、妊娠・出産 等について考え、理解を深められるよう取り組みます。また、各教科や特別活動など学校 教育活動全体を通じた性に関する指導や、産婦人科医等の専門家による講習をとおし て、子どもたちが自他の命の大切さや性に関する正しい知識を身につけ行動できるよう 取組を進めます。
- むし歯や歯肉炎等を予防するため、子どもたちの歯と口の健康づくりを一層推進し、学校歯科医や関係機関と連携したフッ化物洗口の実施や正しい歯みがきの指導など、歯科保健を充実します。また、学校・行政・医療機関等が連携し、各地域における歯科保健活動の充実を促します。
- ② 学校保健を担う教職員の研修や学校等での体制づくりの充実
 - 子どもたちが安心して学校生活を送ることができるよう、研修の実施等により、学校保健の中核的な役割を担う養護教諭をはじめとする教職員がアレルギー疾患や感染症に関する理解を深める取組を進めます。また、事故や感染を予防し、緊急時に適切に対応できるよう、学校保健委員会の効果的な活用を図り、地域の医療・保健機関や市町等教育委員会等と連携しながら、学校保健に関する体制づくりを進めます。
 - さまざまな不安や悩み、ストレス等により心の健康に課題を持つ子どもたちへの対応に あたっては、専門家や関係機関等と連携し、学校等における相談体制の充実を図りま す。

③ 食に関する指導・学校給食の充実

- 子どもたちが、栄養や食事のとり方、望ましい生活習慣の確立、生活習慣病の予防、食料の大切さや品質・安全について、正しい知識・情報に基づいて自ら判断し、実践していく能力を身につけることができるよう、家庭・地域と連携しながら、教育活動全体で食育に取り組みます。
- 安全で安心な学校給食を提供するため、学校給食の安全と充実に向けた講習会等を 開催し、給食関係者の資質向上を図るとともに、異物混入や食中毒等の事故防止の徹 底を図ります。また、アレルギー疾患対応の手引きやヒヤリハット事例集(アレルギー・異 物混入)等を活用することで、学校給食における食物アレルギー対応に取り組みます。
- 学校給食を「生きた教材」として活用した指導や、残食削減・農業体験等の活動をとおして、地場産物への関心や理解を深めます。また、地場産物の活用を推進し、郷土料理などの食文化を継承するとともに、生産等に関わる人びとへ感謝の心を育む取組を進めます。
- 朝食メニューを自ら考え調理する活動をとおして、子どもたちが食生活に関心を持ち、 望ましい食習慣を身につけることができるよう取り組みます。また、朝食摂取やバランス のとれた栄養摂取の重要性について保護者や地域へ啓発を図ります。

項目	現状値 (令和 5 年度)	目標値 (令和9年度)
むし歯予防に取り組んでいる小学校・特別支 援学校(小学部)の割合 ※1	40.2% (R4)	100%
朝食を食べている子どもたちの割合 ※2	小学生 93.6% 中学生 91.5%	小学生 95.1% 中学生 93.1%

KPI(重要業績評価指標)

- ※1 年間を通じて、給食後の歯みがき指導またはフッ化物洗口を実施している公立小学校および特別 支援学校(小学部)の割合(三重県教育委員会調べ)
- ※2 「朝食を毎日食べていますか」という質問に対して、「している」、「どちらかといえば、している」と回答した公立小中学生の割合(文部科学省「全国学力・学習状況調査」)

•

72

基本施策1 未来の礎となる力の育成

	施貨	策 名	(8)体力の向上と運動部活動改革の推進	
- 5				

めざす姿

子どもたちが、楽しさを味わいながら体を動かし、運動が好きになり、積極的に運動やス ポーツに親しむことを通じて体力が向上しています。また、運動部活動改革が進み、将来に わたり子どもたちがスポーツに継続して親しむことができる機会が確保され、中学校におけ る休日の運動部活動の段階的な地域連携・地域移行が進んでいます。

現状と課題

- ① 体の柔軟性や筋力、持久力等の基礎的な体力は、生涯にわたって健康を保持増進する上で重要な役割を果たします。また、運動やスポーツに親しむことで、意欲や気力が充実し、生活習慣によい影響を与えます。幼児期を含め、子どもたちが日常生活の中で体を動かすことが少なくなっていることから、継続して遊びや運動に取り組む機会を確保することが必要です。
- ②「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果では、本県の子どもたちの体力が全国 と同様に平成30(2018)年度のピーク時より低下していること、継続的に全国平均を下 回っている種目があること、1週間の総運動時間が7時間以上の子どもたちの割合が 減っていることなどの課題があります。また、コロナ禍においては、感染対策上の必要性 から、集団的な活動や体験的な活動等の制限が行われました。新型コロナウイルス感染 症の流行以来、体力の低下など、子どもたちの心身にも一定の影響が生じているとの指 摘もあります。
- ③ 学校における運動部活動は、仲間とともに励まし合い、高め合いながら、責任感や連帯 感、自主性など豊かな人間性や社会性が育まれる意義のある活動です。一方で、教職員 の負担が大きいことや生徒の過度な練習等についての指摘もあり、「三重県部活動ガイ ドラインおよび新たな地域クラブ活動方針」に基づいた適切な運営と効果的な指導が求 められます。

なお、少子化の進行による生徒数の減少や指導者不足などのため、従前と同様に学校単位での運動部活動の継続が困難な状況が生じており、将来にわたり子どもたちがスポーツに継続して親しむことができるよう、専門性の高い地域人材を配置して教職員の 負担を軽減するなど、持続可能な活動環境を整備し、中学校における休日の運動部活動の段階的な地域連携・地域移行を進める必要があります。

④ 体育活動や運動部活動中における、熱中症などの事故防止を徹底する必要がありま す。 主な取組内容

① 子どもたちの体力向上に向けた運動機会の拡充

- 子どもたちの体を動かす遊びが一層充実するよう、幼稚園教諭や保育士等を対象とした研修会を開催するとともに、「就学前の子ども向け生活習慣チェックシート」を活用し、家庭と連携しながら幼児期から運動に親しむ習慣づくりに取り組みます。
- 各学校における体力向上の目標を設定するとともに、学校全体でなわとびやマラソン
 等に取り組む活動である「1学校1運動」など、体育・保健体育の授業以外の子どもたちの
 運動機会を拡充する取組を進めます。

② 教職員の指導力向上による体育授業の充実

- 子どもたちが楽しさや喜びを味わいながら体を動かし、運動が好きになり、自ら進んで 運動する習慣を身につけるとともに、発達段階に応じた体力や技能が養われるよう、IC Tを活用しつつ、体育・保健体育の授業を工夫・改善する取組を進めます。
- 体育・保健体育の授業の工夫・改善に取り組んでいくため、魅力ある授業づくりに向け た研修会を実施するなど、教職員の指導力向上を図ります。

③ 運動部活動改革の推進

- 〇 各学校の取組状況について、「学校体育・部活動実態調査」等をとおして把握し、課題 となっている点について、「三重県部活動ガイドラインおよび新たな地域クラブ活動方針」 をふまえて改善します。また、中学校においては、各学校の適切な部活動運営に向けて、 市町等教育委員会と連携し、毎年度その運営を検証しながら、運営方針を見直すなどの 改善を図ります。
- 短時間で効率的・効果的な部活動指導を行えるよう、部活動顧問や部活動指導員等 が具体的な技術指導等を学ぶ研修会を実施します。
- 部活動における子どもたちに対する専門的な指導を充実するとともに、教職員の負担 軽減を図るため、部活動指導員等の配置を進めます。
- 子どもたちがスポーツに継続して親しむことができる機会を確保するため、地域の実情 に応じた適切な支援により、各市町が抱える課題の解決を図り、中学校における休日の 部活動の段階的な地域連携・地域移行を推進します。
- 部活動の地域移行を進めるため、運営団体や実施主体となるスポーツ団体等への協力依頼や指導者養成のための研修の実施などにより、地域クラブ活動の指導者の不足や質の向上に対応する取組を進めます。

○ 部活動の実施にあたっては、子どもたちの心身の健康管理(スポーツ障害・外傷の予防、バランスのとれた学校生活への配慮等も含む。)を徹底し、体罰・ハラスメントを根絶する取組を進めます。

④ 学校スポーツにおける事故防止

- 熱中症を予防するため、各学校において、暑さ指数(WBGT)に応じた運動や行動の 指針等を整備し、指針に基づいた状況判断や対応を進めます。また、学校関係者が熱中 症の事故防止に必要な対応への理解を深めることができるよう取り組みます。
- 事故防止に向け、子どもたち個々の運動能力や体力の実態・適性、興味・関心に応じ て、適切な指導計画を立てることができるよう、教職員の指導力向上に取り組みます。
- 公益財団法人日本中学校体育連盟や公益財団法人全国高等学校体育連盟等の学校
 体育関係団体と連携し、各種大会における事故防止に向けた運営の改善や注意事項の
 啓発・周知の徹底に取り組みます。

NPI(里安朱禎評) 16		
項目	現状値 (令和 5 年度)	目標値 (令和9年度)
運動する時間を自ら確保している子どもたち の割合 ※1	小学生 39.2% 中学生 77.4% (R4)	小学生 45.3% 中学生 78.4%
運動部活動の地域連携・地域移行を進めた 中学校の割合 ※2	51.0%	100%

| KPI(重要業績評価指標) |

- ※1「学校の体育・保健体育の授業以外で、運動(体を動かす遊びを含む)やスポーツを合計で1日およ そどれくらいしていますか」という質問に対して、1週間の総運動時間が7時間以上と回答した公立 小中学生の割合(スポーツ庁「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」)
- ※2 運動部活動について、地域連携・休日の地域移行に取り組んでいる公立中学校の割合(三重県教 育委員会調べ)

·

·

76

基本施策2 未来を創造し社会の担い手となる力の育成

	策	名	(1)キャリア教育の推進
--	---	---	--------------

めざす姿

子どもたちが、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、進路を決定する能力 や態度、人間関係を築く力など、将来の社会的・職業的自立に必要な資質・能力を身につ けています。

現状と課題

- ① AIやロボットの発達による特定の職種における雇用の減少など、社会構造や雇用環境が大きく、また急速に変化することが予測される中、子どもたちが社会貢献意識や自己実現に向けたキャリア意識を持って、主体的に進路を選択することができるよう、子どもたちの発達段階に応じて地域や関係機関等と連携を図りながら、学校の教育活動全体をとおした、組織的かつ計画的なキャリア教育を推進する必要があります。
- ② 県立高等学校卒業者の就職状況は、近年、3月末時点で内定率99.5%以上と高い水準で推移している一方で、目的意識がなく、今後の見通しもないまま卒業していく者もいることから、全ての子どもたちが将来を見通した上で、進路を実現できるよう、支援を進める必要があります。
- ③ 少子化の進行や高等学校卒業後に大学等へ進学する者の割合の増加により、地域産業の担い手が不足する傾向にあります。また、コロナ禍により就業体験活動等の機会が減少し、進路を考える上での体験活動の重要性が再認識されたところです。これらのことから、将来の地域社会の担い手を育成できるよう、地域と連携した体験活動の充実を図る必要があります。
- ④ 子どもたちが、多様な選択肢の中から進路を決定する力や、人間関係を築く力を身につけられるよう、関係機関等の協力を得て、専門的な知識や技能の習得に向けた取組を進める必要があります。

主な取組内容

① 学校の教育活動全体をとおした組織的かつ計画的なキャリア教育の推進

○ 社会的・職業的自立に向けて、育みたい資質・能力を明確化し、それぞれの発達段階 に応じた課題を達成できるよう、各学校が策定するキャリア教育全体計画に基づき、体 系的なキャリア教育を進めます。

- 子どもたちが、働くことや将来の自己実現に係る考え方の積み重ねと振り返りをとおして、自己のキャリア形成に生かしていくことができるよう、小中高等学校12年間の活動を記録する「キャリア・パスポート¹⁶」を活用した学習を進めます。
- 各学校でのキャリア教育に関する取組を推進し、県内外の先進的な事例等について学 ぶことができるよう、教職員を対象とした研修会を開催します。
- ② 全ての子どもたちの進路実現に向けた支援の充実
 - 高等学校において、人との関わり方などの面で支援が必要な生徒や、人間関係を構築 することに苦手意識のある生徒が、将来の社会生活や職業生活で他者と協力・協働でき るよう、各地域の就労支援機関等との連携を深め、具体的な就職支援に取り組みます。
 - 高等学校において、働くことに不安を持つ生徒に対し、就労支援機関等と連携した進路相談やソーシャルスキルトレーニングの機会を入学後の早い段階から充実させるとともに、働き方についての理解を深め、働くことへの自信を持つことができるよう、企業における実習の機会の充実を図ります。
 - 外国につながる子どもたちが将来を見通して主体的に進路を選択できるよう、日本で の働き方や上級学校への進学について理解を深める機会の充実を図ります。
 - 特別支援学校に在籍する子どもたちが、自己選択・自己決定できる力を高め、地域でいきいきと暮らしていけるよう、一人ひとりの状況や発達段階に応じたキャリア教育を進めるとともに、地域生活への円滑な移行を支援します。
 - 中学校では、小学校でのさまざまな教育活動により身につけてきた能力や態度を土台として、社会体験や職場体験などを通し、社会と自己の関わりやこれからの生き方について考え、将来の夢や職業を思い描くことで、卒業後の進路について、主体的な選択・決定ができるようキャリア教育の充実を図ります。
 - 高等学校において、入学後の早い段階からのキャリア教育や、生徒一人ひとりの就職 支援に加え、卒業生の職場定着が図られるよう、企業の人事部門の担当や労働行政で の業務等の就職に係る専門的な経験を持つ専門人材による恒常的な支援を進めます。
 - 高等学校において、将来進学を希望する生徒が上級学校での学びを体験し、主体的 な進路選択につながるよう、大学での講義や実習を体験する機会や、大学等の専門的 な研究機関と連携した課題研究等の取組を進めます。

¹⁶小学校から高等学校までのキャリア教育に関わる諸活動について、子どもたちが学級活動および ホームルーム活動を中心として、各教科を通じ、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり振り 返ったりしながら自己評価できるように蓄積された記録。

③ 地域と連携した体験活動や校種を越えた学びの充実

- 小中学校において、子どもたちが、地域に根づく企業で活躍する人から提案された課題について考えたり調査したりして、自ら解決方法を考えるとともに、いきいきと活動する大人の魅力を感じ取る学習を進め、その成果を小中学校へ普及します。また、高校生が地域の産業や職業を体感する場として、経済団体や労働行政機関、地元企業と連携した企業説明会、職場見学や就業体験活動の機会の充実を図ります。
- 業種や職種、地域の魅力ある産業や企業の紹介、就業体験活動の受入れ情報等を閲覧できる職業に関するWebサイトを活用し、各高等学校における対面・体験型の活動の 機会を充実させるとともに、生徒の将来の希望に沿った個別最適なインターンシップの 機会を提供します。
- 高校生が日頃学んできたことや学問の楽しさを小中学生に伝える機会として、科学体験講座を開催したり、高校生による小中学校での出前講座を実施したりするなどして、小中学生が高等学校での学習を体験できる場の充実を図ります。

④ 職業教育の充実

- インターンシップやデュアルシステム¹⁷の内容を充実するなど、勤労観・職業観、コミュニケーション能力を高める取組や、労働者の権利・義務等の理解を深めるとともに、法令遵守の精神や倫理観を高める取組を推進します。
- 地域で活躍する経営者の講演や職業人による技術指導等をとおして、職業人としての あり方や生き方を学ぶ機会を拡充するとともに、資格取得や競技会等へ挑戦する取組 を推進します。
- 高等学校では、6次産業化に係る学習や同じ分野を学ぶ生徒同士による活動等の学校・学科の枠を越えた取組や、産業界や高等教育機関との連携によるAIやデータ分析等の先端技術に係る学びを推進します。また、良質な農作物を安定的に生産する研究や高品質な工業製品の製造、科学的な根拠に基づいた商品開発など、実践的な学びを推進します。

¹⁷ 学校における教育と企業における実習等を組み合わせることにより、子どもたちを高い専門性を身 につけた職業人に育てる実践的な教育・職業能力開発の仕組み。

KPI(重要業績評価指標)		
項目	現状値 (令和 5 年度)	目標値 (令和9年度)
目標を持って学習や活動に取り組んでいる 子どもたちの割合 ※1	小学生 90.9% 中学生 90.5% 高校生 70.8% (R4)	小学生 100% 中学生 100% 高校生 85.1%
学校外の活動に自ら参加し、将来の進路を考 えることにつなげている高校生の割合 ※2	高校生 83.7% (R4)	高校生 100%

※1 「目標の達成をめざして、学習や活動ができていますか」という質問に対して、肯定的な回答をした 公立小中学生および県立高校生の割合(三重県教育委員会調べ)

※2 地域・社会、企業、大学等が実施する取組や活動、インターンシップ等への参加を通じて、将来の 進路について考えることにつなげている県立高校生の割合(三重県教育委員会調べ)

,

基本施策2 未来を創造し社会の担い手となる力の育成

施	策	名	(2)グローカル教育の推進	

めざす姿

子どもたちが、グローバルな視野と志を持ちながら、高い目標に向けて挑戦しようとする 意欲を高め、地域にあっても、世界にあっても活躍できる力を身につけています。

現状と課題

- ① グローバル化が進展し、国際的な課題が地域にも複雑に影響を及ぼしています。世界 を舞台に、国際的なルール形成をリードしたり、社会的な課題解決に参画したりするグ ローバル・リーダーや、グローバルな視点を持って地域社会の活性化を担う人材の育成 を進めていく必要があるため、国際的な交流活動や地域と連携した取組を産学官で推 進する必要があります。
- ② 高校生が、日本や海外の言語や文化を理解し、日本への愛着や誇りを持ちつつ、グローバルな視野で活躍するための資質・能力を身につけるため、コロナ禍で減少した海外留学や国際的な交流活動を推進するとともに、外国語教育、国際理解教育等の充実を図る必要があります。
- ③ 令和2(2020)年度から小学校において3・4年生で外国語活動、5・6年生で外国語 科が実施されており、英語教育に係る教職員の指導力の向上や、小中高等学校の10年 間を見通した系統的な英語教育の確立に取り組む必要があります。
- ④ 少子高齢化、過疎化の進行に伴う人口減少により、地域の活力の低下が懸念されています。地域が持続的に発展していくためには、その地域への愛着・誇りを持ち、経済的に自立し、地域の課題解決に主体的に参加する人材を育成することが必要となっています。小中高等学校等における探究的な活動、キャリア教育等を通じ、「包容力」や「多様性」といった県民が持つ特質や優位性を生かした、三重に根ざした教育活動を進める必要があります。

主な取組内容

- ① グローバル社会で活躍できる人材の育成
 - 海外研修、各種コンテストへの参加、探究的な活動の成果報告会への参加等をとおして、グローバルな視野を持ちながら、高い目標に向かって挑戦しようとする意欲の醸成に取り組みます。

- 身近な地域や地球規模の課題をテーマとした学習やディスカッション、オンラインも含めた海外との交流等をとおして、グローバルな視野を広げるとともに、論理的・科学的思考力や探究心等を育みます。
- 高等学校においては、海外の高校生等との国際的な交流活動により、国境を越えた地 球規模の視野と身近な地域の視点で、さまざまな問題を多面的・多角的にとらえながら、 異文化への理解を深め、多様性を尊重する態度を育み、価値観の異なる多様な人びと と協働していく力を育成します。

② 多文化共生の考え方に基づく教育の推進

- 子どもたちが、互いの国・地域の食文化や伝統行事等を紹介し合う取組や地域に暮ら す外国人との交流などを推進するとともに、NGO・NPO等のさまざまな機関と連携し、 子どもたちが多様な生き方、価値観、文化等に触れる機会を創出します。
- 高等学校においては、自ら考え判断し行動する力、他者と共に成長しながら新しい社会を創造する力、外国語で積極的にコミュニケーションを図る語学力を育むため、高等学校においては、海外留学や海外インターンシップ等を推進するとともに、英語によるディスカッションやディベート等を行う機会の創出に取り組みます。
- 高等学校においては、国際交流や国際理解教育を推進するキーパーソンとなる教職員 を対象とした研修を実施します。

③ 英語教育の推進

- 英語教育実施状況調査の結果等をふまえ、子どもたちが「聞くこと」、「読むこと」、「話 すこと(やり取り・発表)」、「書くこと」をバランスよく統合させた英語コミュニケーション力 を高める授業改善を一層推進します。
- 英語での発信力の向上を図るため、1人1台端末を用いたパフォーマンステストの実施 など、ICTを活用した取組を推進します。
- 小中高等学校の教員による校種を越えた授業見学や意見交換など、「三重県英語教育改善プラン」における小中高連携の取組を県内各地域に普及させることで、小中高等学校の10年間を見通した系統的な英語教育の実現をめざします。
- 全ての子どもたちが、英語に親しみ、発達段階に応じた英語力を身につけられるよう、 英語教育に携わる教員の英語運用力・実践的指導力の向上を図る研修を実施します。

④ 郷土教育の推進

- 子どもたちが、郷土三重への理解を深め、愛着や誇りを持って語ったり、社会や地域の 成長・発展に貢献しようとする思いを育んだりすることができるよう、地域の豊かな文化 や歴史、伝統行事などに関する郷土教育を推進します。
- 将来、社会に貢献しようとする「志」を育成するため、子どもたちが地域や社会の課題 等について、学校の枠を越えて議論したり、高校生が同じ地域の小中学生と活動したり するなど、主体的に活動し、学び合う取組を推進します。
- 子どもたちが、将来地域で活躍する意欲と態度を身につけることができるよう、地域の 産業に関する学習や地域で活躍する人びとから学ぶ取組など、地域と連携した郷土教 育を推進します。

KPI(重要業績評価指標)							
項 目	現状値 (令和 5 年度)	目標値 (令和9年度)					
国際的視野や論理的・科学的思考力、探究 心を育む取組に参加した生徒の数 ※1	中学生 1,321 人 高校生 224 人 (R4)	中学生 1,600 人 高校生 320 人					
地域や社会をよくするために何かしてみたい と考える子どもたちの割合 ※2	小学生 77.9% 中学生 68.8%	小学生 80.0% 中学生 70.0%					

KPI(重要業績評価指標)

- ※1 国際的視野や論理的・科学的思考力、探究心を育むために県が実施する取組に参加した公立中 学生および県立高校生の数(三重県教育委員会調べ)
- ※2 「地域や社会をよくするために何かしてみたいと思いますか」という質問に対して、肯定的な回答を した公立小中学生の割合(文部科学省「全国学力・学習状況調査」)

•

基本施策2 未来を創造し社会の担い手となる力の育成

施	策	名	(3)新たな価値を創り出す力の育成

めざす姿

複雑化・困難化する社会課題の解決や持続的な社会の発展に向け、子どもたちが生涯 をとおして主体的に学びに向かう姿勢や、新たな発想、先端技術等により新たな価値を創 り出す力を身につけています。

現状と課題

- ① コロナ禍の学びを保障する手段としての遠隔・オンライン教育が注目されるとともに、対面指導や子ども同士による学び合い、地域社会での体験活動など、リアルな体験を通じて学ぶことの重要性が再認識されました。デジタルかアナログか、遠隔・オンラインか対面・オフラインか対立的にとらえるのではなく、どちらのよさも適切に組み合わせた教育活動を進める必要があります。
- ② 今後訪れる社会は、これまでの延長線上を大きく超えた劇的な変化が訪れることが予想されています。その中で、人間らしく豊かに生きていくためには、他者と共に社会活動等に参画していくコミュニケーション力や、答えが一つでない課題を解決する力が必要なことから、探究的な学びの充実に向けた取組を進める必要があります。
- ③ 人間ならではの考え方で実社会の課題等の解決をめざし、新たな価値を創造できる資 質・能力を育成するため、大学や企業など、関係機関の協力を得て、スマート農業やAI、 ロボティクス、データサイエンスなど、先端技術を積極的に活用した取組を進める必要が あります。
- ④ 子どもたち一人ひとりの興味や関心、発達や学習の課題等をふまえ、それぞれの個性に応じた学びを引き出し、一人ひとりの資質・能力を高めていくことが重要であり、各学校が行う進路指導や生徒指導、学習指導等についても、子どもたち一人ひとりの発達を支え、資質・能力を育成するという観点からその意義をとらえた指導を進める必要があります。

主な取組内容

- ① 自律した学習者の礎づくり
 - GIGAスクール構想により、1人1台端末環境と通信ネットワーク環境が整備されたこと を最大限に生かし、端末を日常的に活用するとともに、これまでの実践とICTとを最適に 組み合わせることで、子どもたちの多様な能力・適性、興味・関心等に応じた学びの実現 をめざします。

- 小中学校においては、各教科等におけるさまざまな学習活動をとおして、人びとの生活 を便利で豊かなものにしているプログラミングの働きやよさについて気づきを促すととも に、ICT機器等を用いて問題を見いだして解決策を考える力や情報手段を適切に活用 する力を育成します。
- 自ら定める目標に向けて必要な学習内容や方法を決定し、学習状況等を振り返りなが ら、必要に応じて改善を行い、学び続けていく「自律した学習者」の育成をめざします。 子どもたちが生涯にわたり、能動的に学ぶ姿勢を身につけることができるよう、学ぶ意義 や目的についての理解を促すとともに、自分なりの学び方を工夫できる力を育むための 教育を進めます。
- 人生観の礎を築き、論理的に物事を考える土台となる力を養うため、読書や体験活動 等を通じて、歴史や文学、科学、芸術など、さまざまな分野への関心を高め、幅広い視野 や知識を統合して考える力を育む教育を推進します。また、学校図書館を「読書セン ター」のみならず、生徒の自発的・主体的な探究活動を支援する「学習・情報センター」と しての機能をより果たすための体制づくりや環境整備を推進します。

② 探究活動、STEAM教育等の推進

- 身近な地域や世界規模の課題を設定しその解決に向け深く考察し行動する探究活動 や、多様な考え方を持つ仲間との学びや個々の教科の学びを基礎として教科横断的な 学びを行うSTEAM教育、地域の産業や特色を題材にした地域課題解決型学習を推進 するとともに、取組の前後に、資質・能力がどのように変化したかを把握し、取組の改善 につなげます。(再掲)
- 高等学校においては、将来、国際舞台で活躍できる科学技術系人材を育成するため に、スーパーサイエンスハイスクール指定校等を中心に、先進的な科学技術、理科・数学 教育を通じて、生徒の個性と能力を一層伸ばしていく教育に取り組みます。
- 高等学校においては、各学校の探究的な学習の成果を集めた発表会「みえ探究フォー ラム」や、探究的な学習の指導方法や評価方法等について実践研究に取り組む「探究コ ンソーシアム」を開催することで、本県における課題研究の質の向上をめざします。

③ 急激に進化する先端技術や社会の変化等に対応した取組の推進

- これからの社会において、次代を担う子どもたちがデジタル社会で活躍できるよう、学 習における問題の発見・解決等に、1人1台端末などのICT機器を適切かつ効果的に活 用する学びを小中高等学校等の発達段階に応じて推進します。
- ○「みえのデジタル社会の形成に向けた戦略推進計画」を受け、デジタル社会に必要な AIやデータ分析等に関する知識・技術を習得するとともに、技術革新等により進化する 社会・産業界等が求める力を身につける学びを推進します。

- 新しい技術の開発や時代の変化に対応したサービスを基軸として事業を展開する企業の経営者等を招へいし、考え方や具体的な取組等を学ぶ機会を創出するとともに、新たなビジネスの立ち上げや既存のビジネスを拡大できるよう、企画力やマネジメントカ、発信力を備えた起業家マインドを醸成する取組を推進します。
- 生成AIが急速に普及する中、そのリスク等に十分な対策を講じた上で、子どもたちの 発達の段階や実態をふまえ、情報活用能力の一部として生成AIの仕組みの理解や生成 AIを学びに生かす力を段階的に高めます。
- ④ 一人ひとりに最適で効果的な学び(公正な個別最適化学習)の推進
 - 子どもたち一人ひとりの資質・能力を高めるため、ICTを効果的に活用した授業を実践 するとともに、高い専門性を備えた人材を育成するため、国内外で活動している専門的 な知見を有する有識者や高等教育機関等と連携した取組を実施します。
 - 今出した意欲・能力を有する子どもたちの能力を大きく伸ばすため、大学・民間団体等と連携した学校外での学びの機会の提供や、国際科学技術コンテスト強化講座等の実施など、子どもたちが切磋琢磨し、能力を伸長する機会の充実を図ります。

KPI(車要美額評価指標)		-
項目	現状値 (令和 5 年度)	目標値 (令和9年度)
困難だと思うことでも、前向きに考えて挑戦 している高校生の割合 ※1	高校生 76.9% (R4)	高校生 84.8%
実社会での問題発見・解決に生かしていくた めの教科横断的な学習活動を行った高等学 校の数 ※2	32校 (R4)	56校

KPI(重要業績評価指標)

- ※1 「困難だと思うことでも、前向きに考えて挑戦していますか」という質問に対して、肯定的な回答を した県立高校生の割合(三重県教育委員会調べ)
- ※2 科学、技術、工学、リベラルアーツ・教養、数学等における見方・考え方を総合的・統合的に働かせて、問題を発見し、解決する教科横断的な学習活動を行った県立高等学校の数(三重県教育委員会調べ)

· ·

• · ·

基本施策2 未来を創造し社会の担い手となる力の育成

施策名(4)主体的に社会を形成する力の育成	
-----------------------	--

めざす姿

変化が激しく予測困難なこれからの社会において、子どもたちが変化をしなやかに前向 きに受け止めて、社会の一員としての自覚と責任を持ち、主体的に社会の形成に参画する 態度を身につけています。

現状と課題

- ① 我が国の若者は、社会の形成に主体的に参画する意識が低いことが指摘されています。選挙権年齢や成年年齢が18歳に引き下げられたことをふまえ、発達段階に応じて早い段階から、主権者の一人としての自覚を深め、主体的に社会を形成していこうとする態度を育みます。また、社会の持続的な発展を生み出す人材を育成するため、合意形成を経て、自らルールや仕組みを作ることができることを実感できるよう、学級活動やホームルーム活動、児童会・生徒会活動等において、自分たちの学校生活の向上に向けて話し合う活動等を充実させる必要があります。
- ② 高等学校では、成年年齢が18歳に引き下げられ、契約の重要性および消費者保護の 仕組みを含む消費者教育に関する内容を、高等学校1・2年生のうちに学習することと なっています。消費者庁作成の教材「社会への扉」を活用した学習や、専門家による金融 取引の基礎や消費者被害の未然防止に関する学習等にも取り組んでおり、生徒の実態 に応じた消費者教育のさらなる充実が求められています。
- ③ SDGsの目標実現や脱炭素化の取組が進められる中、持続可能な未来の社会を主体的に創造する力を育むことができるよう、デジタルやグリーン(脱炭素等)など、これからの社会における価値創造にとって重要な成長分野における人材育成につながる取組を進める必要があります。

主な取組内容

主権者教育の推進

〇 子どもたちの発達段階に応じた一貫性のある主権者教育を推進できるよう校種を越え て連携を深めます。小中学校においては、社会科を中心に、地域や社会にある課題や我 が国の政治の働きについて関心を持ち、多角的に考えたり、話し合ったりする授業づくり を推進します。高等学校においては、「公共」の授業を中心に、現代の諸課題の解決に向 けて自分の意見や考えを伝え合い、協働してよりよい社会を形成しようとする力を養い ます。

- 学校生活や社会をよりよくするためのルールや課題解決策を、自分たちで考え、話し合うことで、社会参画意識を高めるとともに、自分の力で現実の社会的な問題を解決できるという主権者としての感覚を育みます。
- 関係する諸機関や地域の人材を積極的に活用し、選挙管理委員会等と連携して模擬 選挙等を実施したり、議会等と連携して地域の課題について話し合ったり、税務署等と 連携して租税や財政について学ぶなど、主権者としての意識を高める取組を推進しま す。

② 消費者教育の推進

- 消費生活に関する正しい知識の習得および倫理的消費(エシカル消費)など、持続可能な消費行動についての理解の促進に向けた消費者教育を推進し、子どもたちが協働し、よりよい社会を形成しようとする力を育成します。
- 18歳から一人で有効な契約をすることができるようになる一方、保護者の同意を得ず に締結した契約を取り消すことができる年齢が18歳未満までとなることから、自主的か つ合理的に社会の一員として行動する自立した消費者の育成のため、また、金融に関す る知識と判断力(金融リテラシー)を身につけることや、消費者被害の防止・救済のため、 消費者教育のさらなる充実を図ります。

③ 持続可能な開発のための教育(ESD)の推進

- 持続可能な開発のための目標(SDGs)の実現に貢献するESD(Education for Sustainable Development)を推進します。現代社会における地球規模の諸課題を 自らに関わる問題として主体的にとらえ、その解決に向けて自分で考え、行動する力を 身につけるとともに、新たな価値観や行動等の変容を生み出します。
- 脱炭素社会の実現に向けては、国民一人ひとりのライフスタイルを脱炭素型へと転換していくことが重要となっています。子どもたちが、地球環境問題を自分ごととしてとらえ、環境を守るための行動をとることができるよう、持続可能な社会の創り手を育む教育のさらなる推進を図ります。
- 小中学校において、持続可能な社会の創り手となることが期待される子どもたちに対して、学習指導要領に基づいて各教科、道徳科、総合的な学習の時間などを通じて、ESDを進めます。また、持続可能な社会づくりへの意欲等を高めるため、体験活動等をとおして、地域の自然や歴史・文化・産業などの学びを深めます。
- 高等学校においては、地域や大学・企業との連携も取り入れ、持続可能な社会の創り 手を育むため、STEAM教育や教科横断的な課題解決型の学びを推進します。

KPI(重要業績評価指標)		
項 目	現状値 (令和 5 年度)	目標値 (令和9年度)
地域や社会をよくするために、社会の形成者 として権利を行使し責任を果たそうと考える 高校生の割合 ※	高校生 65.0% (R4)	高校生 82.1%

※「社会の一員として権利を行使し、義務と責任を果たそうと考えていますか」、「地域や社会をよくす るために何をすべきかを考えることがありますか」という質問に対して、肯定的な回答をした県立高 校生の割合(三重県教育委員会調べ)

91

基本施策3 特別支援教育の推進

めざす姿

インクルーシブ教育システムの理念をふまえ、特別な支援を必要とする子どもたちが、一 人ひとりのニーズに応じた学びの場において、持てる力や可能性を伸ばし、自立と社会参 画のために必要な力を身につけています。また、障がいの有無に関わらず、子どもたちが互 いに交流し、理解・尊重し合いながら生きていく態度を身につけています。

現状と課題

- ① 発達障がいを含む特別な支援を必要とする子どもたちの数は増加しており、一人ひとりの教育的ニーズに的確に応え、子どもたちが自立と社会参画に必要な力を身につけられるよう、早期からの一貫した指導・支援を行うとともに、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある多様な学びの場における指導・支援の充実を図る必要があります。
- ② 特別な支援を必要とする子どもたちが、進学等による環境の変化に左右されることなく 安心して学ぶことができるよう、支援情報が切れ目なく引き継がれ、継続した支援を受 けることができる体制の整備が必要です。
- ③ 特別な支援を必要とする子どもたちはどの学校にも在籍していることから、全ての教職 員が特別支援教育に関する知識・技能を身につけ、専門性を高める必要があります。
- ④ 共生社会の実現に向けて、障がいの有無に関わらず、子どもたちが互いに理解を深め、尊重し合いながら生活していく態度を身につける必要があります。

主な取組内容

① 一人ひとりに応じた指導・支援の充実

- 通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といったそれぞれの学びの場において、「個別の教育支援計画」と「個別の指導計画」に基づき、障がいの状態に応じたきめ細かな指導・支援を進めるとともに、一人ひとりに必要な合理的配慮を提供します。
- 特別な支援を必要とする子どもを含む全ての子どもたちが、通常の学級で安心して学習することができるよう、授業のユニバーサルデザイン化を進めるとともに、共に学ぶことをとおして互いを理解し、支え合う関係を築くことができる学級づくりを進めます。

- 特別な支援を必要とする子どもたちが、小中学校や高等学校の通常の学級で学べるよう、通級による指導を担当する教員を対象として年間を通じた研修を実施するなど、専門性の向上に取り組みます。また、発達障がい支援について、高度な専門性を身につけるための研修を実施するなど、地域で発達障がい支援の中心となる教員を養成します。
- 特別支援学校のセンター的機能として、特別支援教育コーディネーター等が、小中学 校等への教育相談や研修会等を実施し、教職員の特別支援教育に関する専門性の向 上に取り組みます。
- かがやき特別支援学校は、子ども心身発達医療センターと連携し、発達障がいに関す るセンター的機能の中核となる学校として、より専門性の高い支援を行います。
- 高等学校において、特別な支援を必要とする生徒の支援情報が確実に引き継がれ、安心して学校生活を送ることができる体制を整えるとともに、通級による指導の充実を図るなど、実態やニーズに応じた支援を行います。
- 特別な支援を必要とする子どもたちが、新しい時代に活躍できる技能や力を身につけることができるよう、障がいの状態や一人ひとりのニーズに応じて、ICTを効果的に活用します。また、長期入院中の子どもたちに対して、在籍校等からオンラインによる授業配信を行うなど、教育機会の確保を図ります。
- ② 切れ目ない支援体制の充実
 - 幼児期から学齢期・社会参画に至るまで、「パーソナルファイル¹⁸」を活用して必要な支援情報を円滑かつ確実に引き継ぐことで、きめ細かな指導・支援を進めます。
 - 就学前から小学校等への支援情報の引継ぎについて、「CLM(Check List in Mie) と個別の指導計画¹⁹」等を有効に活用し、早期からの適切な支援を行うことができるよう 取り組みます。
 - 本人や保護者が就学先となる学びの場を適切に選択することができるよう、丁寧に情報を提供したり、相談に対応したりするなど、市町等教育委員会と連携した就学支援を行います。
 - 小中学校等に勤務する看護師に対して、特別支援学校での医療的ケアに関する取組 や事例を検討する研修会への参加を働きかける取組などにより、医療的ケアを必要とす る子どもたちの安全・安心を高めます。

¹⁸本人および保護者が必要な支援情報を記入して作成し、学校や医療、保健、福祉、労働等の関係機関から提供を受けた情報(個別の教育支援計画、個別の指導計画、母子手帳、お薬手帳等)を綴じ込んでいくファイル。学校と保護者が支援情報を共有するとともに、進路先等と支援情報を共有することで円滑かつ確実な引継ぎに活用する。

¹⁹ 子ども心身発達医療センターで開発された、子どもの育ちを見極め、適切な支援を行うためのツー ル。

KPI(重要業績評価指標)		
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	現状値 (令和 5 年度)	目標値 (令和9年度)
通級指導教室による指導担当教員の専門性 向上を図る年間を通じた研修を受講した教 員の数 ※	30 人 (R4)	180人

※ 通級指導教室による指導を担当する教職員の専門性の向上を図るために、大学と連携して、年に 12回以上の研修を受講した教職員の数(累計)(三重県教育委員会調べ)

·

,

基本施策3 特別支援教育の推進

施 策 名 (2)特別支援学校における自立と社会参画に向けた教育の推進

めざす姿

特別支援学校に在籍する子どもたちが、一人ひとりのニーズに応じた指導・支援により、 自立と社会参画のために必要な力を身につけ、卒業後も地域の中で豊かに自分らしく生 活しています。また、特別支援学校に在籍する子どもたちと地域の小中学校等に在籍する 子どもたちが、交流活動を通じて共に学ぶことにより、互いに理解を深め、尊重する態度を 身につけています。

現状と課題

- 特別支援学校において、障がいのある子どもたちが、卒業後も必要に応じて支援を求めたり、支援を受けたりしながら、自分でやりたいことを選択したり決定したりするなど、 主体的に生活していけるよう、組織的・計画的なキャリア教育の推進が必要です。
- ② 特別支援学校に在籍する日常的に医療的ケアを必要とする子どもたちが、安全で安心して学び続けることができるよう、人工呼吸器の管理等の高度な医療的ケアに対応するとともに、保護者の負担を可能な限り軽減する必要があります。
- ③ 子どもたちが、障がいの有無に関わらず、経験を深め、社会性や豊かな人間性を身につけるとともに、互いを尊重し合う大切さを学ぶ機会として、近隣の学校や子どもたちの居住地域の学校との交流および共同学習をさらに進めることが必要です。
- ④ 特別支援学校への通学に時間を要する子どもたちが、可能な限り居住地に近い特別 支援学校で学べるようにすることが求められています。また、特別支援学校に在籍する 子どもたちの数の増加による施設の狭隘化や、老朽化に対応する必要があります。

主な取組内容

- ① 計画的・組織的なキャリア教育の推進
 - 一人ひとりのニーズに応じたきめ細かな指導を一層充実させるため、授業改善に向けた授業研究など、指導力の向上を図るとともに、子どもたちを支えるツールとしてICTを活用するなど、子どもたちの自立と社会参画につなげる取組を進めます。
 - 特別支援学校に在籍する子どもたちが、自己選択・自己決定できる力を高め、地域でいきいきと暮らしていけるよう、一人ひとりの状況や発達段階に応じたキャリア教育を進めるとともに、地域生活への円滑な移行を支援します。(再掲)

- ○特別支援学校高等部では、自分に合った職場を見つけ働くための早期からの職場実 習や農福連携など職域の拡大に取り組みます。また、事業所に通勤・通所する従来の形 態に加えて、ICTを活用した在宅就労など新しい働き方や技能に対応した就労先の開拓 や就労支援に取り組むとともに、関係機関と連携した定着支援を進めます。
- 卒業後の支援の主体を学校から関係機関へ円滑に引き継ぐことができるよう、「個別の教育支援計画」の活用を図るなど、地域の障がい者就業・生活支援センター等と連携した取組を進めます。
- ② 安全・安心・健康な生活を送るための取組
 - 特別支援学校において、ガイドラインに沿った医療的ケアを実施するとともに、医療的ケア担当者への研修や福祉車両等に看護師が同乗して通学支援を行うなど、保護者の負担を軽減する取組を進め、医療的ケアを必要とする子どもたちが安全に安心して学びを継続できるよう支援します。
 - 国立病院機構三重病院および三重大学医学部附属病院に入院する子どもたちに、かがやき特別支援学校からオンラインにより授業を配信するなど、ICTを活用した指導・支援を行います。また、訪問教育は、学習場所や時間が限られることから、ICTの活用により、通学している子どもたちと学び合う機会をつくるなど、遠隔教育の推進に取り組みます。
 - 特別支援学校に在籍する子どもたちが、卒業後もより豊かな生活を送ることができるよう、関係機関との連携を図り、地域の社会教育施設等の情報を提供するなど、生涯学習に関する意識を高める取組を進めます。また、ボッチャ等の障がい者スポーツを授業に取り入れるなど、生涯にわたりスポーツに親しむ習慣を身につけることができるよう取り組みます。

③ 交流活動等を通じた特別支援教育の理解啓発

- 特別な支援を必要とする子どもたちが、地域社会で自分らしく生活していけるよう、地域の人たちを招いた特別支援学校の見学会の実施や、特別支援学校に在籍する子どもたちによる文化芸術活動・地域行事への参加などをとおして、周りの子どもたちや保護者、地域への特別支援教育に係る理解啓発を図ります。
- 障がいの有無に関わらず、互いに理解し尊重し合いながら生活していく態度を身につけることができるよう、地域の学校との交流や共同学習をオンライン等も活用しながら継続して進めるとともに、地域の小中学校に副次的な籍を置くことについて、市町等教育委員会と連携し、取組を進めます。

- ④ 特別支援学校における学習環境づくり
 - 特別な支援を必要とする子どもたちが安全に通学できるよう、スクールバスの配備と更 新を計画的に進め、在籍する子どもたちの数の増加や車両の老朽化への対応に取り組 みます。
 - 盲学校および聾学校について、校舎の老朽化対応と、聾学校の津波浸水に係る安全 対策のため、校舎を令和8(2026)年度中に使用開始できるよう、津市城山の県立施設 跡地へ新築移転します。また、盲学校、聾学校、城山特別支援学校の寄宿舎を令和6 (2024)年度に統合します。
 - 〇 松阪あゆみ特別支援学校の校舎を増築することで、在籍する子どもの数の増加による 狭隘化への対応を進めるとともに、令和9(2027)年度から知的障がい部門に加えて、 肢体不自由部門を設置します。また、玉城わかば学園でも、令和9(2027)年度から知 的障がい部門に加えて肢体不自由部門を設置し、通学時間を短縮します。

KPI(重要業績評価指標)		
項目	現状値 (令和 5 年度)	目標値 (令和9年度)
特別支援学校高等部の一般企業就職希望 者の就職率 ※1	100% (R4)	100%
特別支援学校における交流および共同学習 の実施回数 ※2	756 回 (R4)	1,100 回

KPI(重要業績評価指標)

- ※1 一般企業への就職を希望している県立特別支援学校高等部の生徒の就職率(就労継続支援A型 事業所を除く。)(三重県教育委員会調べ)
- ※2 県立特別支援学校と小中学校、高等学校等との交流および共同学習を実施した回数(三重県教 育委員会調べ)

• • •

100

.

基本施策4 いじめや暴力のない学びの場づくり

施	策	名	(1)いじめや暴力をなくす取組の推進	
め	ざす	「姿		

道徳教育や人権教育の充実、専門人材の積極的な活用によって、子どもたちが主体的 にいじめの防止に向けて行動しています。また、心豊かで安全・安心な社会を創るため、社 会総がかりでいじめや暴力行為の未然防止の取組が一層進んでいます。

現状と課題

- いじめは、いじめを受けた子どもの心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響 を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるもの です。このため、平成25(2013)年施行の「いじめ防止対策推進法」や、平成30(201 8)年施行の「三重県いじめ防止条例」に基づき、いじめをなくすための取組により注力 することが必要です。
- ② 全ての子どもたちが、自らの存在を実感しながら、よりよい人間関係を形成し、有意義 で安心した学校生活を送るためには、子どもたち自身が、いじめの防止や解決に向け て、自らできることを主体的に考え行動できる力を育むことが必要です。
- ③ いじめ防止のためには、道徳教育や人権教育の充実や教職員が行ういじめ防止のための授業の実施に加え、専門人材も積極的に活用して、子どもたちの心に響く取組を進めていくことが大切です。さまざまな立場の専門人材を活用して、子どもたちがいじめについて正しく認識し、行動の変化につなげることができるよう、教育活動全体をとおした取組を進めることが必要です。
- ④ いじめは学校だけの問題ではなく、子どもたちに関わる全ての大人の問題でもあります。子どもたちに関わる全ての大人が、学校内外のいじめ防止に取り組み、その取組などを県民の皆さんに積極的に情報発信するなど、社会総がかりでいじめ防止に取り組むことが必要です。
- ⑤ 暴力行為など、子どもたちの行動の背景にはストレスや悩みなど心の問題や、家庭的に 複雑な課題がある場合があり、心理や福祉等の専門人材を活用し、それぞれの抱える 背景や課題に寄り添って指導や支援を行っていく必要があります。また、学校だけでは 解決困難な事案が増加しており、児童相談所や警察等の関係機関と連携して対応する ことが必要です。

主な取組内容

① 子どもたちが主体となった取組の推進

○ 児童会活動や生徒会活動、学級活動やホームルーム活動などで子どもたちが「いじめとは何か」、「いじめをなくすために一人ひとりができることは何か」などについて、具体的に考え、話し合うなど、子どもたちの主体的な活動を推進することで、いじめの傍観者や同調者にならず、いじめ防止に向けて行動できる力を育みます。

② 教育活動全体を通じた取組の推進

- 子どもたちがいじめに関する理解を深め、いじめを自分事として考え議論し、いじめを なくす心情や判断力等を身につけることができるよう、道徳教育や人権教育などをはじ めとした学校教育活動全体を通じて、いじめをなくすための取組を推進します。
- 子どもたちが、いじめをなくす行動につながる道徳性を身につけることができるよう、
 関係機関と連携したいじめ予防プログラムを確立し、小中学校への普及を推進します。
 (再掲)
- 道徳性を育成する道徳科授業の質の向上が図られるよう、小中学校における道徳教 育推進教師を対象にした研修会の実施やアドバイザーの派遣、いじめ防止に資する「特 別の教科 道徳」の教員用指導補助資料を作成します。
- インターネットは広く社会全体につながり、実社会と同じように法律で規制されている ことを子どもたちにしっかりと理解させ、子どもたちがインターネット上におけるいじめな どの被害者や加害者とならないよう、県教育委員会が事例をふまえて開発した教材を活 用して、情報モラル教育を進めます。

③ 専門人材の活用

 ○ 弁護士が行ういじめ予防授業など、専門人材を積極的に活用したいじめ防止に係る取 組を進め、子どもたちが「いじめは人権侵害であること」や「いじめが刑事罰の対象とな り得ること」、「周囲の子どもたちの行動がいじめの防止に大きな役割を果たすこと」など について学び、いじめを許さない心と態度を育成します。

④ 社会総がかりでの取組の推進

○ 子どもたちが安心して過ごすことができる環境をつくるため、県内の事業者・団体等をいじめ防止応援サポーターとして登録し、サポーターとの連携の下、各地域でいじめ防止等の取組を推進します。

- ○「三重県いじめ防止条例」に基づき、社会総がかりでのいじめ防止等の取組として、いじめ防止強化月間(4月と11月)にピンクシャツ運動²⁰を実施するなどの取組を推進します。また、令和4(2022)年度開設のいじめポータルサイト等を通じて、学校やいじめ防止応援サポーターの取組、本県にゆかりのある著名人のいじめ防止応援メッセージ等を県民の皆さんに発信するなどして、いじめ防止に向けた気運を醸成し、社会総がかりでいじめ防止の取組を推進します。
- 三重弁護士会や三重県臨床心理士会、警察など、いじめ防止等に関係する機関や団体と連携して、本県の現状をふまえたいじめ防止等の対策を適切に実施するため、三重県いじめ問題対策連絡協議会を開催し、いじめ防止等に関する情報の交換および研究に取り組みます。

⑤ 暴力行為への対応

- 警察官経験者や教員経験者等からなる生徒指導特別指導員を各学校に派遣し、暴力 行為の未然防止や暴力等により心身に被害を受けた子どもへの支援等に取り組みます。
- 子どもたちが怒りをコントロールして暴力行為に及ぶことがないよう、県立学校の生徒 指導担当教員等を対象としたアンガーマネジメントに係る研修を行い、各学校での取組 につなげます。また、取組事例を市町等教育委員会にも共有します。
- 学校警察連絡協議会等を通じて警察との情報共有や連携強化に取り組みます。また、
 児童相談所との連絡を密にし、暴力行為の背景にある環境の課題に寄り添って対応を
 進めます。

²⁰ 平成 19(2007)年にカナダで誕生した「いじめ反対運動」。ピンク色のシャツを着たり、ピンク色の小物を身につけたりすることで、「いじめ反対」の意思を行動で示します。

KPI(重要業績評価指標)	、	
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	現状値 (令和 5 年度)	目標値 (令和9年度)
いじめをなくそうと行動する子どもたちの割 合 ※1	88.2% (R4)	100%
小中高等学校における暴力行為の発生件数 ※2	7.6 件 (R4)	6.0 件

※1 「いじめについて見聞きしたとき、いじめをなくそうと自分にできることを考え行動しますか」という 質問に対して、肯定的な回答をした公立小中学生の割合(三重県教育委員会調べ)

※2 公立小中学校および県立高等学校における児童生徒 1,000 人あたりの暴力行為(対教師暴力、 生徒間暴力、対人暴力、器物損壊)の発生件数(三重県教育委員会調べ)

5

基本施策4 いじめや暴力のない学びの場づくり

施	策	名	(2)いじめの認知と学校内外の教育相談体制の充実
•			

教職員が子どもたちのささいな変化を見逃さず、子どもたちとの信頼関係を築き、いつ でも学校にいじめを訴えやすい環境が整うことにより、いじめを早期発見し、積極的な認 知と早期対応が進み、子どもたちが安全・安心に学校生活を送っています。

現状と課題

めざす姿

- いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうるものとの認識に立ち、「いじめ防止対 策推進法」をふまえ、いじめの正確かつ積極的な認知と、早期発見・早期対応が必要で す。
- ② インターネット上で行われるいじめの認知件数は増加傾向にあるとともに、匿名性の高 さを利用した投稿や、一定時間の経過により自動的に投稿が消去されるサイトの利用な ど、教職員や保護者等が発見しにくいいじめが増えています。
- ③ 教職員や保護者など、子どもたちにとって身近な大人が、子どものいじめのサインに気づける仕組みや、子どもがいじめを受けていることや周囲でいじめがあることをいつでも学校に伝えられる仕組みが必要です。
- ④ いじめの早期発見のためには、学級担任や部活動顧問など子どもたちに関わるさまざまな立場の教職員が、日常の観察や面談等を通じて子どものいじめのサインを受け止め、学校内で共有することや、家庭と連携し、学校だけでは把握できないサインを共有することが必要です。
- ⑤ いじめの問題は多様化・複雑化し、子どもたちの中には、誰にも相談できずに一人で悩みを抱え込んでいる者もいます。学校はスクールカウンセラー²¹やスクールソーシャルワーカー²²などの専門人材を積極的に活用して、子どもたちが安心して相談できる体制を整える必要があります。

²¹ 子どもたちの心の悩みに対応することを目的とする専門家の総称。精神科医のほか、公認心理 士、臨床心理士、学校心理士等があり、子どもたちへのカウンセリングや教職員および保護者に対す る助言・援助を行います。

²² 教育機関を活動の場とする福祉事業(ソーシャルワーク)従事者。主に、子どもの立場から、問題解 決ができる環境づくりを推進することを旨とします。

主な取組内容

① SOSを見逃さない積極的ないじめの認知の推進

- ○「いじめ防止対策推進法」が示すいじめの定義を教職員に周知徹底することにより、い じめの正確かつ積極的な認知を進めます。
- 日頃から子どもたちとの信頼関係を構築し、積極的な声掛けや面談等を通じて、子ど もたちの表情や言動など、ささいな変化を見逃すことなく、いじめを早期に発見して対応 します。
- ② インターネット上のいじめの問題への対応
 - インターネット上の誹謗中傷や人権侵害等を早期発見し、インターネット上のいじめか ら子どもたちを守るために、ネットパトロール等の取組を実施します。
 - インターネット上の問題は、教職員や保護者等が事態を把握することが難しいことから、不安や悩みを抱えた子どもたちが相談できるよう、日頃から相談窓口を周知したり、教職員や保護者など身近な大人に相談することの大切さを伝えたりすることを通じて、子どもたちがインターネット上のいじめを一人で抱え込むことがないよう取り組みます。
- ③ 子どもたちがいじめを訴えやすい環境づくりの推進
 - 学級やホームルーム、部活動の悩みや不安は、学級担任や部活動顧問などその運営に 直接関わる教職員には、相談しにくい場合もあることから、それ以外の教職員や教育相 談担当者にも相談できる体制を整えます。
 - 子どもたちが1人1台端末等を活用して、自らがいじめを受けていることや周囲でいじめがあることを、オンライン上で学校に報告できるようにするなど、子どもたちがいじめを訴えやすい仕組みづくりを進めます。
 - ○「いじめ早期発見のための気づきリスト」を全ての保護者に配付して、いじめ早期発見 のための視点を共有し、子どもたちのサインをいち早く把握できるよう取り組みます。
 - 各学校で、学期に1回以上のいじめアンケートを実施するとともに、実施方法の工夫と 改善に取り組むことにより、子どもたちがいじめを訴えやすい環境を整えます。
- ④ 専門人材を活用したいじめを訴えやすい環境づくり
 - 子どもたちがさまざまな立場の人に安心して相談できるよう、各学校においてスクール カウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用し、悩みを抱えた子どもたちを心理 や福祉の専門家につなげるなど、「チーム学校」としての相談体制を整備します。

○ いじめの問題などに悩む子どもたちや保護者を支援するため、専門的な相談ができる 「いじめ電話相談」や、子どもたちが気軽に相談できる「子どもSNS相談みえ」など、学校 外での相談を引き続き実施します。

KPI(重要業績評価指標)		
項目	現状値 (令和 5 年度)	目標値 (令和9年度)
いじめや暴力の心配がなく、学校生活に安心 を感じている子どもたちの割合 ※	小学生 96.0% 中学生 98.0% 高校生 94.0% (R4)	小学生 100% 中学生 100% 高校生 100%

※「学校で、いじめや暴力の心配がなく、安心して学習することができますか」という質問に対して、肯 定的な回答をした公立小中学生および県立高校生の割合(三重県教育委員会調べ)

.

. .

基本施策4 いじめや暴力のない学びの場づくり

 施	策	名	(3)いじめに対する迅速・確実な対応の推進	

めざす姿

学校がいじめを発見または情報を得た場合は、いじめを迅速かつ正確に認知し、専門 人材も含めて組織的に対応することで、いじめの当事者や周りの者を含む全員が好ましい 集団生活を取り戻し、いじめが早期に解消しています。

現状と課題

- ① いじめやいじめの疑いのある行為を確認した場合は、教職員が一人で問題を抱え込み、「いじめではない」と判断するのではなく、管理職に情報を共有した後、学校いじめ防止委員会を開催して、いじめの認知や今後の対応を協議するなど、組織的に迅速な対応を図ることが必要です。また、いじめの初期対応の遅れから、問題が複雑化・困難化する事案も発生していることから、特に対応が難しくなることが想定される事案については、初期段階から教育委員会への連絡・相談や関係機関と連携した対応が必要です。
- ② いじめの発見や、いじめの情報を得た場合は、いじめられた子どもを徹底して守り通 すという姿勢を示すとともに、教育的配慮の下、いじめた子どもには毅然とした態度で指 導することが必要です。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではな く、社会性の向上など、子どもの人格の成長に主眼をおいた指導を進める必要がありま す。
- ③ 学校が認知したいじめの解消の判断については、「いじめの防止等のための基本的な 方針」をふまえ、いじめられた子どもや保護者の気持ちや考え方に寄り添いながら、組織 的に対応し、判断することが必要です。その上で、いじめの解消率を高めていくことが必 要です。
- ④ いじめられた子どもやいじめた子どもには、その態様に応じて専門人材を活用すること によっていじめの問題の解消に向けて支援することが必要です。

主な取組内容

① 組織的かつ迅速な対応の推進

○ 学校がいじめを発見したり、情報を得たりした場合、原則としてその日のうちに校長と
 関係教職員が情報を共有し、学校いじめ防止委員会を開催するなど、当面の対応を決定して直ちに取り組みます。

- いじめ問題の対応には、専門人材などによる多角的な視点から対応策を検討することが大切であることから、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門人材の力を活用しながら解決に向けて取り組みます。
- 学校、市町等教育委員会、県教育委員会の迅速・確実な対応を行うことができるよう、 学校におけるいじめの内容や発生日、認知日、その後の対応状況などをデジタル化して 共有する取組を推進します。また、その情報を蓄積して学校や市町等教育委員会と共有 することで、いじめ問題の対応をより効果的に進めるとともに、的確な組織的対応につな げます。
- いじめの重大事態²³については、「いじめ防止対策推進法」や「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」、「不登校重大事態に係る調査の指針」等に基づき、適切に対応します。また、いじめられた子どもや保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあった時は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」、「重大事態ではない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたります。

② いじめられた子どもやその保護者への支援

- いじめられた子どもを支援する際は、「あなたが悪いのではない」ということをはっきり 伝えるなど、自尊感情を高めるように留意するとともに、いじめられた子どもに寄り添 い、安全・安心を感じられるよう支援します。
- いじめられた子どもには、その態様に応じスクールカウンセラーによる心のケアを行う とともに、スクールソーシャルワーカーがいじめられた子どもやいじめた子どもを取り巻く 環境を検証し、いじめの問題の解決に向けて支援します。
- 学校がいじめの事実を確認した際は、家庭訪問等を行うなどして、いじめられた子どもの保護者に迅速に事実関係を伝えるとともに、教職員が見守りを行うなどして、いじめられた子どもを徹底して守り抜く姿勢を示します。
- いじめの解消の判断は、いじめに係る行為が止んでいること(3カ月を目安)と、心身に 苦痛を感じていないことを、いじめられた子どもと保護者に確認してから行います。

③ いじめた子どもへの指導やその保護者への助言

○ いじめた子どもに指導を行う際は、いじめは人格を傷つけ、生命、身体または財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、いじめた子どもが抱える問題や背景にも目を向け、安全・安心、健全な人格の発達に配慮します。

²³「いじめ防止対策推進法」第28条第1項に規定される「いじめにより当該学校に在籍する児童等の 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める」事態および「いじめにより当該学 校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める」 事態。

○ いじめた子どもの保護者には、いじめの事実を確認後、迅速に連絡し、理解を得た上 で、学校と保護者が連携しながら、いじめの解消に向けた対応を行います。

④ いじめが起きた集団への働きかけ

○ いじめが起きた集団に属する子どもたちには、いじめを自分事としてとらえさせることが必要であることから、いじめの行為をその場で止めることができなくても、いじめがあることを教職員などの身近な大人に伝えることや、いじめの行為に対して同調する言動は、いじめに加担することにつながることを、子どもたちに理解させます。

KPI(重要業績評価指標)		· · ·
項目	現状値 (令和 5 年度)	目標値 (令和9年度)
いじめの認知件数に対して解消したものの 割合 ※1	92.1% (R4)	100%
スクールカウンセラー、相談員、養護教諭を 積極的に活用して教育相談体制の充実を 図った学校の割合 ※2	小学校 97.4% 中学校 96.0% 高等学校 95.5% (R4)	小学校 100% 中学校 100% 高等学校 100%

- ※1 当該年度のいじめの認知件数のうち、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」で示された 解消要件を満たすものの割合(三重県教育委員会調べ)
- ※2 学校におけるいじめの問題に対する日常の取組として、「スクールカウンセラー、相談員、養護教諭 を積極的に活用して教育相談体制の充実を図った」公立小中学校および県立学校の割合(三重県 教育委員会調べ)

基本施策4 いじめや暴力のない学びの場づくり

施 策 名 (4)いじめ対策に関する教職員の資質向上と支援体制の充実

めざす姿

教職員が、研修によりいじめへの対応力が向上し、専門人材などからの支援を受けることによって、子どもたちのささいな変化を見逃すことなく適切に受け止め、いじめの積極的な認知や子どもたちの一人ひとりの状況に応じた対応や支援を実践しています。

現状と課題

- ① 教職員は、子どもの発するSOSのサインを見逃すことなく的確にとらえ、情報共有の下、組織的にいじめを認知し、「いじめの防止等のための基本的な方針」や「三重県いじめ基本方針」等をふまえ、組織的な対応を強化することが必要です。
- ② いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうる問題であり、さらにどの子どもも被害者にも、加害者にもなりうる問題であるとの認識に立ち、職員会議や研修会等を通じて、いじめの防止や早期発見、いじめの発生時への迅速な対応などを徹底することが必要です。
- ③ いじめの問題は、ますます多様化・複雑化し、学校だけで問題を解決することが困難となるケースが少なくありません。専門人材を活用して、教職員がいじめの対応に係る相談や指導・助言を受けることができるよう、教職員のサポート体制を構築することが必要です。

主な取組内容

① いじめに対する組織的な対応の強化

- いじめ問題への対応は、校内いじめ防止委員会が中心となって、学校組織で取り組みます。また、校内いじめ防止委員会の機能を強化し、継続させていくため、構成人数は適切か、子どもの心理や健康状況を共有できる構成となっているか、臨機応変に開催できる状況になっているか、対応方針を決定して実行できているかなど、運用や組織体制について点検し、改善が必要な場合は見直しを行います。
- いじめの初期段階から学校全体で組織的に対応を進めるため、県立学校の校務にいじめ対策担当を位置づけます。いじめ対策担当は、いじめに関する情報の集約、校長や関係教職員への情報共有を行い、校内いじめ防止委員会で具体的な対応について検討するなど、学校におけるいじめ対応の中核となり、いじめの解消に向かって進められるような体制づくりを進めます。

② 教職員を対象とする研修の充実

○ 教職員のいじめへの対応力を高めるため、具体的なケースに基づいて、子どもたちの ささいな変化に気づく力の育成、いじめの構造やいじめの当事者となっている子どもへ の対応とその留意点、いじめを生まない学級づくりなどについて学ぶ研修を実施しま す。

③ 専門人材を活用した支援体制の充実

- 教職員が、いじめ問題に関わる子どもたちと適切に向き合い、いじめに関わった子どもたちへの支援体制を充実させるために、心理や福祉、法律などの専門人材を積極的に活用して、より効果的な支援につなげていきます。
- いじめを的確に認知し、適切に対応を進めるため、いじめ対策に知見を有するいじめ 対策アドバイザーを高等学校に派遣します。いじめ対策アドバイザーは、学校で発生し ているいじめや、認知に至っていない事案について、基本的な考え方や効果的な対応に 向けた指摘や助言を行います。

KPI(重要業績評価指標)		
9	現状値 (令和 5 年度)	目標値 (令和9年度)
いじめの問題について、教職員間で共通理 解を図ったり、校内研修会を実施したりした 学校の割合 ※	100% (R4)	100%

※ 学校におけるいじめの問題に対する日常の取組として、「職員会議等を通じて、いじめの問題について教職員間で共通理解を図った」または「いじめの問題に関する校内研修会を実施した」公立小 中学校および県立学校の割合(三重県教育委員会調べ)

基本施策5 誰もが安心して学べる教育の推進

施	策	名	(1)不登校の状況にある児童生徒への支援	.*
---	---	---	----------------------	----

めざす姿

不登校の子どもたちの意思が尊重され、個々の状況に応じた支援が適切に進み、誰もが 安心して学べる環境が整えられることによって、子どもたち一人ひとりが社会性や自立心を 身につけています。

現状と課題

- 全ての子どもたちが豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けることができるよう、
 安心感や充実感の得られる「魅力ある学校」づくりを進める必要があります。
- ② 不登校児童生徒は年々増加しており、不登校の要因・背景は複雑化・多様化しています。不登校児童生徒が学びたいと思った際に多様な学びにつながることができるよう、 一人ひとりのニーズに応じた多様な学びの場を確保する必要があります。
- ③ 不登校はどの子どもにも起こりうるものという認識の下、休養の必要性を考慮しながら、不登校児童生徒の意思を尊重し、個々の状況に応じた適切な支援を推進するとともに、保護者が適切な情報や支援を得られるようにする必要があります。
- ④ 学校内外の専門機関等で相談や指導等を受けていない不登校児童生徒が一定数いることから、不登校児童生徒の社会的自立をめざして支援する教育支援センター²⁴等の機能強化に引き続き取り組む必要があります。また、不登校児童生徒に寄り添い、共感的理解と受容に基づく支援を行えるよう教職員の資質向上を図る必要があります。

主な取組内容

① 魅力ある学校づくりの推進

○ 日々の授業や学校行事において、子どもたちの自主的・自律的な活動をとおして「絆づくり」・「居場所づくり」を推進するとともに、いじめや暴力行為、体罰等を許さない学校づくりに取り組むことで、子どもたちにとって安心して学べる「魅力ある学校づくり」を進めます。

²⁴ 不登校児童生徒等の社会的自立をめざし、在籍校と連携しつつ、個別カウンセリングや集団での指導、教科指導等を行う施設。

- 学校の教育相談体制の充実に取り組み、子どもたちが安心して学校生活を送ることのできる環境を整えます。また、日頃の子どもたちの観察や教育相談等により、子どもたちの授業への満足度や教職員への信頼感、学校生活への安心感等を把握し、関係者が共通理解を持って教育活動を進めます。
- 学校生活や友人関係などでつまずいたり、思うようにいかなかったりする状況に直面した場合、しなやかに受け止めて、乗り越えていけるよう、物事の見方や考え方には多様なとらえ方があることや、ポジティブな感情を持つこと、周りには支え応援してくれる人たちがいることに気づくことなどができるよう、ソーシャルスキルトレーニングの手法を取り入れたレジリエンス教育に取り組みます。
- 子どもたちの進学や転校等にあたって、必要な支援情報が適切に進学先等に引き継が れるよう、情報共有を行うなど途切れのない支援を行い、子どもたちが安心して学べる 学校づくりに取り組みます。

② 多様な教育機会の確保

- 不登校児童生徒に係る多様な教育機会を確保することができるよう、「学びの多様化 学校²⁵」の設置に向けて取り組みます。また、校内教育支援センターの整備およびオンラ インを活用した学習支援等の拡充に取り組みます。
- 不登校児童生徒の学校外での学びについては、子どもの意思を尊重するとともに、 個々の子どもや家庭の状況に応じて、教育支援センターやフリースクール等における社 会的自立に向けた取組や自己肯定感を高める活動等に安心して取り組むことができる よう支援します。
- 高等学校段階の子どもたちを対象とした県立教育支援センターでの多様な学びや活動の充実を図り、子どもたちの社会的自立を支援します。
- ③ 不登校児童生徒への効果的な支援の充実
 - 学校と教育支援センターやフリースクール等による情報共有を進め、不登校児童生徒 に関わる機関・施設が連携した支援に取り組みます。
 - 教職員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる支援を充実させるとともに、欠席日数や遅刻・早退の数に加え、学習の状況や友人関係、健康状態等により潜在的に支援が必要な子どもたちを早期から把握するスクリーニングの手法を活用し、個々の子どもや家庭の状況に応じて、福祉や医療等の関係機関と連携した支援を推進します。

²⁵ 不登校児童生徒の実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する必要があると認められる場合、特定の学校において特別の教育課程の基準によらず特別の教育課程を編成することができるとする特例措置によって文部科学大臣から指定された学校。

- 不登校児童生徒や保護者への支援を専門的に行う教育支援センターが、不登校支援 アドバイザーやスクールソーシャルワーカーを活用して、通所している子どもたちの支援 に加え、通所できない子どもたちに対しても訪問(アウトリーチ)型支援を進めるなど、地 域における不登校支援の中核となるよう、引き続き機能強化に取り組みます。
- さまざまな事情で不登校の状況にある子どもたちを支援するため、オンライン会議サービスやメタバースによるICTを活用した交流を進めるなど、オンラインの居場所づくりを推進します。
- 保護者を対象とした交流会や地区別の相談会を実施し、保護者同士が交流する機会 や専門機関への相談ができる機会を提供することで、適切な支援につなげます。

④教職員の対応力の向上

- 教職員のカウンセリングマインドの向上や個々の子どもに応じた支援の方法について
 学ぶため、スクールカウンセラー等が講師となり、事例を基にした研修会等を実施し、一
 人ひとりの状況に応じた早期からの支援に取り組みます。
- 地域の教育支援センターの指導員の資質向上を図るため、事例検討会等の各種研修 会を支援します。

項目	現状値 (令和 5 年度)	目標値 (令和9年度)
学校内外で専門的な相談・指導を受けてい る不登校児童生徒の割合 ※1	小学生 70.9% 中学生 61.5% 高校生 49.9% (R4)	小学生 89.1% 中学生 88.6% 高校生 70.5%
長期欠席を含む不登校児童生徒が 40 人を 超える小中学校における「校内教育支援セン ター」の設置数 ※2	18校	42校

KPI(重要業績評価指標)

- ※1 学校内のスクールカウンセラーや学校外の教育支援センター等による専門的な相談・指導を受け た公立小中学校および県立高等学校の不登校児童生徒の割合(三重県教育委員会調べ)
- ※2 長期欠席を含む不登校児童生徒の数が1クラス規模(40名)を超える公立小中学校における「校 内教育支援センター」の設置数(累計)(三重県教育委員会調べ)

,

基本施策5 誰もが安心して学べる教育の推進

施 策 名 (2)外国につながる児童生徒の自立を支える力の育成	
---------------------------------	--

めざす姿

外国につながる児童生徒が、日本語力や学力など、地域社会で生きていくための基礎を 培うことにより、将来の可能性を広げ、自己実現を果たし、社会の一員として自立するため に必要な力を身につけています。

現状と課題

- ①「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が施行され、義務教育の段階の普通教育に相当する教育を十分に受けていない者の意思を尊重し、年齢または国籍等に関わりなく、能力に応じた教育機会を確保することが規定されました。本県では、外国人の子どもの就学の促進に取り組んでいるものの、不就学の外国人の子どもも若干名みられます。
- ② 本県では、公立小中学校における日本語指導が必要な外国につながる児童生徒(以下「外国人児童生徒」という。)の在籍率が全国的にみても高く、子どもたちが学校生活の中で多様な文化や価値観等を共有し、多文化共生について理解を深めることのできる魅力ある教育環境につながっており、今後、さらに外国人児童生徒は増加することが見込まれています。

また、日本での学校生活や日本語習得、教科学習に困難を抱えたり、進路決定ができ ないまま学校を卒業したり、中途退学したりする外国人児童生徒もいます。こうしたこと から、外国人児童生徒一人ひとりの文化や生活習慣の違い、言葉が通じないことなどか ら生じる不安や悩みに寄り添って対応するとともに、学びの継続に向けた支援や、希望 する進路を実現するための支援を行う必要があります。また、日本語でのコミュニケー ションが難しい保護者に対し、学校生活や進路等に係る情報を正確に伝えることが必要 です。

- ③ 本県では、外国人の子どもが日常生活に必要な日本語力や日本語で学ぶ力を身につけるための支援に先進的に取り組んできました。一方で、外国人が居住する地域が広がっており、受入体制や日本語指導についての課題は、地域により違いがみられます。こうしたこともふまえ、県内全域で同様の支援が受けられるよう、受入体制・支援体制をより一層充実させる必要があります。
- ④ 本県では、約50%の公立小中学校に外国人児童生徒が在籍しており、今後、さらに増加することが見込まれます。このことから、外国人児童生徒の実態に応じた日本語指導や支援が求められており、教職員の専門性を高める必要があります。

主な取組内容

① 就学の促進

- 外国人の子どもの学ぶ機会を保障するため、外国人の子どもの実態を把握したり、多 言語対応のパンフレットを用いて日本の学校制度を周知したりするなどして、就学に向 けた取組を実施します。
- 在日期間が短いことで、日本語運用能力やコミュニケーション能力が十分でない外国につながる生徒に対し、高等学校での学習機会を確保できるよう、外国につながる生徒を対象とした特別枠入学者選抜を実施します。また、進学や就職に関するセミナーの実施や、奨学金や社会保障制度等の情報提供などを通じて、外国につながる生徒が将来の見通しを持って進路を選択できるよう支援します。

日本語指導・支援の充実

- 〇 外国人の子どもの受入体制の充実を図るため、市町が行う初期の日本語指導や学校 生活への適応指導の取組を支援するとともに、外国人の子どもが安心して母国語で相 談できる教育相談体制を整えます。
- 小中学校では、外国人児童生徒が日本語で行う授業に参加し、さまざまな人たちとの 関わりをとおして学習に取り組むことができるよう、日本語で学ぶ力の育成をめざしたカ リキュラム(JSLカリキュラム²⁶)を活用した授業や、外国人児童生徒の日本語能力に応 じた特別の教育課程による日本語指導等の取組について、効果的な実践事例を普及 し、外国人児童生徒一人ひとりの状況に応じた指導につなげます。
- 〇 外国人児童生徒が生活するための言語だけでなく、学習する上で必要な言語を習得し、安心して学びを継続できるよう、外国人児童生徒巡回相談員の小中学校への派遣や同時双方向によるオンラインでのやりとりをとおして、個々の日本語習得状況に応じた学習支援を行います。
- ○県立学校では、日本語指導が必要な生徒が在籍する学校において、日本語学習のための選択科目の開設や、個々の日本語習得状況に応じた取り出し授業などを実施するとともに、母語による学習支援や翻訳・通訳を行う外国人生徒支援専門員や、日本語学習等に係る支援を行う日本語指導アドバイザーを配置し、日本語指導が必要な生徒の指導・支援の充実を図ります。
- 外国人児童生徒が県内全域で質の高い日本語教育カリキュラムを受けることができる よう、オンラインを活用した日本語指導を進めます。

²⁶ JSLは、Japanese as a Second Languageの略。日常的な会話はある程度できるものの、学習活動への参加が難しい外国人児童生徒に対して、学習活動に日本語で参加する力を育成するため、日本語指導と教科指導とを統合的に行う指導方法。

- 子どもたちが、学校生活の中で多様な文化や価値観を共有し、多文化共生について理 解を深めることができるよう、外国人児童生徒の出身国の文化や生活習慣等について 学ぶ取組を推進します。
- 就学前の外国人の子どもを対象とするプレスクールの取組が市町において進められる よう、県が作成した教材・マニュアルの普及啓発を実施します。
- 家庭と連携しながら外国人児童生徒の支援を行うことができるよう、連絡・案内文書例
 (ポルトガル語やタガログ語など6言語)の作成や、連絡文書等の翻訳支援などを通じて、保護者への支援を行います。

③ 教職員を対象とする研修の充実

○ 教職員を対象としたJSLカリキュラムや日本語指導等に関する研修の実施を通じ、教 職員同士の連携を強化するとともに、教職員の日本語指導等の指導力向上を図ります。

KPI(重要業績評価指標)		
項目	現状値 (令和 5 年度)	目標値 (令和9年度)
日本語指導が必要な児童生徒に対して、 個々の日本語習得レベルに応じた教育を計 画的に行っている学校の割合 ※	小学校 79.0% 中学校 90.9% 高等学校 62.5% (R4)	小学校 100% 中学校 100% 高等学校 100%

※ 日本語を用いた授業を受けられるようになることをめざし、児童生徒の日本語習得の状況に応じた 教育を計画的に行っている公立小中学校および県立高等学校の割合(三重県教育委員会調べ)

 γ

基本施策5 誰もが安心して学べる教育の推進

施	策	名	(3)防災教育・防災対策の推進
---	---	---	-----------------

めざす姿

防災教育を通じて、子どもたちが、地震や津波、風水害などの自然災害に対して、自分 の命は自分で守るとともに、災害時には地域の一員として行動できる力を身につけていま す。また、平時から学校と家庭・地域が連携して防災対策に取り組むとともに、災害時に学 校教育を速やかに復旧するための体制が整備されています。

現状と課題

- ① 南海トラフ地震や津波、年々勢力を増す台風、集中豪雨など、「必ず起こる」大規模災害から子どもたちが自分の命を守る力を身につけるため、学校における防災教育を効果的に推進するとともに、学校と家庭・地域が協働して、災害時に子どもたちが発達段階に応じて地域の一員として行動できる力を育成する必要があります。
- ② 教職員の防災教育の指導力を高めるとともに、南海トラフ地震等の大規模災害が発生した場合に備え、教職員の実践的な災害対応力の向上を図ることが必要です。また、学校教育を速やかに復旧するための体制を整えることが必要です。

主な取組内容

① 実践的な防災教育の推進

- 子どもたちが自分の命は自分で守る力を身につけられるよう、防災教育用デジタルコンテンツと防災ノートを組み合わせた防災学習の充実を図るとともに、防災タウンウォッチング・防災マップづくり等の体験型学習や実践的な防災訓練の実施など、学校における防災教育を推進します。
- 子どもたちの安全を確保し、子どもたちが地域の支援者として自ら行動できるよう、防 災ノートや防災教育用デジタルコンテンツを活用し、家庭における防災学習の取組を進 めるとともに、地域の方々と合同で防災学習や避難訓練を実施するなど、学校と家庭・ 地域が連携した防災教育を推進します。
- 子どもたちが、東日本大震災の被災地で現地の方々と交流したり、避難所運営や災害 ボランティア活動を模擬体験したりする機会を通じて、災害時に自らできることを考え、 実践する力を身につける取組を進めます。

災害が生じた際の適切な学校再開

- 〇 各学校に配置する学校防災リーダー等を対象とする研修等において、1人1台端末を 活用した防災教育の指導方法や、実践的・効果的なマニュアルの作成方法、防災訓練の 実施方法について普及したり、避難所運営体験を取り入れたりすることなどを通じて、教 職員の防災意識と指導力の向上を図ります。
- 災害時における学校教育の早期復旧を図るため、学校の早期再開、子どもたちの心の ケアなど、災害時の学校運営に関する専門的な知識や実践的な対応能力を備える教職 員の育成を推進し、災害時における学校の体制の強化を図ります。
- 災害時において、避難所として活用が予定される学校施設の円滑な開設・運営を図る ため、市町の防災担当部局等と情報共有を行うなど、平時からの学校と地域の連携を深 める取組を進めます。

学校施設の防災・耐震対策の推進

- 県立学校では、校舎の老朽化対策等と併せて、非構造部材の耐震対策に取り組みま す。
- 小中学校等においても老朽化対策や非構造部材の耐震対策が推進されるよう、市町 等教育委員会への情報提供や助言を行います。
- 学校の備蓄物資、防災資機材等の管理を適切に行い、大規模災害の発生に備えます。

項 目	現状値 (令和 5 年度)	目標値 (令和9年度)
家庭や地域と連携した防災の取組を実施し ている学校の割合 ※	83.6% (R4)	100%

KPI(重要業績評価指標)

※ 家庭や自主防災組織、自治会等と連携した防災訓練などの取組を実施している公立小中学校およ び県立学校の割合(三重県教育委員会調べ)

基本施策5 誰もが安心して学べる教育の推進

施	策	名	(4)子どもたちの安全・安心の確保	
			······································	

めざす姿

学校・地域・関係機関の連携・協働の下、子どもたちの安全を確保する取組が進んでおり、 安全教育の推進により、子どもたちが主体的に判断し、行動できる力を身につけています。

現状と課題

- ① 子どもたちの安全・安心の確保においては、これまでも学校でさまざまな計画やマニュアルが整備されてきましたが、より実効的な取組に結びつける必要があります。また、関係者の学校安全の取組内容や意識の差を埋めるとともに、学校安全計画に基づく組織的・計画的な取組を推進する必要があります。
- ② 通学路等で、自転車乗車中をはじめとする子どもたちが関わる交通事故や、不審者による声掛け、つきまとい等の事案が後を絶たない状況が続いています。子どもたちが将来にわたって事故や事件の当事者とならないよう、地域社会全体で子どもたちを守る取組を進めるとともに、子どもたちが自ら危険を予測し、回避する力を身につけるための安全教育を充実させる必要があります。
- ③ 生涯にわたる心の健康維持の観点から学校において自殺予防教育を充実するとともに、子どもたちが、インターネットを通じて有害情報等に触れたり、犯罪やトラブルに巻き込まれたりすることのないよう、子どもたちを守る取組を進め、豊かな育ちを支える必要があります。
- ④ 新型コロナウイルス感染症対策の経験を生かし、災害時や感染症等の発生などの非常時においても、子どもたちが安全・安心に学びを継続していくことができるよう、取り組んでいく必要があります。

主な取組内容

① 組織的取組の推進

- 学校全体としての活動や適切な役割分担に基づく事故・災害等発生時の対応ができるよう、学校安全を学校経営に明確に位置づけ、「学校安全計画」に基づき組織的・計画的に取り組みます。
- 危機管理マニュアルが学校を取り巻く環境の変化をふまえ、常に実効的なものとなる よう、点検・見直しを進めます。

○ 学校安全計画の内容や取組の実効性を高めるため、学校安全の中核を担う教職員の 位置づけを明確化するとともに、効果的な研修を実施します。

② 家庭・地域・関係機関等との連携・協働による学校安全の推進

- 子どもたちが安心して登下校できるよう、市町で実施する「通学路交通安全プログラム」に基づく合同点検の結果を道路管理者や警察と共有し、通学路の安全確保の取組を進めます。
- 地域社会全体で子どもたちの安全を守るため、スクールガード・リーダーの育成を進めます。また、スクールガード・リーダーが地域の核として、学校安全ボランティア(スクールガード)への指導・助言を行うことなどを通じて、学校と地域が連携した安全体制の充実に取り組みます。
- 子どもたちに被害が生じた事案等の発生情報を保護者や地域の方々と迅速に共有す るため、学校と警察など、関係機関との情報共有体制を強化するとともに、警察のWeb サイトに掲載されている交通安全や不審者等の最新の情報を活用したタイムリーな情報 発信活動を推進します。
- 熱中症を予防するため、各学校において、暑さ指数(WBGT)に応じた運動や行動の 指針等を整備し、指針に基づいた状況判断や対応を進めます。また、学校関係者が熱中 症の事故防止に必要な対応への理解を深めることができるよう取り組みます。(再掲)
- 事故防止に向け、子どもたち個々の運動能力や体力の実態・適性、興味・関心に応じて、適切な指導計画を立てることができるよう、教職員の指導力向上に取り組みます。 (再掲)
- 校舎の老朽化対策等と併せて非構造部材の耐震対策を進めるとともに、施設・設備の 点検や防犯対策など安全管理に取り組みます。

③ 安全に関する教育の推進

- 今どもたちが事故の当事者とならないよう、交通安全に関わる団体と連携し、発達段階に応じた交通安全教育を進めます。また、子どもたちの自転車乗車中の事故の被害を低減させるため、ヘルメット着用を推奨する取組を進めるとともに、将来にわたって交通安全に対する意識を高めるため、子どもたちや保護者を対象に、「三重県交通安全条例」および「三重県飲酒運転0(ゼロ)をめざす条例」の周知に取り組みます。
- 子どもたちが安全で安心な社会づくりに貢献する意識を高めるとともに、主体的に行動する態度や危険を予測し回避する能力を身につけることができるよう、「地域安全マップ」の作成、高校生による小学生への交通安全教室や防犯教室の開催など、参加・体験・実践型の取組を進めます。

- 生涯にわたる心の健康維持のための「SOSの出し方に関する教育を含む自殺予防教 育」や、子どもたちが性犯罪・性暴力の加害者・被害者・傍観者にならないための「生命 (いのち)の安全教育」を推進します。
- 子どもたちが、スマートフォン等からインターネットを通じて有害情報に接したり、SNS 上での個人情報漏えいや性犯罪被害等に巻き込まれたりすることのないよう、インター ネットの適正利用に係る教育を推進します。
- 交通安全教育・防犯教育に関わる教職員の指導力の向上を図るため、交通安全教室 講習会・防犯教室講習会を実施します。

④ 非常時等における学びの継続

○ 災害時や感染症等の発生などの非常時において、やむを得ず学校に登校できない子 どもたちの学習活動を継続できるよう、ICTを効果的に活用します。

項 目	現状値 (令和 5 年度)	目標値 (令和9年度)
通学路の安全対策が実施された箇所の割合 ※1	97.0% (R4)	100%
子どもが加害者となった交通事故の件数 ※2	小中学生 49件 高校生 140 件 (R4)	小中学生 0件 高校生 0件

- ※1 「通学路交通安全プログラム」に基づく通学路安全点検により把握した、学校および教育委員会が 安全対策を行うべき箇所のうち、対策済みの箇所の割合(三重県教育委員会調べ)
- ※2 公立小中学生および県立高校生が当事者となった交通事故のうち、加害事故の件数(県立高校生 は自損の件数を含む)(三重県教育委員会調べ)

Z

基本施策5 誰もが安心して学べる教育の推進

施 策 名 (5)学びのセーフティネットの構築・学びの継続

めざす姿

子どもたち一人ひとりに応じたさまざまな支援が適切に行われることにより、家庭環境等 に関わらず、子どもたちが意欲的に学んでいます。また、さまざまな事情により学びを必要 とする人が、それぞれの状況に応じて学ぶことができる機会や環境が整っています。

現状と課題

- ① 我が国の子どもの貧困率は11.5%(令和3(2021)年)で、依然として高い状態にあり、家庭の経済状況や環境等によって、子どもたちの進学機会や学力等にも差が生じているとの指摘があります。また、教育格差が原因となって、貧困の連鎖につながることが危惧されています。
- ② 本県の高等学校(全日制)における中途退学率は0.47%(令和3(2021)年)であり、 全国平均(0.7%)を下回っているものの、一定数の生徒がさまざまな事情により中途退 学している状況です。
- ③ 子どもたちの抱える困難が複雑化・多様化する中、学校が居場所・セーフティネットとしての福祉的な役割を担い、子どもたちの身体的・精神的な健康を支えることができるよう、支援体制を整備する必要があります。
- ④ 義務教育未修了者、高等学校に進学しなかった人、高等学校中途退学者などのさまざ まな事情により学びを必要とする人たちが、一人ひとりの能力・可能性を最大限に引き 出すことができるよう、多様な学びの場で教育を受ける機会を確保・支援していく必要 があります。
- ⑤ 県内児童相談所における令和4(2022)年度の児童虐待相談対応件数は2,408 件で、過去最多となっています。児童虐待は子どもたちの命にまで危険を及ぼすことから、 未然防止および早期発見・早期対応の取組をより充実させることが必要です。
- ⑥ ヤングケアラーは、家庭内のことで問題が表面化しにくく、支援者を含めた周囲の大人が発見しづらい状況にあることから、子どもの豊かな育ちのためには、ヤングケアラーを早期に発見し、適切な支援につなげる必要があります。
- ⑦ 里親家庭や児童養護施設で生活している子どもたちに対する理解を深めるとともに、 関係機関との連携強化を図っていく必要があります。
- ⑧ 家庭の経済状況に関わらず、誰もが希望する質の高い教育を受けることができるよう、教育費の負担軽減を図る必要があります。

主な取組内容

関係機関と連携した支援の推進

- スクールカウンセラーを活用した教育相談体制やスクールソーシャルワーカーによる地域の福祉等の関係機関と連携した支援体制の充実を図り、学校が子どもの貧困対策のプラットフォームとしての役割を果たします。
- 子どもたちを虐待から守るため、要保護児童対策地域協議会²⁷を中心に、関係機関が 緊密に連携・協力して子どもたちの安全確認や情報共有を徹底するなど、児童虐待の防 止に取り組みます。また、保護者への啓発、学校における「児童虐待気づきリスト」等の活 用による子どものSOSの把握等を通じて、子どもたちの安全・安心の確保に取り組みま す。
- ヤングケアラーを早期に把握し、適切な支援につなげられるよう、関係機関・団体等と 連携して、一人ひとりに寄り添ったきめ細かな支援を届けるための体制整備に取り組み ます。
- 里親家庭や児童養護施設で暮らす子どもたちが安心して学校生活を送ることができる よう、教職員等に対して理解促進や里親制度の周知を図ります。また、社会的養護が必 要な子どもたちに対して、関係機関との連携による必要な支援を行います。
- さまざまな課題を抱える子どもたちに対し、心理・福祉の専門家等を活用した「チームと しての学校」による支援を進めます。

② 多様な教育的ニーズへの対応

- 教育的に不利な環境の下にある子どもたちの自己肯定感・学習意欲・進学・就労に対する意欲等を高めるため、子ども支援ネットワークの活動の支援を進めるとともに、地域未来塾など家庭や学校とは異なる場所での学習支援や体験活動等の取組を地域と連携して進めます。
- 保護者の経済的困難や家庭の事情を理由に、子どもたちの学習機会が失われることのないよう、ひとり親家庭や生活困窮家庭(生活保護世帯を含む。)の子どもたちへの学習を支援します。

²⁷ 要保護児童への適切な対応を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対す る支援内容に関する協議を行うため、児童福祉法に基づき設置された協議会。市町の児童福祉主 管課や児童相談所等の関係機関、関係団体および児童の福祉に関する職務に従事する者等により 構成されます。

- 不登校や中途退学の経験者、特別な支援を必要とする子どもたち等の学びのセーフ ティネットとしての役割を果たしている高等学校定時制課程・通信制課程において、個々 の生徒の状況に応じた学習活動や日々の生徒指導、教育相談、将来を見通した進路指 導など、多様な教育的ニーズにきめ細かく対応した教育活動を行います。
- 県立の夜間中学について、まずはみえ夢学園高等学校に設置し、さまざまな理由により義務教育を十分に受けられなかった方に対して、ニーズに応じた義務教育の内容を学び直す機会を確保します。

③ 高等学校中途退学への対応

- 中学校では、高等学校の教育内容や特色を周知するとともに、高等学校では、定期的 にガイダンスや個別面談等を実施するなどして、生徒が自らの興味・関心や適性に基づ き、将来に対する目的意識を持つことができる取組を進めます。
- 学ぶ意欲のある生徒や、やむを得ず中途退学に至った生徒に対し、学習の継続や学び 直しができるよう、転入学や編入学制度を適切に活用した進路選択を支援するととも に、地域若者サポートステーションなどの関係機関と連携し、「働き出す力」を引き出す取 組を進めます。

④ 教育費負担を軽減する取組の推進

○ 教育費の負担軽減を図るため、高等学校等の授業料を高等学校等就学支援金により 支援するとともに、低所得世帯の授業料以外の教育費について、高校生等奨学給付金 を支給します。また、学習意欲がありながら、経済的な理由により高等学校等における修 学が困難な生徒に対し、高等学校等修学奨学金を無利子で貸与することにより、修学を 支援します。

KPI(重要業績評価指標)		
項目	現状値 (令和 5 年度)	目標値 (令和9年度)
進路変更等により中途退学した生徒の割合 ※	0.45% (R4)	0.39%

※ 全日制高等学校へ入学した生徒のうち、「学業不振」、「学校生活・学業不適応」、「進路変更」、「経済的理由」を理由として中途退学した生徒の割合(三重県教育委員会調べ)

·

基本施策6 学びを支える教育環境の整備

	施	策	名	(1)教職員の資質向上とコンプライアンスの推進
i				

めざす姿

教職員が、コンプライアンス意識を高く持ち、子どもたちの主体的な学びを支援する力や 多様な教育課題に対応できる専門的指導力を身につけ、学校・家庭・地域が連携・協働しな がら、子どもたちに持続可能で豊かな未来を創っていく力を育む教育を実践しています。

現状と課題

- ① 教職員は、これからの社会を担う子どもたち一人ひとりの力を最大限に引き出し、主体的な学びを支える伴走者として、教職に必要な素養、学習指導、生徒指導、特別な支援を必要とする子どもたちへの対応等の資質・能力の向上に向け教職生涯を通じ学び続ける必要があります。
- ② 教職員は、いじめへの対応、不登校児童生徒や特別な支援を必要とする子どもたち、 外国人児童生徒への支援など、子どもたちを取り巻く課題の多様化、社会の変化に対応 できる高い専門性と組織的に対応できる力を身につける必要があります。
- ③ 経験豊かな教職員の退職と若手教職員の増加に伴い、学校における年齢構成が大きく変化していることから、これまでの教育実践の蓄積を引き継ぎつつ、若手教職員を育成する必要があります。
- ④ 近年、教員採用選考試験における受験者の減少と教員不足の深刻化が懸念されており、教員採用選考試験をとおした高い専門性と豊かな人間性を備えた人材の採用に加え、育児休業等の代替職員の確実な確保が喫緊の課題となっています。質の高い人材確保に向けて、教職を志す人が高い意欲を持ち続けられるよう、教職の魅力発信や現場を体験できる取組を進める必要があります。
- ⑤ コロナ禍において学校のICT環境が急速に整ったことにより、研修のオンライン化を進めてきました。引き続き、教職員が子どもたちと向き合う時間を確保しつつ研修に参加できるよう、多様な形態で実施するなど、研修に参加しやすい環境の整備をさらに進める必要があります。
- ⑥ 会議、面談、研修等のあらゆる機会をとおして教職員のコンプライアンス意識の向上に取り組んできましたが、依然として不祥事が発生しています。公教育への信頼を確保するため、県教育委員会と市町等教育委員会が連携し、不祥事の根絶に向け取組を推進する必要があります。

主な取組内容

①「新たな教師の学びの姿」の実現に向けた研修の効果的な実施

- ○「校長及び教員の資質の向上に関する指標」に基づき、経験や職種に応じた研修を実施することにより、教職員が、コンプライアンス等の教職に必要な素養、学習指導や生徒指導等のさまざまな教育課題に対応できる専門的指導力の向上に取り組みます。
- 教職員が研修履歴を活用して自らの学びを振り返るとともに、学校管理職等が対話を とおした適切な指導助言を行うことができるよう、多様な専門性に対応した研修を実施 し、教職員が主体的に資質・能力の向上を図ることができるよう取り組みます。
- 学習指導要領をふまえた学習者中心の授業づくりに向けた専門的な知識・技能の向上 を図る研修を実施し、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図ります。
- いじめや不登校、特別な支援を必要とする子どもたち等への支援のあり方や組織的な 対応、授業におけるICTの効果的な利活用等について学ぶ研修を実施し、教職員が時 代の変化に応じた高い資質・能力を身につけられるよう取り組みます。
- 経験に応じたマネジメントカの向上を図る研修を実施し、教職員の学校マネジメントに ついての理解を深め、対話と気づきによる継続的な改善活動につなげます。
- 授業研究や学校におけるOJT(On-the-Job Training)を推進する研修を実施し、 校内研修を組織的かつ計画的に推進する教職員の育成に取り組みます。
- 若手教職員を対象とする研修を実施し、経験の浅い教職員の実践力を磨き、教職に必 要な基礎・基盤を固めます。

② 研修に参加しやすい環境の整備

- 市町等教育委員会や教育研究所との連携による研修を地域で開催するなど、教職員 が参加しやすい環境を整えます。
- Web会議システムを活用した研修やオンデマンド型研修を効果的に実施し、教職員が 自らの課題に応じて、どこでも研修を受けられる環境の整備を進めます。
- ③ 教職の魅力発信と教職員の人材確保に向けた取組
 - 教職を志す人材を着実に確保していくため、高校生や大学1・2年生などの早い段階から教職ガイダンスを実施するとともに、オンラインによる説明会も活用しながら、学生だけでなく社会人も含めたさまざまな立場の人を対象に教職の魅力を発信する取組を実施します。

- 教員養成を担う大学と連携し、定期的な意見交換等により教員確保に向けた課題を共 有するとともに、教員を志す学生が、現職教員とともに研修を受講するなど、教職の魅力 ややりがいを感じることができる機会を設けます。
- 教育アシスタントなど学校現場における体験を重視した活動を実施し、教員の養成段階における学びと採用段階で求められる資質能力をより効果的に結びつける取組を推進します。
- 高い専門性と豊かな人間性を備えた人材を確保して複雑化・多様化する教育課題に 対応するため、教員採用選考試験の実施方法や応募要件等の点検・見直しを行い、継続して改善に取り組みます。また、教員の採用選考時期が民間企業等と比べて遅く、優れた人材確保の課題となっているため、教員採用選考試験の早期化に取り組みます。
- 教職を志す人の採用の機会を増やすとともに、これまでより早期に任用を確定できる よう、教員採用選考試験と併せた育児休業等代替任期付講師等の選考を進めます。
- 退職教員や教員免許状を有していながら教職に就いていない人に向けた情報発信な ど、人材の掘り起こしを進め、教員不足の解消につなげます。
- ④ 教職員育成支援のための人事評価制度の適切な実施

⑤ 不祥事の根絶とコンプライアンスの推進

- 不祥事の未然防止やコンプライアンスについての年次別研修や校内研修等を実施す ることにより、教職員のコンプライアンス意識を高めます。
- 県立学校においては、各学校に設置する「学校信頼向上委員会」で検討した取組を、 「信頼される学校であるための行動計画」に位置づけ、不祥事の根絶に向け取り組みま す。小中学校においても、市町等教育委員会と連携して不祥事根絶に向けた取組を進 めます。
- わいせつ行為やセクシュアルハラスメント、体罰に係るアンケート等を定期的に実施し、 調査結果を用いて各学校で子どもたちへの関わり方を見直す機会を設け、わいせつ行 為や体罰等の未然防止に取り組みます。
- 教職員一人ひとりが常に自己の使命と職責の重大さを認識し、コンプライアンスを自分 事としてとらえることにより、教育に対する県民の皆さんの信頼の確保に努めるよう、各 種会議や管理職による面談など、あらゆる機会を通じて、綱紀粛正と服務規律を徹底し ます。

○ 不祥事根絶やコンプライアンス意識の確立に向けた取組については、定期的に実施状 況を確認し、実効性があるものとなるよう検証・見直しを行います。

KPI(重要業績評価指標)		
$\overline{\mathbf{u}}$	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和9年度)
研修とその後の教育実践により自らの資質・ 能力の向上が図られたとする教職員の割合 ※1	51.2% (R4)	62.0%
リーダーシップを発揮して、課題の改善に向 け学校マネジメントの取組をより効果的に進 めている学校の割合 ※2	小学校 44.6% 中学校 47.7% 県立学校 36.3% (R4)	小学校 50.0% 中学校 53.0% 県立学校 42.0%
コンプライアンスの徹底に取り組んだ所属・ 公立学校の割合 ※3	100%	100%

- ※1 「研修とその後の教育実践により自らのライフステージに応じた資質・能力を高めることができましたか」という質問に対して、「できた」と回答した教職員の割合(三重県教育委員会調べ)
- ※2 「研修の成果や自身の経験を反映させ、課題の改善に向け組織的に取り組むことができましたか」 という質問に対して、最も肯定的な選択肢である「よく取り組んでいる」と回答した公立小中学校お よび県立学校の割合(三重県教育委員会調べ)
- ※3 組織的マネジメントシート(教育委員会事務局)、学校マネジメントシートまたは行動計画(県立学校)、学校経営の改革方針等(小中学校等)において掲げたコンプライアンスに係る目標について、 年度末時点で「達成済み」となった所属・公立学校の割合(三重県教育委員会調べ)

施策名 (2)学校における働き方改革の推進	施	策名
-----------------------	---	----

めざす姿

教職員の業務負担の軽減を図り、子どもたちのための質の高い授業づくりや子どもたち と向き合う時間を確保しながら、日々の生活の質や教職員としての人生を豊かにすること で、自らの人間性や創造性を高め、より効果的な教育活動を持続的に行っています。

現状と課題

 子どもたちを取り巻く環境が大きく変化し、特別な支援を必要とする子どもたちや不登 校児童生徒、日本語指導が必要な外国人児童生徒の増加など、学校の抱える課題が複 雑化・多様化する中、教職員の業務が長時間に及ぶ実態は深刻であり、直ちに解消され なければならない喫緊の課題となっています。

令和元(2019)年12月に改正された「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等 に関する特別措置法」に基づき、教育委員会規則等において、令和2(2020)年4月か ら、児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い一時 的または突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合を除き、教職員の 時間外在校等時間の上限を月 45 時間、年 360 時間とすることを定めました。

上限時間の遵守に向け、学校および教職員が担う業務の明確化・適正化を進めるとと もに、調査・会議・研修等の見直し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワー カー、部活動指導員等の専門人材の拡充、全ての学校へのスクール・サポート・スタッフ の配置などの環境整備を進めてきました。

こうした取組により、時間外在校等時間の上限を超える教職員数については減少して いるものの、教職員の長時間労働が解消されるまでには至っていない状況であることか ら、全ての教職員がやりがいを持っていきいきと働き続けられるよう、各学校の実情をふ まえた時間外在校等時間の削減に向けた課題を解消するための取組を実施するなど、 学校における働き方改革をより一層進める必要があります。

- ② 学校および教職員が担う業務は、学習指導や生徒指導、進路指導、学校運営業務など 多岐にわたる中、教職員が業務に集中できるよう、教職員が担う業務の明確化・適正化 をより一層進める必要があります。
- ③ 学校の抱える課題が複雑化・多様化する中、教職員だけでは対応が難しい状況となっており、教職員と各分野に専門性を有する多様な人材がそれぞれの役割を担い、連携して子どもたちを支援する「チームとしての学校」の体制整備を進めるとともに、引き続き、専門人材や地域人材の充実を図る必要があります。部活動については、部活動指導員等の活用や地域スポーツ団体との連携など、専門的な指導の充実を図り教職員の負担を軽減させながら、子どもたちにとって望ましい活動となるよう取組を進める必要があります。

- ④ 教職員の働き方については、多様な勤務形態を選択できるようになっている一方、男性の育児休業取得率は低い水準となっています。教職員同士が互いを認め合い、さまざまなハラスメントがなく協力し合える組織風土を醸成するとともに、育児や介護などライフステージの変化、障がいの有無などそれぞれの状況に応じ、全ての教職員がいきいきと働き続けられる職場環境づくりを一層進める必要があります。
- ⑤ 教職員の多忙化と業務の困難化が進み、心身のストレスの高まりをもたらしています。 近年精神神経系疾患により休職となった教職員の割合は全国平均を下回っているものの、毎年一定数の教職員がメンタルヘルスの不調により休職する状態が続いていることから、引き続き、支援体制を充実させていく必要があります。

主な取組内容

① 時間外在校等時間削減に向けた取組

- タイムカード等の活用により日々の勤務時間を客観的に把握し、時間外在校等時間が 月45時間を超えないように働きかけるとともに、超えた場合には必要な措置を講ずるな ど、安全・健康に配慮した時間外労働を含む教職員の勤務時間管理の徹底を図ります。
- 労働基準法第36条に基づく労使協定の対象となる職員の時間外勤務については、労 使協定の範囲内であっても安全・健康に労働できるよう配慮します。
- 全ての公立学校が統一して取り組む「定時退校日の設定」、「部活動休養日の設定」、
 「会議時間の短縮」に加え、「学校閉校日の設定」については、効率的な業務遂行や労働
 環境の改善のみならず、子どもたちや保護者、地域の方々に「学校における働き方改革」
 の理解・協力を得る機会として進めていきます。
- 全国の学校における働き方改革の事例を共有するなどして、校務支援システムやデジ タル採点システムの導入、留守番電話の設置などの取組を市町が進められるよう取り組 みます。
- 調査・会議・研修等の見直しや、オンライン会議や掲示板・メールによる打合せの削減、 各種調査のWebアンケート化など、ICTを活用した業務の効率化の取組を進めます。
- 各学校の実情をふまえ時間外在校等時間削減に向けた課題を解消するための取組や 目標を定めるとともに、校長がリーダーシップを発揮して学校における働き方改革を推 進できるよう取り組みます。また、取組については、PDCAサイクルを活用して、改善を 図ります。

② 学校・教職員が担う業務の適正化

- 教職員が本来業務に集中できるよう、学校および教職員が担う業務の明確化・適正化 を進めます。
- PTA等と連携し、教職員がその専門性を必要とする業務により注力できるよう、行事 等の教育活動における役割を分担したり、保護者や地域に対し学校における働き方改革 への理解・協力を得たりする取組を進めます。

専門人材や地域人材の活用

- 学校や子どもたちの実情をふまえ、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー などの専門人材の配置に取り組むとともに、教職員の業務負担軽減のためのスクール・ サポート・スタッフ等の地域人材を配置します。また、保護者や地域人材の知識・技能を 活用した学校支援活動などの取組や教職員だけでは対応が難しい複雑化・多様化した 学校の課題に県や市町と学校が一体となって対応する学校支援体制づくりを進めます。
- 部活動については、部活動指導員等の配置や、地域スポーツ団体と連携した中学校における休日の部活動の地域移行などの取組を通じて、教職員の負担軽減を図り、持続可能な部活動となるよう取組を進めます。
- ④ 職場環境や組織風土づくりの改善を一層推進するための取組
 - セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント等のハラスメントのない職場づくりに取り 組むとともに、「子育て支援アクションプラン²⁸」に基づく次世代育成支援の取組を進めま す。特に、子育て期にある男性職員の育児参画を促進するための休暇制度等の周知徹 底、管理職による休暇取得の働きかけ、休暇を取得する教職員を支援する職場の環境 づくり等を進めます。
 - 障がいのある教職員がやりがいを持っていきいきと働き続けられるよう、管理職をはじめ、教職員が障がい者に対する理解を深めるとともに、個性と能力を発揮できるよう、障がい者一人ひとりが置かれている状況をふまえ、働き方や業務内容、サポート体制を工夫し、障がいのある方にとって働きやすい職場環境づくりに取り組みます。
 - 教職員の満足度を定期的に調査・分析することにより、職場環境や組織風土の状況を 把握し、改善につなげます。

28「次世代育成支援対策推進法」に基づいて策定した第4期三重県教育委員会特定事業主行動計 画。

⑤ 教職員の健康管理

○ 教職員の安全と健康の増進に向け、安全衛生委員会等を通じて安全衛生管理体制の 充実を図り、職場巡視・安全衛生研修・定期健康診断・事後指導および感染症対策等に よる疾病予防対策を進めます。また、過重労働に該当する教職員の健康状態や疲労度 を把握するとともに、校長や産業医による面接を実施し、教職員の心身の健康障害防止 のための対策を行います。

⑥ 教職員のメンタルヘルス対策

- 管理職を含む教職員を対象としてメンタルヘルス対策に関する各種研修を行うととも に、全ての公立学校でストレスチェックを実施し、その結果を活用して教職員自らが積極 的に心身の健康づくりに取り組めるよう支援します。
- 心身の不調が認められる教職員への専門医・臨床心理士・保健師等による相談を実施 し、早期発見・対応によるメンタルヘルス不調の予防と回復を支援します。
- 精神神経系疾患により休暇および休職中の教職員の円滑な職場復帰と再発防止のため、職場復帰訓練や臨床心理士等による支援を実施します。

KPI(重要業績評価指標)		
項 目	現状値 (令和 5 年度)	目標値 (令和9年度)
総勤務時間に関する教職員の満足度 ※	2.37 (R4)	2.71

※ 教職員満足度調査(公立小中学校および県立学校対象)における「総勤務時間」の項目の満足度(5 点満点)(三重県教育委員会調べ)

施	策	名	(3)ICTを活用した教育の推進
め	ざす	一姿	

学校のICT環境が十分に整備され、さまざまなデジタルツールの活用をとおして、子ども たち一人ひとりに最適で効果的な学びが行われることで、子どもたちが急速に進展するデ ジタル社会で活躍するための情報活用能力を身につけています。

現状と課題

- ① 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機に、学校におけるICT環境が急速に整えられ、1人1台端末などICTを用いた新たな教育が始まっています。授業での活用に加え、家庭学習や連絡手段などとしても活用が進むとともに、デジタル教科書の導入・拡大が予定されるなど、教育においてICTの果たす役割はますます大きくなっていくと考えられます。今後も、社会全体のICTの進展と、それに伴うEdTech²⁹の更なる進展が予測されることから、引き続き、これらの変化に対応しながら、学校におけるICTの効果的な活用を進める必要があります。
- ② 変化が激しく、将来の予測が難しい社会において、子どもたちが情報を主体的にとらえ ながら、何が重要かを主体的に考えることが求められており、令和7(2025)年度から大 学入学共通テストの出題教科に「情報 I 」が導入されることが決定されました。ICTを効 果的に活用して、問題の発見・解決に向けて情報と情報技術を適切かつ効果的に活用し ていく必要があります。
- ③ 学校における1人1台端末の活用が進むとともに、家庭では子どもたちがインターネット に触れる機会が増加しています。インターネットには、匿名性、拡散性などの特徴がある ため、子どもたちがインターネットを通じた犯罪やトラブルに巻き込まれたり、有害情報等 に触れたりする危険が増しています。こうしたことから、子どもたちの発達段階に応じた 情報モラル教育を進める必要があります。
- ④ 子どもたち一人ひとりに情報活用能力を育むとともに、ICTを活用して学ぶ場面を効果的に授業に取り入れるため、教職員一人ひとりのICT活用指導力の向上を図る必要があります。
- ⑤ 学校の業務等において、校務支援システムの導入や、会議のオンライン化・ペーパレス 化、Webアンケートの活用、デジタル採点システム等の個別システムの導入など、さまざ まな場面でデジタル化が進みました。引き続き、校務の効率化の取組を進め、教職員の 業務の負担軽減や業務の効率化を図る必要があります。

²⁹ 教育におけるAI、ビッグデータ等のさまざまな新しいテクノロジーを活用したあらゆる取組。

- ⑥ 新型コロナウイルス感染症の拡大時には、各学校でオンライン授業等が行われ、ICTを 活用した学びが身近なものとなり、日々の授業や家庭学習、さまざまな事情で通学でき ない子どもたちの学習にもICTが活用されています。一方で、不登校児童生徒や外国人 児童生徒の増加など学校の抱える課題が複雑化・多様化する中、急速に進展するICT を十分に活用して、課題の解決を図る必要があります。
- ⑦ 学校の無線環境や情報機器などのICT環境は一定整備されましたが、それらを維持・ 更新するとともに、デジタル技術の進展に応じたものとなるよう、取組を進める必要があります。
- ⑧ ChatGPTのリリース以降、対話型生成AIが急速に普及するとともに、画像、映像や 音声などの生成AIも目覚ましい進歩を遂げています。今後、生成AIの技術はさらに急 速に進展し、複数の生成AIの組合せ、従来のアプリやWebサービスへの組み込みや、 新たなサービスの出現など、さまざまな形で人びとの生活に浸透していくことが考えられ ることから、生成AIの利用がもたらす効果と生じうるリスクをふまえて対応していく必要 があります。

主な取組内容

① ICTを活用した教育の推進

- 学校におけるICTの活用をさらに進めるため、基本的なICT活用の拡大を進めるとと もに、ICTの利活用に関する支援体制の充実を図ります。また、先進的なアイデアやその 実践例、使われているアプリやサービスの情報などの横展開に取り組み、学校におけるI CTの活用レベルの底上げと、それを基礎とした発展的な活用法の創出、展開という正 の循環が生み出される環境づくりを進めます。
- 教育活動や校務において、ICTの活用の効果を最大限に発揮するため、ICTの活用を 進めるることで生じうるリスクに配慮しつつ、ICTを活用した試行的な取組を積極的に 行い、新たなアイデアの創出、さまざまな課題の解消を図るとともに、ICTの進展により 顕在化する新たな課題への対応を図ります。

② 情報活用能力の育成

 ○ さまざまな学習活動において1人1台端末など情報機器の活用を進めることにより、子 どもたちが情報機器の基本的な操作や活用方法を習得できるよう取り組むとともに、イ ンターネット等から必要な情報を収集し、その適否を判断し、適切に創造・発信する力の 育成を図ります。

- 各教科等におけるさまざまな学習活動をとおして、人びとの生活を便利で豊かなものにしているプログラミングの働きやよさについて気づきを促すとともに、情報機器等を用いて問題を見いだして解決策を考える力や情報手段を適切に活用する力を育成します。特に、高等学校の教科「情報」では、問題の発見・解決に向けて情報と情報技術を適切かつ効果的に活用し、情報社会に主体的に参画するための力を育成します。
- 子どもたちが、ネットいじめなどの人間関係上のトラブルに巻き込まれたり、インター ネット上での誹謗中傷、ネット炎上などの被害者や加害者となったり、有害情報に触れた りしないよう、情報セキュリティを含む情報モラル教育を一層推進するとともに、SNSを はじめとしたインターネットの適切な利用およびフィルタリングの普及促進のための広報 啓発活動や非行防止教室等の取組を推進します。

③ 教職員の指導力向上

○ 教職員を対象としたICTの活用技術、情報リテラシー等に関する研修の実施や、自治 体・学校・教職員間におけるICT教育手法の蓄積・共有などを通じて、教職員のICT活 用指導力の向上を図ります。

④ ICTを活用した校務の効率化の推進

○ セキュリティを確保したクラウド環境を前提とした既存システム間の連携、新たなアプ リ・Webサービスの導入など、校務の効率化に取り組みます。

⑤ ICTを活用した諸課題の解決

- 感染症の拡大や災害の発生などの緊急事態における学びや、病気療養などさまざまな 事情で登校できない子どもたちの学びの保障のため、ICTの活用を積極的に進めます。
- 外国人児童生徒がそれぞれの日本語習得状況に応じた学習支援を受けることができるよう、外国人児童生徒巡回相談員によるオンラインでの学習支援や、オンラインを活用した日本語指導を企業と連携して進めます。(再掲)
- さまざまな事情で不登校の状況にある子どもたちを支援するため、オンライン会議サービスやメタバースによるICTを活用した交流を進めるなど、オンラインの居場所づくりを 推進します。(再掲)
- 高等学校においては、学校の枠を越えて交流したり、学習活動に参加したりする取組 を、ICTも活用しながら推進します。また、生徒が興味・関心に応じて幅広く科目選択で きるよう、他の高等学校で開設している科目を履修できる仕組みの構築について検討し ます。

⑥ ICT環境の整備の推進

○ 学校のICT環境の維持・更新を行うとともに、ICTが絶えず進歩する中、教育における ICTの活用を停滞させないよう、ICT環境の整備・充実を進めます。

⑦ 生成AIの利活用

VDT(青亜柴瘧町(本地))

- 生成AIについては、生成AI技術の進展や、生成AIを活用したアプリ・サービスの普及 の状況をふまえながら、教育活動や校務の改善、教育の諸課題の解決を図るため、積極 的な利活用を進めます。
- 生成AIが急速に普及する中、そのリスク等に十分な対策を講じた上で、子どもたちの 発達の段階や実態をふまえ、情報活用能力の一部として生成AIの仕組みの理解や生成 AIを学びに生かす力を段階的に高めます。(再掲)

KPI(里安美禎評価指標)		
$oldsymbol{\eta}$ and $oldsymbol{\eta}$	現状値 (令和 5 年度)	目標値 (令和9年度)
学習の中で ICT 機器を使うのは勉強の役に 立つと思う子どもたちの割合 ※1	小学生 68.4% 中学生 61.4%	小学生 72.5% 中学生 65.5%
1人1台端末を効果的に活用して指導できる 教職員の割合 ※2	81.8% (R4)	100%

- ※1「学習の中でPC・タブレットなどのICT機器を使うのは勉強の役に立つと思うか」という質問に対し て、最も肯定的な選択肢である「役に立つと思う」と回答した公立小中学校の児童生徒の割合(文 部科学省「全国学力・学習状況調査」)
- ※2 子どもたちがICTを活用して、互いの考えを交換し共有して話し合いなどができるように指導する 能力に関する問いに対して、肯定的に回答した教職員の割合(文部科学省「学校における教育の情 報化の実態等に関する調査」)

144

施策名 (4)地域とともにある学校づくり

めざす姿

保護者や地域の方々が学校運営に参画し、学校・家庭・地域が一体となった教育活動が 進むとともに、地域の特色や資源を生かした教育が行われることにより、地域全体で子ども たちの学びと育ちを支える体制が整っています。

現状と課題

- ① 子どもたちが変化の激しい社会を生きるために必要な資質・能力を、学校・家庭・地域 が連携・協働して育んでいくことが求められています。学校運営に保護者や地域の方々 が参画することを通じて、育みたい子ども像・めざすべき教育のビジョンを共有し、地域 ならではの特色を生かした「地域とともにある学校」づくりを支えるコミュニティ・スクール の導入が進みつつある中、今後も、地域と学校の間を円滑に調整する地域学校協働活 動推進員等の配置を進め、コミュニティ・スクールのさらなる導入と拡大、内容の充実を 図る必要があります。
- ② 高等学校では、保護者や地域住民等の学校関係者が、学校の運営方針や取組等の状況について評価を行う学校関係者評価制度を用いて、地域と連携した特色ある学校づくりに取り組んでいます。学校関係者による学校運営方針や年間計画への意見・提言等を通じて、学校運営の改善や地域との連携を進める必要があります。
- ③ 学校において、保護者や地域の方々と連携・協働して教育活動や学校運営の質的向 上を図るとともに、地域全体で子どもたちの豊かな成長を支える活動や、共に地域を創 生する活動を進める必要があります。

主な取組内容

- ①「地域とともにある学校づくり」の推進
 - 〇 各市町の担当者を対象とした優良事例等の共有を行う研修会を開催するとともに、地域とともにある学校づくりサポーターを学校等に講師として派遣したり、期待される効果や先進事例を紹介したりすることにより、小中学校におけるコミュニティ・スクールのさらなる導入と拡大、内容の充実を図ります。また、地域の方々の知識や経験、技能を活用した学習や体験活動等の効果的な取組事例を普及することにより、地域と学校が連携・協働して行う取組のさらなる推進を図ります。

- コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進を図るため、小中学校については、地域学校協働活動を進める市町等に対して支援を行うともに、地域学校協働活動 推進員等の配置を進め、学校と地域住民等との連携協力体制を整備します。
- 県立学校では、保護者や地域住民等の参画による学校運営の改善や地域との連携を 進めるとともに、地域と協働した学習を推進します。

 ○ 高等学校では、小中学生向けの体験講座や、地域の方々を対象とした開放講座など授業での学びを生かした高校生による講座や、地域で活躍する経営者等による出前授業、 地元企業での体験的な学習活動等を推進します。

② 地域と学校をつなぐコーディネート機能の強化

- 市町が配置する地域学校協働活動推進員等の資質向上に向け、交流会や研修を実施 します。
- 地域学校協働活動推進員等を対象に、さらなる学びの場を提供し、フォローアップする ことで、各地域における地域学校協働活動をより一層推進します。

KPI(重要業績評価指標)		
ग् . वि	現状値 (令和 5 年度)	目標値 (令和9年度)
地域と連携した教育活動に取り組んでいる 小中学校の割合 ※	小学校 75.4% 中学校 59.5% (R4)	小学校 100% 中学校 100%

※ 地域住民等の参画による学習支援に取り組んでいる公立小中学校の割合(三重県教育委員会調べ)

施	策	名	(5)学校の特色化・魅力化	
---	---	---	---------------	--

めざす姿

小学校から高等学校まで校種を越えた連携が進み、子どもたちが各学校で目標に向 かって意欲的に学んでいます。また、それぞれの地域や学科の特性に応じた高等学校の特 色化・魅力化が進み、子どもたちが自らの興味・関心に応じて主体的に学び、豊かな人間 性や社会性を育む場となっています。

現状と課題

- ① 学習指導要領の着実な実施により義務教育の目的・目標の実現をめざす観点から、9 年間を見通した教育課程の編成や指導体制の構築が求められています。また、小学校 での教科担任制の導入や、小学校と中学校や中学校と高等学校など学校段階間の連携 の強化を含め、小学校から高等学校まで一貫性・継続性のある指導を確立していく必要 があります。
- ② 高等学校への進学率が約99.0%に達し、入学動機や進路希望、学習経験、言語環境など、さまざまな背景を持つ生徒が在籍していることから、生徒の多様な能力・適性、興味・関心等に応じた学びを実現することが求められています。生徒の学習意欲を喚起し、可能性や能力を最大限に引き出すため、高等学校の特色化・魅力化を推進する必要があります。
- ③ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、学習機会と学力の保障だけでなく、他の 子どもたちとの直接の関わりや体験活動を通じて多様な価値観に触れ、人間性・社会性 が育まれるという、学校の機能の重要性が再認識されました。少子化に伴う人口減少が 課題となる中、県内大学や企業、地域の人びと・職業人等との連携を一層推進し、協働 的な学びや学習活動の機会を確保していく必要があります。
- ④ 少子化に伴い、小中学校では従来の学校規模の維持が難しくなるなどの状況が生じて / います。また、今後の中学校卒業者数の減少の状況等をふまえると、これからの時代に 求められる学びを実現していくためには、現行の高等学校の配置を継続していくことは 難しい状況です。このため、学校の枠を越えた交流など、多様な学びの機会を確保する とともに、各地域の学校のあり方について検討を進める必要があります。

主な取組内容

①学校段階間の円滑な接続の推進

- ○「三重県保幼小の円滑な接続のための手引き」等を活用した実践事例の普及や、幼稚 園等と小学校等とが共同した接続カリキュラムの編成・実施等を推進します。(再掲)
- 小中学校教職員の交流推進や小中学校両方の免許を有する教員の適切な配置の推進、教科担任制を含めた情報提供等を行うことにより、義務教育9年間を見通した教育を推進します。また、校種を越えた教育方法の研究や各教科の接続等について、市町と連携しながら取り組みます。
- 中学校では、高等学校の教育内容や特色を周知するとともに、高等学校では、定期的 にガイダンスや個別面談等を実施するなどして、生徒が自らの興味・関心や適性に基づ き、将来に対する目的意識を持つことができる取組を進めます。(再掲)
- 中高一貫教育については、その理念や期待される教育効果、課題を明確にしつつ、県 内各地域の状況やニーズ等をふまえた検討を進めます。
- 大学教員等による高等学校での出前授業、高校生の大学での講義受講、大学の施設 等を利用した実験・実習、高校生と大学生・専門学校生が学び合う場の確保など、高等 学校と高等教育機関の連携を進め、円滑な接続につなげます。
- 子どもたちが、働くことや将来の自己実現に係る考え方の積み重ねと振り返りをとおして、自己のキャリア形成に生かしていくことができるよう、小中高等学校の12年間の活動を記録する「キャリア・パスポート」を活用した学習を進めます。(再掲)
- 特別な支援を必要とする子どもたちが、安心して学ぶことができるよう、幼児期から学 齢期・社会参画に至るまで、「パーソナルファイル」を活用するなど、必要な支援情報を円 滑かつ確実に引き継ぎ、きめ細かな指導・支援を進めます。

② 高等学校の特色化・魅力化

- 高等学校においては、学校に期待される社会的役割やめざすべき学校像であるスクール・ミッションをふまえ、育成をめざす生徒の資質・能力、教育課程の編成・実施と入学者受入れに関する方針をスクール・ポリシーとして策定・公表し、特色・魅力ある教育の実現に取り組みます。また、新しい時代のニーズに応じた学科・コースの新設・改編や、教育内容・方法の工夫・改善等を推進します。
- 生徒の約6割が在籍する普通科・普通科系専門学科では、探究的な学び・STEAM教育等の教科横断的な学び・実践的な学びを推進します。また、学際的な学びに重点的に取り組む学科や、地域社会に関する学びに重点的に取り組む学科等の設置について、学校や地域の実態をふまえながら検討を進めます。

- 職業系専門学科では、専門分野の知識・技術の習得や高度な資格の取得に取り組む とともに、高等教育機関や産業界等と連携して、企業での実習や専門家による指導、商 品開発など、実践的な職業教育を推進します。
- 総合学科では、専門人材や地域資源の活用を推進し、多様な開設科目という特徴を 生かした教育活動を展開します。
- 定時制・通信制課程では、さまざまな入学動機や学習経験等の背景を持つ多様な生徒が在籍していることをふまえ、ICTを効果的に活用するなどきめ細かな指導を行います。 また、松阪高等学校通信制課程においてサテライト教室の設置に向けた研究を進めるなど、遠隔地に居住する生徒が面接指導(スクーリング)を受けやすい環境づくりに向けて取り組みます。
- 高等学校においては、生徒が学校の枠を越えて交流したり、学習活動に参加したりする取組を、ICTも活用しながら推進します。また、生徒が興味・関心に応じて幅広く科目選択できるよう、他の高等学校で開設している科目を履修できる仕組みの構築について検討します。
- 高等学校においては、地域課題解決型キャリア教育モデルを活用して、生徒が地域の 人びとや職業人など多様な人びとと関わりながら、地域の産業や行政と協力し、地域の 活性化や課題解決に取り組む学習活動の充実を図ります。

③ 地域の実情に応じた学校規模と配置の推進

- 小中学校の適正規模・適正配置をめざし学習環境の改善に取り組む市町等教育委員 会に対して、本県および他県における取組状況等の情報提供を行います。
- 少子化が進む中においても、これからの時代に求められる学びを実現していくため、県 立高等学校の学びと配置のあり方について、各地域の活性化協議会において具体的な 内容を丁寧に協議しながら、地域の実情に応じて検討します。
- 木本高等学校と紀南高等学校を統合し、校舎制として設置する紀南地域新高等学校 (仮称・令和7(2025)年4月開校予定)においては、それぞれの学校が取り組んできた 地域と連携したきめ細かな学びを継承しつつ、両校舎が連携した多様な教育活動の実 現に取り組みます。

KPI(重要業績評価指標)		
·····································	現状値 (令和 5 年度)	目標値 (令和9年度)
授業で主体的に学習に取り組んでいる高校 生の割合 ※	高校生 81.5% (R4)	高校生 86.5%

※「授業では、話し合う活動などをとおして、自分で考え、自分から取り組んでいると思いますか」という質問に対して、肯定的な回答をした県立高校生の割合(三重県教育委員会調べ)

施策名	(6)学校施設の整備
-----	------------

めざす姿

老朽化や生活様式の変化への対応が進み、安全で快適となった学校施設では、ユニ バーサルデザインや自然環境に配慮する考え方も取り入れられ、子どもたち一人ひとりが 安心して学校生活を送っています。

現状と課題

- ① 学校施設は、子どもたちが学習など学校生活で多くの時間を過ごす施設ですが、県立 学校は建築から長期間経過している校舎が多いことから、安全・安心を確保しつつ、快 適で豊かな学びを実現するため、建物や設備の老朽化対策・耐震対策を計画的に進め る必要があるとともに、近年の夏季の気温上昇による熱中症対策としても対応が必要な 空調整備やトイレの洋式化など設備面での機能強化や、新しい時代の多様な学びにも 柔軟に対応できる学校施設づくりを進める必要があります。
- ② バリアフリーやユニバーサルデザインなど、子どもたちや利用する人びとに優しい学校施設づくりを進めていく必要があります。また、学校施設は、地震や台風などの災害時には地域の避難所としての役割も果たす施設であり、安全・安心や快適性を有し、多様な人びとの利用に配慮した誰もが利用しやすい施設であることは、地域の防災機能強化にもつながります。
- ③ 脱炭素社会の実現をめざした取組が求められる中、学校施設においても、省エネル ギー化や再生可能エネルギーの導入を進めるとともに、あたたかみの感じられる学習の 場づくりにも配慮し、県産材等を利用した整備を進める必要があります。

主な取組内容

老朽化対策・耐震化対策の推進

○県立学校において、屋上・外壁など校舎の経年劣化の修復や給排水設備や電気設備の更新を「三重県立学校施設長寿命化実施計画」に基づき、計画的に進めます。また、 校舎の老朽化対策等と併せて非構造部材の耐震対策を進めるとともに、施設・設備の 点検や防犯対策など安全管理に取り組みます。

小中学校等においても、老朽化対策や非構造部材の耐震対策が推進されるよう、市 町等教育委員会への情報提供や助言を行います。(一部再揭)

② 快適な学習環境づくりの推進

○ 県立学校では、これまでに全ての普通教室に空調設備を整備しましたが、設置後15年 以上経過している空調設備が約4割となっていることから、計画的な更新に取り組むとと もに、使用頻度等に応じて特別教室等への整備を推進・検討していきます。

また、トイレの改修については、生活様式の変化や衛生環境の改善の視点、利用する 子どもたちの意見などをふまえ、洋式化・乾式清掃の床への転換などの機能面の向上に ついて、「三重県立学校施設長寿命化実施計画」に基づき、屋外などのトイレも含め、計 画的に進めます。

③ バリアフリー化の推進

○ 各学校の状況に応じ、スロープ等の段差解消、多機能トイレ、エレベーター等のバリア フリー改修を引き続き進めます。

また、学校施設の整備・改修の際には、バリアフリー法(「高齢者、障害者等の移動等 の円滑化の促進に関する法律」)の趣旨やユニバーサルデザインの考え方もふまえ、子ど もたちの多様性に配慮した利用しやすい施設となるよう取り組んでいきます。

小中学校等においても、バリアフリー法令に基づき定められた文部科学省の整備目標をふまえ、市町等教育委員会への情報提供や助言を行い、バリアフリー化を進めます。

④ 自然環境を考慮した施設整備・改修の実施

 ○ 温室効果ガスの排出量を削減するため、県立学校の施設設備においては「三重県地 球温暖化対策総合計画」に基づき、LED照明への更新を進め、省エネルギー化を推進 するとともに、太陽光発電設備の設置が可能と考えられる場所の調査を行うなど、太陽 光発電の導入に向けて取り組みます。

また、建築物の木造化・木質化は、脱炭素化に資するとともに、あたたかみや心地よさ が感じられる空間の創出が期待されることから、「みえ木材利用方針」に基づき学校施設 の整備・改修を行います。

⑤ 豊かな学びを支える施設整備・改修の実施

 ○ 県立学校の整備・改修の際には、新しい時代の多様な学びの充実に向け、間仕切等の 変更が可能となるよう配慮するなど、学習内容や学習形態の変化に柔軟に対応できるよう取り組みます。

KPI(重要業績評価指標)		
項目	現状値 (令和 5 年度)	目標値 (令和9年度)
学校施設の長寿命化計画に係る長寿命化改 修に着手した建物数 ※	41 棟	検討中

※ 三重県立学校施設長寿命化実施計画(第Ⅱ期)において計画している長寿命化改修に着手した建物の数(累計)(三重県教育委員会調べ)

.

.

.

•

.

· ·

• • •

. .

.

施	策	名	(7)家庭での学びの応援

めざす姿

家庭の自主性や家族の多様性が尊重されており、社会全体で家庭を応援する気運醸成が進んでいます。また、子どもたちが豊かな情操や人を思いやる心を持つとともに、基本的な生活習慣、学習習慣等を身につけています。

現状と課題

- 家庭教育は全ての教育の原点であり、基本的な生活習慣・生活能力、人に対する信頼 感、豊かな情操、思いやり、規範意識、自立心や自制心、社会的なマナー等を身につけ るとともに、自己肯定感を高める上で重要な役割を担っています。
- ② 地域のつながりの希薄化や少子化の進行など子育て家庭をめぐる環境が変化するとともに、家族の多様化や共働き家庭の増加等により、保護者が身近な人から子育てを学ぶ機会や子育て中の保護者同士がつながる機会が減少しています。このため、子育てや家庭での教育に不安や悩みを持つ保護者の増加と保護者の孤立化が懸念されます。
- ③ 子どもの健やかな成長のために必要となる「早寝・早起き・朝ごはん」などの家庭での 基本的生活習慣に乱れがみられる子どもがいます。
- ④ 男性の育児休業等に関する制度の整備が進み、全国での取得率も上昇傾向にあるものの、依然として女性と比べ家事・育児に関わる時間や育児休業の取得率は低い状況であることから、男性の育児参画の大切さや、内容の充実について、社会全体で意識を高めていく必要があります。

主な取組内容

① 保護者と子どもの学びの応援

 ○ 家庭教育に関心を持つきっかけや、子育てや家庭での教育のヒント・気づきにつながる よう、リーフレット等を作成したり、県ホームページ「みっぷる広場」に本県で家庭教育に 関わる方々のコラムを掲載するなど、保護者の不安の解消や学びにつなげます。

- 小中学生の学習習慣・読書習慣等の確立に向け、「全国学力・学習状況調査」における 児童生徒質問紙調査や、みえスタディ・チェックの「学習や生活等に関する質問」から、 学習習慣・読書習慣等の状況を継続的に把握するとともに、課題の改善に向け、子ども たちの1人1台端末からダウンロードできるチェックシート等の活用を促進するなど、引き 続き、学校・家庭・地域が一体となった「みえの学力向上県民運動」の取組を進めます。 (再掲)
- 保護者や子育て支援関係者が集う講座やホームページにおいて、幼児期からの読書の重要性や、子どもたちの発達段階に応じた効果的な読書活動の取組である「家庭読書(家読(うちどく))」についての普及啓発等を通じ、家庭における読書活動を促進します。(再掲)
- ② さまざまな主体で子どもの豊かな育ちを支える取組の充実
 - ○「こども基本法」および「三重県子ども条例」の趣旨をふまえ、企業や子育て支援団体と 連携して、子どもの権利が守られ、豊かに育つことができる地域社会づくりを進めます。
 - 子育てに優しい地域社会づくりへ向け、趣旨に賛同する企業や団体で構成される「み え次世代育成応援ネットワーク」等と連携して、さまざまな体験機会を提供するなど、子 どもの育ち、子育て家庭を支援します。
 - 子育てには男性の育児参画が大切という考え方が職場や地域の中で広まるよう、普及・啓発や情報発信、ネットワークづくりといった取組を進めるほか、イクボスの推進など、仕事と育児を両立できる職場環境づくり等について、企業等に働きかけます。

③ 家庭教育を応援する体制づくり

- 家庭・学校・地域の連携を推進することにより、地域全体で子どもを育てる社会づくり につなげるため、地域の実情に応じて家庭を支える人材の養成のための講座を開催す るなど、家庭のニーズをふまえながら人材の養成を進めます。
- 妊娠期から学齢期の子を持つ親同士が、子育てに関するさまざまなテーマについて話し合い、悩みや思いを語り合う中で気づきを得たり、学んだりできる「みえの親スマイルワーク」等の参加型プログラムが市町の子育て支援センター等で広く展開されるよう、ワークショップの進行役(ファシリテーター)の養成を三重県PTA連合会・PTA安全互助会や市町と連携し進めます。
- 市町の子育て支援センターの職員や幼稚園教諭、保育士等に求められる保護者対応 や家庭の支援に関する専門性を高めるため、子育て支援員研修(地域子育て支援コー ス)を実施し、教職員等の資質向上を図ります。

KPI(重要業績評価指標)		
項目	現状値 (令和 5 年度)	目標値 (令和9年度)
家庭での学びを提供するホームページ「みっ ぷる広場」に掲載したコラム数 ※1	76 (R4)	210
家庭教育を応援する人材の養成数 ※2 (「みえの親スマイルワーク」の進行役)	21 人 (R4)	145 人

- ※1 家庭での学びを提供するホームページ「みっぷる広場」に掲載した、子育ての参考となるコラム数 (累計)(三重県子ども・福祉部調べ)
- ※2 みえの親スマイルワーク養成講座に参加した市町の子育て支援センター職員や PTA 会員等の数 (累計)(三重県子ども・福祉部調べ)

•

158

施 策 名 (8)社会教育の推進と地域の教育力の向上	
----------------------------	--

めざす姿

県民の皆さんが生涯にわたって生きがいを感じることができるよう、社会教育関係団体やNPO、地域の方々といったさまざまな主体のネットワークの強化などを通じて、地域の中で子どもたちを健やかに育む環境が整備されるとともに、地域社会の変化や技術の進歩に対応した多様な学習機会が提供されています。

現状と課題

- ① 地域社会では、子どもたちの健やかな成長に向けて、体験活動や学習活動の機会が提供されています。地域の教育力を子どもたちの成長により一層生かしていくためには、P TAやNPO、高等教育機関、放課後子ども教室の関係者など、さまざまな主体との連携を進め、地域社会における教育の充実、拡大を図ることが求められています。
- ② 新たな社会の到来による地域社会の変化に伴って、今後の公民館や公立図書館といった社会教育施設では、地域学習や多世代交流、学校と地域の連携、防災教育などに関して地域づくりの拠点としての役割を担うとともに、全ての人びとが生涯を通じて、それぞれのニーズに応じて学習することができる環境の実現に向けて、ICTを効果的に活用しながら地域の課題や多様な学習ニーズに対応していく必要があります。
- ③ 多様な地域課題や学習ニーズに対応するため、地域の社会教育の企画・立案や運営、 専門的・技術的な助言と指導を行い、地域住民の自発的な学習活動を支援することが できるリーダー的な人材を育成していく必要があります。

主な取組内容

① さまざまな主体との連携・協働

- 地域社会における教育の充実を図るため、PTAやNPO、高等教育機関、放課後子ど も教室の関係者など、さまざまな主体との情報交換・情報共有をとおして、相互のつなが りを形成するネットワークを構築します。
- 地域において、「放課後子ども教室」等の設置・運営について支援するとともに、従事す る職員に対する研修の機会を確保することなどをとおして、子どもたちが安全・安心に放 課後を過ごせる居場所を確保し、地域の方々の参画を得て、学ぶ機会や多様な体験・活 動が充実するよう、ネットワークの構築を図ります。また、地域と学校の協働を進め、より 一層学校施設の活用が行われるように取り組みます。

 ○ 公民館やコミュニティセンター等に対し、大学等の高等教育機関が持つ専門的知識や 技能、リスキリングに資するプログラムを活用した出前講座を紹介するなど、リカレント教 育の拡充に向けた取組を進めます。

② 地域の課題や多様な学習ニーズへの対応

- 公民館等の社会教育施設が、多様な学習ニーズに応じた学習機会を提供できるよう、 さまざまな主体と連携して、市町の公民館等関係者を対象とする講習を実施し、地域課題の解決やICTを活用した取組事例の紹介をとおして、地域における取組の活性化を 図ります。
- 鈴鹿青少年センターにおいて、青少年をはじめとした、幼児から高齢者までの幅広い 世代が、集い、にぎわい、つながるような空間を創出し、自然に親しみ、学び、楽しみなが ら心身の健康維持や学習活動等を行うことができるプログラムを提供することで、青少 年の健全育成の取組を推進します。
- 熊野少年自然の家において、学校、スポーツ少年団等の社会教育関係団体、地域の自 治会等住民団体など、さまざまな主体と連携し、優れた自然環境の中で集団生活指導を 行うことにより、心身ともに健全な青少年の育成を図ります。
- 三重県総合博物館(MieMu)や三重県立美術館、斎宮歴史博物館、三重県総合文化 センター等において、子どもたちを対象とした参加体験型の学習プログラムや出前授業 等を実施します。

③ 社会教育関係者の資質の向上

- 社会教育主事、社会教育委員、社会教育施設の関係者の研修・交流の場を設けるとと もに、社会教育士制度や市町における先進的な社会教育活動の事例を紹介し、地域の 枠を越えた学習と相互の連携を進めます。
- 地域学校協働活動を推進する役割を担うコーディネーターの養成講座を実施するとと
 もに、養成されたコーディネーターの資質向上に向けた交流会やフォローアップ研修を
 実施することで、各地域における地域学校協働活動をより一層推進します。

KPI(重要業績評価指標)		
項目	現状値 (令和 5 年度)	目標値 (令和9年度)
公民館等の社会教育活動として、ICTを活 用した取組を行っている市町の数 ※	10 市町 (R4)	29 市町

※ 公民館等での社会教育活動において、オンラインを活用した取組・講座等を行っている市町の数 (三重県教育委員会調べ) .

施	策	名	(9)文化財の保存・活用・継承
1			

めざす姿

子どもたちをはじめとする多くの方々が文化財について学び、親しみ、その価値につい ての理解を深めることで、地域の宝である文化財が保存・活用・継承されています。

現状と課題

- 本県には、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」や国指定無形民俗文化財「鳥羽・志 摩の海女漁の技術」など、特色ある歴史や風土に育まれた多くの有形・無形の文化財が 残されています。今後、新たに価値が認められた文化財は、指定等の手続きを的確に進 め、保護を図っていく必要があります。
- ② 文化財を適切に保存し、次世代へ引き継いでいくことが必要ですが、少子高齢化、過 疎化の進行等により、文化財の維持管理や伝統的な民俗行事の継承が困難になってい ます。また、自然環境の変化による貴重な動植物の絶滅等が危惧されており、保存に向 けた対応が求められています。
- ③ 文化財を保存し継承していくためには、広く文化財への理解を深めるとともに、地域社 会総がかりで文化財を保存・活用する環境を整え、魅力ある地域づくりに向けた取組を 進めることが求められています。

主な取組内容

① 文化財の調査と指定

○ 文化財を将来にわたって保存、継承するため、本県にとって特に重要な文化財については、三重県文化財保護審議会への諮問・答申を経て、指定を行います。また、全国的にみて貴重な文化財については、国指定等となるよう、所有者の意向を確認しながら国への働きかけを積極的に行います。

文化財の修理・整備と継承

○ 国・県指定等文化財で、修復や再生、継承のための取組が必要なものについては、所 有者や市町と調整の上、保存のための支援をするとともに、その活用のための情報発信 を積極的に実施します。

- 民俗文化財の継承については、市町や保持団体と密に情報共有を行い、それぞれの 実情に応じた対応を行います。
- 貴重な動植物等を保護するため、関係機関と連携して現状把握調査を実施し、保護の ための方針を定めます。

③ 文化財の保存・活用の推進

- 世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」については、世界遺産の追加登録を見据えながら、関連する文化財に新たな価値づけを行い、複数市町にまたがる構成文化財を一体として保護するとともに、末永く守り伝えられるよう関係する地元の気運を高める取組を進めていきます。
- 子どもたちが郷土を愛し、文化財を受け継ぐ人へと育つよう、市町と連携し、文化財体験イベントや、県内で催される祭りを体感するプログラムなど、子どもたちが文化財の価値を理解したり、魅力に触れたりする機会を創出します。
- 国指定無形民俗文化財「鳥羽・志摩の海女漁の技術」をはじめとする県内の魅力ある 文化財について、パネル展やSNS等による啓発・情報発信に取り組むとともに、三重県 埋蔵文化財センターにおいて、公開講座や展示会開催等の取組を進め、県民の皆さん が文化財への理解を深められる機会を提供します。
- 県内の文化財について、「三重県文化財保存活用大綱」に基づき、地域社会総がかり での文化財保護への取組方針を示し、市町に対する支援を行うとともに、防災および災 害発生時には、「三重県文化資産防災ネットワーク要綱」に基づき、県内の文化財を災害 から守るための取組を行います。
- 国・県指定等文化財をはじめとした文化財の保存、活用が地域社会総がかりで計画的 に進められるよう、市町による文化財保存活用地域計画の作成を積極的に支援します。

KPI(重要業績評価指標)		, ,
terre and the second second The second sec The second se	現状値 (令和 5 年度)	目標値 (令和9年度)
三重県内の国・県指定等文化財数 ※	1,223件 (R4)	1,287件

※ 国の指定・選定・選択・登録文化財、県の指定・選択文化財の数(累計)(三重県教育委員会調べ)

第3章 教育ビジョンの実現に向けて

1 教育ビジョンの進行管理

○ 教育ビジョンの進行管理にあたっては、毎年度、KPI(重要業績評価指標)の達成状況と評価を、県議会をはじめ三重県教育改革推進会議等の関係会議に報告するとともに、県のWebサイトで公表します。また、会議等での意見をふまえて取組の改善を行い、次年度以降の施策展開に生かすなど、PDCA(計画・実行・評価・改善)サイクルに基づく進行管理を行います。

2 多様な担い手との連携・協働

- 子どもたちにこれからの時代に求められる力を育んでいくとともに、ますます複雑
 化・多様化する教育を取り巻く課題を乗り越えていくためには、学校や行政のみなら
 ず、全ての県民が教育の当事者としての自覚を持ち、社会総がかりで本県の教育の
 推進に取り組んでいくことが大切です。
- 保護者、地域の方々、市町等に対しては、「三重県教育ビジョン」の共有と教育活動 への積極的な参画・連携を期待しています。学校や行政の役割、家庭や地域・企業等 に期待される役割は次のとおりです。

▽「学校」の役割

学校は、教職員が高い志と使命感を持って子どもたちと向き合うことや家庭・地 域と連携することを通じ、一人ひとりの可能性を最大限に引き出し、「自立する力」、 「共生する力」、「創造する力」を育みます。また、学校は、学習機会と学力の保障や 全人的な発達・成長の保障、身体的・精神的な健康を保障する役割を担っていくと ともに、教育活動に関する情報公開を行い、教職員の資質向上等を図り、地域に開 かれ、信頼される学校づくりを進めます。

▽「家庭」の役割

家庭は、子どもの健やかな育ちの基盤として、安心して生活できる環境を整え、深い愛情を持って子どもを温かく育みます。また、家庭は、教育の第一義的責任者として、生活のために必要な習慣を身につけさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るとともに、学校との連携を深め、家庭での教育を通じて、学力・体力の向上、道徳教育等の教育効果を相乗的に高め合います。

▽「地域・企業」の役割

地域・企業は、インターンシップや職場体験活動、社会貢献活動、文化芸術・ス ポーツ活動などのリアルな体験・交流活動や、子どもたち一人ひとりのさまざまな教 育的ニーズをふまえた取組等を通じて、多様な学びの機会の提供や支援を図って いきます。また、地域の学校運営への参画や、企業の障がい者雇用による能力発揮 の場の提供、地域・企業による子育てや家庭教育への応援・支援など、さまざまな視 点から教育施策に協力・貢献します。

▽「行政」の役割

県教育委員会および県は、時代の変化等に伴い新たに生じる課題や状況に的確 に対応するとともに、よりよい教育施策の実施に向けた取組を続けていきます。また、 子どもたち一人ひとりの状況に応じたよりよい教育環境を整備・実現するとともに、 ニーズや課題を把握・分析した上で、計画やシステムを整備し、必要な助言等を行 います。また、社会総がかりで教育を進めるために必要な働きかけや支援等を行い ます。

▽ 県と市町の役割分担

市町等教育委員会および市町は、義務教育、幼児教育を担う自治体として、自らの判断において教育行政を展開するとともに、その成果について住民への説明責任を確実に果たします。

県教育委員会および県は、全県的な教育水準の維持向上に主体的役割を果たします。また、教育施策の推進において、市町等教育委員会、市町との意見や情報の 交換を密にし、その主体性を尊重するとともに一層の支援を図ります。

報告4

「三重県人権教育基本方針」の改定に係る中間案について

「三重県人権教育基本方針」の改定に係る中間案について、別紙のとおり報告する。

令和5年9月21日提出

三重県教育委員会事務局 人権教育課長

「三重県人権教育基本方針」の改定に係る中間案について

1 経緯

県教育委員会では、平成 11 年に策定した三重県人権教育基本方針を、教育 を取り巻く状況の変化や本県の人権施策に係わる方針などをふまえて、定期 的に改定しています。

第一次改定は、平成21年に、当時、人権教育基本方針とともに策定していた同和教育基本方針と一元化する形で行いました。第二次改定は、平成27年に改定された三重県人権施策基本方針との整合性を図りつつ、教育を取り 巻く情勢の変化や平成25年の教職員意識調査の結果をふまえて、平成29年に実施しました。

第三次となる今回の改定は、令和4年に制定した「差別を解消し、人権が 尊重される三重をつくる条例」等をふまえ、これからの人権教育の一層の充 実を図るために実施します。

2 改定事業の進め方

インターネットを活用して意見聴取を行い、改定案を作成します。

3 基本的な考え方

- 現行の三重県人権教育基本方針を継承することを基本とします。
- 「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」の施行を受けて、 令和5年度中に三重県人権施策基本方針が改定されることに合わせ、その 改定内容を注視しながら改定案を作成します。
- 令和3年度に行った教職員意識調査の結果等もふまえて、これまでの取 組を継承・発展していけるよう、これからの世代の教職員にもわかりやす い記述に修正します。

4 改定の方向性

- 「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」の制定をふまえ、
 差別をなくし、自他の人権を守るための実践行動ができる力を育成する人
 権教育の目的の明確化を図ります。
- 人権を巡る国内外の情勢の変化や人権教育の推進に係る法整備等の状況の進展等をふまえ、学校における人権教育の重要性の高まりを示します。
- 人権問題に関する教職員意識調査の結果やこれまでの人権教育推進に係る施策の課題等をふまえ、今後の人権教育推進の方向性を示します。
- ・ 学校・家庭・地域が連携・協働して人権教育を進めていく体制の強化を めざします。

- 5 中間案の主な内容
 - 「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」の趣旨や19条の 規定等をふまえ、差別の解消に資する人権教育を積極的に推進するため、 記述内容を修正します。
 - 現行の方針では3つめの目標となっている、自己実現に関わる内容を人 権教育の目的の中に追記し、新たに目的達成のための取組目標の1つめに、 子どもたちの自尊感情を高めることを記述します。
 - 三重県人権施策基本方針案をふまえ、「ひきこもり」を、教育として取り 組むべき人権問題の1つに新たに位置付けます。
- 6 進捗状況および今後のスケジュール
 - (1) 教育委員会で原案を作成し、令和5年6月5日から7月21日まで、原案 に対する意見照会を、市町等教育委員会、県立校長会、小中校長会、三重 県教職員組合に対し行いました。
 - (2)意見をふまえ作成した中間案に対するパブリックコメントを実施します。
 - (3) 中間案に対する意見やパブリックコメントをふまえ最終案を作成します。
 - (4) 令和6年3月に、改定した「三重県人権教育基本方針」をホームページ で公開します。
 - (5) 令和6年4月に、改定した「三重県人権教育基本方針」のリーフレット を各市町等教育委員会や学校等に配付します。
- 7 パブリックコメントの実施方法等
 - (1)意見の募集期間
 - 2023(令和5)年10月6日(金)から11月5日(日)まで
 - (2) 資料の内容および入手方法
 - 当課のホームページに改定案(中間案)および意見記入用紙を掲 載し、ダウンロードにより入手できるようにする。
 - 三重県教育委員会事務局人権教育課および三重県情報公開・個人 情報総合窓口で資料の配付を行う予定。
 - (3) 意見の提出方法
 - ・ 所定の意見用紙を使用し、Eメール、ファックス、郵送のいずれ かの方法で提出する。
 - (4)意見および個人情報の取り扱い。
 - ・ 改定の趣旨や「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条
 例」等をふまえ、対応を検討し、最終案作成の参考とする。
 - ・ 意見の内容を精査し、後日ホームページで公表する。
 - ・ 意見提出者の名前、連絡先等は公表しない。また、意見提出者への個別の回答は行わない。
 - 類似の意見等はまとめて公表するとともに、本意見募集と関連のない意見等については公表しない。

 $\mathbf{2}$

三重県人権教育基本方針 第3次改定 中間案

三重県人権教育基本方針(現行)	中間案	改定理由
	I 基本的な考え方	① 2005年からスタートした人権教育のための世界プロ
国際連合では、1948年の世界人権宣言以降、全世界からあらゆる差別や人権侵害をなくすため人	国際連合では、1948年の世界人権宣言以降、全世界からあらゆる差別や人権侵害をなくすため人	グラムは、「初等中等教育のための人権教育」をテーマ とする第1フェーズが2009年まで行われ、2014年まで
権に関する多くの条約等を採択し、人権が尊重される社会の実現に取り組んでいます。採択された	権に関する多くの条約等を採択し、人権が尊重される社会の実現に取り組んでいます。採択された	の第2フェーズ(「高等教育のための人権教育」及び「教
条約等では人権教育を「知識の共有、技術の伝達、及び態度の形成を通じ、人権という普遍的文化	条約等では人権教育を「知識の共有、技術の伝達、及び態度の形成を通じ、人権という普遍的文化	育者、公務員、法執行者や軍隊への人権教育プログラ
を構築するために行う、教育、研修及び情報」と定義しています。このように国際社会では、「人権	を構築するために行う、教育、研修及び情報」と定義し、段階的に目標を定め、計画的に取組が進	ム」がテーマ)、2019年までの第3フェーズ(「メディ
教育は人権が尊重される社会の実現へ本質的な貢献をなすものである」というコンセンサスが広く	められています。このように国際社会では、「人権教育は人権が尊重される社会の実現へ本質的な	ア専門家及びジャーナリストへの人権研修の促進」)と 進められ、現在2024年までの第4フェーズ(「青少年」
定着しつつあります。また、国においては、人権教育・啓発の重要性から、「人権教育及び人権啓発	貢献をなす」というコンセンサスが広く定着し、すべての人の人権を実現することをめざす持続可	のための人権教育」)の取組が進められていることをふ
の推進に関する法律」を定め、その施策の実施について、国及び地方公共団体の責務としています。	能な開発目標の達成にも主要な役割を果たすとされています。また、国においては、人権教育・啓	まえて追記しています。
	発の重要性から、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を定め、その施策の実施について、	また、SDG s を定めた「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の実施において、すべての目標を達
	国や地方公共団体の責務としています。三重県では「差別を解消し、人権が尊重される三重をつく	成するための主要な力としても人権教育は主要な役割
	ー る条例」で人権教育の積極的推進について定めています。①	を果たすとされていることをふまえ追記しています。
		さらに、2022(令和4)年に「差別を解消し、人権が 尊重される三重をつくる条例」が施行となったことを
三重県教育委員会はこれまで、世界の人権教育と国際的な人権に関する条約等に学ぶとともに、	三重県教育委員会はこれまで、世界の人権教育と国際的な人権に関する条約等に学ぶとともに、	● 単される二重をつくる未約」が通行となったことを 記載しています。
「人権が尊重される三重をつくる条例」のもと「人権に関する問題への取組を推進し、不当な差別	1997(平成9)年に施行された「人権が尊重される三重をつくる条例」のもと「人権に関する問題	② 現行の人権条例(差別解消条例)との違いをわかるよ
のない、人権が尊重される、明るく住みよい社会の実現を図る」ため、同和教育の理念や成果を重		うにするため、施行年を追記しています。
要な柱とする人権教育を推進してきました。	め、同和教育の理念や成果を重要な柱とする人権教育を推進してきました。②	 ③ 「社会を変えていく具体的行動」が、差別を解消する
		ことで社会の状況を変えようとしてきたことであると
具体的には、「差別の現実から深く学ぶ」という原則のもとに、自分と重ねて人権問題をとらえる	具体的には、「差別の現実から深く学ぶ」という原則のもとに、自分と重ねて人権問題をとらえる	わかるよう、「社会を変えていく」の前に「それらを解
ことを大切にし、単なる心がけだけではなく社会を変えていく具体的行動につなぐことをめざして	ことを大切にし、単なる心がけだけではなくそれらを解決し、社会を変えていく具体的行動につな	決し、」を追記しています。 また、一人ひとりの課題や悩みが人権問題によるも
きました。また、その取組にあたっては、一人ひとりが抱える生活課題や悩みから出発して、仲間	ぐことをめざしてきました。また、その取組にあたっては、偏見や差別によって一人ひとりが抱え	のであり、偏見や差別が子どもたちのくらしにさまざ
づくりを進め、自分自身に誇りをもち、自分らしく生きることができるよう、学力保障や進路保障		まな形で影響を及ぼしているということがわかるよ
を柱として進めてきました。	生きることができるよう、学力保障や進路保障を柱として進めてきました。③	う、「偏見や差別によって」を追記するとともに、「一人 ひとりが抱えさせられている」に修正しています。
		④ 誰もが人権侵害の被害者となりうることから、固定
人権教育の推進にあたっては、その基盤として、教育・学習の場そのものが人権尊重の精神に立	人権教育の推進にあたっては、その基盤として、教育・学習の場そのものが人権尊重の精神に立	的な印象を与えかねない「差別を受ける当事者」という
った環境でなければなりません。そのためには、差別を受ける当事者の意見や思いを聴き、当事者		文言を修正しています。
の立場に立って考えること、人権教育の重要な要素である教育関係者自身が確かな人権感覚を身に		 ⑤ 2021 (令和3) 年に実施した「人権問題に関する教職
付けることが必要です。	多様な人々との出会いを通じて確かな人権感覚を身につけるとともに、子どもの権利を尊重し、そ	員意識調査」で被差別当事者との出会いが教職員の人
	の最善の利益が実現されるよう取り組むことが必要です。⑤	権問題に関する認識や指導に対する自信に好ましい影
		響を与えることが明らかとなっていることから、多様 な人々との出会いの重要性を示す追記をしています。
さらに、家庭、幼稚園等・学校(以下「学校」という。)、地域など、それぞれの場で多様な機会	 さらに、家庭、幼稚園等・学校(以下「学校」という。)、地域など、それぞれの場で多様な機会	また、教職員が子どもの権利を尊重し、教育活動に取り
をとらえて人権教育を実施するとともに、学校、社会教育機関、教育委員会のほか、社会教育関係		組むことの必要性について新たに記述しています。
団体、民間団体、公益法人などの各実施主体がその担うべき役割をふまえ、相互に有機的な連携・	民間団体、公益法人などの各実施主体がその担うべき役割をふまえ、相互に有機的な連携・協力関	(6) 社律お冬個な損勤に、さまざまかさ休が美別の解消
協力関係を一層強化し、総合的かつ効果的に人権教育を推進することが重要です。県民一人ひとり、		した時代来例を祝愛に、さまさまな主体が差別の併存 という社会共通の目的に向けて協働して取り組むこと
NPO、地域団体、市町、県などの多様な主体が、互いの力を認め合い、地域の資源を生かすとい	O、地域団体、市町、県などの多様な主体が、協働して公の取組を進めていくという考え方に立ち、	が重要であることから、「協働して公の取組を進めてい
った視点と、みんなで協働して公の取組を進めていくという考え方をもち、個々の取組を着実に進		く」ということを強調しています。また、「互いの力」
めていくことが求められています。		や「地域の資源」という抽象的な表現を修正しています。
		⑦現行の三重県人権教育基本方針に位置づけている人
三重県教育委員会は、教育を取り巻く社会情勢の変化を的確にとらえ、これまでの取組を継承・	三重県教育委員会は、教育を取り巻く社会情勢の変化を的確にとらえ、これまでの取組を継承・	権問題のうち、13の課題を明記しており、取組の根拠
発展させていきます。そして、社会的に不利な立場にある人の人権は侵害されやすいという現実を		となるものであることから「人権教育・啓発に関する基本計画」を追記しています。
ふまえ、常に被差別の視点、人権侵害を被っている人々の視点に立ち、様々な人権問題を解決する		また、「差別を解消し、人権が尊重される三重をつく
ため、国際条約、日本国憲法や「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」などに基づき、学校		る条例」などに基づき、三重県教育委員会が市町との
教育や地域における社会教育を通して県全体の人権教育の総合的推進を各主体と協働しながら充		役割分担をふまえながら、協働して県内全域において 人権教育を積極的に推進していく旨、文章を修正して
実させていきます。	と協働しながら積極的に推進していきます。⑦	います。
	CHARTERN DIRECT COTO	

 I 人権教育の目的 人権教育は、総合的な教育であり、すべての教育の中で行われるものであるとの基本的認識のもと、「自分の人権を守り、他者の人権を守るための実践行動ができる力」を育み、人権文化を構築する主体者づくりをめざします。 上記の目的を達成するため、以下の3点を目標とします。 	
	 ● 自尊感情を高め、自他の価値を尊重する意識を育む。 一人ひとりが自分に誇りを持ち、自分らしく生きようとする態度を身につける。
● 人権についての理解と認識を深める。 一人ひとりが、人権の意義とその重要性についての正しい知識を十分に身に付ける。	● 人権についての理解と認識を深める。 一人ひとりが、人権の意義とその重要性について <u>理解するとともに、さまざまな人権問題の</u> <u>解決に必要な知識を十分に身につける。</u> ⑩
 ● 人権尊重の行動につながる意欲・態度や技能を育てる。 一人ひとりが、日常生活の中で人権尊重の考え方に反するような出来事をおかしいと思う感性や人権を尊重する姿勢を養い、行動に現れるよう人権感覚を十分に身に付ける。 	 ● 人権尊重の行動につながる意欲・態度や技能を育てる。 一人ひとりが、日常生活の中で人権尊重の考え方に反するような出来事をおかしいと思う感性や人権を尊重する姿勢を養い、行動に現れるよう人権感覚を十分に身につける。
● 一人ひとりの自己実現を可能にする。 一人ひとりが、自尊感情を高め、自他の価値を認め、尊重しながら、進路を主体的に切り招 くことができる力を身に付ける。	
 Ⅲ 個別的な人権問題に対する取組 一人ひとりが、人権問題の解決を自分の課題としてとらえ、状況を変えようとする具体的な行動に結びつく教育・学習の充実を図るため、以下の個別的な人権問題を解決するための教育を積極的に推進します。 	
 ●部落問題を解決するための教育 ●障がい者の人権に係わる問題を解決するための教育 ●外国人の人権に係わる問題を解決するための教育 ●子どもの人権に係わる問題を解決するための教育 ●女性の人権に係わる問題を解決するための教育 ●様々な人権に係わる問題*を解決するための教育 	主な人権問題としては、部落問題、障がい者、外国人、子ども、女性の人権に係る問題のほか、 高齢者、患者、犯罪被害者、アイヌの人々、刑を終えた人・保護観察中の人等の人権に係る問題、 性的指向・性自認、貧困等、ひきこもりに係る人権課題、インターネットによる人権侵害、災害と 人権、北朝鮮当局による拉致問題等 などがあります。 ② 社会の動向等により新たに生じる人権問題についても、状況に応じ必要な教育に取り組みます。
※ 様々な人権に係わる問題とは、高齢者、患者、犯罪被害者、アイヌ民族、刑を終えた人・保護 察中の人、性的マイノリティ、ホームレス等の人権に係わる問題、インターネットによる人権侵 害、災害と人権、貧困等に係る人権課題や北朝鮮当局による拉致問題等などです。	

2

-

のも <u>けて</u>	⑧ 自己実現を可能にすることは、人権教育の重要な柱である進路保障の取組がめざしたことであり、教育的に不利な環境のもとにある子どもの自己実現は、三重県教育ビジョンに込める想いである、誰一人取り残さない教育の推進にも重なるものであることから、三重県人権教育基本方針における目的に位置づけています。	
-	 9 一人の人間として大切にされていると実感できる中で、自己や他者を尊重しようとする感覚や意志が芽生えてきます。そのため、1つめの目標として、子どもたちの自尊感情の向上を位置づけています。 9 にたちでは、2000年月日、1000年月日、1000年月日、1000年月日、1000年月日、1000年月日、1000年月日、1000年月日、1000年月日、1000年月日、1000年月日、1000年月日、1000年月日、1000年月日、1000年月日、1000年月日、1000年月日、1000年月日、1000年月日、1000年月日、1000年月日、1000年月日、1000年月日、1000年月日、1000年月日、1000年月日、1000年月日、1000年月日、1000年月日、1000年月日、1000年月日、1000年月日、1000年月日、1000年月日、1000年月日、1000年月日、1000年月日、1000年月日、1000年月日、1000年月日、1000年月日、1000年月日、1000年月日、1000年月日、1000年月日、1000年月日、1000年月日、1000年月日、1000年月日、1000年月日、1000年月日、1000年月日、1000年月日、1000年月日、1000年月日、1000年月日、1000年月日、1000年月日、1000年月日、1000年月日、1000年月日、1000年月日、1000年月日、1000年月日、1000年月日、1000年月日、1000年月日、1000年月日、1000年月日、1000年月日、1000年月日、1000年月日、1000年月日、1000年月日、1000年月日、1000年月日、1000年月日、1000年月日、1000年月日、1000年月日、1000年月日、1000年月日、1000年月日、1000年月日、1000年月日、1000年月日、1000年月日、1000年月日、1000年月日、1000年月日、1000年月日、1000年月日、1000年月日、1000年月日、1000年月日、1000年月日、1000年月日、1000年月日、1000年月日、1000年月日、1000年月日、1000年月日、1000年月日、1000年月日、1000年月日、1000年月日、1000年月日、1000年月日、1000年月日、1000年月日、1000年月日、1000年月日、1000年月日、1000年月日、1000年月日、1000年月日、1000年月日、1000年月日、1000年月日、1000年月日、1000年月日、1000年月日、1000年月日、1000年月日、1000年月日、1000年月日、1000年月日、1000年月日、1000年月日、1000年月日、1000年月日、1000年月日、1000年月日、1000年月日、1000年月日、1000年月日、1000年月日、1000年月日、1000年月日、1000年月日、1000年月日、1000年月日、1000年月日、1000年月日、1000年月日、1000年月日、1000年月日、1000年月日、1000年月日、1000年月日、1000年月日、1000年月日、1000年月日、1000年月日、1000年月日、1000年月日、1000年月日、1000年月日、1000年月日、1000年月日、1000年月日、1000年月日、1000年月日、1000年月日、1000年月日、1000年月日、1000年月日、1000年月日、1000年月日、1000年月日、1000年月日、1000年月日、1000年月日、1000年月日、1000年月日、1000年月日、1000年月日、1000年月日、1000年月日、1000年月日、1000年月日、1000年月日、1000年月日、1000年月日、1000年月日、1000年月日、1000年月日、1000年月日、1000年月日、1000年月日、1000年月日、1000年月日、1000年月日、1000年月日、1000年月日、1000年月日、1000年月日、1000年月日、1000年月日、1000年月日、1000年月日、1000年月日、1000年月日、1000年月日、1000年月日、1000年月日、1000年月日、1000年月日、1000年月日、1000年月日、1000年月日、1000年月日、1000年月日、1000年月日、1000年月日、1000年月日、1000年月月日、1000年月月日、1000年月月日、1000年月月日、1000年月月日、1000年月月日、1000年月月日、1000年月月日、1000年月月日、1000年月月日、1000年月月日、1000年月月日、1000年月月日、1000年月月日、1000年月月日、1000年月月日、1000年月月日、1000年月月月日、1000年月月月日、1000年月月月月11月月月1	
題の	「知的理解」の内容として、人権一般の普遍的な視点からのアプローチと個々の人権問題に対する理解を深めるという個別的な視点からのアプローチが必要であることを示すため、追記しています。 現行の3つめの目標については、目的の中に位置づ	
	けなおすことで、目標としては削除しています。	
う感		
-		
	① 課題の解決に向けた行動力を身につけるためには、 個別的な人権問題に関する知識と具体的な行動に結び	
<u>つけ</u> 能を	つく意欲や態度、技能(3側面の資質・能力)を育成す る必要があることを追記しています。	
<u>か、</u> 題、 害と	② 三重県人権施策基本方針案の内容をふまえ、現行の 方針において「様々な人権に係わる問題」の1つとして 示していた「ホームレスの人権に係わる問題」は「貧困 等に係る人権課題」に含めることとするとともに、「ひ きこもりに係る人権課題」を新たに追記しています。 また、近年、個別的な人権問題を解決するための法 律や条例が制定され、教育の実施を明記しているもの	
<u>す。</u>	もあることなど、人権問題に対する社会的関心の高ま りをふまえ、「5つの問題」と「それら以外のさまざま な問題」を分けず並列に示すこととしています。	
	(3) 新型コロナウイルス感染症に関わって発生した人権 に関わる問題を教訓に、今後取組が必要となる新たな 問題への対応について追記しています。	

	· · ·	
 Ⅳ 人権教育推進方策 人権感覚あふれる学校づくり 「人権感覚あふれる学校づくり」とは、幼児・児童・生徒(以下「子ども」という。)の望ましい 人間関係を形成し、人権尊重の意識と実践力を養うため、教科等指導、生徒指導、学校経営などの 教育活動全体を通じて一人ひとりの存在や思いが大切にされる学校をつくることです。そのための 観点として以下の取組を位置づけ、市町教育委員会等、多様な主体と協働しながら取り組みます。 1 すべての学校において、教育的に不利な環境のもとにある子どもの学力を向上させることで、 すべての子どもの学力・進路を保障する取組の充実を図り、子どもの将来が経済的・社会的な事 情に左右されないよう学校づくり・環境づくりを進めます。 (1) 子どもを権利の主体として尊重し、いのちとくらしを守る基盤を保障する取組を進めます。 (2) すべての子どもが、自分自身の生活や社会の状況を変革する行動力や、未来を切り拓き実践 力を身に付けられるよう学習活動を創造します。 	 Ⅳ 人権教育推進方策 人権感覚あふれる学校づくり 「人権感覚あふれる学校づくり」とは、幼児・児童・生徒(以下「子ども」という。)の望ましい 人間関係を形成し、人権尊重の意識<u>や実践行動ができる力を育む</u>ため、教科等指導、生徒指導、学 校経営<u>、その他さまざまな取組</u>など、教育活動全体を通じて一人ひとりの存在や思いが大切にされ る学校をつくることです。そのための観点として以下の取組を位置づけ、市町教育委員会等、多様 な主体と協働しながら取り組みます。④ 1 教育的に不利な環境のもとにある子どもの学力を向上させることで、すべての子どもの学力・ 進路を保障する取組の充実を図り、子どもの<u>現在や</u>将来が経済的・社会的な事情に左右されない よう学校づくり・環境づくりを進めます。⑥ (1)子どもを権利の主体として尊重し、いのちとくらしを守る基盤を保障する取組を進めます。 (2)子どもが、<u>偏見や差別が存在する社会に生きる一人であることを自覚し、</u>自分自身の生活や 社会の状況を<u>変えようとする</u>行動力や、未来を切り拓く実践力を身に<u>つ</u>けられるよう学習活 動を創造します。⑥ 	 ④ 「人権教育の目標」の表記に合わせて修正しています。また、主体性を育む教育活動が重視されており、体験的な教育活動や、総合的な学習の時間や総合的な探究の時間に取り組む子ども主体の学習活動などにおいても人権の視点を取り入れることが重要であることから、「さまざまな取組」を追記しています。 ④ 人権教育は言うまでもなくすべての学校において取り組むものであることから、「すべての学校において」を削除しています。また、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の記述に合わせ「現在」を追記しています。 ④ 差別をなくす主体者の育成を意識し、差別が存在する社会に生きる一人であることを追記しています。また、全体通して表現を統一するため「状況を変革しようとする行動力」を「状況を変えようとする行動力」に修正しています。
 すべての学校において、子どもや家庭・地域社会の実態を的確かつ総合的にとらえ、差別を解 消するうえでの課題を明らかにします。 (1) 子どもの生活の中にある差別やいじめなど人権に関わる問題の解決に向けて課題を明らかに します。 (2) 子どもの生活の背景にある家庭や地域社会の実態を明らかにします。 すべての学校において、子どもを主体とする人権教育の充実に努めるとともに、地域ぐるみの 推進体制を確立し、総合的・系統的に人権教育を推進します。 (1) 学校教育目標の中に、人権教育の目標を明確に位置づけます。 (2) 解決すべき課題や指導のねらいを明確にした全体計画を立て、発達段階をふまえて系統的・ 日常的に取組を進めます。 (3) 家庭、地域、関係する学校及び関係機関と密接な連携を図り、地域ぐるみの人権教育推進体 制の確立に努めます。 	 2 子どもや家庭・地域社会の実態を的確かつ総合的にとらえ、差別を解消するうえでの課題を明らかにします。① (1) <u>身のまわり</u>にある差別やいじめなど人権に関わる問題の解決に向けて課題を明らかにします。② 	 ③ ⑤と同様の理由で「すべての学校において」を削除しています。 ③ 現行方針の(1)にある「子どもの生活の中にある〜」は家庭生活だけでなく、学校生活や友だちとの人間関係など、一人ひとりの子どもの行動に関わるすべてを表すものであることから、文言を修正しています。 ④ 実態を「差別の実態」であるとわかるよう追記しています。 ④ ⑤と同様の理由で「すべての学校において」を削除しています。 ④ 働制の確立をめざす段階から「確立された体制」で人権教育を進めていく段階に進めるため、修正しています。
 人権尊重の地域づくり」とは、子どもが生活の基盤を置く家庭や中学校区程度の範囲の地域に おいて、学校での人権学習を肯定的に受容するような家庭や地域の基盤をつくり、子どもと保護者、 地域住民等が一緒になって活動に当たることを通じ、これらの人々の間に人権尊重の意識が広まる ことです。 三重県教育委員会は、そのための推進体制づくりや学習活動づくり、指導者の育成等の観点を以 下のように位置づけ、市町教育委員会等、多様な主体と協働しながら取り組みます。 1 市町と協働し、行政と地域社会が一体となった人権教育推進体制を充実し、県内全域に取組の 活性化を図ります。 (1)すべての市町において、多様な主体による人権教育推進体制が確立できるよう協働し推進し ます。 	人権尊重の地域づくり 「人権尊重の地域づくり」とは、子どもが生活の基盤を置く家庭や中学校区程度の範囲の地域に おいて、学校 <u>が行う人権教育に係るさまざまな取組</u> を肯定的に受容するような家庭や地域の基盤を つくり、子どもと保護者、地域住民等が一緒になって活動に当たることを通じ、これらの人々の間 に人権尊重の <u>意識を広める</u> ことです。 三重県教育委員会は、そのための推進体制づくりや学習活動づくり等の観点を以下のように位置 づけ、市町教育委員会等、多様な主体と協働しながら取り組みます。 2 1 市町と協働し、行政と地域社会が一体となった人権教育推進体制を充実し、県内全域に取組の 活性化を図ります。 (1)市町において、多様な主体による人権教育推進体制 <u>のもと、</u> 協働し <u>て取組を</u> 推進します。	 ② 人権学習に限定せず、教育活動全体を通じたさまざまな人権教育の取組に修正しています。また、人権尊重の地域づくりは学校が核となって主体的に行っていく必要があることから、「意識を広める」に修正しています。 また、「指導者の育成」から「人権教育推進体制を構築する関係者の拡大」へと展開を広げていくよう、取組1(2)に新たに記述します。 ③ すべての公立学校で人権教育推進協議会が組織され、人権教育が取り組まれていることから、表現を修正しています。 ③ 子どもたちに関わるおとなの人権意識が子どもたち
 (2)人権教育推進のための社会教育関係者の実践力向上及び地域社会における指導者の育成に努めます。 (3)多様な主体と連携を深め、効果的な人権教育のための情報提供に努めます。 	 (2)人権教育推進<u>体制を構築する</u>関係者の<u>人権意識や</u>実践力<u>の</u>向上<u>および関係者の拡大</u>に努めます。 (3)多様な主体と連携を深め、効果的な人権教育のための情報提供に努めます。 	に及ぼす影響が大きいことから、人権意識の向上を追 記しています。また、保護者や地域住民等、地域に開か れた人権教育活動を創出し、人権教育に対する協力者 の拡大を図るため、文言を修正しています。

 2 地域社会の実態をとらえ、課題を明確にし、内容や形態に工夫をこらした学習活動を多様な主体と協働し推進します。 (1)市町と協働し、地域社会の実態を的確にとらえ、課題を明らかにします。 (2)地域社会における課題を克服するため、計画的・系統的な学習活動の推進を支援します。 3 様々な学習の場における人権教育を積極的に推進します。 (1)市町と協働し、地域住民の自発的な学習活動意欲を喚起することで、自主的・組織的な学習活動を促進します。 (2)市町の独自性を尊重しながら、地域における人権教育の拠点として、教育集会所・公民館等がそれぞれの役割を果たせるよう協働し推進します。 	 2 地域社会の実態をとらえ、課題を明確にし、内容や形態に工夫をこらした学習活動を多様な主体と協働し推進します。 (1)市町と協働し、地域社会の実態を的確にとらえ、課題を明らかにします。 (2)地域社会における課題を克服するため、人権教育推進体制を構築する関係者との協働による計画的・系統的な学習活動の推進を支援します。 3 <u>さまざま</u>な学習の場における人権教育を積極的に推進します。 (1)市町と協働し、地域住民の自発的な学習活動意欲を喚起することで、自主的・組織的な学習活動を促進します。 (2)市町の独自性を尊重しながら、地域における人権教育の拠点として、教育集会所・公民館・ 隣保館等がそれぞれの役割を果たせるよう協働し推進します。 	 29 地域社会における課題を克服するためには、地域住民等、人権教育指進体制を構築する関係者と課題を共有し、協働して取り組むことが重要であるため、新たに追記しています。 29 地域社会全体で人権教育を進めるための施設の一くとして、隣保館を追記しています。
 教育関係者の取組 すべての教育関係者は人権問題に対する正しい認識を深め、差別を解消するための自らの責務を 自覚し、子どもが学習の主体であるという認識に立ち、積極的に人権教育に取り組みます。 人権問題は、現在の社会の中に厳存しているという事実認識にたち、その現状を的確にと らえます。 人権問題の解決は、一人びとりが自己にかかわる課題として自覚していくことを通して達 成されるものであるという認識にたちます。 人権問題の解決は、一人びとりが自己にかかわる課題として自覚していくことを通して達 成されるものであるという認識にたちます。 日本の社会に存在する様々な意識、慣習や制度の中に、差別を温存し助長しているものが あるという認識にたちます。 人権に関する自らの意識を見つめ直し、職場の中で互いを磨き合うことにより確かな人権 感覚を身に付け、教育実践力を高める研修に努めます。 後差別の人々の生き方に学び、継承してきた文化について正しく理解します。 人権問題の解決のために取り組まれてきた実践や成果に学びます。 V 附則 1 本基本方針は、概ね二重県人権施策基本方針の改定に合わせ、見直していきます。	 ✓ 教育関係者の取組 教育関係者は人権問題について認識を深め、差別を解消するための自らの責務を自覚し、子ども が学習の主体であるという認識に立ち、積極的に人権教育<u>を推進します。</u>(20) さまざまな人権問題が現在の社会の中に厳存しているという事実認識に立ち、その現状を的 施にとらえます。(20) 人権問題の解決は、一人ひとりが自己に<u>関わる</u>課題として自覚していくことを通して達成さ れるものであるという認識に立ちます。 人権問題の解決は、一人ひとりが自己に<u>関わる</u>課題として自覚していくことを通して達成さ れるものであるという認識に立ちます。 <	 ② 教育関係者の人権意識や指導力は人権教育を進め うえで重要な教育条件であり、それらの向上を図る。 断の研究や修養は不可欠なものであることから、推 方策の一つとしていた教育関係者の取組を独立して 置づけるため、連番「V」を追記しています。また、「 別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」を まえ、積極的に人権教育を「推進します」と修正して ます。 ③ それぞれの個別的な人権問題の存在を、個々の事 をもとに認識することが必要であるという意図をわ りやすく示すため、「さまざまな人権問題が現在の社 の中に〜」に修正しています。 ③ 三重県同和教育基本方針や三重県人権教育基本方 の表記を踏襲していることで全体の表記が統一され いないため、修正しています。 また、自明であることとして「日本の」を削除して ます。 ③ 教育関係者の取組にVをつけることに伴い、附則 VをVIとしています。

「三重県部活動ガイドラインおよび新たな地域クラブ活動方針」中間案 について

「三重県部活動ガイドラインおよび新たな地域クラブ活動方針」中間案について、別紙のとおり報告する。

令和5年9月21日提出

三重県教育委員会事務局 保健体育課長

. . ۰. . . · . ч Ч

- 5「三重県部活動ガイドラインおよび新たな地域クラブ活動方針」 中間案について
- 1 部活動の地域移行
- (1) 背景と経緯

部活動は、体力や技能の向上を図る目的以外にも、学習意欲の向上や自己肯定感、 責任感、連帯感の涵養に資するなどの教育的意義を有しており、これまで学校部活 動として教職員が担ってきたが、少子化の進行による生徒数の減少や指導者不足 などのため、学校部活動を従前と同様の体制で運営することは難しくなっており、 学校や地域によっては存続が厳しい状況にあります。

将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会 を確保するため、学校部活動の維持が困難となる前に、学校と地域との連携・協働 により、生徒の活動の場を整備する必要があります。

国においては、令和4年12月にスポーツ庁・文化庁から基本的な考え方として、 「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」 (「別紙2」概要を参照)が示され、令和5~7年度までの3年間を改革推進期間と位置づけ、まずは中学校の休日における部活動の段階的な地域連携・地域移行 を進めることとされました。

(2)課題と方向性

各市町によって、中学校の数や生徒数、部活動の種類、受け皿となり得る団体、 指導者や活動場所、移動手段の状況が異なり、直面している課題もさまざまである ことから、画一的に推進していくことは困難な状況にあります。

このため、各市町の状況を把握し、好事例の共有等を図るとともに、地域の実情 に応じた取組を進める必要があります。まずは、部活動に外部指導者を入れるなど の地域連携から始めたり、可能な部活動から総合型地域スポーツクラブ等に地域移 行するなど、中学校の休日における部活動の段階的な地域連携・地域移行を進めま す。

(3)県の取組

令和2年度~	・「部活動のあり方検討委員会」を設置(7回開催)
令和3~4年度	・モデル校として実践研究を実施
	伊賀市:崇広中学校 陸上競技部
	霊峰中学校 女子バレーボール部
	菰野町: 菰野中学校
	ハンドボール部、男子バレーボール部、陸上競技部
	大台町:女子ソフトテニス部
令和4年1月~	・市町担当者と定期的に協議(11回実施)
令和5年度	・国の事業を活用し実証事業を実施
	菰野町、四日市市、大台町、志摩市
	・保健体育課内に 「部活動改革コーディネーター」 1名を配置

 ・中学生を指導するために必要な資質を備えた指導者を養成 するための研修を実施

2 「三重県部活動ガイドラインおよび新たな地域クラブ活動方針」の策定

(1) 基本的な考え方

「三重県部活動ガイドライン」については、現行の「三重県部活動ガイドライン」をベースに、部活動の地域連携など新たに国のガイドラインで示された内容や、熱中症対策の徹底など、県として必要と考えることを追記します。

「新たな地域クラブ活動方針」については、国のガイドラインを踏まえて、各 市町や地域の実情に応じた取組が柔軟に進められるような内容にするとともに、 地域連携・地域移行の想定パターンや県内で先行している地域クラブ活動の取 組事例などを記載します。

(2) 策定体制

「部活動のあり方検討委員会」に、県関係課による作業部会を設置するとともに、 市町担当者と協議のうえ、策定作業を進めます。

(3) 主な内容 ※「別紙1」中間案概要を参照

◎三重県部活動ガイドライン(対象:公立中学校・県立高等学校の生徒)

学校教育の一環としての部活動について、適切な運営の在り方などを記載するほか、主な変更点としては、「(7)安全管理と事故発生時の対応」に熱中症対策として、暑さ指数に基づく運動の実施可否などを追記しています。 ◎新たな地域クラブ活動方針(対象:公立中学校の生徒)

新たな地域クラブ活動の適切な運営や効率的・効果的な活動の推進、学校との 連携などについて記載するとともに、学校部活動の地域連携や地域移行に向け た環境整備や大会等の在り方の見直しなどを記載しています。

なお、地域連携・地域クラブ活動のイメージ図や先進事例などを追加する予定 です。

(4) 策定スケジュール(予定)

10月:教育警察常任委員会(中間案)

- 10~11月:パブリックコメント実施
 - 11月:教育委員会定例会(最終案)
 - 12月: 教育警察常任委員会(最終案)

策定

	命こるし和と。た	**		<u>別;</u> 州 光 上 え
	令和4年12月にスポーツ庁・文化庁か心基本的な考え方として、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」がポされ、令和5~7年度までの3年間を改革推進期間と位置グド、地域連携・地域移行に向けた環境整備のための実証事業等に取り組み、段階的な地域連携・地域移行を進めることとされた。これを受けて、三重県教育委員会では、国のガイドラインを必まえて「三重県都活動ガイドラインおよび新たな地域クラブ活動方針」の策定や進めてこる。その内容については、現行の「三重県部活動ガイドライン」をペースに、国のガイドラインを必まえて「三重県都たな地域クラブ活動方針」の策定や進めてこる。	「新たな地域クラブ活動方針」は公立中学校の生徒を対象	とがないようにする 策を追記	 校部活動の地域連携・地域移行に向けた環境整備 新たなスポーツ・文化芸術環境の整備方法 (休日の活動の在り方等の検討 (休日の活動の在り方等の検討 () 時保者からなる協議会等検討体制の整備 () 研修会の開催や希望する教員の兼職兼業等指導者の確保 () 一地域の実情に応じた段階的な体制の整備 休日の部活動の地域連携・地域移行の段階的推進 () 市域の実情に応じた段階的な体制の整備 休日の部活動の地域連携・地域移行の段階的推進 () 市域の実情に応じた段階的な体制の整備 休日の部活動の地域連携・地域移行の段階的推進 () 市域の実情に応じた段階的な体制の整備 () 市域の実情に応じた段階的な体制の整備 () 市域の実情に応じた段階的な体制の整備 () 市域の実情に応じた段階的なな () 市域のうびる () 地域クラブ活動の大会等引率は、実施主体の指導者等が行う () 地域クラブ活動の大会等引率は、実施主体の指導者等が行う () 動前委員会や校長は、大会等運営に従事する教員等の服務上の扱い () 動前在や推測兼業の許可について、適切な服務監督を行う () 動力部が第
機要	イ地の域ン域策連ノ域策連邦を定ちます。	学校の4	がないよ を追記	者 鄨 成 参 導員務るの づ し 加 者等監確け、、資 等の督
	ガ域動い イ連方て ド携針、 ラ・「地	は公立中	入させることがない ※熱中症対策を追記	 学校部活動の地域連携・地域移行に向けた環境機備 新たなスポージ・文先状術環境の酸備方法 1) 休日の活動の内し方等の検討 2) 関係者からなる協議会等検討体制の整備 2) 関係者からなる協議会等検討体制の整備 2) 関係者からなる協議会等検討体制の整備 3) 研修会の関催や希望する数」の兼職兼業等指導者の 4) 地域の実情に応じた段階的な体制の整備 4) 地域の実情に応じた段階的な体制の整備 4) 地域の実情に応じた段階的な特別の整備 4) 地域の実情に応じた段階的な特別の整備 4) 地域の実情に応じた段階的な特別の整備 4) 地域の実情に応じた段階的な特別の整備 4) 地域の実情に応じた段階的な特別の整備 4) 地域の少しの路路会話 大会等への参加の見障な過ぎも参加できるよう参加(大会等への参加の引率な通常に係る体制の除備 1) 地域クラブ活動の大会等引承は、実施主体の整備 2) 教育委員会や校長は、大会等通常に従事する教員等の 2) 教育会話 2) 教育会話 2) 教育会話
(中間案)	 総階 ク (か の う う (の の で に の の の の の の の の の の の の の の の	功方針」	二 一 石 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二	 がおおどのもは減速洗・汚気がいって、 がったメーシ・文子法参議法の が、 、本日の活動のもは減減 、本日の活動の 、本日の活動の 、本日の活動の 、市会会の 、市会会の 、市会会の 、市会会の 、市会会の 、市会会の 、市合会の 、市会会の 、市合の 、市合の 、市合の 、市合の 、市合の 、市合の 、市合の 、市合の 、たの 、たの 、たの 、たの 、たの 、大会部 、たの 、大会部 、一一 、大会部 、 、たの 、一 、 、 、
节傘	に組た域間みなクす、地方、地方である。	ラブ活動	強制的!! 「の見直 (時の対応	▲芸等会す袈裟3 計 づや会、の★域術の等る階・年 を 活運等大計調移環検検教的地間 参 動営引会可管──行境討討員な域を 考 等に率等に理
ラブ活動方針	在等お部 リによが 方取びや 等り新地	は地域ク	われるものであり、強制的に 部活動指導の在り方の見直し 体罰等の根絶 安全管理と事故発生時の対応	核新術・ 「 なななが、 し、 なでない。 で、 なたななで、 し、 なで、 なで、 なで、 などので、 などので、 などので、 などので、 など、 し、 など、 な し、 など、 し、 など、 し、 など、 し、 し、 し、 し、 し、 し、 し、 し、 し、 し
Б Г	ブ実ドた活証の事があった。	「新たフ	わ た る も の で で 本 る も の で た の た の た の た の も に 部 正 動 指 載 晶 志 違 の で の で の た の た の た の た の た の た の た の た の た の た の た の た の た の た の た の た の た の た の た の た の で の た の で の た の で の で の で の た の で の で の で の で の で の で の で の で の で の で の で の で の で の で の で の で の で の で の で の で の で の で の で の の で の の で の の で の の で の の で の の で の の で の の で の の で の の で の し の の で の の で の の で の の で の の で の の で の の で の の で の の の で の の の で の の の で の の の で の の の で の の の で の の の の の の の の の の の の の	核新())、休令総国会大大()、教育と体関研地日和合が等会会地教の中語な日孫修域の5的イの主等域育明症動スの者会の部~・ド在催~夕萎確対地一動ら開情動年面イ方は参づ会や等達、在るや応地まな・見域の動校職生
	地の语で域た動で、「なり」である。 である。 その、 で、 の、 で、 の、 た。	てする。	運営の在り方 主的・自発的な参加により行われるものであり 画の作成と共通理解 (5)部活動指導の在り 精選 (6)体罰等の根絶 時間の設定 (7)安全管理と事故発 指導に向けた研修	「枝枝部記録の在心に、「大谷谷市」で、大谷谷市で、大谷谷市で、大谷谷市で、大谷市市、「「、本日の部市、大谷市、「」、本田の市、「」、本田の市、「」、本田の市、「「、大谷市、「」、大谷市、「」、大谷市、「」、 「大谷市、」、大谷市、「」、「大谷市」、」、「」、「大谷市」、」、「」、「大谷市」、」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、」、「」、」、「」、」、「」、」、「」、」、「」、」、「」、」、「」、」、「」、」、「」、」、「」、」、「」、」、「」、」、「」、、、、、、
よび新たな地域ク	新費車ド お壊車デー な機動イ	高等学校の生徒を対象とする	参加にあった。	
います。	時に、「「「」」を見て、「」」である。	交の生命	運営の在り方 主的・自発的な参加 画の作成と共通理解 精選 時間の設定 指導に向けた研修	(法を想定) 関係者間の連携体制の構築等 実施、指導を希望する教員等 通切な休藤日等の設定 適切な休藤日等の設定 」活動と部との大通通理 学校の設置者および校長は尚 容等を生徒や保護者に固迫。
Contract Contraction	「域ンス載字をとす」	高学		 売
シお	と運イ」例し携ドを等て、 で増ける等で、 した。 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、	たび県立	適切な部活動の 適工動は生徒の自 1) 適切な活動計 2) 参加大余等の 3) 休養日・活動 4) 適切な部活動計	たわしつノ活動方針、※新規 な地域クラブ活動方針、※新規 な地域クラブ活動に参加を希望するすべての生徒を想定 地域スポーツ・文化芸術団体等の整備充実、関係者間の連 指導者の質の保障と量の確保、適切な指導の実施、指導を の兼職兼業 三重県部活動ガイドライン2(1)に準にた適切な休藤日 正重県部活動ガイドライン2(3)に準にた適切な休藤日 活動場所として学校等公共施設を活用 会費の適切な設定と保護者等の負担軽減 会全管理と事故発生時の適切かつ迅速な対応 安全管理と事故発生時の適切かの迅速な対応 での市地域クラブ活動への指導助言。学校の設置者 まび市町から地域クラブ活動への指導助言。学校の設置者
重県部活動ガイ ドライ	なす ドキー そうかう きょう ちょう ちょう ちょう ちょう きょう うちょう うちょう うちょう	学校お。	50111111111111111111111111111111111111	「な地域クラブ活動方針、※新規 た地域クラブ活動方針、※新規 た地域クラブ活動 「のな運営や効率的・効果的な活動の推進 地域スポーツ・文化芸術団体等の整備充実、関係者間 地域スポーツ・文化芸術団体等の整備充実、関係者間 指導者の質の保障と量の確保、適切な指導の実施、指 の兼職兼業 三重県部活動ガイドライン2(1)に準じた適切な称 工重県部活動ガイドライン2(3)に準じた適切な称 二重県部活動ガイドライン2(3)に準じた適切なな 活動場所として学校等公共施設を活用 会費の適切な設定と保護者等の負担軽減 会社の適切な設定と保護者等の負担軽減 会社の適切なの迅速な対応 安全管理と事故発生時の適切かつ迅速な対応 で、家庭・地域の相互の連携・協働。地域クラブ活動との許可から地域クラブ活動への指導到言。学校の設 「まび市町から地域クラブ活動への指導到言。学校の設 「まび市町から地域クラブ活動の内容等を生
ل ة ح	基位会動地を置て、	サロシ		親 動るの適 「3を負受っ 働の芸想 動きの適 (3を負受つ 働の法のす整切()活担け迅。 指術推べ構な にに用軽ら速 地導活
出して	化進教重し 庁期音県て か間奏部い	イン 10	 ※ 新 2	★ 果を術の イイ公護なの 連づツ的希団確 ンン共者補適 携活・※ な望体保 22施等償切 ・動文新 活す等、 ○○設のがか 協へ化現 動るの適 13を負受つ 働の芸
転	少を、行内 庁改三ので ・革童「先 文推県三行	イドリ	ドレトを譲渡してもので、「ろう」で、「ちょう」である。	「うっちづ」賃業百百との主と考慮の」で、うちづ」賃業百百との主要で、 「「「」」で、「」」「「」」「」」「」」「」」「」」」「」」」「」」」」」」」」
	てのきて、アクランでの、そので、アクランは、アクランは、アクラン・シーン・シーン・シーン・シーン・シーン・シーン・シーン・シーン・シーン・シー	部制力	倶弗活動ガイドラ・ 枝教育の一環として 学校部活動の意義 部活動の現状と課題 安全面への配慮	たな地域クラブ活動方針、※新規 た地域クラブ活動に参加を希提するすべての件 地域クリブ活動に参加を希提するすべての件 地域スポージ・文化芸術団体等の整備充実、 指導者の質の保障と量の確保、適切な指導の の兼職業業 三重県部活動ガイドリイン2(1)に確じた 回興県部活動ガイドリイン2(3)に確じた 三重県部活動ガイドリイン2(3)に確じた 二重県部活動ガイドリイン2(3)に確じた 二重県市部市大で1000000000000000000000000000000000000
	年に、「「本学校」で、「「本学校」」で、「「「「本学」」に、「「」」で、「」」で、「」」で、「」」で、「」」で、「」」で、「」」で、	※「三重県部活動ガイドライン」は公立中学校および県立とする。	三重県部活動ガイドライン ※ 学校教育の一環としての部活動 1)学校部活動の意義 2)部活動の現状と課題 3)安全面への配慮	
	ちとそ場 令 くさの音和しれのの す 年とれ内の す 年となの	ر 4	3) (3) (3) (3) (3) (3) (4) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1	◎ I 「 1 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0

ι

ŧ

3

別紙 1

学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する	少子化が進む中、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、達やかに部活動改革に取り組 必要。その際、生徒の自主的で多様な学びの場であった部活動の教育的意義を継承・発展させ、新しい価値が創出されるようにすることが重要。 令和4年夏に取りまとめられた部活動の地域移行に関する検討会議の提言を踏まえ、平成30年に策定した「運動部活動の在り方に関する総合的な づくドライン」及び「文化部活動の在り方に関する後合的なガイドライン」を統合した上で全面的に改定。これにより、学校部活動の通知な 近率的・効果的な活動の在り方とともに、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応について、国の考え方を提示。 部活動の地域移行に当たっては、「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下、生徒の望ましい成長を保障できるよう、 りばの持続可能で多様な環境を一体的に整備。地域の実情に応じ生徒のスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することが重要。 ※1は中学生を主な対象とし、高校生も原則適用。エーNは公立中学校の生徒を主な対象とし、高校や私学は実情に応じて取り組むことが望ましい。	正学校部活動の地域重携や 地域のラブ活動への移行に同けた環境整備 新たなスポーツ・文化芸術環境の整備に当たり、多くの関係者が連携・ 筋働して段階的・計画的に取り組むため、その進め方等について示す。	 (主が内容) ・まずは休日における地域の環境の整備を着実に推進 ・まずは休日における地域の環境の整備を着実に推進 ・平日の環境整備はできるところから取り組み、休日の取組の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進 ・①市区町村が運営団体となる体制や、②地域の多様な運営団体が取り組む体制など、段階的な体制の整備を進める ・①市区町村が運営団体となる体制や、②地域の多様な運営団体が取り組む体制など、段階的な体制の整備を進める ・①市区町村が運営団体となる体制や、②地域の多様な運営団体が取り組む 体制など、段階的な体制の整備を進める ・①市区町村が運営団体となる体制や、②地域の多様な運営団体が取り組む 体制など、段階的な体制の整備を進める ・①市区町村が運営団体となる体制や、②地域の多様な運営団体が取り組む 体制など、段階的な体制の整備を進める ・①市区町村が運営体の第合で地域の等待に応じて可能な限的早期の実現を 目指す ・都道府県及び市区町村は、方針・取組内容・スケジュール等を周知 	 N 大会等の在り方の見直し 学校部活動の参加者だけでなく、地域クラブ活動の参加者のニーズ等に 応じた大会等の運営の在り方を示す。 応じた大会等の運営の在り方を示す。 (主な内容) 大会参加資格を、地域クラブ活動の会員等も参加できるよう見直し 大会参加資格を、地域クラブ活動の会員等も参加できるよう見直し 大会参加資格を、地域クラブ活動の会員等も参加できるよう見直し * ときるだけ教師が引客しない体制の整備、運営に係る適正な人員確保 * 全国大会の在り方の見直し(開催回数の精選、複数の活動を経験したい) 生徒等のニーズに対応した機会を設ける等)
^{会和4年12月} 学校部活動及び新たな地域(総合的なガイ	 ○ 少子化が進む中、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、達やかに御活動改革に取り組 む必要。その際、生徒の自主的で多様な学びの場であった部活動の教育的意義を継承・発展させ、新しい価値が創出されるようにすることが重要。 ○ 令和4年夏に取りまとめられた部活動の地域移行に関する検討会議の提言を踏まえ、平成30年に策定した「運動部活動の在り方に関する総合的な ガイドライン」及び「文化部活動の在り方に関する検討会議の提言を踏まえ、平成30年に策定した「運動部活動の在り方に関する総合的な がイドライン」及び「文化部活動の在り方に関する統合的なガイドライン」を統合した上で全面的に改定。これにより、学校部活動の適正な運営や 効率的・効果的な活動の在り方とともに、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応について、国の考え方を提示。 ○ 部活動の地域移行に当たっては、「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下、生徒の望ましい成長を保障できるよう、 地域の持続可能で多様な環境を一体的に整備。地域の実情に応じ生徒のスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することが重要。 ※ I は中学生を主な対象とし、高校生も原則適用。Ⅱ~Nは公立中学校の生徒を主な対象とし、高校中和学者につてれ、高校生も原則適用。 	 学校部活動 教育課程外の活動である学校部活動について、実施する場合の適正な運営等の在り方を、従来のガイドラインの内容を踏まえつし示す。 (++*++cs) 	 ・教師の部活動への関与について、法令等に基づき業務改善や勤務管理 ・ 教師の部活動への関与について、法令等に基づき業務改善や勤務管理 ・ 心身の健康管理・事故防止の徹底、体罰・ハラスメントの根絶の徹底 ・ 心身の健康管理・事故防止の徹底、体罰・ハラスメントの根絶の徹底 ・ 一・ 一・ 一・ 一・ 一、 一、	 (主な内容) ・地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備充実 ・地域スポーツ・文化振興担当部署や学校担当部署、関係団体、学校等の 関係者を集めた協議会などの体制の整備 ・指導者資格等による質の高い指導者の確保と、都道府県等による人材バンクの整備、意欲ある教師等の円滑な兼職兼業 ・競技志向の活動だけでなく、複数の運動種目・文化芸術分野など、生徒の志向等に適したプログラムの確保 ・休日のみ活動をする場合も、原則として1日の休養日を設定 ・公共施設を地域グラブ活動で使用する際の負担軽減・円滑な利用促進 ・困窮家庭への支援

٠

٠

÷.,

•

4

.

三重県部活動ガイドラインおよび 新たな地域クラブ活動方針(中間案)

令和5年月 三重県教育委員会 三重泉教育委員会

はじめに

学校部活動は、スポーツ・文化芸術に興味・関心のある同好の生徒が自主的・自発的に参加 し、各部活動の責任者の指導のもと、学校教育の一環として行われ、教員の献身的な支えによ り、我が国のスポーツ・文化芸術振興を担ってきました。

また、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教員 等との好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に 資するなど、学校という環境における生徒の自主的で多様な学びの場として、教育的意義を有し てきました。

しかしながら、少子化が進展する中、学校部活動を従前と同様の体制で運営することは難しく なってきており、学校や地域によっては存続が厳しい状況にあります。特に、中学校の部活動に おいては、生徒にとって望ましい部活動を持続可能なものとするために、休日における部活動の 段階的な地域移行を進めていく必要があります。

県教育委員会では、令和2年度に「部活動のあり方検討委員会」を設置し、地域移行も含めた持 続可能な部活動のあり方について協議するとともに、令和3年度からは、中学校における休日の 運動部活動の実践研究を、3市町4中学校のモデル校で実施しました。また、中学校の部活動改 革はすべての市町に関わるものであり、地域でさまざまな事情が考えられることから、令和4年 1月から市町と定期的に協議したり、情報交換したりする場を設けるとともに、各市町の取組予 定、進め方、課題となることなどを把握し共有してきました。

国においては、平成31年1月の中央教育審議会で、部活動を学校単位から地域単位の取組とす ることが答申され、令和2年9月には、「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」にお いて、休日の部活動の段階的な地域移行が示されました。また、令和4年6月及び8月には、これ らの具体的な方策について、スポーツ庁及び文化庁に設置した部活動の地域移行に関する検討会 議から各提言が示されたことから、これを踏まえて令和4年12月には「学校部活動及び新たな地 域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」(以下、「国のガイドライン」とする)が 策定されました。

県教育委員会は、平成 30 年 3 月に国のガイドラインを踏まえ、「三重県部活動ガイドライン」 を策定しました。今回、県教育委員会では、これまでの三重県部活動ガイドラインは踏襲しつつ、 「新たな地域クラブ活動」については、国のガイドラインを盛り込む策定方針のもと、「地域連携・ 地域移行」部分について、スポーツ推進局・環境生活部とともに検討し、「三重県部活動ガイドラ インおよび新たな地域クラブ活動方針」(以下、「本ガイドラインおよび方針」とする)を策定しま した。

「本ガイドラインおよび方針」に基づき、生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術活動とな るよう、学校部活動、地域クラブ活動の適切な運営に取り組んでまいります。

「本ガイドラインおよび方針」のうち「三重県部活動ガイドライン」は公立中学校・県立高等学校の生徒を対象とし、「新たな地域クラブ活動方針」については、公立中学校の生徒を対象としています。

目 次

◎ 三重県	A部活動ガイドライン
1 学校	交教育の一環としての部活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(1)	学校部活動の意義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
(2)	部活動の現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
•	① 生徒の健全な成長の視点から
	② 生徒にとって望ましい部活動の視点から
(3)	安全面への配慮・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
2 適切	切な部活動の運営の在り方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
	適切な活動計画の作成と共通理解・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
	参加大会等の精選・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
(3)	休養日・活動時間の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
	 休養日の設定
	 活動時間の設定
(4)	適切な部活動指導に向けた研修・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
(5)	部活動指導の在り方の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
	 部活動の運営
	② 地域人材の活用
	③ 合同チーム・団体の取組
	④ 中学校における部活動の地域連携
(6)	体罰等の根絶・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
(7)	安全管理と事故発生時の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
◎ 新たな	は地域クラブ活動方針
I 新たな	a 地域クラブ活動
1 適切	切な運営や効率的・効果的な活動の推進・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
(1)	参加者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(2)	運営団体・実施主体・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	① 地域スポーツ・文化芸術団体等の整備充実
	② 関係者間の連携体制の構築等
(3)	指導者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	① 指導者の質の保障
	② 適切な指導の実施
	③ 指導者の量の確保
	④ 教員等の兼職兼業
	活動内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	適切な休養日等の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
(6)	活動場所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

.

	(7)会費0	つ適切な	設定	と保	護	者等	の	負	担	怪》	炙・	٠	٠	•	•	•	•	•	•••		•	•	٠	•	٠	٠	1	4
	(8)保険の	つ加入・	•••	• •	•	•••	٠	٠	•	•	••	•	•	•	•	•	•	•	•••	•	•	•	٠	•	٠	٠	1	5
	(9)安全管	管理と事業	 牧発	生時	の	す応	•	٠	•	•	••	•	•	•	•	•	• '	•	• •		•	•	•	•	•	٠	1	5
2	学校との運	連携 等・	• •	• •	•	• •	•	٠	•	•	•••	•	٠	•	•	•	•	•	• •		•	•	•	•	•	•	1	5
	-																											
II 🖞	学校部活動0)地域連	隽・	地域	移征	うに	向	け	たヨ	環均	竟盚	儲備									•							
1	新たなスオ	ポーツ・フ	文化	芸術	環	竟の	整	備	方氵	去		٠	٠	•	•	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	1	7
	(1)休日の	つ活動のる	在り	方等	の		•	٠	•	•	• •	٠	٠	•	•	•	•	•	•••	•	•	٠	•	•	•	•	1	7
	(2)検討体	は 制の 整(備・	• •	•	• •	•	٠	•	•	• •	٠	٠	•	•	•	•	•	•••	•	•	•	٠	٠	•	•	1	7
	(3)指導者	首の確保	•••	• •	•	• •	•	٠	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• •	•	•	•	٠	٠	•	٠	1	8
	(4)段階的	りな体制の	の整	備・	•		•	٠	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	• •		•	٠	٠	٠	٠	•	1	8
2	休日の部派	5動の地	或連	携▪	地址	或移	衍	D.	段	階的	勺拍	進	•	•	•	•	•	•	• •	•	•	•	٠	•	•	•	1	8
3	総合的・言	画的な	取組	• •	•	• •	٠	•	•	•	• •	•	٠	•	•	•	•	•	• •	•	•	•	٠	•	•	٠	1	9
Ш	大会等の在り	リ方の見て	直し			•														,								
1	生徒の大会	会等の参加	加機	会の	確	呆・	•	•	•	•	• •	•	•	٠	•	•	•	•	• •	•	•	•	٠	•	٠	•	2	0
2	大会等へ0)参加の	引率	や運	営	こ係	る	体	制(の茎	を備	ŀ	•	٠	•	•	•	•	•••	•	•	٠	•	•	•	•	2	0
	(1)大会等	許への参 け	加の	引率	•	•••	٠	•	٠	•	•	٠	•	•	•	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	2	0
	(2)大会等			• • •																								
3	生徒の安全	全確保・	•••	• •	•	•••	•	٠	•	•	•	•	٠	•	•	•	•	•	•••	•	•	•	•	•	٠	٠	2	1
終わり	りに・・・			• •																							2	n

(参考)

- ・令和5年度~7年度改革推進期間における休日の部活動の地域連携・地域移行 イメージ(案)
- ・地域連携・地域クラブ活動イメージ図

◎ 三重県部活動ガイドライン

1 学校教育の一環としての学校部活動

(1) 学校部活動の意義

学校部活動(以下、「部活動」とする)は、学校教育の一環として、学級や学年の枠をこえて、興 味と関心をもつ同好の生徒が自主的・自発的に集い、指導者の指導のもと、個人や集団としての 目的や目標を持ち、切磋琢磨することを通して、人間関係の大切さなどを学ぶことができる活動 です。

部活動における教育的意義や効果を高めるため、短期間で活動の成果(試合に勝つなど)を求 めること以上に、生徒が意欲的に参加できる環境づくりや生活のバランスを考慮した運営を心が けるなど、適切かつ効果的な指導が必要です。

(2) 部活動の現状と課題

① 生徒の健全な成長の視点から

県教育委員会の令和4年度学校体育・部活動実態調査によると、本県公立中学校および県立 高等学校(全日制)における部活動への加入率は、中学校では、運動部で約70%、文化部で約 20%の合わせて約90%、高等学校では、運動部で約53%、文化部で約31%の合わせて約84% となっており、多くの生徒が部活動に加入しています。

成長著しい時期や体の発育発達が不安定な時期に、過度な活動(休養日を設けない・長時間の 練習等)や効果的でない活動は、生徒の心身に大きな負担を与えるとともに、部活動以外の様々 な活動に参加する機会を奪うことにもつながります。

加えて、過度な活動が続くことで、対象への興味・関心を失い、ドロップアウト(離脱)やバ ーンアウト(燃え尽き症候群)に陥ることもあります。

そのため、適度な活動に向けては、体養日や活動時間の設定に配慮することが大切です。また、生徒の発育発達には個人差が大きいため、指導者は「個に応じた指導」について配慮するとともに、部活動の指導ではメリハリをつけ、活動終了後は、できるだけ早く帰宅できるよう、帰 宅指導を行うことも大切です。

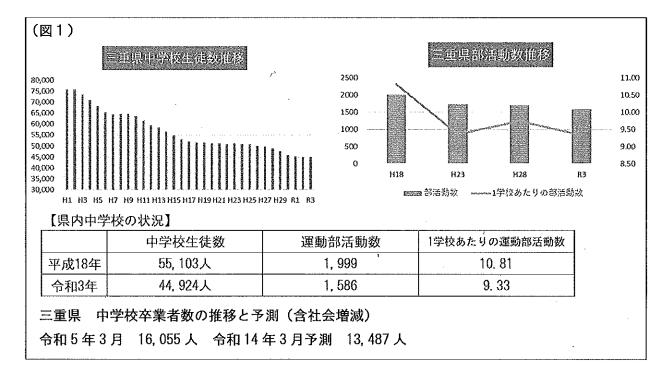
なお、生徒の健全な成長には、家庭の役割も重要であることから、食事や休養(睡眠)等の基本的な生活習慣を身に付けることについて、家庭との連携が不可欠となります。

生徒の家庭生活を充実させるためには、部活動の運営や方針について、家庭と共通理解を図 り、生徒の健全な成長を中心に据える活動が求められています。

② 生徒にとって望ましい部活動の視点から

少子化による生徒数・教員数の減少を背景に、部活動数が減少しており、教員自身が活動経 験のない部活動を指導するケースも見られることから、持続可能性という点において厳しさが 増しています。(※図1参照)

生徒にとって望ましい部活動の環境を整えていくためには、校長は教員の専門性や校務分掌 の状況に加え、負担の度合い、地域人材活用の可能性等も踏まえて顧問を適正に配置すること など、部活動の運営について、実態の把握・見直し等を図っていくことが求められています。



(3) 安全面への配慮

体育・スポーツ活動には、怪我等に結びつきやすい要素や要因が含まれています。特に運動部 活動では、保健体育科の授業よりも、活動の強度や量が増すことから、けが等の発生や、場合によ っては重篤なケースが起こることが考えられます。

(参考)日本スポーツ振興センター「学校事故事例検索データベース」より

H17~R3の障害見舞金件数 体育・保健体育授業 977件、体育的部活動 2545件

H17~R3の死亡見舞金件数 体育・保健体育授業 93件、体育的部活動 229件

「活動しているのだから、怪我や事故は、ある程度起こっても仕方がない」ということではな く、怪我や事故を未然に防止し、安全な活動を継続するため、学校全体において共通理解を図る とともに、手立てや救急体制の明確化等の整備が求められています。

そのため学校は、県教育委員会が作成している「学校管理下における危機管理マニュアル(毎 年度改訂)」や独立行政法人日本スポーツ振興センターが作成している「なくそう運動部活動の 事故」等を参考にして、学校全体で共通理解を図り、事故防止に努めていくことが必要です。

参考文献 ①「学校管理下における危機管理マニュアル(毎年度改訂)」三重県教育委員会 ②「なくそう運動部活動の事故」独立行政法人日本スポーツ振興センター ③「熱中症環境保健マニュアル 2022」環境省
④「公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について(手引き)」
文部科学省、スポーツ庁、文化庁
⑤「兼職・兼業の促進に関するガイドライン」厚生労働省
⑥「スポーツ事故防止ハンドブック(解説編)(フローチャート編)」
独立行政法人日本スポーツ振興センター
⑦「学校教育活動における熱中症事故防止について(通知)」県教育委員会通知

2 適切な部活動の運営の在り方

部活動は生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることを踏まえ、生徒の意思に 反して強制的に加入させることがないようにする必要があります。

また、学校教育の一環として行われる部活動の教育的意義や効果が高まるよう、「生徒の健全 な成長」、「生徒にとって望ましい部活動」の視点から、学校では本ガイドラインおよび方針等に 基づき、活動状況を再確認するとともに、必要に応じて見直すことが大切です。

(1) 適切な活動計画の作成と共通理解

学校は、学校教育目標や本ガイドラインおよび方針等に基づき、部活動の意義を踏まえた学校 部活動運営方針を作成し、各部活動の指導者をはじめ全教職員は、この方針で示された指導のね らい、指導上の留意点等について共通理解することが必要です。そのうえで、指導者の指導理念 を示すとともに、生徒の志向や能力、保護者の願いなどを十分に汲み取り、各部活動の活動計画 等を立てることが必要です。

指導者は、活動方法の工夫等を行いながら、過度な指導とならないよう、生徒の発育・発達段階 に応じた活動日数や活動時間を設定し、年間計画・月間計画・日々の活動計画を立てることで、生 徒に活動の見通しを持たせながら、活動を展開させていきます。

また、運動部活動では、指導計画等を立てるにあたって、大学や研究機関等での科学的な研究 や科学的根拠等から得られたスポーツ医・科学の視点を取り入れることも大切です。

学校部活動運営方針や各部活動の活動計画と活動実態(時間、内容等)を、適宜、振り返ることで、部活動が適切に運営されているかどうか検証し、必要に応じて見直すことが大切です。

県教育委員会は、本ガイドラインおよび方針を踏まえた各校での取組状況(活動運営方針、休養日・活動時間の設定等)について、学校体育・部活動実態調査(県教育委員会事務局保健体育課 実施)等を通して把握し、指導・助言します。

【各部活動の活動計画作成にあたって】

- 学校教育目標および「学校部活動運営方針」を基に計画する。
- 生徒の発育・発達段階、運動能力、活動経験等を考慮する。
- 参加する大会等の期日を考慮し、基礎練習期、大会等の想定練習期、大会・コンクール期、
 休養期の設定等、練習と休養のバランスに配慮する。

(参加大会等および校外活動の精選、種目(競技)の特性等も考慮し計画する)

- 体育大会・文化祭などの学校行事に配慮する。
- 放課後活動は、日没時刻等の安全面を考慮し、下校時刻を守る。
- ※ 校長は、各部活動の計画およびその活動について確認し、必要に応じて改善を図る。

※ 活動計画は、保護者等にも示し、理解を得ることが大切である。特に、校外での活動にあたっては、「いつ・どこで・どのような大会等」があるかを事前に早く知らせるとともに、 参加方法等の詳細についても伝える必要がある。

(2)参加大会等の精選

日常活動の成果を発揮する場として、県学校体育(文化)連盟主催の大会やコンクールのほか、関係団体が主催する大会等が多く開催されています。

特に、関係団体が主催するものは、週休日(休日)に開催されることが多いため、生徒や指導者は、週休日に休養が取りにくくなります。

大会等への参加は、日常活動の成果や課題を確認できるなど、十分に意義のあるものですが、 生徒・指導者の健康面や安全面、さらには費用等の負担についても配慮することが大切です。そ のため、学校においては、生徒・保護者へ理由等を十分説明したうえで、参加する大会やコンク ール、校外での練習試合、合同練習会について精選することが必要です。

(3) 休養日・活動時間の設定

① 休養日の設定

成長期にある生徒のスポーツ障害や事故を防ぐためには、休養日を設定し、生徒の心身の 疲労回復や負担軽減を図ることが必要です。特に、中学生の時期は、個人差もありますが、 呼吸器や循環器系が発達する頃といわれます。このように発育・発達過程にある不安定な時 期には、オーバーワークにならないよう配慮することが大切です。

過度な活動により、「部活動の練習等で疲れて、授業に集中できない」というようなこと では、学校教育の一環としての活動から外れたものになってしまいます。

指導者が生徒のことを考え、「上達させたい」や「大会で勝たせたい」と願い、生徒も 「大会等で結果を残したい」という思いから人一倍練習しようとすることもありますが、生 徒の健康や安全を最優先し、活動計画を立て、活動の見通しを持つことが必要です。

【中学校】(義務教育学校後期課程、特別支援学校中学部を含む)

☆ 1週間のうち、2日は休養日を設定する。(うち、1日は土曜日又は日曜日とする)

【高等学校】(特別支援学校高等部を含む)

☆ 1週間のうち、1日は休養日を設定する。(土曜日又は日曜日の1日とする)

- ※ 各学校での設定については、「全ての部活動が一斉に設定する」「(活動場所の有効利用 等を考慮し)部活動によって違う曜日に設定する」ことが考えられる。各学校の実情に合わ せ、休養日を設定する。
- ※ 大会開催等により、上記のとおり休養日が設定できない場合は、事前に活動計画等により 校長の承認を得るとともに、できる限り同一週に休養日を設定する。
- ※ 生徒の状況(疲労の様子等)によっては、休養日を複数日設定する。
- ≪週休日に休養日を設定できない場合の対応例≫
- 〇 各学校体育・文化連盟等が開催する大会等について、会場借用や役員派遣の関係から、週休日に大会等を開催せざるを得ない実態がある。年間又は月間の活動計画により、活動(参加大会等)の見通しを持ち、必ず休養日を設定する。
- 週休日に開催される大会等において、勝ち進むなどの理由から、引き続き、翌週の週休日
 にも活動しなければならない場合は、適宜、その間の平日に休養日を設定したり、その大会
 等の終了後、まとめて(連続した)休養日を設定したりする。

平成31年3月改訂 三重県部活動ガイドラインより

② 活動時間の設定

活動時間については、生徒の体力や技能を考慮し、過度な負担にならないようにするとともに、競技の特性やシーズンの有無も考慮しながら適切に設定することが大切です。

活動時間を適切に設定することにより、生徒の家庭学習や睡眠時間の確保等につなげられます。

活動は、その質(取組方法等)に重点を置き、各部活動の指導者が策定した活動計画(大 会・コンクール期、取組充実期、休養期)等を踏まえ、適切な活動時間を計画します。

「長時間の活動」が好成績につながるとは限りません。指導者は、活動の質を高め、短時 間で効果的な活動により成果が出せるよう、日々の活動を見直すことが大切です。

【中学校】(義務教育学校後期課程、特別支援学校中学部を含む)

☆ 平日は、2時間以内とする。

☆ 週休日および休日(長期休業期間を含む)は、3時間以内とする。

【高等学校】(特別支援学校高等部を含む)

☆ 平日は、3時間以内とする。

☆ 週休日および休日(長期休業期間を含む)は、4時間以内とする。

※ 土・日曜日や休日、また始業前に活動する場合は、生徒・保護者の理解を得たうえで、安 全面に配慮することはもとより、生徒の心身の健康状態や学習活動に対する影響を考え、計 画することが大切である。

※ 放課後の活動時間については、日没時間を考慮して下校時刻を設定するなど、季節等によって活動できる時間を変更するような安全面での配慮が必要である。

※ 活動時間とは、活動場所への移動、準備や後片付け以外のスポーツ・文化芸術活動に充て る時間をいう。

なお、活動時間以外の時間も、できるだけ短時間に終えるようにする。

(大会等(練習試合等を含む)では、上記の活動時間の設定と異なる計画となることもある が、大会等の前後に休養日を設定するなど、健康・安全に配慮し、過度な負担にならないよ う留意する。)

≪活動時間を延長する必要がある場合≫

○ 大会前等、やむを得ない事情から活動時間を延長する場合は、事前に活動計画等により、 校長の承認を得る。

平成31年3月改訂 三重県部活動ガイドラインより

(4) 適切な部活動指導に向けた研修

円滑な部活動の運営を目指す時、指導者による生徒への声掛けは大切なものとなります。そ のため、指導者自身の経験則に頼るのではなく、その活動についての専門的な知識や最新の指 導方法を身に付けることで、より自信を持って指導にあたることができるようになります。

指導書等から学ぶことも一つの方法ですが、技術指導のためだけではなく、生徒の健全な成 長、望ましい部活動運営、生徒の安全確保等の指導者自身の指導力向上の観点からも、研修会 に積極的に参加することが大切です。

県教育委員会や関係団体が開催する指導者向けの研修会では、指導に関する不安や悩みだけ でなく、生徒の実態に応じた練習方法等を講師に直接尋ねることができるため、その後の指導 のイメージにつなげやすくなります。

(5) 部活動指導の在り方の見直し

部活動の運営

部活動の設置・運営は学校の判断により行われるものです。その本来の目的を十分に果た し、生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境となるよう、部活動を実施する場合に は、生徒や教員の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確 保の観点から円滑に部活動を実施できる部活動数を設置する必要があります。

例えば、令和4年度学校体育・部活動実態調査によると、本県公立中学校および県立高等 学校における運動部顧問の配置数(1部あたりの平均)は、公立中学校で1.8人、県立高等 学校(全日制)で2.6人です。小規模校では難しい面があるかもしれませんが、一人の顧問 が全てを担当しなくても、顧問を複数配置することで役割を分担する指導の在り方もありま す。

技術的な指導はできなくても、生徒の活動を見守ったり、一緒に活動したりすることで、 生徒の気持ちに寄り添う指導者の存在は大切なものです。

技術的な指導においては、生徒や日常の活動の実態等を十分に考慮しながら、状況によっては、専門性を有する指導者(外部指導者等)に指導の協力を依頼し、協力を得ることも効 果的です。

適切かつ効果的な指導により、生徒の活動への興味・関心を高めることは、生涯を通じて スポーツや文化芸術活動を継続する力になります。

② 地域人材の活用

専門的な指導を求める生徒や保護者のニーズに応えつつ、教員の負担軽減に向けても、地 域の専門性を有する指導者から指導・助言を得ることは有効です。

地域人材を活用することは、地域の教育力を活かすということであり、地域と協働した学 校づくりにつながります。

県教育委員会および市町教育委員会等、学校設置者は、学校の実態等に応じて、指導内容 の充実、生徒の安全確保、教員の働き方改革推進の観点から、円滑に部活動を実施できるよ う、地域人材の活用に向け積極的に取り組みます。

地域人材の活用にあたっては、部活動が学校管理下において行われる活動であることを踏

まえ、外部の指導者に対し、事前に校長から学校部活動運営方針等を説明し、十分に理解を 得たうえで指導にあたってもらうことが必要です。

③ 合同チーム・団体の取組

団体で大会・コンクールに参加する部活動においては、生徒数の減少に伴い、単一校で生 徒のニーズに応じた部活動が設置できなかったり、チーム編成が成り立たなかったりし、生 徒の希望に応じることができない状況が生じています。

少人数の部活動において合同チーム・団体を編成することは、生徒に大会参加の機会を与 え、活動に継続して親しむことができる機会の確保にもつながります。

合同チーム・団体の編成を検討・実施するにあたっては、当該校の校長・指導者間におい て、移動手段等生徒引率に伴う安全確保や練習時間、練習場所、指導体制等を確認し、生徒 や保護者の理解を得たうえで進めることが必要です。

④ 中学校における部活動の地域連携

学校や地域の実態に応じて、学校と地域が連携し生徒にとって望ましい部活動の環境を整 えていく必要があります。

また、各市町の協議会等で検討のうえ、各学校の部活動が学校種を越え、高等学校等との 合同練習を実施したり、地域クラブ活動と共同で実施したりするなど連携を深め、生徒同士 が切磋琢磨するなど、多様な交流の機会を設けることも大切です。

(6) 体罰等の根絶

部活動の指導は、生徒の健康状態、心身の発達状況、技能の習熟度、安全確保等を総合的に 考え、合理的な内容と方法により行う必要があります。

指導と称して殴る、蹴る等の行為はもちろんのこと、その他、特定の姿勢を長時間にわたっ て保持させる等の行為によって生徒に心身の苦痛を与えたり、パワーハラスメントと判断され る言葉や態度による脅し、威圧・威嚇的発言や行為、セクシャルハラスメントと判断される発 言や行為等、生徒の人間性や人格の尊厳を損ね否定したりする行為は決して許されません。体 罰等は、直接行為を受けた生徒のみならず、その場に居合わせてその行為を目撃した生徒の心 にも悪影響を及ぼします。

体罰は教育基本法でも禁じられている決して許されない行為です。部活動の指導において、 体罰を「厳しい指導」として正当化することは、あってはなりません。研修等を重ね、指導力 の向上を図り、生徒の「心に響く指導」を心がけてください。

なお、これらの行為については、部活動内の先輩、後輩等の生徒間でも同様のことが行われ ないよう注意を払うことが必要です。

(7) 安全管理と事故発生時の対応

部活動は、学校管理下において行われる活動であり、生徒の安全な活動が大前提となりま す。そのため、実施にあたっては、一人の指導者だけでなく、できれば複数の指導者による指 導・監督体制が望まれます。

日ごろから、生徒と指導者が事故防止に対する意識を高めるとともに、事故を未然に防ぐた めの行動がとれるようにすることが大切です。そして、万が一の状況が発生した場合には、関 係者が適切かつ迅速に対応することが重要です。(※参考文献①②⑥参照)

健康状態の把握

- 指導者は、部員が日ごろから自分の健康管理について関心を持つよう指導するととも
 に、部員が、自分の身体に異変を感じた時に、直ちに指導者に伝わる体制等(伝えやすい
 環境づくりなど)を整える。
- 指導者は、体調がすぐれない生徒に対して、活動を中止させるなど、適切な対応をと る。
- 健康診断等で異常が認められた生徒に対しては、保護者、養護教諭、学級担任等との連携を密にし、活動の可否の確認や健康状態の把握に努める。

❷ 個人の能力に応じた指導

- 生徒の個人差に十分配慮した活動内容や方法を工夫し、「易→難」等、段階的な指導を 行う。
- 特に運動部では、非日常的な身体活動が展開される場合がある。新しい内容(技)や難 度の高い技術の練習には、必ず指導者が付き添い、生徒に無理がかかる状況をつくらない など、能力に応じた活動とする。

特性を踏まえた合理的な指導 センション

- 「なぜ、この練習が必要なのか」、「この練習を繰り返し行うことで、どのような力が 身に付くのか」など、活動の目的や方法について、生徒に理解させる。
- 基本となる技能(柔道の受け身等)を大切にした活動を丁寧に実践することで、事故を 未然に防ぐ。
- 科学的な指導内容や方法を積極的に取り入れるようにする。このことは、生徒の発達の 段階を考慮せず、肩、肘、腰、膝などの酷使によるスポーツ障害を防ぐためにも必要であ る。

施設・設備等の安全点検と安全指導

- 活動場所や使用器具等の安全点検を設定・実施し、生徒にも安全確認の習慣化を図るようにする。
- サッカー(ハンドボール)ゴールにぶら下がり、ゴールと一緒に転倒してしまうことに よる事故が発生している。ゴールは、適切に設置(固定等)するとともに、正しく取り扱 うよう事前指導を行う。

6 指導時の指導者の立会

- 安全な実施のため、原則、指導者は活動場所で指導する。
- 指導者が活動場所に立ち会えない場合は、他の顧問等と連携、協力したり、危険性が高いと考えられる活動を生徒が行わないよう指導したりして、生徒の能力に応じた段階的な

活動をするなど、安全に配慮することが大切である。

○ 適切に活動計画を立て、日ごろから安全に配慮した指導を行うことが、生徒はもとより 指導者の不安をなくすことにもつながる。

⑥ 部活動時の生徒等の輸送に係わる交通安全対策

「部活動等における児童生徒の輸送に係わる交通安全対策について(三重県教育委員会 平成7年3月23日 教教第183号、令和3年3月10日 教委第20-553号にて一部改 正) 」の通知に基づき、生徒の移動中における事故の未然防止を図る。

部活動時の生徒等の輸送に係り、市町において別に規定等がある場合は、その規定に基 づき対応する。

⑦ 天候等を考慮した指導

1 熱中症対策

○ 活動時の気象情報には十分留意する。特に、夏の高温・多湿の状況下においては、適切 な水分補給や健康観察を行い、熱中症等に注意する。

熱中症を予防するためには気温や湿度など環境条件に配慮した活動が必要である。活動 現場の環境条件を把握する指標として暑さ指数(WBGT)が用いられており、暑さ指数を基 準とする運動や各種行事の指針を予め整備することで、客観的な状況判断・対応が可能に なる。

学校は、熱中症警戒アラート発表時の対応も含め、暑さ指数の測定場所や測定のタイミ ング、指数の記録及び関係する教職員への伝達体制を整備する必要がある。部活動の指導 者は、活動の前や活動中に暑さ指数を測定し危険度を把握するとともに、指数に応じた注 意事項等を参考にすることで、より安全に部活動を行うことができる。例えば、運動部活 動は、体育よりも運動強度が高いことや防具を着用する競技では薄着になれないこと等、 よりきめ細かな配慮が必要である。(※参考文献③⑦参照)

各県立学校においては、令和5年8月4日付け県教育委員会事務局通知により、以下の とおり対応することとする。

【暑さ指数(WBGT)に基づいた対応】

- (1)活動場所の暑さ指数(WBGT)が31℃以上の場合 ⇒ 「運動は中止する」
- (2)活動場所の暑さ指数(WBGT)が28℃以上31℃未満の場合
 - ⇒ 「熱中症の危険性が高いため、激しい運動や体温が上昇しやすい運動は避け、 必要に応じて運動は中止する」

(3) 部活動における各種大会への参加 ⇒ 「大会主催者の指示に従う」

2 その他荒天時の判断

○ 雷や暴風等に対して、活動の中止や中断の判断が的確に行えるよう、気象情報の収集に 努める。事前に、生徒(保護者)へ判断基準を示し、生徒が自ら考え、適切に判断できる よう指導することも大切である。

◎ 新たな地域クラブ活動方針

I 新たな地域クラブ活動

公立中学校において、部活動の維持が困難となる前に、学校と地域との連携・協働により、生徒 のスポーツ・文化芸術活動の場として、新たに地域クラブ活動を整備する必要があります。

地域クラブ活動は、学校の教育課程外の活動として、社会教育法上の「社会教育」【主として、 青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動(体育およびレクリエーション活動を含む。)】 の一環として捉えることができ、また、スポーツ基本法や文化芸術基本法上の「スポーツ」「文化 芸術」として位置付けられるものとされることから、学校と連携し、部活動の教育的意義を継承・ 発展しつつ、スポーツ・文化芸術の振興の観点からも充実を図ることが重要とされています。

これを踏まえ、部活動で担ってきた生徒のスポーツ・文化芸術の機会を地域スポーツ・文化芸 術から支えにいくという視点も有しつつ、新たな地域クラブ活動の在り方や運営体制、活動内容 等について示します。県および市町においては、生徒が生涯にわたってスポーツ・文化芸術に親 しむ機会を確保し、生徒の心身の健全育成等を図るためだけでなく、地域住民にとってもより良 い地域スポーツ・文化芸術環境となることを目指し、地域のスポーツ・文化芸術団体、学校等の関 係者の理解と協力の下、地域の実情に応じ、できるところから取組を進めていくことが望まれま す。

1 適切な運営や効率的・効果的な活動の推進

(1) 参加者

新たな地域クラブ活動に参加を希望するすべての生徒を想定することとします。

- (2) 運営団体・実施主体
 - ① 地域スポーツ・文化芸術団体等の整備充実

【地域スポーツ団体等】

- ア 市町は、関係者の協力を得て、地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備充実を支援 するものとします。その際、運営団体・実施主体は、総合型地域スポーツクラブやスポーツ 少年団、スポーツ・体育協会、競技団体、クラブチーム、プロスポーツチーム、民間事業者、 大学、学校と関係する組織・団体(地域学校協働本部、保護者会、同窓会、複数の学校の運 動部が統合して設立する団体など)や市町自体が運営団体となることが想定されます。
- イ 県および市町ならびに県スポーツ協会をはじめとするスポーツ団体等は、「スポーツ団 体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>」を運営団体・実施主体等に対して広く周 知・徹底します。また、運営団体・実施主体は、「スポーツ団体ガバナンスコード<一般ス ポーツ団体向け>」に準拠した運営を行うことが望まれます。

【地域文化芸術団体等】

市町は、関係者の協力を得て、地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備充実を支援 するものとします。その際、運営団体・実施主体は、文化芸術団体等に加え、地域学校協働 本部や保護者会、同窓会、複数の学校の文化部が統合して設立する団体など、学校と関係

する組織・団体も想定されます。なお、市町自体が運営団体となることも想定されます。

- 2 関係者間の連携体制の構築等
 - ア 県および市町は、首長部局や教育委員会の中の地域スポーツ・文化振興担当部署や社会 教育・生涯学習担当部署、学校の設置・管理運営を担う担当部署、地域スポーツ・文化芸術 団体、学校、保護者等の関係者からなる協議会などにおいて、定期的・恒常的な情報共有・ 連絡調整を行い、緊密に連携する体制の整備に努める必要があります。
- イ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、例えば、年間の活動計画(活動日、休養日及び 参加予定大会等の日程)および毎月の活動計画(活動日時・場所、休養日及び大会等参加日 等)を策定し、公表するものとします。その際、協議会等の場も活用し、地域におけるスポ ーツ・文化芸術団体等での活動中の生徒同士のトラブルや事故等の対応を含む管理責任の 主体を明確にし、共通理解を図るものとします。
- (3) 指導者

① 指導者の質の保障

【地域スポーツクラブ活動】

- ア 県および市町は、生徒にとってふさわしい地域スポーツ環境を整備するため、専門性や 資質・能力を有する指導者の確保に努める必要があります。
- イ スポーツ団体等は、より多くの指導者が自ら公認スポーツ指導者資格の取得の促進など をめざすよう取り組むものとします。その際、指導技術の担保や生徒の安全・健康面の配 慮など、生徒への適切な指導力等の質だけでなく、暴言・暴力、行き過ぎた指導、ハラスメ ント等の行為も根絶するよう取り組むものとします。

また、指導者に暴力等の問題となる行動が見られた場合への対応について、自ら設ける 相談窓口のほか、日本スポーツ協会等の統括団体等が設ける相談窓口を活用し、公平・公 正に対処するものとします。また、スポーツ団体とは別の第三者が相談を受け付け、各競 技団体等と連携しながら対応する仕組みも必要に応じて検討することが望まれます。

ウ 指導者は、スポーツ医・科学に精通したスポーツドクターや有資格のトレーナー等と緊密に連携するなど、生徒を安全・健康面への配慮等の面で支えるものとします。 (※参考文献②参照)

【地域文化クラブ活動】

- ア 県および市町は、生徒にとってふさわしい文化芸術等に親しむ環境を整備するため、各 地域において、専門性や資質・能力を有する指導者の確保に努める必要があります。
- イ 文化芸術団体等は、指導者の質を保障するための研修等実施の際、これまでの文化部活 動の意義や役割について、地域単位の活動においても継承・発展させ、新しい価値が創出

されるよう、学校教育関係者等と必要な連携をしつつ、発達段階やニーズに応じた多様な 活動ができるように留意する必要があります。

- ウ 文化芸術団体等及び指導者は、練習が過度な負担とならないようにするとともに、生徒の安全の確保や暴言・暴力、行き過ぎた指導、ハラスメント等の行為も根絶するよう取り 組むものとします。また、指導者に当該行為が見られた場合への公平・公正な対処について、自ら設ける相談窓口の設置及びその周知や、県や市町など文化芸術団体とは別の第三 者が相談を受け付け、各団体等と連携しながら対応する仕組みを必要に応じて検討することが望まれます。
- エ 文化芸術団体等は、文化芸術活動で留意する必要がある著作権について研修等を行うな ど、地域における文化芸術活動の中で指導者の理解を深めるよう努める必要があります。

適切な指導の実施

- ア 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、参加者の健康面への配慮、事故防止および体 罰・ハラスメントの根絶に向けた取組を徹底することとし、県および市町は、適宜、指導助 言を行う必要があります。【三重県部活動ガイドライン 2(6)(7)に準ずる】
- イ 指導者は、生徒との十分なコミュニケーションを図りつつ、適切な休養、過度の練習の 防止や合理的かつ効率的・効果的な練習の積極的な導入等を行う必要があります。(※参 考文献②参照)また、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正し い知識を研修等で修得するよう努めるものとします。【三重県部活動ガイドライン 2(3) (4)に準ずる】
 - ウ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、中央競技団体または部活動に関わる各分野の 関係団体等の指導手引を活用して、指導を行うよう努めるものとします。
- ③ 指導者の量の確保
 - ア 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、スポーツ・文化芸術団体の指導者のほか、部活 動指導員や、退職教員、教員等の兼職兼業、企業関係者、公認スポーツ指導者、スポーツ推 進委員、競技・活動経験のある大学生、保護者などの人材から指導者を確保するものとし ます。
 - イ 県は、域内におけるスポーツ・文化芸術団体等の協力を得ながら、指導者の発掘・把握に 努めることとします。
 - ウ 県、市町および地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、生徒が優れた指導者から指導 を受けられるよう、必要に応じ ICT を活用した遠隔指導ができる体制を整えることが望ま れます。

- ④ 教員等の兼職兼業(※参考文献④⑤参照)
 - ア 教育委員会は、国が示す手引き等も参考としつつ、地域クラブ活動での指導を希望する 教員等が、円滑に兼職兼業の許可を得られるよう、規程や運用の改善を行う必要があります。
 - イ 教育委員会が兼職兼業の許可をする際には、教員等の本人の意思を尊重し、指導を望ん でいないにもかかわらず参加を強いられることがないよう十分に確認するとともに、勤務 校等における業務への影響の有無、教員等の健康への配慮など、学校運営に支障がないこ との校長の事前確認等も含め、検討して許可する必要があります。
 - ウ 地域のスポーツ・文化芸術団体等は、教員等を指導者として雇用等する際には、居住地 や、異動・退職等があっても当該教員等が当該団体等において指導を継続する意向の有無 等を踏まえて、継続的・安定的に指導者を確保できるよう留意する必要があります。また、 兼職兼業に係る労働時間等の確認等を行うに当たっては、厚生労働省の「副業・兼業の促 進に関するガイドライン」も参照し、教員等の服務監督を行う教育委員会等及び地域のス ポーツ・文化芸術団体等は連携して、それぞれにおいて勤務時間等の全体管理を行うなど、 双方が雇用者等の適切な労務管理に努める必要があります。

(4)活動内容

- ア 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、競技・大会等志向で特定の種目や分野に継続 的に専念する活動だけではなく、生徒の志向や体力等の状況に適したスポーツ・文化芸術 に親しむ機会を、指導体制に応じて段階的に確保していくことも大切です。
- イ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、地域の実情に応じ、生徒の自主的・自発的な活動を尊重しつつ、総合型地域スポーツクラブなど他の世代向けに設置されている活動に生徒が一緒に参画できるようにすることも考えられます。
- ウ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、当該団体のスポーツ・文化芸術活動の活動計 画等について、生徒や保護者に対する周知に努めるものとします。【三重県部活動ガイド ライン 2(1)に準ずる】

(5) 適切な休養日等の設定

地域クラブ活動に取り組む時間については、競技・大会等志向の強いものも含め、生徒の志 向や体力等の状況に応じて適切な活動時間とする必要があります。地域クラブ活動の運営団体・ 実施主体は、生徒の心身の成長に配慮して、健康に生活を送れるよう、下記の活動時間を遵守 し、休養日を設定し、その際、移行期間において部活動と地域クラブ活動が併存することから、 生徒の成長や生活全般を見通し、運営団体・実施主体と学校を中心とした関係者が連携し、調 整を図ることが求められます。【三重県部活動ガイドライン 2 (3) に準ずる】 ア 学校の学期中は、1週間のうち、2日は休養日を設定します。(うち、1日は土曜日、または日曜日とする)

地域クラブ活動を休日のみ実施する場合は、原則として週あたり1日を休養日とし、休 日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の休日に振り替えます。

- イ 学校の長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行います。また、生徒が十 分な休養を取ることができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設けます。
- ウ 1日の活動時間は、平日は、2時間以内とします。週休日及び休日(長期休業期間を含む)に活動する場合は、3時間以内とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行います。(活動時間とは、活動場所への移動、準備や後片付け以外のスポーツ・芸術文化等の活動に充てる時間をいう。)
- エ 休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、定 期試験前後の一定期間等、各部共通、学校全体、市町共通の休養日を設けることや、週間、 月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられます。
- (6)活動場所
 - ア 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、公共のスポーツ・文化施設や、社会教育施設、 地域団体・民間事業者等が有する施設だけではなく、地域の中学校をはじめとして、小学校 や高等学校、特別支援学校や、廃校施設を活用することも考えられます。
 - イ 営利を目的とした学校施設の利用を一律に認めていない市町においては、地域クラブ活動 を行おうとする民間事業者等が、学校施設の利用が可能となるよう規則の制定や運用の改善 を行うことが望まれます。
 - ウ 県教育委員会および市町は、地域クラブ活動を行う団体等に対して学校施設、社会教育施 設や文化施設等について低廉な利用料を認めるなど、負担軽減や利用しやすい環境づくりを 行うことが望まれます。
- (7) 会費の適切な設定と保護者等の負担軽減
 - ア 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、生徒や保護者、地域住民等の理解を得つつ、活動の維持・運営に必要な範囲で、適切な会費を設定することが求められています。
 - イ 県教育委員会および市町は、保護者負担の軽減を図るため国の制度などを活用しながら、 経済的に困窮する家庭の生徒の地域クラブ活動への参加費用の支援等の取組を推進します。
 - ウ 市町は、地域クラブ活動の運営団体・実施主体が、地元の企業等の協力を得て、企業等が 有する施設の利用や設備・用具・楽器の寄附等の支援を受けられる体制の整備や、家庭の参

加費用の負担軽減に資する取組等を推進することも考えられます。その際、企業からの寄附 等を活用した基金の創設や、企業版ふるさと納税の活用等も考えられます。

- エ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、「スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポー ツ団体向け>」に準拠し、公正かつ適切な会計処理を行い、組織運営に透明性を確保するため、関係者に対する情報開示を適切に行う必要があります。
- (8)保険の加入
 - ア 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、指導者や参加する生徒等に対して、自身の怪 我等を補償する保険や個人賠償責任保険に加入するよう促す必要があります。 その際、これまでの活動状況・怪我や事故の発生状況等を踏まえ、怪我や事故が生じても 適切な補償が受けられるようにすることが求められています。
 - イ 各競技団体又は生徒のスポーツ・文化芸術活動に関わる各分野の関係団体等は、それぞれの特性やこれまでの活動状況・怪我や事故の発生状況等を踏まえ、適切な補償内容・保険料である保険を選定し、怪我や事故が生じても適切な補償が受けられるようにすることが求められています。

(9) 安全管理と事故発生時の対応

地域クラブ活動は、運営団体・実施主体の管理下において行われる活動であり、生徒の安 全な活動が大前提となります。日ごろから、生徒と指導者が事故防止に対する意識を高める とともに、事故を未然に防ぐための行動がとれるようにすることが大切です。そして、万が 一の状況が発生した場合には、関係者が適切かつ迅速に対応することが重要です。(※参考 文献①②⑥参照)

- 2 学校との連携等
 - ア 部活動の教育的意義や役割を継承・発展させ、地域での多様な体験や様々な世代との豊かな交流等を通じた学びなどの新しい価値が創出されるよう、学校・家庭・地域の相互の 連携・協働のもと、スポーツ・文化芸術活動による教育的機能を一層高めていくことが大切です。
 - イ 地域クラブ活動と部活動との間では、運営団体・実施主体や指導者が異なるため、協議 会等の場を活用し、活動方針や活動状況、スケジュール等の共通理解を図るとともに、関 係者が日々の生徒の活動状況に関する情報共有等を行い、学校を含めた地域全体で生徒の 望ましい成長を保障することが大切です。その際、兼職兼業により指導に携わる教員が在 籍する場合は、その知見を活用することが望まれます。
 - ウ 県および市町は、新たな地域クラブ活動の運営団体・実施主体の取組状況を適宜把握し、 必要な指導助言を行うことが大切です。

エ 学校の設置者および校長は、地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等も 生徒や保護者に周知するなど、生徒が興味関心に応じて自分にふさわしい活動を選べるようにする必要があります。

Ⅱ 学校部活動の地域連携・地域移行に向けた環境整備

部活動の地域連携・地域移行に向けた新たなスポーツ・文化芸術環境の整備を進めるにあた っては、教育委員会およびスポーツ・文化振興担当部署、社会教育等の担当部署、地域スポー ツ・文化芸術団体、学校、保護者など多くの関係者が連携・協働して段階的・計画的に取り組む 必要があります。

地域の実情に応じた生徒のスポーツ・文化芸術活動となるよう、関係者の共通理解の下、生 徒・保護者に広く周知するとともに、できるところから取組を進めていくことが求められてい ます。

1 新たなスポーツ・文化芸術環境の整備方法

- (1)休日の活動の在り方等の検討
- ア 地域における新たなスポーツ・文化芸術環境の整備について、まずは、休日における地域 の環境の整備を進め、休日と平日で指導者が異なる場合には、指導者等の間で指導方針や生 徒の活動状況の共有を定期的に図るなど、生徒や保護者等へ丁寧に説明することが求められ ています。
- イ 地域の実情等によっては、平日と休日を一体として取り組むことや、平日から先に取り組 むこともあり得るため、どのような進め方が当該地域の実情等に照らしてふさわしいかにつ いては、各市町における協議会等において、関係者間で丁寧に調整をした上で方針を決定す ることが大切です。

(2)検討体制の整備

ア 県および市町は、教育委員会やスポーツ・文化振興担当部署、地域のスポーツ・文化芸術団体、学校、保護者等の関係者からなる「協議会」等を設置し、生徒のニーズを把握し、新たなスポーツ・文化芸術環境の整備方法等を検討することが求められています。

また、地域のスポーツ・文化芸術環境の整備を進める観点から、教育委員会とスポーツ・文 化振興担当部署など関係部署が連携・協力して取り組むことが求められています。

- イ 県は、指導者の状況をはじめ当該県域内のスポーツ・文化芸術環境に関する情報を集約し、 域内の市町に対し提供するなど、広域的な調整や学校の設置者に対する助言・支援を行うと ともに、指導者資格を保有している者に対して、県が設置する指導者リーダーバンクへの登 録を勧奨するものとします。
- ウ 市町のスポーツ・体育協会や文化振興財団・文化協会などの団体は、地域の各スポーツ・文 化芸術団体等の取組の助言・支援を行うよう努めることとします。
- エ 市町競技団体や生徒のスポーツ・文化芸術活動に関わる関係団体等は、県関係団体等の支援や助言を受けつつ、指導者の養成・派遣や活動プログラムの提供などにより、地域スポーツ・文化芸術環境の整備に参画するよう努めることとします。

(3) 指導者の確保

県および市町は、指導者の確保について、生徒にとってふさわしい地域スポーツ・文化芸 術環境を整備するため、地域において、専門性や資質・能力を有する指導者の確保に努める ものとします。なお、県は、スポーツ・文化芸術団体等の協力を得ながら、研修会の開催など 指導者の育成に努め、リストの作成や提供により、市町および地域クラブ活動の運営団体・ 実施主体の指導者の配置を支援します。

また、地域クラブ活動での指導を希望する教員等を活用する場合に、円滑に兼職兼業の許可を得られるよう、14ページ④イで記載のことに留意したうえで教育委員会は、規程や運用の改善を行う必要があります。(※参考文献④⑤参照)

(4) 段階的な体制の整備

部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備に当たっては、地域の実情 に応じたスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、生徒の体験格差を解消する観点から、例 えば、以下のような体制の整備を段階的に進めることが考えられます。

- ア 市町が運営団体となり、あるいは市町が中心となって社団法人や NPO 法人等の運営団体 を設立して、スポーツ・文化芸術団体、大学、民間事業者、地域学校協働本部等と連携し て、学校施設を活用して行われる活動に、指導者を派遣する体制が考えられます。
- イ 総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、クラブチーム、プロチーム、フィットネズジム、民間事業者、大学や、地域のスポーツ・体育協会、競技団体、文化芸術団体など多様な運営団体・実施主体が、社会体育・教育施設や文化施設、自らの保有する施設を活用して、多様な活動に親しむ機会を確保し、中学校等の生徒が参加する体制が考えられます。

※なお、直ちに前記のような体制を整備することが困難な場合には、当面、部活動の地域 連携として、必要に応じて拠点校方式による合同部活動も導入しながら、学校設置者や学 校が、学校運営協議会等の仕組みも活用しつつ地域の協力を得て、部活動指導員や外部指 導者を適切に配置し、生徒の活動環境を確保することが考えられます。

2 休日の部活動の地域連携・地域移行の段階的推進

国のガイドラインでは、休日における部活動の地域連携・地域移行について、令和5年度 から令和7年度までの3年間を改革推進期間と位置付けています。また、改革推進期間終了 後において、部活動の地域連携・地域移行に向けた環境整備に係る進捗状況を評価・分析し、 継続して地域のスポーツ・文化芸術環境の充実に取り組むとされています。

県においても、国のガイドラインに基づき、令和5年度から令和7年度までの3年間を改 革推進期間と位置付けて、地域スポーツ・文化芸術環境整備のための取組を行い、休日の部 活動の段階的な地域連携・地域移行を進めます。その際、合意形成や条件整備等のため時間 を要する場合も考えられることから、地域の実情等に応じて可能な限り早期の実現をめざす こととします。

3 総合的・計画的な取組

市町においては、地域スポーツ・文化芸術団体、学校、保護者等の関係者からなる「協議 会」等を設置して、国のガイドラインや本県の方針を参考に、地域の実情に応じた新たなス ポーツ・文化芸術環境の整備方法等を示した方針等を作成し、できるところから中学校にお ける休日の部活動の段階的な地域連携・地域移行を進めていく必要があります。

また、県においては、休日の部活動の段階的な地域移行等に関する実践・実証事業等研究 の成果の普及を図るとともに、市町における取組の進捗状況を把握し、市町に対して必要な 助言、支援を行うこととします。

なお、中学校における休日の部活動の地域連携・地域移行について、あらゆる機会を通じ、 生徒・保護者・地域住民に周知・理解を図る必要があります。

Ⅲ 大会等の在り方の見直し

新たな地域クラブ活動を実施するにあたっては、活動の成果発表の場である大会やコンクール等 において、部活動の参加者だけでなく、地域クラブ活動の参加者のニーズ等に応じて、持続可能な 運営が必要となることから、以下の点に留意して見直していくことが望まれます。

1 生徒の大会等の参加機会の確保

- ア 中学校等の生徒を対象とする大会等の主催者は、生徒の参加機会の確保の観点から、参加 資格を学校単位に限定することなく、地域の実情に応じ、地域クラブ活動や複数校合同チーム・団体の会員等も参加できるよう、県大会、地区大会の参加資格の見直しが必要です。
- イ 大会等の主催者は、移行期において部活動と地域クラブ活動の両方が存在する状況におい て、公平・公正な大会等への参加機会を確保できるよう、複数校合同チーム・団体の取扱いも 含め、参加登録の在り方を決定する必要があります。

2 大会等への参加の引率や運営に係る体制の整備

(1) 大会等への参加の引率

【部活動】

大会等の主催者は、部活動における大会等の引率は原則として部活動指導員が単独で担う ことや、外部指導者や地域のボランティア等の協力を得るなどして、生徒の安全確保等に留 意しつつ、できるだけ教員が引率しない体制を整える旨を規定として整備し、運用する必要 があります。

【地域クラブ活動】

地域クラブ活動における大会等の引率は、実施主体の指導者等が行うこととし、大会等の 主催者はその旨を規定として整備し、運用する必要があります。

(2) 大会等の運営への従事(※参考文献④参照)

- ア 大会等の主催者は、自らの団体等に所属する職員に大会等の運営を担わせ、人員が足りない場合は、主催者が開催に係る経費を用いてスポーツ・文化芸術団体等に外部委託をするなど、適切な体制を整える必要があります。
- イ 大会等の主催者は、大会等に参加する学校や地域クラブ活動の実施主体等に対して、審判・ 審査員等として運営への参画を出場要件として求める場合は、参画することに同意する部活 動顧問や地域クラブ活動の指導者に対して、主催者のスタッフとなることを委嘱し、主催者 の一員として従事することを明確にする必要があります。
- ウ 教育委員会や校長は、大会等の運営に従事する教員等の服務上の扱いの明確化や兼職兼業の許可について、適切な服務監督を行う必要があります。地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、当該団体等の規定等に基づき、必要に応じて大会等の運営に従事する指導者の兼職

兼業等の適切な勤務管理を行う必要があります。

- エ 教育委員会や校長は、スポーツ・文化芸術団体の役員等として日頃から当該団体等の活動 に従事している教員等を含め、実費弁済の範囲を超えて報酬を得て大会等の運営に従事する ことを希望する場合は、兼職兼業の許可を含めた適切な勤務管理を行う必要があります。こ の際、学校における業務への影響の有無、教員等の健康への配慮から、学校での職務負担や 大会等の運営に従事する日数等を確認した上で、兼職兼業等の許可の判断を行う必要があり ます。
- 3 生徒の安全確保(※参考文献③⑦参照)
 - ア 大会等の主催者は、参加する生徒の健康と安全を守るため、大会等の開催時期について、 夏季であれば空調設備の整った施設を会場として確保し、そのような環境を確保できない場 合には夏季を避けるなどの対策を講じる必要があります。
 - イ 大会等の主催者は、夏季以外の季節であっても気温や湿度の高い日が少なくないことから、 各種目・部門の特性等を踏まえ、中学校等の生徒向けの大会等の開催が可能な環境基準として、例えば、気温や湿度、暑さ指数(WBGT)等の客観的な数値を示す必要があります。
 - ウ 大会等の主催者は、天候不順等により日程が過密になった場合は、最後まで実施することのみを重視することなく、試合数の調整や、途中で打ち切るなど、生徒の体調管理を最優先に対応する必要があります。

終わりに

「本ガイドラインおよび方針」は、現行の「三重県部活動ガイドライン」をベースに、国のガ イドラインで示された「部活動の地域連携」などの新たな内容を追記するとともに、地域クラ ブ活動について、現時点での方針の大枠を示したものです。様々な事情を抱える学校現場や地 域において、部活動改革を進めるにあたっては「複数の道筋」や「多様な方法」があることを前 提としています。

現在、中学校における休日の部活動の地域移行については、県と各市町で進捗状況や課題を 共有しながら取組を進めているところです。

県においても、国のガイドラインや「本ガイドラインおよび方針」を踏まえて地域移行を進 めていくこととなりますが、市町ごとに中学校の数や生徒数、部活動の種類、受け皿となり得 る団体、指導者や活動場所、移動手段の状況が異なり、直面している課題もさまざまであるこ とから、県として、画一的に推進していくことは難しいと考えています。

当面は、各市町と連絡調整を密にして、解決すべき課題を把握するとともに、好事例の情報 共有を図りながらどのような対応がとれるのか共に検討していくことが重要となります。

その上で、各市町や地域の実情に応じ、まずは部活動に外部の指導者を入れるなど「地域連 携」の手法から始め、可能な部活動から「地域移行」をめざすといった段階的な推進を図ること も視野に入れ、取組を進めていく必要があります。

県は、スポーツ・文化芸術団体をはじめとする関係者に対し理解と協力が得られるよう取り 組むとともに、市町における部活動の地域連携・地域移行に向けた取組が円滑に進むよう、引 き続き、市町の取組や課題を丁寧に聞き取り、解決策や支援策をともに検討します。

また今後、「本ガイドラインおよび方針」について、改革推進期間における取組の進捗状況お よび国の動向を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。 令和5年度~7年度改革推進期間における休日の部活動の地域連携・地域移行イメージ(案)

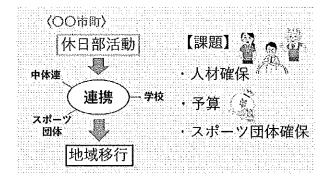
u,

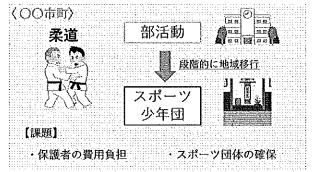
	令和5年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和8年度以降
	〇改革推進期間			
E				
	国庫補助事業等(財源確保)			
	中学校の休日の部活動の地域	中学校の休日の部活動の地域移行に向けたあり方検討委員会((協議会)の開催	大 振移管理 (1)
	部活動ガイドラインおよび新たな地 域クラブ活動方針の作成			
	指導者の資質向上等に係る研	る研修会の実施		人材育成
账	各市町担当者との意見交換会の実施	の実施		
	部活動の地域連携・地域移行	移行に向けた環境整備をサポートする	トするための相談窓口の設置	先進事例情報提供・市町への助言等
	地域スポーツクラブ活動体制	体制整備事業による市町の支援		
	兼職兼業の整備・実施			
	協議会の設置			
Ē	管内実態の把握、方針等の作成	ŭ		
	部活動の地域移行に係る周知(教職員、	(教職員、保護者・生徒及び地域)		〇協議会の定期開催 ・ 地域連携・地域移行の推進
· 译	関係団体等の協力のもと、部	部活動地域移行に向けての体制整備		・ も林麗祇・ お政策に の 海物 加加 ※ も お 当義 、 き 本 数 が に 6 林 浜 下 し
<u>×</u>	休日の部活動の段階的な地域)	地域連携・地域移行を開始		そうである。うちかっています。こととは空策とメージ図参照
	兼職兼業の整備・実施			

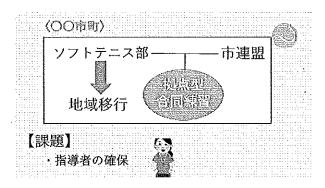
.

※市町・学校・忠语動によった、実施主体等が現在する見込み

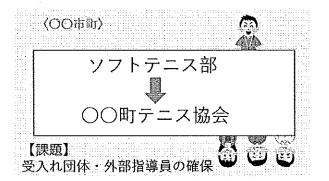
別紙 地域連携・地域移行イメージ図

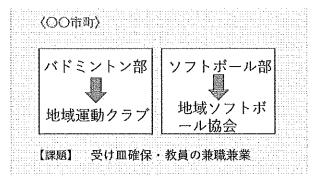


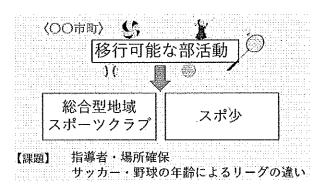


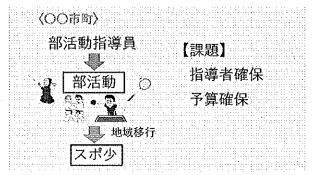


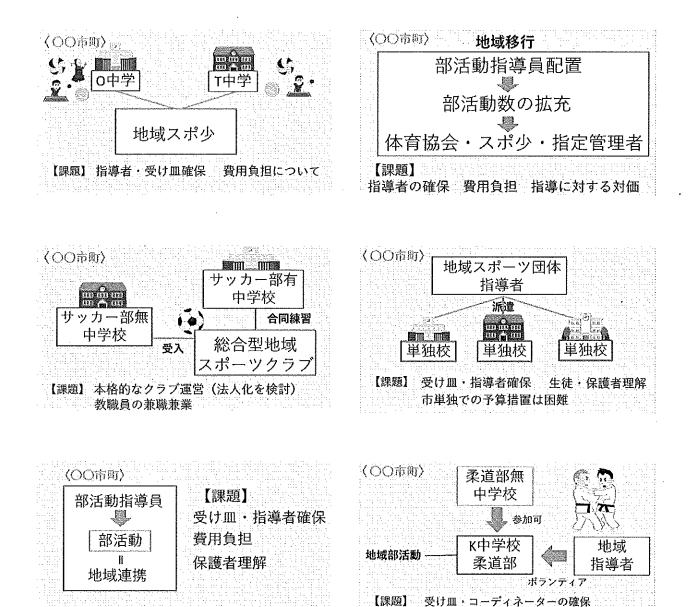
〈〇〇市町〉 「 「 「 「 」 「 」	
	男女バレーボール 拠点型合同部活動 他種目も
【課題】 受	け皿確保(民間クラブ・スポ少等)



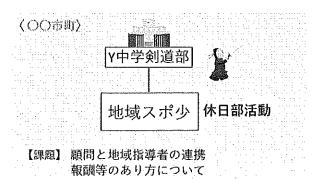








経費補助



. . •

·

報告 6

令和5年度全国高等学校総合体育大会等の結果について

令和5年度全国高等学校総合体育大会等に係る三重県選手の結果について、別紙のとおり 報告する。

令和5年9月21日提出

• •

三重県教育委員会事務局 保健体育課長

令和5年度全国高等学校総合体育大会等の結果について

1 令和5年度全国高等学校総合体育大会

(1)	日 程	令和	5年7,	月21日(金)から8月21	日(月)まで
(2)	場 所	北海	道・山	形県・栃木り	県・和歌山県	
(3)	三重県選手陸	Ħ				
	・団長	嶋田	`和彦	(三重県高省	等学校体育連盟 会	会長)
	・総 監 督	池田	庸祐	(三重県高等	等学校体育連盟 玛	里事長)
	・旗 手	中内	謙秀	(三重高等的	学校 3年 ソフト	テニス部)
	・参加競技	28	競技	(男子:2	7 競技、女子:2	5 競技)
	・参 加 校	5 03	校	(男子:4	5校、女子:34	校)
	・参加人数					
	選手(男	,子)	選手	:(女子)	役員・監督	参加総数
	307	名	2	27名		
		.1.⇒L ⊏	0 4 47		156名	690名

(4) 本県選手は、団体(学校対抗を含む)で14種目、個人で50種目の計64種目において、 入賞しました。

с,

'主な成績

団体(学校対抗を含む)

小計 534名

当 14 八子1	又対机を召むり			
成績	競技種目	性別	種別	学校名
優勝	陸上競技	女子	学校対抗(総合)	松阪商業
優勝	陸上競技	女子	学校対抗(フィールド競技)	松阪商業
優勝	テニス	男子	団体	四日市工業
優勝	ソフトテニス	女子	団体	三重
2位	水泳(水球)	男子	団体	四日市中央工業
2位	テニス	女子	団体	四日市商業
3位	体操	女子	団体	· 暁
3位	ソフトテニス	男子	団体	三重
3位	ハンドボール	女子	団体	四日市商業
5位	バレーボール	女子	団体	三重
5位	ソフトボール	女子	団体	伊勢学園
5位	ハンドボール	男子	団体	四日市工業
7位	水泳(飛込)	女子	総合	鈴鹿
7位	ヨット	男子	コンバインド	津工業

Æ	Ĩ
10	八

固 人			-	-		
成績	競技種目	性別	種別	•_ 氏	名	学校名
優勝	陸上競技	女子	やり投	曽野	雅	松阪商業
優勝	テニス	男子	ダブルス	本山	・水野	四日市工業
2位	陸上競技	男子	100m	緒方	英二	、鈴鹿中等教育
2位	陸上競技	男子	円盤投	藤原	琢磨	稲生
2位	陸上競技	女子	砲丸投	世古	櫻紗	松阪商業
2位	陸上競技	女子	円盤投	世古	櫻紗	松阪商業
2位	体操	女子	段違い平行棒	岡村	真	· 暁
2位	相撲	男子	100kg級	大山	蓮斗	宇治山田商業
2位	アーチェリー	女子	個人	北村	瑞貴	三重。
3位	陸上競技	女子	ハンマー投	藤田	唯愛	松阪商業
3位	体操	女子	個人総合	鈴木	望未	暁
3位	体操	女子	<i>ነ</i> ው ታን	岡村	真	暁
3位	新体操	男子	個人総合	山本灣	擊士朗	高田
3位	新体操	男子	リング	山本灣	醫士朗	高田
3位	ウエイトリフティング	男子	67kg級スナッチ	田島	佳	四日市中央工業
3位	ウエイトリフティング	男子	8 1 kg 級C& J	田島	宗	四日市中央工業
3位	レスリング	女子	47kg級	川村	百花	四日市四郷
3位	レスリング	女子	6 8 kg級	古田=	F沙都	白山
4位	陸上競技	女子	砲丸投	坂山	成	松阪商業
4位	体操	女子	<u>ው</u> ታኑ	鈴木	望未	暁
4位	新体操	男子	スティック	山本灣	警士朗	高田
4位	ウエイトリフティング	男子	67kg級トータル	田島	佳	四日市中央工業
4位	ウエイトリフティング	男子	6 7kg級C& J	田島	佳	四日市中央工業
4位	ウエイトリフティング	男子	81kg級トータル	田島	宗	四日市中央工業
4位	ウエイトリフティング	男子	8 1 kg 級スナッチ	田島	宗,	四日市中央工業
4位	ヨット	男子	レーザーラジアル級	髙島	楓真	津工業
5位	陸上競技	男子	1500 m	秋山	稟央	伊賀白鳳
5位	水泳(競泳)	男子	1500m自由形	山本	大地	尾鷲
5位	水泳(飛込)	女子	高飛込	伊坂	奏音	鈴鹿
5位	テニス	女子	シングルス	高山	摇	四日市商業
5位	ソフトテニス	男子	個人	南・	竹内	三重

女子	個人	大橋・岡	三重
			<u>#6</u>
男子	シングルス	北村 悠貴	白子
男子	7 1 kg 級	神谷 樹生	いなべ総合学園
女子	4 7 kg級	吉田七名海	久居
女子	5 3 kg級	渡邊ひさき	白山
女子	5 7 kg級	山内悠妃	白山
女子	ポイント・レース	森下 綾乃	津
女子	ロードレース	森下 綾乃	津 .
男子	走幅跳	田中 佑昇	近畿大学工業 高等専門学校
男子	やり投	松月 秀斗	伊勢学園
女子	やり投	川北海万梨	松阪商業
女子	ハンマー投	大陽和	伊勢工業
男子	3000m障害	杉本 憲亮	高田
女子	平均台	鈴木 望未	暁
女子	飛板飛込	伊坂 奏音	鈴鹿
男子	男子平行棒	西村 尚純	暁
女子	4 9kg 級C& J	野間 若菜	四日市南
女子	レーザーラジアル級	上 春香	津工業
男子	カヤックシングル200m	國分 翔天	桑名西
	男子 女女女子子 女子子子子子子子子子子子子子子子子子子子子子子子子子子子子子	男子71kg級男子71kg級女子47kg級女子53kg級女子57kg級女子57kg級女子ポイント・レース女子ロードレース男子走幅跳男子やり投女子ハンマー投男子3000m障害女子栗均台女子男子子平均肯女子男子平行棒女子女子男子女子の次アル級	男子71kg級神谷 樹生女子47kg級吉田七名海女子53kg級渡邊ひさき女子57kg級山内 悠妃女子ボイント・レース森下 綾乃女子ロードレース森下 綾乃男子走幅跳田中 佑昇男子やり投松月 秀斗女子ハンマー投大陽 和男子3000m障害杉本 憲亮女子平均台鈴木 望未女子男子平行棒西村 尚純女子男子平行棒西村 尚純女子レーザーラジアル級上 春香

2 令和5年度全国高等学校定時制通信制体育大会

(1) 日 程 令和5年7月28日(金)から8月21日(月)まで

(2) 会 場 明治神宮野球場(東京都)

駒沢オリンピック公園(東京都) 他

(3) 主な成績

団体(学校対抗を含む)

成績	競技種目	性別	学校名
5位	ソフトテニス	女子	徳風・大橋学園
5位	バレーボール	女子	徳風・英心
5位	バスケットボール	男子	みえ夢学園

個 人

成績	競技種目	性別	種別	氏名	学校名
5位	柔道	男子	65kg級	世古 涼雅	松阪

~

報告7

令和5年度三重県中学校総合体育大会の結果について

令和5年度三重県中学校総合体育大会の結果について、別紙のとおり報告する。

三重県教育委員会事務局 保健体育課長

令和5年9月21日提出

4

t

. . . • .

令和5年度三重県中学校総合体育大会の結果について

1 期 間

令和5年7月25日(火)~8月2日(水)

【上記期間外の競技】

- (1) 体操競技: 6月25日(日)
- (2) 陸上競技:9月30日(土)・10月1日(日)
- (3) 駅 伝:11月19日(日)
- 2 会 場

県内各地

3 主 催 三重県中学校体育連盟、三重県教育委員会、開催市町教育委員会

1

- 4 後 援 公益財団法人三重県体育協会 等
- 5 競技数

18競技

6 参加人数

約6,500人

7 大会結果

3位以上の入賞校(者)は次のとおり

	オニオ	相撲	州山坦	会に送	光唱	长长	ソフトボール		シュット・	中本	44.5		トーナームへ			新体操		休报禁止	軟式野球		ンンズポール	サッカー		バッケットボーウ	シントマングロンズ	计路代子	競技	
女	男	男	女	男	女	男	女	女	筅	女	男	女	男	女	漞	女	¥	男	男女	女	男	男女	女	篤	女	男		ط ل
第 (三 箚)	池(三	*##按*#"->少年团 (地 城)	嬉野(松多)	神 戸(鈴 龟)	松阪市武道館 (地 域)	三 雲(松 多)	明 和(松 多)	小保BJC(伊度)	倉 田 山 (伊 度)	久居東(津)	橋南(津)	小俣(伊度)	松阪中部(松 多)	海 星(三 泗)	海 星(三 泗)	白子(鈴龟)	陵 成(桑員)	有 馬(熊 南)	補 星(三 泗)	羽	菰 野(三 泗)	西朝明(三初)	国日市必ノール学院(二)初日)	四日市バノール学院(三)初)	羽	多 気(松 多)	第 1 位	ļij
) 釒	三重クラブ(地 城)	神 戸(鈴 龟)	山手(三初)	菰 野(三 泗)	三流(三初)	白子(鈴龟)	ときわ BC(地 城)	小保BJC(伊度)	御 浜 (熊 南)	三重大附属(津)	大 台(松 多)	創徳(鈴亀)	飯 南(松 多)	久 保(松 多)	四日市メリノール学院(三 泗)	暁 (三 泗)		****~**~ルッジブ (地 城)	白 子 (鈴 龟)	四日市南(三泗)	FC VALOR (地 城)	千代崎(鈴亀)	桔梗が丘(伊賀)	陵 成(桑員)	殿 町(松 多)	第 2 位	重県中学校総合体育大会成績
三、呉	き りょう うちょう うちょう うちょう うちょう うちょう うちょう うちょう	志藤(物	田	安(桑	矢 渕(熊南)	野 (三	田丘(伊	太 Jr.(地	浜(伊	御浜(熊南)) 伊	尾	久 居 東(津)		創徳(鈴龟)				名 張(伊賀)	白子(鈴龟)	橋北(多 度 (桑 員)	橋北(津)	朝日(三初)		第	[覧(団体競技)
	囷	(鳥志)・磯部(鳥志)		和((校	安 (寮	へ ※	人 居(津)	南が丘(津)	丘(伊	久 居 東(津)	桜 浜(伊 度)	保(伊	人 保(松 多)	大 安 (桑 員)				厚 生(伊 度)	四日市南(三泗)	龟 山(鈴龟)	多 気 (松 多)		多 度 (桑 員)	/		3 位	

	图展	國口	= +			(()	() (録	明)	題)	С Ш	小		国際	記	副	(」	- 207)	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	(E/	ĸ	(П	一									(悠						ź	BIC)		(撥	(紀	風(() 紀	4	2
	大衣 開		*	る			設い		鈴	X	Ш		ш	Ł	臣	范	ピンフトラ	2	Y,		龟	傾									ж				★ ^ ★ *		Ŧ	小侯		拒	¥	<u>ل</u>	к	ŧ	£
	医梗	取 べ		小約	た城		周	夢() 狂(道 ()	لے ا	てきる) #K[) 會	Ъ С	े म	×- RH∶		沃	- (剄	規(ふし) 南				 赋	- ` ¥≺	類	() 徐	54	<u>ت</u>) 供) 米	₫(† 	- 王 二	ш Ш
	畑 全 住 会																± 11-														心 歯							村田					×.	国	
3 位	ΚΞ		- - - - - - - - - - - - - -																				(-		₩ 				Ξ¥	× =	*	<u>к</u> и ј		×	₩ 	(夏	 53	数数	推
嚻	大附属	#	8.炒	£ ₩	5	黩	*	硢	塷	衛	邂	¥	ξų(联	₩	欷	Ř		H 日 賀	-	掙		雪	۴ľ		י ע ג		旧	成	躛	Ā	R	R)				ר ק	BJC		₽ 按	卅	礅	イ 王	24	Į.
	単 目 程	撤	Æ fil	ĸκ	錭	神	逶	Д Д	菰	橔	\$\$	¥	11	Å	к	極	면	-	r G B	r	橇			Кł		幫	1	橋	ß	11)	祩	Щ	Щ		<u> </u> 		小 決	小 (中		谁	П	銁		ŧ	£
Vo.1	後 道 (1	1	1	1.					Į		ļ	Л	- 1		進 天	- [- 1			1		1	[]			- [-	- 1	話を行く			茶 乃(- 6	1			金素	
へ通日	影瓶	Ħ	=	<u>ب</u>	繼	草草	く 広	篽	Ħ	æ	#	图	畿	æ	邅	#	3.	[00	α	嬼	函	Ē	¥	Ę	K)	≣⊟	搐	н Т.	嬼	Ħ	攭	友	ţ,	Ł	Шģ	₽ ₽	¥	题	Ħ	¥	#	¥	Ħ	a ki	壚
	¥≞ ()()			\downarrow				<hr/>					~				~		~	<u>, </u>	(_		┽	\downarrow	╞	~			\square		4	┽	~	╞	-	~			_			$\overline{}$		
蔥 一 児	槒 内击			東部の			.#ł	E.	¥	兜	钒	¥.	氏間	l	璨	餆	Ц Ц		Ϋ́	Ķ	ξŞ.	L.	S.	m	ÚT.	5) 4	2 HB	话	が 日 日	挭	圅	臣	Ξ,		展 <u>10</u> 00	Ē	E E	to BC		瑀	E		密	#	R
乙(小)以)通 2 位	題	んな	<u>ال</u>	<u>下</u>	[11] 	志)	」	(朝	¥	(菰	×	*	钧	¥		1 	(金 (金	1	致し	ž	(多	埋し	を	聖	1	による	横)	· 酸	風)	(限	(첊	医	() () ()	<u>酸</u>	- - - - - -		ب 1	∜ -7)	- 1	11	E U		史)	, ,	~
<u>本</u> 一一第	地 路 相 加 和		1	վո			奏	.			¢		W		⊞∦		逐任							製				ku	ĸ	t 1		- 1			- F			乃一愛			- 1				1
子文郡回	金石石	₩Į		刻丟	Į.	t) I	櫁	嬼		к		œ!)		通道	- 1						围	-		ł	櫢	彾	民		- 1			1			大 : 石 :					₽⊅	*	シーラ
東田子	<u>(</u>)	() () () () ()	<u>Z</u>			館)	御	鏢)	淹)	∩ ¥	館)	篦)	XI ~	<u>ま</u> つ	来)	势)	割)	\ \ \) () () ()	í IL				「「「「」」			通)	成)	摘)	高く	高く	御				BJC)	-	☆ ()	一別	利	()		
11						衵					闼	氥					日盤						要素	被	7		8								е Щę	n K	-17	会 日 日		軲					
∰ ● ●	繁 (補 (補	\vdash	≁	- -	\sim		~	\sim	\sim	\neg	니	\neg	-	4	\neg)	\sim	1	+ 	~	-	\sim	ᆉ	4	个	个		\sim	\sim	М	\sim	∽∤		-			-	1 	·	<u>損</u>) レ	~	\sim	\sim		-
<u> </u>		() (注 ()	東京	F81	8	E	紁	晴さ	扺	衔	慾	羽	¥	歙	巚	Ą	茶 茶		傟	t,	帮	Ħ	ト	楽	\$. +	〈衣	漢	搖	鞣	ła	桊	笣	Ő!	Ē	即日	積	R R	; #	\$	璨	蒹	Ж		4	~ ₩
	塔 花 在	菜 構 日日					援 川											橼			1	- 1	- 1	-			1	1		1 1			- 1	- 1	ヨ田 夏券		۲ H		- 1) 第			川 地 仇	町辺	
	ι ν ιγ																И	,	М	•	ł	忭		á	E H	t B	4	ά,	遇	包	行椿	包		2	曲泊	łł	Х́	祾		掖	<i></i> Ч Х		ŕ ĸ	1	<
		- 50kg	- 601-0	• 66kg	- 73kg	• 81ke	- 90kg	+ 90kg	• 40kg	- 44kg	- 48kg	- 52ke	- 57kg	• 63kg	- 70kg	+ 70kg										4.	2			钧	主い		7	*			•				1 1 1	、ング	л ж	х Х	
m	男女																围		4	ζ.	男	*	彩	9	20 11	<u>4</u> 6	翁	₽	跳	1 1	遼		2	(R4	< 2	R	女			お		· 密	•	
箍	番			ER.	-		4	•		í		*	 \{	f	t			۲ ۲	<	-	将		1	-:- -:-					× 1				款				<u>~</u>					السسي	ĸ		nún.
								おい	法运									ነት 									存裝照拔						Ŕ				3 11						ų		
	뉵							P	κ π	_	_							; 1				2	_	_		:	使	_	_	_		1	幣				۲ ۲			甲		_	讣		

`

.

ŗ

																2	*																		
																2	Ŕ																	嬑	
	1942								- +	¥۱	• •	У́	嶽											÷	彤	•	栥	巍						技種	
•	女・3音		• 31	M R	F R	メドレー	會 〉		76142	1 22 0	出彩 成	U VIA E	きょう きょうしょう			当由法			M R	רד דל	メドレー	窗 入		ノキーキン	14	本伝生	H M	権会権			は日日			Ē	
na 家 込	我故我议	型装心	安安 我 这	400 m	400 m	400 m	200 m	200 m	100m	200 m	100m	200 m	100m	m008	$400 \mathrm{m}$	200 m	100m	50m	400 m	400 m	$400 \mathrm{m}$	200 m	200m	$100 \mathrm{m}$	200 m	100m	200 m	100 m	1500m	400m	200 m	$100 \mathrm{m}$	50m		
					灮				•		冹	¥	¥	围	¥	圉	마	凤		<i>W</i>	苶	¥	착	瘎	別名	阳的	内	内	衣						
				墩	犎			ľ			政								汹	浽							固本								合才
				-#	₽		祥 破				華							嘶	毌	- 11		遍 讨					F i				1 1			第 1	合和5年度
				怺	赤	(三重大附	(久保		(西篠豆	(西橋日	(西橋日	「「「」」。 「「」」。	44 一章	● 臣)	(三重大附	(西橋P	(器町	贸	₩	孙	日時((光風	日時()	(五十金	(南が丘	(南が」	(東員第	(東員第)	(二見			žć	(南が王		
				校	挍	「溷中)	₽ 	₽)	」 中)	四 中 一	四 中)	日)	₽)	日)	「風中)	ら 中)	中)	西中)	欵	绞	₽)	₽)	日)	中)	户 中)	r 中)	 日)	 中)	中)	日 (上)	₽)	r 中)	中一		中学学
				쨣	襕	,			;							1	XIII		樹	覈	궠	牥	踘	议	[1]	[1]	涵	畓	甶	奋	B	相	-10		い総合な
				垠	南	STA	^				围	堽	⊤					머	踋	펵		E					三星	1	11]][三米	三米	漸	有方
			ŀ	- 11 -			ч 4				業日			E			香雪	抽燃	-13			摄源	t I				大郎	r 1			1 1		極人	2	金成績
				ψ	赤	(四日市村	(陵成	(四日市	白織)	▼ ○ () () () () () () () () () ()	() () () () () () () () () () () () () ((三重大	(三魚大	キモィイネ)	(倉田	(際町	(松阪	(山)	₩	ψ) 日 子	日陸)	(王 十	(多 気	(久保	(久保	(桔梗が	(桔梗が	(源西	(潮西	(名服	日助(Ŕ	—)))
				权	" 校	第七中)	(中 (中)	「南中)		" 中)	r 中)	年夏日)	所國中)	* 7中)	丘中)	, 中)	西中)	山手中)	权	权	 ₽	- ₽)	いちょう	。 中)	作 中)	、 中)	近中)	近中)	(中)		北中)	- 中)	击)、		個人種
				随	陵			-	-	-								瑛		遊	×	¥	ж	儲	朱	파	×	液	班	国	\$	淡	, ×		Ē
				ш	决	$^{\wedge}$							業					槒 消	巴	啣							灗								No.2
				-#					i .	E	E 1		F	1				心 後		1		5					承日								
				小	赤	(凝	(送 ()		(ギ イ	(千个	(韓	(朝	(朝)	(羽	(會日	(湖	(阿	4jk	*) 聚	(粥	()/) 衣	Ê	(赤	́ж	(尾	(暁) 在 石	(及	(菰	(光	第	
						₹₽;	Л	婰	東市	和	る	齨	貂	ш	僌	Ē	迅	中			閂	멱	闽	뾼	₩	ш	峾	R		造	颽	嘢	風	ω	
				_		C				C		0			Ű		[C	C	C	Ŭ	Ĵ	<u> </u>	C	C	C			9		Ŕ	
													/															_	/						
						_		/	/	/													/	/	/										
					_															_	_														

第45回東海中学校総合体育大会の結果について

第45回東海中学校総合体育大会の結果について、別紙のとおり報告する。

令和5年9月21日提出

三重県教育委員会事務局 保健体育課長

ĥ

.

第45回東海中学校総合体育大会の結果について

1 期	間	令和5年8月5日(土)~8月10日(木)
2 会	場	東海4県各地
3 主	催	東海中学校体育連盟、開催各県教育委員会、
		開催各市教育委員会、東海関係各競技団体
4 後	援	東海各県スポーツ協会
5 主	管	開催各県中学校体育連盟、開催各県関係競技団体
6 競技種	目	16競技
7 参 加 人	数	約1,200人(本県からの参加者)
8 大 会 結	果	3位以上の入賞校(者)は次のとおり

【団体の部】

順位	競技種目名	性別	中学	≜ 校 名
		男子	四日市 メリノール学院	(四日市市)
1位	バスケットボール	女子	四日市 メリノール学院	(四日市市)
	ソフトボール	女子	明和	(明和町)
2位	体操競技	女子	陵成	(桑名市)
<i>ሬ ነኴ</i> .	バドミントン	男子	小俣BJC	(地域)
	バレーボール	女子	海星	(四日市市)
	柔道	男子	三雲	(松阪市)
	朱坦	女子	松阪市武道館 柔道教室	(地域)
	バスケットボール	男子	桔梗が丘	(名張市)
		女子	千代崎	(鈴鹿市)
	ハンドボール	男子	菰野	(菰野町)
		男子	南	(四日市市)
3位		女子	羽津	(四日市市)
	軟式野球	男子	海星	(四日市市)
	机工作的	男子	橋南BC	(地域)
	剣道	女子	嬉野	(松阪市)
	体操競技	男子	有馬	(熊野市)
	バドミントン	男子	倉田山	(伊勢市)
		女子	小俣BJC	(地域)
	相撲	男子	津相撲スポーツ 少年団	(地域)

【個人の部】

順位	、の部 】 競技種目名	性別	種別	選手名	学	校名
1位			50kg級	山科裕紀	三雲	(松阪市)
- 12.	柔道	男子	60kg級	岡煌陽		(松阪市)
	不過	女子	48kg級		松阪武道館	(地域)
			3年100m	山本卓磨	白子	(鈴鹿市)
			200m		五十鈴	(伊勢市)
		男子	2年1500m	加田蒼	楠	(四日市市)
			4×100 mR	自子中学		(鈴鹿市)
	陸上競技		100mH	館 絢香	一志	(津 市)
		r	4×100 mR	小俣中等		(伊勢市)
		女子	低学年4×100mR	小俣中学		(伊勢市)
		•	砲丸投	小川莉緒	東海	(志 摩 市)
			平泳ぎ100m	坂倉 百華	西橋内	(津 市)
	水泳	女子	バタフライ100m	奥田 真由	西橋内	(津市)
			個人メドレー400m	水谷 紗也	三重大附属	(津 市)
2位	卓球	女子	·	遊佐 映月	光陵	(桑名市)
	柔道	男子	66kg級	広瀬 瑠海	三雲	(松阪市)
	剣道	女子		濱崎 亜子	<u>———</u> 神戸	(鈴鹿市)
	体操競技	女子		棟田 琳音	三滝	(四日市市)
		男子	—	平賀 瑛大	津相撲スポーツ少年団	(地域)
			1年100m	北尾琥太郎	五十鈴	(伊勢市)
		男子	110mH	鎌倉 舞飛	多気	(多気町)
			走高跳	伊藤 天丸	平田野	(鈴鹿市)
			1年100m	北村 環奈	桔梗が丘	(名張市)
	陸上競技 		2年100m	三輪 芽咲	正和	(桑名市)
		+-7.	200m	西嶋 夏鈴	小俣	(伊勢市)
		女子	800m	坂本 美來	山手	(四日市市)
			1500m	是枝 愛香	内部	(四日市市)
			走幅跳	瀬戸山萌花	一身田	(津 市)
		男子	自由形1500m	衣笠 陽葵	二見	(伊勢市)
	11.612	701	背泳ぎ100m	石垣 柊門	東員第一	(東員町)
		女子	平泳ぎ100m	安居 茉白	羽津	(四日市市)
3位	卓球	男子		松生 翼	橋南	(津市)
	柔道	男子女子	81kg級	大坪星之介	芸濃	(津市)
			90kg級	三浦 奏瑚	成徳	(桑名市)
			90kg超級	田端晴之介	三雲	(松阪市)
			52kg級	今西 希実	木本	(熊野市)
			63kg級	南 玲衣	木本	(熊野市)
		女子		喜多 柚妃	神戸	(鈴鹿市)
		⊞ →	シングルス	<u>池山 橙希</u>	倉田山	(伊勢市)
	バドミントン	男子	ダブルス	森 積喜	南が丘	(津市)
		田マ		山下晃輝		
	相撲 陸上競技	<u>男子</u> 男子		<u>森口義仁</u>	三重クラブ	(地域) (地域)
			1年100m 低学年4×100mR	木下 奏入 崇広中学	走りの学校MIE きな	<u>(地域)</u> (伊姆志)
			低字年4×100mk 棒高跳			(伊賀市)
		女子		<u>濱地 秀都</u> 倉井 彩羽	小俣	(伊勢市)(伊勢市)
			 砲丸投		- 城田 伊熱宮田	
				<u>永田 麗紗</u> 居田 光生	伊勢宮川 南が丘	
	水泳	男子	日田形50m 背泳ぎ200m	<u> </u>	南が丘	(津市)
		女子	<u>育泳さ200m</u> 背泳ぎ200m	<u>和川光太郎</u> 永井 茉裕	桔梗が丘	(名張市)
			- 育泳さ200m 平泳ぎ100m	<u>水开 未俗</u> 横山 楓		(松阪市) (公晤古)
			十四日 100m	(1911) (1911)	千代崎	(鈴鹿市)

報告 9

令和5年度全国中学校体育大会の結果について

令和5年度全国中学校体育大会の結果について、別紙のとおり報告する。

三重県教育委員会事務局 保健体育課長

令和5年9月21日提出

.

.

令和5年度全国中学校体育大会の結果について

1 期 日 令和5年8月17日(木)~8月26日(土)

2 開催地 四国ブロック各府県

3 主 催 (公財)日本中学校体育連盟、全国関係競技団体、開催府県教育委員会、 開催市町村教育委員会

- 4 主 管 四国中学校体育連盟、 開催府県中学校体育連盟、開催府県関係競技団体 等
- 5 後 援 スポーツ庁、全日本中学校長会、全国都道府県教育長協議会、 全国市町村教育委員会連合会、全国新聞社事業協議会 等
- 6 競技種目 16競技
- 7 参加人数 約220人 (本県からの参加者)

8 大会結果 ベスト8以上の入賞校(者)は次のとおり

【団体の部】

順位	競技種目	性別	学校名
優勝	バスケットボール	男子	四日市メリノール学院
3位	バスケットボール	女子	四日市メリノール学院
5位~8位	ソフトボール	女子	明和中学校
ベスト8	相撲	男子	津相撲スポーツ少年団

【個人の部】

	順位	競技種目	性別	種別	選 手 名	学校名
	優勝	陸上競技	女子	砲丸投	小川 莉緒	東海(志摩市)
	2位	陸上競技	男子	2 0 0 m	泉 裕人	五十鈴(伊勢市)
2	3位	陸上競技	女子	4×100mR	角田ルビイ 橋本 千嬉 曽野 想 西嶋 夏鈴	小侯(伊勢市)
	,	水泳競技	女子	100mバタフライ	奥田 真由	西橋内(津市)
		柔道	男子	5 0 kg級	山科裕紀	三雲(松阪市)
		柔道	女子	4 8 kg級	瀬古 恋奈	松阪市武道館柔道教室(地域)
		水泳競技	女子	400m個人メドレー	水谷 紗也	三重大附属(津市)
	4位	陸上競技	男子	四種競技	向原 悠斗	玉城(玉城町)
		体操競技	女子	跳馬	棟田 琳音	三滝(四日市市)
	7位 -	陸上競技	男子	四種競技	川合 幸樹	菰野 (菰野町)
	1 11	体操競技	女子	段違い平行棒	棟田 琳音	三滝(四日市市)
	8位	陸上競技	女子	2 0 0 m	西嶋 夏鈴	小俣(伊勢市)

-) .